

# 金光教學

金光教教學研究所紀要

39

1999

金光教教學研究所



# 金光教学 —金光教教学研究所紀要—

1999

No. 39

神前奉仕開始後の広前の周辺

—東長屋・「宮」建築など諸経費支出の背景—

……金光 和道…… 1

日系金光教信奉者の抑留とその諸相

—一世信奉者の体験を中心にして—

……金光 清治…… 36

「家」「稼業」の変容と信仰

—長谷川まつに見る明治期東京布教の一側面—

……高橋 晴江…… 73

普通選挙実施前夜の社会運動家達と金光教

—「社交桜心会」から問われる本教信仰の意義—

……佐藤 武志…… 110

---

発表記録

国家体制と「宗教」

—金光教における「近代」の経験—

……佐藤 光俊…… 158

---

平成10年度研究論文概要…………… 178

紀要掲載論文検討会記録要旨…………… 189

彙報——平成10.4.1～平成11.3.31——…………… 191

(第26、30、33、38号正誤表 p.204)



# 神前奉仕開始後の広前の周辺

—東長屋・「宮」建築など諸経費支出の背景—

金光道

はじめに

安政六（一八五九）年一〇月二日、赤沢文治は「死んだと思うて欲を放して、天地金乃神を助けてくれ」（「金光大神御覚書」九—3—4。以下「覚書」と略記）というお知らせを受け、農業をやめて神前奉仕に専念する身となり、世間の難儀な氏子を取次ぎ助けることになる。それから一年少々を経た後、田地を売却するが、その理由については、神を拝み始めると何故農業をしないのかと親戚の者が言うので、耕地をなくしてしまえば作れとは言うまいと考えて売却したとし、売却はただ名目だけで、代銀は全く受け取らなかつたとされている<sup>①</sup>。そして、これは「死んだと思うて欲を放して」との神からの委託を受けて、その旨を了承しての内容と解釈されてきた<sup>②</sup>。しかし、今日では「お知らせ事覚帳」（以下「覚帳」と略記）によつて、東長屋の建築をするために、田地を古川家に売却して費用を支払つたことが分かることとなつた<sup>③</sup>。しかも、田地売却の代銀は受け取らなかつたのではなく、後述するように一般の取り引きからすれば、むしろ高額であつたと思われる。すなわち、「欲を放す」という内実は、金銭にこだわらず、やみくもに神まかせにする、という信仰実践と解されてきたのは、短絡的な解釈であるとしなければならぬであろう。むしろ、安政六年から幕末にかけての文治の行為は、神前奉仕後の生活の変化に伴つて、新たに浮上する問題、即ち、参拝者の増加に伴う施設の充実、また、参拝者の願いに十全に応えられるように布教の合法化を執拗に求めている姿としてあつたのではないかと考えら

れるのである。

先の拙論<sup>④</sup>では、赤沢文治の大谷村民としての農業生活について、断片的な資料からではあるが、家督相続から農業をやめ、神前に奉仕するまでを窺った。ここでは、今日まで強調されてきた実意丁寧な文治よりも、勤勉によく働くと共に、先を見通して農業経営の判断をし、ここという時に打って出る積極的な農民像が浮かび上がってきた。本稿では、先の拙論では触れ得なかった、文治の生活の変化に適応し、いわば、したたかとさえみえるほどの周到な姿を更に明らかにするため、まず、安政六（一八五九）年以前における文治の田地獲得のありようを述べておきたい。続いて、彼が神前奉仕を始めた当初、具体的にすすめた東長屋や二間四面の「宮」の建築などの具体相をみて行きたい。そのことにより、神前奉仕直後から幕末にかけて神の意を受け、文治が取り組んだことの一端が明らかになればと考えている。<sup>⑤</sup>

なお、（一）内には出典や資料番号、筆者の注などを記載した。また、教典の引用箇所は、章（または類・伝承者）・節・項番号を示した。

## 一、赤沢文治の田畑購入について

文治は、天保七（一八三六）年八月、二三歳で養父の後を受け家督を継いだ。その四か月後には隣家の古川とせと結婚、更に三か月後には風呂場・便所を建築した。また、この年は飢饉の年であり、困窮して田畑を売り渡したり質入れする者が増えている中、文治は川手秀太郎から田地購入の契約をした。しかし、実際に経費を支払って入手したのは二年後である。普通は年末に証文を入れて翌年に、もしくは証文を入れると同時に所有権を移動させるが、二年も経ってからしか入手できなかったことは、売り手との交渉に時間が掛かったことはもとよりであろうが、それに見合う経費の準備が出来なかったからであろう。以下、文治の田地購入についてみて行きたい。

田畑や山林の売買や質入れに関する村の記録である「田畑山林質入売渡奥印帳」<sup>⑦</sup>（以下「奥印帳」と略記）によれば、

天保三（一八三二）年正月から文久二（一八六二）年二月までの三〇年間に、田畑や山林の「売渡」「質入」「分地」「譲渡」などについての記載が一二四件確認できた。この中に文治のものについても記載されている。天保九（一八三八）年に文治が入手したのは、畑一二坪と古新田一反（二部分は畑）である。「奥印帳」には、前者は「譲渡」、後者は「二十年外請約定売渡」となっている。

文治が購入したこの二件について、他の契約との関係で分析を試みたい。先ず前者の「譲渡」の契約についてみると、「奥印帳」に添付してある手紙から、この契約は金銭の授受の伴わないものであることが分かる。その一六二四件の内、質入を除き売買金額が記されていないものが一八四件あり、この内、七一件は「分地」「位牌料」などのため、金銭の授受がないものである。残りの一一三件には「譲渡」「売渡」の契約や、名義変更のメモ風の記載があるものが含まれている。これらは、何故金額の記載がないか不明であるが、必ずしも金銭の授受がなかったとは限らないと思われる。とすれば、金銭の授受が伴わない土地所有者の変更は更に減るであろうから、文治の「譲渡」の契約は極めて稀な場合であることが窺える。

後者の「二十年外請約定売渡」は「同（天保）九戌年九月四日奥印」の日付になっているが、九月に田畑を売買する例は少ない。何故この日に購入したのか、その理由は不明であるが、金銭の工面ができたからであろうか。更に詳しく、「二十年外請約定売渡」についてみて行きたい。これは、二〇年以上経てば、売買時の購入代金と引き替えに耕作地を売り主に返却するという付帯条件での売買契約である。天保三年から文久二年までの三〇年間で、年数を限つての「売渡」や「質入」は二五九件あり、その内訳をみると、一〇年を期限としたものが全体の約四割を占めて圧倒的に多く、次に一年、五年と続く。「二十年」を限つた売買は一〇件あり、二〇年以上のものを含めても一五例、全体の約六パーセントに過ぎない。このように、文治の「二十年外請約定」は、全体でみると極僅かで、一年、五年、一〇年など、比較的短期の契約が多いことが分かる。耕作地拡張を意図する購入者にとっては、年限が長い契約ほど有利であるが、二五歳の文治にしてみれば、この二〇年という契約は、遙か先のことで、購入したものと変わらない意識であったのでは

種類	年月日	収穫高(匁)	売 値(匁)	誰から誰へ	一石の値段(匁)
外請	天保8年2月18日	1300	700.00	秀太郎から要右衛門宛	5384.6
外請	天保9年9月1日	6040	712.87	秀太郎から磯右衛門宛	1180.2
外請	天保9年9月4日	7175	606.00	秀太郎から文治宛	844.6
外請	天保9年12月26日	?	1450.72	清四郎から仁吉宛	?
外請	天保14年12月25日	8365	1324.00	三郎治から元蔵宛	1582.8
外請	天保14年12月28日	150	540.00	清太郎から沢蔵宛	36000.0
外請	嘉永3年12月14日	7933	1950.00	剛吉から林蔵宛	2458.1
?請	安政6年2月21日	3361	2150.00	栄七郎から音十郎宛	6396.9
内請	万延元年2月27日	140	300.00	義右衛門から四右衛門宛	21428.6

なかるうか。実際にはこの田は安政四（一八五七）年には文治の手から離れ川手秀太郎に返却され、分家の直蔵名義になっているが、この時、文治はかつて購入時に支払ったと同額の六〇六匁を手にしたこととなる。

次に、この売買に文治が要した六〇六匁という額について、一般的な相場に照らしてみても、この額の上に押印があるので、この額の証明を庄屋がしていることになる。先の一六二四件の内「二十年」に限った売買は一〇件であり、その売買価格などを上記の表にまとめてみた。

この表から、文治の売買は、収穫高で多い方から三番目、価格では安い方から三番目となる。これを一石あたりの割合にしてみると、八〇〇匁余の価格となり、最低である。このことは、収穫高に比して極めて安価に田地を購入したことを示すものである（別表1参照）<sup>⑫</sup>。

しかも、この田畑は、売買が成立したと同時に三一四・六四匁で秀太郎に質入れしている。従って、文治は二九一・三六匁を秀太郎に支払ったのみである。そしてなにがしかの利息を加え、三年七か月で質入れた耕作地を受け返している。このように、耕作地を購入した後、直ちに質入れする例は、一六二四件の内三五例が確認できたのみで、頻繁になされて

いたわけではない。購入費以上の額を質入れした場合や、安く買って高く売った場合もなくはないが、多くは耕作地あるいは山林を購入して、その一部または別な耕作地を質入れして購入費の一部、あるいはその全額にあてる場合が通例である。耕作地は購入したものの、代金が支払えないから質入れするわけである。出来るだけ質銀を安価に押さえておけば、利息もそれだけ安くなるわけであるから、この時支払った二九一匁余が、文治の支払える最高限度であったと推定できる。<sup>15)</sup>

以上、天保九（一八三八）年の「二十年外請約定売渡」の契約について述べてきたことから、これに対する文治の姿勢についてまとめておく。この時の売り主である川手秀太郎は村一番の豪農で、「御物成帳」「小割帳」で計算すると、当時村の一五パーセントの耕作地を所有していた。これは、没落農民の耕作地を集積した結果であるが、その売買契約において田畑の購入価格は安く、売却価格は高くなっている傾向が窺える。<sup>16)</sup> 高く売却して安く購入する傾向にある川手が、何故安価に文治に田地を売却したのかは不明である。しかし、結果として「譲渡」「二十年外請約定」という契約、六〇六匁という値段<sup>18)</sup>、購入後直ちに質入れする方法で、文治は契約の二年後に耕作地を手にしたのであった。これは、川手との良好な関係から可能になったとも考えられるが、むしろ文治が川手の主張を鵜呑みにせず、自らの経済力を最大限に生かした入手方法を検討して交渉し、川手を納得させたといつてよからう。このように、種々の工夫を凝らしながら、何としてでも耕作地を手に入れようとする周到な文治の姿が窺える。

続いて文治が耕作地を手に入れるのは、四〇歳の嘉永六（一八五三）年末である。これは、下淵横道東下の田六畝一三步（高四斗五升）を、仲治から二貫七〇六匁で購入したものである。<sup>19)</sup> これは、先に述べた三〇年間の一六二四件の売買の中から、解読不可のもの、金銭が記載されていないものを除く一四一八件の売買の中で、金額が大きい方から九一番目となるため、かなり高額であることが分かる。この購入は、「二十年外請約定売渡」の契約が四年後の安政四（一八五七）年に切れることを見越してのことと考えられる。ここには、天保九年の売買時とは逆に、田地を確保するという目的を達成させるためには、大金を使うこともいとわないう文治の姿勢が窺われる。これは文治の生活の余裕か

らくる耕作地獲得の姿勢の変化であろうが、かつて天保九（一八三八）年、自らの最大限の財産を使って田地の購入という目的を達成させたという意味では今回も同様といえる。

以下、章を改めて、文治が、大きな金銭の支出を伴った、文久元（一八六二）年の東長屋建築、元治元（一八六四）年の二間四面の「宮」建築などを進める中で、如何なる態度をとったのかを窺って行くことにする。

## 二、田畑の売却と東長屋の新築

文治は、万延元（一八六〇）年に古川八百藏に田地を売却した。石高は六斗八升五合四勺で、売却額は一貫六〇匁である。<sup>②①</sup>「奥印帳」により万延元年一月十九日に売買契約をし、翌文久元年、所有権が移ったことが分かる。田畑の売買、質入れは、一二月の大晦日あるいはその数日前の契約が大半を占めるが、一二月十九日の奥印であるから、金銭に窮して売却したものではなく、前もって売却する心算であったことが窺われる。先に記した天保九年に川手から「二十年外請約定」で文治が購入した高六斗八升の田は、六〇六匁であった。売却する田地の高は、六斗八升五合四勺であるから、大体同じ收穫量である。しかし、印でもって証明した売却高は一貫六〇匁であり、購入価格の約一・八倍弱である。<sup>②②</sup>売却しようとするば買手には有利、購入しようとするば売り手に有利であるのが一般的傾向である。売買の契約がなされるのは、別表1で示したとおり、石高（耕作地の広さ）と価格にはそれほどの相関関係は窺えず、両者が納得した上で、価格が定まったようである。先の一四一八件の売買の中で、文治の売却額の一貫六〇匁は、上から二七番目であるから、安価であるとは言えないであろう。この田地を売った銀と、万延元年八月に瀬次郎から質取主として貸していた五〇〇匁<sup>②③</sup>にいくばくかの利息を加えた一貫五六〇匁余が手元にある中で、翌、文久元年正月に東長屋建築のお知らせを受けるのである。

次に田畑売却の背景を窺っておきたい。万延元年から文久年間にかけて、文治の広前は流行神のように参拝者があつ

たという。その実態は不明であるが、明治四(一八七二)年、誤解から不評の噂が流れ、「まいり少なし」〔覚帳〕一五―一五)という状態に陥った時でさえ、一日平均三五件の願いを文治は受けていたので、実際にはこの人数よりはるかに多くの参拝者があつたと推定される。従つて、彼らの用便や昼食の場所や休憩場、宿泊施設の設置は喫緊の課題であつたと言わなければならない。東長屋の建築が完成した後も、直ちに家族は移転せず、増築が完成した後移転しているから、家族の住居という面もさることながら、参拝者のための施設という意味合いが大きかつたと推定できる。そのため、文治は早い時期に東長屋建築の必要性を感じていたものと考えられる。材木は、知人の田村才治郎を介し、松材の産地の益坂(現浅口郡鴨方町)から入手した。大きさは二間に四間の八坪、これに半間の庇をつける。大工は遠藤国太郎、脇大工は遠藤玉之丞、手伝いは平吉で、文久元(一八六二)年七月二日に地形をし、二二日が棟上げである。この建物は写真によれば、二重の瓦葺きの平屋で、それに庇がついている。また、現存する桁は一尺もある木材を用い、土間にはかまどが築かれ、安普請とは思えない。更に八月には文治夫婦専用の手水場と便所を新設した。

翌文久二(一八六二)年も参拝者の施設の充実に努めた。東長屋には同年六月四日のお知らせ〔覚書〕一一―四)により、上手水を増築した。この上手水には、武士などのために畳を敷き刀架けなども準備されたと言う。更に、武士のために二頭の馬つなぎ場もしつらえた。またこの日、上手水と共に参拝者などの手水場と便所を作るようお知らせを受けた。また、この日、上手水と共に参拝者などの手水場と便所を作るようお知らせを受けている〔覚書〕一一―四)。更に六月二五日の「覚書」の記事から、大工、遠藤伴蔵(国太郎の親)が東長屋で増築をしていることが分かる〔覚書〕一一―五―四)。これは東長屋の東側に三畳と四畳の間、及び押入を増築したものであろう。また、一二月には母屋の土間一間を座敷にするようにとのお知らせ〔覚書〕一一―一〇)を受けて、四畳一室が広げられ、参拝者用の場所が一〇畳となつたのである。

先に記したように、万延元(一八六〇)年末、文治は既に田地を八百蔵に売却するなどして、一貫五六〇匁余を手にしていた。しかし、翌文久元年、同二年と参拝者の施設整備を充実させたために予想外の経費が掛かった。その経費を捻出するため、文久元年末には駒次郎に石高五斗四升の田地を一貫一〇〇匁で売却した。高五斗四升であるから、先

八百蔵に売り渡した田地より収穫高は少ないが、価格は高い。「一ヶ年切売渡」の契約となつてゐるから、一年後には一貫一〇〇匁で買い戻すものであるが、受け戻した形跡はなく、永流れになつたものと思われる。更に続いて文久二(一八六二)年末、文治所有の家屋敷を除く田畑五筆の計一反一畝余と山林一筆の全財産を二〇両で質に入れてゐる。この年、金一両は銀八六匁三分であるから、金二〇両は銀一貫七二六匁となる。以上、文治が田地を売却したり、財産を質入れして捻出した額をまとめてみると、次のようになる。

万延元(一八六〇)年二月一九日 一貫〇六〇匁 (田売却)

文久元(一八六一)年二月二六日 一貫一〇〇匁 (田売却)

文久二(一八六二)年二月二三日 一貫七二六匁 (質入れ 二〇両)

この他、先にも述べたように、万延元年八月に瀬次郎から質取主として貸してゐた五〇〇匁とその利息を加え、万延元年末から文久二年の三年間に、土地売買などによつて文治が手に入れた銀子は、合計四貫三八六匁余である。文治はこの大金を文久二年末に必要としていたことが窺われる。

次に、これらの売却価格について他の例と比較してみたい。先に示した「奥印帳」(天保三年〜文久二年)記載の田畑山林売買等の移動記録一六二四件の中、価格等が記載された一四一八件全体でみると、次のようになる。<sup>⑤</sup>

三貫目以上で売買 八八件

二貫目以上三貫目未満で売買 五四件

一貫目以上二貫目未満で売買 一七七件

一貫目未満で売買 一〇九九件

最も大きな額で取り引きしてゐるのは、八二貫目で中嶋新田の開拓者の子孫の中嶋音太郎、伝七郎が池上達治宛に売つたものである。以下、六五貫目、三〇貫目などと続く。これら高額なものは、村全体で領主の会所から借用するものや、大地主の売買に関わるものである。三貫目以上で売買や質入れした例は八八件、一四一八件の六パーセント余であるか

ら、普通の一般農民が取り引きできる額の上限は、三貫目程度までであるという目安が得られるのではなからうか。一貫目以上の額の取り引きでみて、三一九件、二二パーセント余しかなく、それに比して、一貫目未満の取り引きは一〇九九件で、一四一八件の七八パーセント弱と圧倒的に多い。そうしてみると一貫目以上の希有な売買を、文治は三年間にわたって繰り返したことになる。

ところで、この時の田地売却の相手である文治の岳父八百藏は、もともと文治の神前奉仕に大反対であったと伝えられる。また、その八百藏は、文久元（一八六二）年五月三日に病気がもとで入信した<sup>⑧</sup>。八百藏が一貫六〇匁で田地を購入したのは、それ以前の万延元（一八六〇）年末であることはいえ、入信前に八百藏は先ず、文治の理解者に転じていたことになる。入信前に八百藏は、文治の神勤行為を認めるだけでなく、参拝者の施設である東長屋を建てることを納得した上で田地を高額で購入し、文治を側面から支えたということになる。これは、駒次郎の場合にも同様のことが言える。逆に言えば、文治はこの二人に自らの神勤を認めさせるのみならず、よき協力者としての働きをさせたと言えるであろう。このように、一貫目以上の大きな取り引きを、三年間に三回も成功させているということは、文治が若いころから培った目的達成のために周到な準備と、ここぞと思う時の決断力を行使したものと見えよう。

以上、文久元年から二年にかけて、東長屋及びその増築、三箇所便所、土間の座敷化など普請作事を重ね、次々と参拝者の便宜を図るための施設が整えられて行く。これらは、一見場当たりのともみえるのであるが、こうした普請作事が現実には可能であったのも、岳父などの協力者を得て、高額に田地を売り渡すことが出来たからであった。

## 三、教勢の低迷と「宮」の建築

## 1、「宮」の建築

参拝者の施設などを一応整えて一年経過した元治元（一八六四）年の正月一日、文治は「二間四面の宮を建ててくれい……。世話人、当村午の年川手保平、同所森田八右衛門巳年。大工、安倉丑の年元右衛門、弟子、中六年国太郎。手斧はじめ、きたる四日吉日。こしらえてお上がかなわねば、どこへでも、宮のいるところへやるけに、かまわん。こしらえいたせい」（「覚書」一三一―一四）というお知らせを受けた。「こしらえてお上がかなわねば、どこへでも、宮のいるところへやるけに、かまわん。こしらえいたせい」という語調からしても、手続きは後回しにして、一刻も早く「宮」を完成させようとする神の意気込みが感じられる。正月三箇日が明けた仕事始めの四日には、「宮」の建築開始の儀式をせよというのである。そのためには、三箇日の内に大工や世話方と話をつけなければならぬ急な話である。しかし、文治は直ちにこれを実行することとした。

これより前、文久二（一八六二）年末、家屋敷以外の田畑山林等全財産を質入れして借用した二〇両の借金は、契約通り利息をつけて文久三（一八六三）年四月には返却しており、この点で言えば「宮」を新築するための経費の見通しも立てていたと推定できる。事実、田地は明治元（一八六八）年まで売却しておらず、この時点での「宮」建築と田地の売却益は結びつかない。文治は、大工や世話方とも話をつけ、着工の六日後の一〇日には村民、判頭、年寄、庄屋などの承諾を得て書類を整え、領主へ願書を提出した（「覚書」一三二と）。同年四月九日、京都の白川家と関係の深い橋本卯平を頼み、「宮」の建築の了承を願うに行かせると共に、棟梁の川崎元右衛門に紀州に回って「宮」の材木の購入をせよとのお知らせを受けた。その結果、文治は白川家から居宅祈念の許状を受け、「宮」の建立の了承も得た（「覚書」一三三―三）。しかし「宮」を実際に新築するということは、思っていたほど簡単なことではなかった。周到的配慮を持つ

て悉く成功してきたこれまでのありかたが、結果ここにきて綻びをみせはじめるのであるが、以下、そのことについて記して行くこととする。

当時は新規の神社建立は禁止されていたし、農民が神事に関わることも禁じられていた。実際に、農民がお上に相談もなく吉田家から許状を得たため、五〇日間手鎖の刑を受けたという判例が残されている。また、屋敷内に小祠を作り吉田家の許状を受けたことを、内々に奉行所へ問い合わせたところ、犯罪行為と分かり、あわてて許状を返し祠は破却した、ということなどもあった。<sup>⑤</sup>文治及び村当局も領主へ願書を出した後、ことの重大性に気付いたものと考えられる。普通であれば「宮」の建築は不可能と断念するところであろう。しかし、文治にとつて家業をやめて神前奉仕を進める事態の中で起きた事であるから、今更投げ出すわけには行かなかった。結果から言えば、「宮」を建築するためには、「金神社神主」の資格が必要であったし、その資格を得るためには、三回にわたり白川家を訪ねる必要があった。更に神主号取得に必要な領主の添書を得るために、一〇〇両を献金することも必要であった。<sup>⑦</sup>また後で述べるが、寂光院との関係確認も必要であり、結局、お上の認可を得るまでに三年近く掛かった。このように、「宮」を作るためには、予想もしなかった制度上に数々の厳しい障壁があったが、文治は粘り強くそれの一つ一つ乗り越えて行った。

一〇〇両の献金の願書は、慶応二（一八六六）年一月一〇日に提出したところ認められた。<sup>⑧</sup>そこで同年一月、神主号取得のための領主の添書を再び願い出て、二月一〇日に大庄屋から「御聞濟」の内達があり、慶応三（一八六七）年二月一〇日になって、庄屋の小野慎一郎は郡奉行からその添書を受け取った。<sup>⑨</sup>文治は萩雄と橋本を白川家に行かせて、二月二〇日に「金神社神主 金光河内」の資格を得たのであった。そこで同年四月、「私の持ち山に壊れた金神社があるが、敷地が狭いので場所を変えて再建したい」と、金光河内の名義で、領主の役人に了承可能な由緒、出願理由などを起草して出願したところ、領主から金神社の再建が認められたのであった。<sup>⑩</sup>ここにやっと「金神社神主」の資格と「宮」の新築が公認されたのであった。このような経緯の中、一〇〇両献金をはじめ、資格を得るための白川家への支払い、旅費など、それにまつわる経費の支出は厭うものではなかった。また、お上への手続きに時間が掛かっているが、文治

側としては、極力早く進めようとしていたことが、これらの日程からも窺うことができる。

## 2、二間四面の「宮」

このようにして領主公認の「宮」の建築が可能となった。次に、文治が建てようとした「宮」の大きさに注目してみたい。大谷村には氏神賀茂宮の他に、村一番の豪農の川手家が建てた早馬宮がある。この本殿は、一・五メートルに一・二メートルの大きさであり、後で述べるが、大谷村などの氏神の約二分の一の規模で、あるいは氏神より大きな本殿を作ることを憚ったものとも考えられる。文治ゆかりの氏神社の大きさをみると、占見村、占見新田村の氏神大宮社は三間に二間半であるが、大谷村、須恵村の氏神はいずれも一間社（一坪の本殿）、また、黒崎村（屋守）の御前宮も一間社である。これらは現在の宮の大きさであるが、だいたい当時の大きさを示していると考えられる。

そこで神の命じた「宮」の規模をみて行きたい。この「宮」は二間四面というから、四坪の大きさであろうか。金光図書館に保存されている唐破風の骨組みがこの「宮」のものと伝えられており、長さを計ると四・八メートルある。実際の屋根となると更に長くなるため、二間（三・六メートル）の両横にせり出して載る屋根の正面となるわけである。また、佐藤範雄は金神社の「向拝は唐破風造りにして」と向拝のことを伝えているから、「宮」の正面の屋根は張り出し構造と考えられていたことが推定されるが、この規模であれば一間程度は張り出しがあつたはずであろう。これに対して、氏神賀茂宮の本殿は一間社、即ち一坪で、これに一間の流造の屋根が正面に張り出しているものである。このように、文治が建築しようとした「宮」は、正面二間の長さで一般的な流造よりも手間や経費の掛かる唐破風の形式であることが分かる。また、四坪の本殿に二坪の向拝がついていたと仮定すれば、建坪六坪ともなる。本殿だけで言えば、大谷村の氏神の四倍、建坪で言えば三倍の規模にあたる。

次に、残された史料から「宮」の建築費を推定してみたい。棟梁の川崎は紀州で材木を購入している（覚書 一三）

3)。これは建築の責任者の棟梁が、産地で材木を吟味して購入するということではなからうか。工事のために大工小屋、木挽き小屋なども建てられ、棟梁の川崎元右衛門夫婦は一人娘を伴って門納屋に住み込むこととなった。こうした事実から建築の用材、人件費など出費は高んだことが窺われる。

しかしながら、この工事は棟梁の所業が問題となり、明治元（一八六八）年四月に中断した。この時、文治は神からの指示に従って、川崎に対し七月の益までの作料を支払っている。元治元（一八六四）年正月四日の手斧始めから明治元年七月一三日の益までの一六六三日、当時の大工の日当の三匁ずつを棟梁に支払い続けたと仮定すれば、四貫九八九匁となる。この他、解雇するにあたり、米一俵を与え、棟梁の個人的な借金も支払っているようである（「覚書」一六一）。

更に、他の宮建築の場合との比較で、文治が要した経費について考えたい。そのため、文久三（一八六三）年七月に、大谷村の氏神賀茂宮を再建した時の史料を次に紹介しておこう。賀茂宮の大きさは一間四方、一坪の宮である。関係する大谷、須恵両村の役人と請負の大工糸吉他二人とが交わした「氏神再建請負議定書」中に、請負額が記されている。それによると、三人の大工が請け負った金額は四貫八〇〇匁であった。何にどの程度経費が掛かったか、その内訳は記録されていないので不明である。実際の工事は遅れに遅れ、遷宮は明治元年四月二五日となった。物価が高騰し、経費も不足し、結果として五貫六六三匁が大工三人の請負の金額となった。この他、設計変更に伴う材木や各種打ち合わせなど、計一三貫五四〇匁余が氏神本殿の建築に掛かり、上棟式と遷宮式の経費をも合計すると、実に一七貫七〇〇匁余を費やしていることが分かる。

これは一間社一坪の宮であるから、広さでいえば文治の「宮」の四分の一の規模であるが、社殿の高さもそれに見合うものが求められ、体積でいえば更に更に規模の差は膨らむ。単純に当初の請負金を四倍すれば一九貫二〇〇匁、実際の請負金を四倍すると、二二貫六五二匁となる。

こうした他の例を併せて考えると、遅れに遅れた文治の「宮」建築の場合も、種々の経費がなにかと掛かっていたと

考えられる。実際の経費がいくらであったかは不明であるが、文治が建築しようとした「宮」は、結果として当時の村の年間経費の額を越えるような莫大な経費が掛かったと推定される。

### 3、「宮」建築の背景

では、何故一刻も早く二間四面の規模の「宮」を建築しなければならなかったのであろうか。この建築に関するお知らせによると、「天地金乃神には、日本に宮社」がないし「まいり場所」もない、そのため「二間四面の宮を建ててくれ」、そうすれば「氏子安全を守」ってやる、完成すれば「正真、氏子の願い礼場所」となる、と言うことである（『覚書』一三一―）。このことから、先ず、天地金乃神の「宮」は二間四面の規模が求められていたことが分かる。今日まで「金光様は広前の床の棚の上に、ごく粗末な小さなお社を安置しておられた。……『天地金乃神が社に入られたら、この世は暗闇になる。神の社は、この天と地とが社である。金光の家なら、これでたくさんである』（『理解Ⅱ近藤藤守15―1』、2）などの伝えから、「社」などは粗末なものでよい、と了解されてきていた。しかし、日本にこれまでなかった天地金乃神の「宮」は、村の氏神程度の規模ではなく、膨大な経費が嵩んでも、立派なものが求められていたことが分かる。次に、建築しなければならぬ理由であるが、お知らせによれば、天地金乃神の「まいり場所」「正真、氏子の願い礼場所」を作るため、あるいは「氏子安全」を守るため、と言うことである。逆に言うと、このことが守られない状態に陥りつつあったのではないかと考えられる。

先に記した東長屋は、参拝者の施設であると共に、世の人々が不吉とする構造の建築を敢えて行い、視覚に訴えつつ教えの宣布に活用できた。ところが、文久三（一八六三）年正月、笠岡の出社斎藤重右衛門が官憲に捕えられたことをきっかけに、教勢はとみに低下して行く。爆発的に増えた参拝者は、減るのも早く、その凋落ぶりは誰の目にも明らかであったのではなからうか。また、「肥担ぎの金神」「金神タヌキ」と揶揄されてもいる。文治を取り巻くこれらの状況

も、神が二間四面の大きさを求めた要因の一つではなからうか。実際、世間に対して日本でただ一つしかない偉容をほこる天地金乃神の「宮」はそれらに対抗するものになり得たであろう。民家の床の間に厨子を祀った程度であれば、参拝者やそれを取り巻く者等は外見をみて、いかかわしいものと判断し、「金神タヌキ」の噂を容認しがちとなろうことは想像に難くない。文治はそうした醜聞にも対応しなければならなかった。布教の合法化や、取次広前の本殿ということとを念頭におくだけなら、村の氏神、あるいはそれ以下の規模の宮でも十分であろう。二間四面という「宮」は、近隣の氏神の規模を念頭に入らずにその大きさが打ち出されるはずはない。

一間社であれば、社殿の高さも低いが、二間四面ともなれば、社殿そのものが高くなる。現存する金乃神社の本殿は三坪ないとは言え、当時の民家と比較すればその高さは群を抜いている。檜皮ひのかわぶきの二間四面の「宮」が文治の家に建つと、小高いという地理的条件から、遠く占見新田村にある当時の主要幹線の鴨方往来からでもその偉容が眺め得るものとなったであろう。しかもそこに、先の東長屋同様、二間四面と言う「宮」の構えも、「死に」の俗説を打ち消す文治の具体的な信仰営為を示し得るであろう。視覚に訴えた東長屋の成果を、「宮」にも取り入れ、神の威徳の偉大さを世に示し、「肥担ぎの金神」「金神タヌキ」の噂を打ち消し、ひいては教勢の挽回に役立つものであり得た。そのためには、「宮」は世間に対して視覚を通じてその立派さ、大きさを見せつけるものでなければならぬ。その結果が二間四面という規模に現れ、一般の神社形式の流造とせず、唐破風の向拝とするなど、大谷村の氏神をはるかに越える規模で華美な「宮」が必要とされたのではあるまいか。

なお文治は、お知らせの意に添うべく一刻も早く「宮」を完成させようと工事には着手したものの、何層もの障害がはだかり、それを一つ一つ乗り越えて行き、領主の認可を得ることまでは成功した。しかし、先述の通り、棟梁の不行状という内輪の問題から、明治元（一八六八）年四月にこの計画は中断することになるのである。

## 4、養母い、わの葬式と戒名

次に「宮」建築など施設の面の問題から考察の眼を転じ、養母い、わの葬式と、戒名について取り上げてみよう。これは、今日まで「人間心の位」は不要（理解Ⅰ佐藤範雄4―4）という理解や、「河内守」となる必要はないと言う伝え（金光菘雄 事蹟集、二六二）などから、文治は地位、名誉を獲得することを否定的にとらえていたとされる。しかし、先祖や死者の供養というだけでは説明出来ないほどに多額の金銭を投じて上級戒名等を得ているので、文治が信仰営為を進める中で、当面させられる状況と関係しているのではないかと考えるところからである。

慶応二（一八六六）年九月八日に養母い、わが死去した。その時の葬儀や戒名にまつわる文治の行為には、前述した自身の生活の変化に伴う世間との葛藤が窺われる。いわば、文治はこの機会を自らが卑しい者、まして「肥担ぎの金神」などでなく、格式の高い葬儀をする家であることを世に示すまとな機会と感じたのではないかということである。文治が養母の霊を供養するためだけであれば、内輪でひっそりと葬儀をすることもできたはずであるが、その方法とはなかった。文治は九日に仮の葬儀をとりあえず済ませ、一か月後の一〇月一三日に本葬を盛大に執り行った<sup>56</sup>。密葬、本葬と二度にわたり葬儀をするということは普通では考えられないことで、庄屋の小野光右衛門、その嗣子の小野四右衛門が死去した時でさえ、そのような形はとっていない。文治は、京都にいた武士の浅吉を呼び寄せると共に、菘雄が有志組に就任して帰宅した翌日に本葬をした。そのため、士分、有志組の兄弟が共に帯刀で盛大な葬儀を行うことができた〔覚書〕一四―4、一四―7。派手な葬儀であったため、随分経費も掛かったことと推定されるが、文治の家の格式の高さを世にアピールすることもできたと推定される。この時のことを『金光大神』<sup>57</sup>では次のように記してある。

これが、寺の世話になる最後のこととして礼をあつくし、相当の地位にある僧侶が、多数、式に加わった。追善のためとて、会葬の村人たちをも、ねんごろにもてなした。葬列は、広前から、「本谷西平」の墓地まで、延々としてつづき、葬後のふるまい酒も、にぎやかに、くみかわされた（古川この）。金光大権現は、このとき、寺に、祖

先の永代供養料をもおさめ、寺も、死者のために「真峰妙貞禪定尼」の七字戒名をおくり、養父の戒名をも、同時に「円峰清悟信士」を「円峰清悟禪定門」とあらためた。

ここでは、文治は寂光院から離檀するにあたり永代供養料を納め、寺は七字戒名をおくったと解釈してある。事実この「円峰清悟禪定門 真峰妙貞禪定尼」の二人の位牌は現在でも寂光院に安置されている。しかし、後述するが、文治はここで離檀などはせず、むしろ寺からの離反はないことを示す必要があった。離檀せざるを得なくなったのは後の神仏分離政策によるものと考えられ、「宗門改帳」によれば明治元（一八六八）年に文治夫婦が、同三（一八七〇）年に家族全員が「神葬祭改帳」に記載されることとなる。

次に養父母におくられた、七字戒名について述べておきたい。「寂光院過去帳について」<sup>58</sup>では、享保から文政にかけての二冊の過去帳を対象に、戒名について分析しているので、次に紹介しよう。

院居士の一字戒名 一人

院居士の九字戒名 五人

居士・大姉の六字戒名 一五人

禪定門・禪定尼の七字戒名 六人

清信士・清信女の七字戒名 一人

信士・信女の六字戒名 五九三人

信士・信女の四字戒名 一九二人

時代的にはやや古いものではあるが、居士や七字の「禪定門」「禪定尼」の戒名以上の者は二七人、それ以下の者は七九六人となる。文治が父母のために寺から受けた「禪定門」「禪定尼」の七字戒名は、村全体からすれば、いかに少ないかが分かる。

また、養母の葬儀の翌年、文治の次男金光石之丞名義で先祖の位牌を新規に作成して、寂光院に納めている。寂光院

の諸記録を書き留めておく「諸用録」<sup>⑤</sup>には、次のように記載されている。

覚

清月宗安禪定門

法月知友禪定尼 享保十三(一七二八) 申十一月八日

右為両靈法号奉納之内、金五両二慥令寺納所如件。

慶応三(一八六七) 卯十月 寂光院

金光石之丞殿

当時、寂光院の過去帳から、文治の養家の最も古いとされていた「清月宗安」と「法月知友 多良左衛門母」<sup>⑥</sup>を取り上げたようで、おそらく「信士」「信女」を加えた最も一般的な六字戒名であったのであろう。それを「清月宗安禪定門」「法月知友禪定尼」と七字戒名に変え、この二人の法号のために五両掛かったことがこの史料から分かる。また、この時整えられた寂光院に安置してある位牌には、

清月宗安禪定門

法月知友禪定尼 靈位

先祖代々

と記載されている。

ところで、「諸用録」を調べてみると、文治の家以外の戒名の記載は、次の四例がある。その一つは、大地主で酒屋の西沢林蔵が先祖の贈号と寺で日拝(毎日祈禱)してもらったため、一〇両と古新田二町の田一畝七歩(実面積五畝)を寺へ納めている。また、以後も継続的に寄付するということで、代々戒名を「居士」「大姉」とすると言うことである。二つ目は浅尾騒動で戦死した者に「院居士」の戒名をつけるように大谷、須恵両村の庄屋が申し出たが、寂光院では規則上出せないので、本寺及び奉行所に問い合わせている記載である。三つ目は佐方村の吉田藤四郎が「禪定門」の戒名に

してもらうため一〇両を納めたというもの、四つ目は佐方村の定金□四平が法号のため、二両を納めたという記載である。「諸用録」は、檀家に渡した証明書の控え帳でもあるから、基本的には寺が証明した記録は記載されているはずである。

これらのことから、戒名は重く扱われ、一度付けた戒名を上級のものに変えるということは、普通ではなされず、極めて稀であったことが分かる。先の養父母の戒名が二人で五両であり、佐方村の吉田藤四郎が「禪定門」を受けたときは一人で一〇両である。とすれば、養父母と先祖夫婦の計四人に上級の戒名をつけるのに一〇両、あるいは場合によっては二〇両以上掛かったとも推定できる。

このとき納めた文治の養父母と先祖の位牌二つが寂光院に現存する。それらは木地製で一際大きく作られ、蓮台やそれを受ける細工は、立派なものであると言う。このようにして、文治の養父母と、先祖代々が「禪定門」「禪定尼」としての一際目立つ位牌も整った。そして、寺では永代供養をするものと伝え、常に本堂の脇仏の前に安置してあり、今日でもこの位牌が重要視されていることが分かる。このように、多額の経費を掛けた結果、文治の家は「禪定門」「禪定尼」の家格を獲得したわけであるが、そこには先祖代々格式のある家であることを、名実共に世に示そうとする文治の意思があったのではなからうか。

先にも記した様に、慶応二（一八六六）年に出した神主職補任の添翰願には、「神主号御許容願済相成候ハバ、檀那寺向一切是迄之通、聊違例之事、仕間鋪候事」と記載されている。この一文が盛られたのは、佐方村の神職で五軒の下道家を持ち、浅口郡内に勢力を持つ神田大和と寂光院との軋轢が関係していると考えられる。即ち、天保一一（一八四〇）年には、寂光院と神田家との間で起きた神葬祭についての争いが決着するが、以後も村の氏神はじめ一七社の管轄権で激しい紛争が続き、二年越しの江戸訴訟までに発展し、嘉永元（一八四八）年に一応の決着はみる。この時は、村としては大谷、須恵両村の庄屋と総代が江戸まで呼び出され、その旅費滞在費の一部は村から支出されている。この両者の争いはその後も熾り続け、明治年代まで尾を引く。このように神官と寂光院との関係は浅尾藩のレベルでも問題と

なり続けていた背景があるため、文治としては、神葬祭を申し立ててことを荒立てるより、むしろ寺からの離反はないということ世間に示すことこそ必要とされたのではなかったらうか。

これより前の慶応二（一八六六）年一〇月、文治は既に白川家から金光河内と許されていた。しかしこれは白川家と文治の間の内輪の取り決めであり、お上公認のものとはならない。そのため、慶応三（一八六七）年三月に名字帯刀を許されて金光文治となった後、更に金光河内との改名願を出し、この年の宗門改帳から「社人金光河内」と記されることとなる。このように、白川家との関係だけでは満足せず、社会的に認められる「社人金光河内」の資格にこだわっているように感じられる。先にも示したように、「肥担ぎの金神」「金神タヌキ」との噂は、教勢の挽回、あるいは拡大を企図しようとするためには極力排除しなければならなかった。その噂に対抗するため取り得た方法が、名字・帯刀の者を従えての盛大な葬儀であり、会葬の者らをねんごろにもてなすことであり、「社人金光河内」という肩書きであり「禪定門」「禪定尼」の家という高い社会的地位を獲得するということだったのではなからうか。それほどに、当時の家という観念は、現実生活での宗教的ありかたに影響されたものであった。そして、その影響下で、文治は神前奉仕を行わざるを得なかったのである。

## おわりに

神前に奉仕することとなった文治は、激増した参拝者のための施設を喫緊に作らざるを得なかった。そのためには、農民時代に培った周到さを以て、神動行為に対して大反対している岳父などの協力を取り付け、田地を高額に売却することができた。そして東長屋や便所など、参拝者の施設を充実させると共に、自らの教義宣布を視覚をもって訴えることに成功した。ところが、笠岡の斎藤重右衛門の事件を機に教勢がとみに落ち込んだ。そのような中、神は、二間四面という偉容を誇る「宮」を建てるように文治に命じた。そのため、文治は、直ちに神の意に添うべく行動を開始した。

「宮」建築の過程の中で、文治は、金神社神主、金光河内という名字、帯刀の資格を得ると共に、格式のある盛大な葬儀を行い、上級の戒名を養父母及び先祖夫婦におくり、「禪定門」「禪定尼」の家格を獲得する。神勅を進める中、このように次々と事に処していったが、これらは、参拝者の激増、激減、世間の噂などの外的要因に振り回される中で文治の営みの一面であった。また、これらの営みに費やした経費は、莫大なものとなった。予想外の支出が高み、田畑の売却や質入れなどは、農民時代に工夫を重ねね必死で働き、成功を遂げてきた生き方と矛盾し、経費の使い方と「宮」の建築が進捗しないことに対する葛藤は当然持っていたことと思われる。その葛藤を乗り越えることが「死んだと思うて欲を放」すという内実であろうか。

以上、安政六（一八五九）年から幕末までの文治の営みを、田畑、家産の売買移動、施設の整備などという経済的推移に関する資料から窺ってきた。その結果、先ず、参拝者の便宜を図る施設を充実させることに力を入れていることが窺えた。それも、武士用の便所や馬つなぎを含む施設であり、雨つゆを凌ぐ程度ではなく、借金をしてでも充実した施設を建築していることが分かった。また、「氏子安全を守る」ため、「まいり場所」「正真、氏子の願ひ礼場所」となる天地金乃神の「宮」は莫大な経費を要する、大谷村の氏神をはるかに凌ぐ規模のものであった。布教合法化、あるいは取次広前のシンボルとしての「宮」とするだけであれば、ここまでの規模でなくてよからう。今日まで「社」などは華美に走らず、必要最小限のものでよいと、質素の面が強調されてきた。しかし、日本にただ一つの天地金乃神のシンボルとしての「宮」は檜皮ぶきの良材を用いた二間四面と言う立派なものであった。この「宮」は天地金乃神の威徳を世に示すものであり、「肥担ぎの金神」「金神タヌキ」などの悪評にも対抗しうる偉容を誇るものとなるはずであった。

この「宮」の建築には、障壁が幾重にも重なり、また、予想外の支出も嵩みに嵩んだ。しかし、何としても神の意に沿わせようと文治は取り組んだ。また、養母の葬儀、「社人金光河内」という肩書きや名字、帯刀、「禪定門」「禪定尼」という戒名を持つ家としての格など、あらゆるものを活用して、取次活動を十全ならしめようとした様子も窺えた。これらは文治の農民時代に培った周到な生き様でもあった。

しかし、文久元（一八六二）年に田地を駒次郎に売却した後は、文久二（一八六二）年末の不足分を質入れで補っており、以後、明治元（一八六八）年まで田地を売却していないところから、「宮」の建築の費用のため、田畑を処分してこれにあてるつもりはなかったことが分かる。耕作地は二反九畝余から一反三畝余（屋敷地三畝一七歩を含む）に減少したものの、未だに村の本百姓二二九人中、上から五八番目であるわけで、退路を断ち、餓え死ぬのも厭わないという覚悟で田地を売却したのではなく、妻子が農業を営み、生活できるだけの土地は残されていた。

なお、このようにして「宮」の建築に取り組んだが、結果として明治元年四月には中断してしまった。また、「宮」建築の過程で社会的に得た、名字、帯刀、金神社神主などの資格と共に金神社そのものも、明治維新と共に意味のないものとなってしまったのである。従って、それらに費やした莫大な経費も無に帰してしまっただといえるが、こうした姿勢が今後どのように展開していったか、という点は他日に期したい。

（教学研究所員）

注

① 『金光大神』一一六頁～一一七頁。本書は金光教本部発行の

金光教祖伝で、和泉乙三が執筆し一九五三年発行。本稿では一九八二年発行の第二三版を用いた。

② 三矢田守秋「教祖一家の所有田畑の移動について」『金光教學』第六集、一九五〇年、一二五頁。

③ 文久元辛酉年に東納屋建てかえ、六月より。七月二十二日、棟上げ。

田地売り、うえへ渡し。入用払い、文久元辛酉十二月。同じく亀屋、同じく売り、同じく壬戌年（文久二）十二月。同じく裏毛

地（裏作のできる田）田畑おいおい売り。田地売りじまい、明治元戊辰十二月まで（『實報』五一頁と）。

④ 拙論「大谷村と赤沢文治」紀要『金光教學』第三七号、一九九七年。

⑤ この時代の研究の成果としては、早川公明「修験者との折衝過程に関する一考察―尊滝院許状の取得から返却に至る過程分析―」紀要『金光教學』第一六号、一九七六年。高橋行地郎「神が世に出る論理―金光大明神誕生前後における―」同第一六号、一九七六年。早川公明「金神社建築運動に関する一考察」同第一八号、一九七八年などがある。これらはそれぞれ、金光大神

が修験者と決別するに至った経緯について論じたもの、元治元（一八六四）年に始まる金神社建築が布教合法化の動きであったと位置付けるもの、「金光大明神」という神号を許された時期の信仰内容について、金神の教義を世に出す論理とその指向性から論究したものである。

⑥ 田畑を売買したり質入れした件数を、天保三（一八三二）年正月から文久二（一八六二）年末（三〇年問）までの一六二四件の中で、年次別に件数を調べてみると、少ないのは安政六（一八五九）年の二九件、文久二（一八六二）年の三二件などである。逆に多い年は、天保一二（一八四一）年の七一件、天保九（一八三八）年の六八件、天保十（一八三九）年の六七件と続く。大飢饉があつた天保七（一八三六）年を区切りとして五年単位の一五六三件（一九年問）でみてみると、次のようになる。

天保三（一八三二）年～天保七（一八三六）年の五年の計 一三三六件  
 天保八（一八三七）年～天保一二（一八四一）年の五年の計 三三三三件  
 天保一三（一八四二）年～弘化三（一八四六）年の五年の計 一三三八件  
 弘化四（一八四七）年～嘉永四（一八五〇）年の五年の計 二八〇件  
 嘉永五（一八五三）年～安政三（一八五六）年の五年の計 二五九件  
 安政四（一八五七）年～文久元（一八六〇）年の五年の計 二二七件

これによると、飢饉の年以降の五年間は三〇〇件を越え、明らかに他の五年間とは異なる件数が読みとれる。

⑦ この帳面は、享和三（一八〇三）年から文久三（一八六三）年まで

のものがある。

⑧ 「奥印帳」には次の手紙が添付されているだけで、庄屋による売買額の証明はなされていない。

三百五十六之内巻町 ぬしご

一、開畑拾式歩 高巻升

右之通、文治郎譲り渡シ申候間、当戌年より同人御本帳へ御書入可被下候、向後聊申分無御座候。右之段宜敷奉願上候。以上。

秀太郎（印）

戌八月廿三日

四右衛門様

⑨ 天保三（一八三二）年一月から文久二（一八六二）年末までの月日が分かるものを調べてみると、次のようになる。一月一六二件、二月一八五件、三月一三九件、四月九〇件、五月六一件、六月六〇件、七月一五件、八月八三件、九月九〇件、一〇月一四七件、十一月一八六件、十二月九九件。

⑩ 「二十年外請約定売渡」の契約は、「二十年の期限を定めて売買し、その期限がくると、売り渡した田畑は、買戻しをなす」とも売主に返還されることを意味する（別冊「金光大明神」金光教本部発行、一九五五年、註釈五九頁）とされてきた。しかし、小野家資料の田畑売買証文三三八通や「奥印帳」の分析の結果、次のことが判明した。即ち、二〇年以上経ち、元金（利息や上乗せ金はなし）を出せば田地を返却するという契約が「二十年」の「外請（受）」

である。これに対して、定められた年限以内に元金を出せば返却するというものがある。これが「内請(受)」の契約である。その他、「質入」の場合は利息が加算される。

⑪ 天保三(一八三二)年から文久二(一八六二)年までの三〇年間で、年数を限つての「売渡」や「質入」は二五九件ある。その内訳を多い順に示してみると、次のようになる。

一〇年(二〇二件) 七年(八件) 六年(三件) 一三年(二件)  
 一年(四七件) 三年(六件) 一年(二件) 一四年(二件)  
 五年(三六件) 八年(五件) 一二年(二件) 二年(二件)  
 一五年(三四件) 三〇年(三件) 九〇年(二件)  
 二〇年(二〇件) 九年(三件) 四年(二件)

⑫ 別表1に示す通り、収穫高と売買価格との相関関係はあまりみられないようである。売買価格は、売買人相互の関係の中で定められたようである。なお、当該時代の史料は石高の記載がないため別表1は万延、文久時代を用いた。

⑬ 田畑の質入れの証文の中でも、利率が記載されているものは少ないが、一割二分とか一割五分が多いようである。この他一割四分、一割八分、二割というものもある。これらは一年に満たない契約もあるし、一年、または一年以上の契約もある。

⑭ 利益をあげていると思われるものは五件確認できたが、嘉永五(一八五三)年二月十七日に売買した新吉の場合、秀太郎から古林を四五〇匁で購入し、同日に同所を角右衛門、嘉右衛門、

左介の三人に三分割して計二貫二五〇匁で売却し、一貫八〇〇匁という高利益をあげている。

⑮ 質入れの金額も、当事者間で決めていたようで、両者が納得すればそれで決まったようである。広さと価格の因果関係はあまり認められない。ちなみに「奥印帳」によれば文治の叔父与八が多郎左衛門屋敷という畑を質入れした時は、享和三(一八〇三年)は二〇匁、文化元(一八〇四)年はその三倍の六〇匁である。

⑯ 「御物成帳」「奥印帳」によると、安政五(一八五八)年から文久三(一八六三)年までで比較すると、川手秀太郎の田畑の持ち高は、安政五年は三〇石七升九合一勺、文久三年は三三石三斗四升三合一勺であり、持ち高を増加させている。しかし、その売却額は三七貫〇九二・九六匁、購入額は八貫七〇七匁で、売却額が圧倒的に多い。

⑰ 厳密に言えば、「譲渡」の耕地は永久に、「二十年外請約定」の耕地は二十年間だけ手に入れたことになる。質入すれば、担保に耕地を取られるのであるが、「御物成帳」によれば、この耕地の年貢は、天保九(一八三八)年から文治が納めているから、耕作権は文治にあったことが分かる。

⑱ 文治と川手家との関係については、小作をしていた(川手源七郎、同妻、資料金光大神事蹟集二二六、以下事蹟集と略記)というものの他、次のような伝えが残っている。

ある秋のこと、小作米を量っていた川手が、「約束より多い

と言うと、教祖は「今年是多収穫であった。少ない年には少なくしてもらうから、今年はたくさん持参した」と答えた（金光真整 事蹟集二五〇、要約）。

ある年の夕方、地主の川手が金光様を呼びに来た。急いで行くところ十数町はなれている占見村へ使いに駆けつけ、領主が異なり仲が悪く、使いに駆けつけたがらない所である。しかし、金光様は快く引き受けた。川手は、すぐ済むと思っていたが、なかなか帰らず、日は暮れた。人がいやがる仕事だから、不平に思い、いやな顔で帰ってくるだろうと考えていたところへ金光様は帰ってきた。川手がねぎらうと、金光様は「遅くなり申し訳ない、これからも用があれば、何時でも呼んでくれ、夜中でもすぐ来る」と気持ちよく答えたので、川手はびつくりした（竹部教雄 事蹟集六四三、要約）。

19 売渡

本田九百九十九

仲治

貳貫七百六匁

証人 八右衛門

文治殿

丑（嘉永六年）十一月十七日奥印

寅（安政元年）高越し

20 「奥印帳」に次のように記載されている。

売渡

本田百廿七

高メ六斗八升五合四勺

(印) 壹貫六拾匁

麻吉（文治の長男浅吉のこと）

証人

八百蔵当テ

同日奥印（万延元年二月十九日）

西高越シ（文久元年）

21

「小割帳」によれば、天保七（一八三六）年から安政六（一八五九）年までの村の年間経費は七貫目から一〇貫目、万延元（一八六〇）年は一二貫目、元治元（一八六四）年は二〇貫目、慶応元（一八六五）年は三二貫目、同二（一八六六）年は五八貫目と増加している。従って、この時期は物価の騰貴が始まる直前である。

22 「奥印帳」に次のように記載してある。

質入

本田五百七十四

高五斗六升九勺

瀬次郎

(印) 五百目

証人 広右衛門

文治堂

同（安政四年）暮証文

午正月□日奥印

万延元申八月□日消印

23

竹部教雄は高橋富枝の、「この頃世間にて大谷の金神は大発「行じゃ」との伝えについて、「文久二年に迄繰り下げて見ると、

この頃の教祖広前の有様が、『大発行』という言葉を通して、よくうかがわれ」と記している(竹部教雄「教祖の立教と万延・文久年代の教勢」『金光教学』第五集、一九四九年、一一五―一六頁参照)。また、早川公明は、「文久二年三月頃の教祖広前は、病氣治しの大谷金神として、急激な発行現象を呈すると共に、地域社会にあつて、青壮年を中心とした相当数の固定信者層を、あるいは一部の布教者達を、次第に保有しはじめ、備中一带に布教圏を拡張しつつあつたのである」と記している(前掲「修験者との折衝過程に関する一考察―尊徳院許状の取得から返却に至る過程分析―」三八頁参照)。

②④ 小関照雄は歳書帳から、明治二(一八六九)年は一日平均四五件、同三(一八七〇)年は四八件程度の願い人があつたと分析している。これが直ちに参拝者の数とはいえないが、文久年間は流行つていたというから、もつと参拝者が多かつたとも考えられる(『広前歳書帳』〔教祖御祈念帳〕について) 紀要『金光教学』第二十七号、一九八七年、二二六頁参照)。

②⑤ 「覚帳」に次のような記事がある。「文久二年十二月、東新宅へ神仏神棚まつり、お知らせ。こたつもやり。母子供みんな引つ越し、夫婦残り」(『覚帳』六一頁)。

②⑥ 東長屋について秋山キヌは「教祖御在世時代、富岡(現笠岡市)からお参りすると、朝十時頃着きます。何時も休憩所(東新宅)には茶釜にお茶がわいており、湯呑がそこにあり、御用意のよいことを思いました。そこで弁当をつかわして頂いたり、お茶

を頂いたりしました」(『事蹟集二』と伝えている。また佐藤範雄はこの建物で「説教」をしたこと(『信仰回願六十五年』上巻、「信仰回願六十五年」刊行会、一九七〇年、三八頁参照、高橋富枝は宿泊したこと(『事蹟集五四八』)を伝えている。また、秋山と同様のことを栗尾なか(『事蹟集三三八』)も伝えている)。

②⑦ 木材も吟味して整えたからこそ、築後一四〇年を経ようとする今日でも、移築して金光国勢氏宅の神前として活用されていると考えられる。

②⑧ 前掲『金光大神』一三五頁参照。

②⑨ 「奥印帳」に次のように記載されている。

一ヶ年切売渡  
本田五百廿

五斗四升

(印) 壹貫百目 麻吉(文治長男浅吉のこと)

証人俊平

駒次郎当テ

同日奥印(文久元年二月二六日)

戌高越し(文久二年)

③⑩ 「奥印帳」に次のように記載されている。

質入

本田九百九十九(下淵の田、明治四年、古川参作に売却)

高四斗五升

同 五百六十五 (多郎左衛門屋敷の畑)

四升八合

同 五百七十壹 (客人神西下畑、明治元年、大橋時五郎に売却)

三升七合三勺

開 四百十七 (絵師迫東平ノ畑)

高壹升

開 四百十五 (津一本木辻北ノ端)

高七升五合

百五十九 御運上銀八分 (税金八分がかかる山林)

(印) 金貳拾両

質主 麻吉 (文治長男淺吉のこと)

同 文治

証人 駒次郎

中嶋村庄屋

舒太郎当

文久二壬戌十二月廿三日奥印

③① 四貫匁余の額は、文久二(一八六三)年の米価でみると、二五

石弱が購入できる額であり、同年の大谷村の年間経費の約三分の一の額となる。

③② 幕末になるに従って金目で記載されているものが増してくる。

「小割帳」「御物成帳」によると、安政四(一八五七)年から慶応三(一八六七)年までは一両が八六匁三步で換算されているので、

これらの年以外も同様の比率で換算した。

③③ 前掲「金光大神」一一五頁。

③④ 文久三(一八六三)年の「万覚帳」に次のように記載されている。

質地証文受取、戊十二月取替、証人駒次郎、親類八百蔵江

も届候処、取替遣具候様申出候事。

利正月四歩五厘、其余八月壹式五、但し三月限。

一 金貳拾両

麻吉 (文治長男淺吉のこと)

利永壹両永四百文

一 式拾壹両永四百文

同

右壹両三步式朱 四月六日入、差引永貳拾五文ノ不足。

③⑤ 前掲「金光大神」別冊 註釈一〇七頁〜一〇八頁の「百姓の

神事関与禁止」の項に『徳川禁令考』「地方凡例録」御仕置五人

組帳」から引用されているので、それを参考にした。また、社

殿建築上の規制については、前掲「金神社建築運動に関する一

考察」注19参照。

③⑥ 指出申書附之事 (小野家資料17102108)

一、私儀、兼々金神社信仰罷在候得共、俗人二而ハ対神明恐

入、素、立入之社人・社僧共無御座、今般神主号 御許容

相成候様、御添翰被為下候様御上向御取成奉願上候二付、

左二伺上候。

一、金百兩、御国恩為冥加献納仕度、御伺上可被下候。尚、追々発行仕候上□□□相応之献納金仕度、御間置可被下候。一、神主号御許容願濟相成候ハ、檀那寺向一切是迄之通、聊違例之事、仕間鋪候事。

一、追々金神社建立仕候ハ、村方へ御相談之上、都而故障不相成様可仕候事。

右之通取究願上□□、向後異変之筋聊無御座候。依之連印書指上候。已上。

慶応式丙寅年

願主 文治(印)  
親類加印 八百藏(印)  
證人 保平(印)  
同 八右衛門(印)

村御役人中様へ

37 「永代御用記」〔永世御用記〕〔安政五年から明治五年〕により献金の額を調べてみると、次のものが確認できた。

安政五年。安政大地震及び大風のため江戸屋敷大破修復献金。二〇人で九〇兩、内最高額の者一五兩で二人あり。文久二年。一万石の大名になるため、陣屋を井手から浅尾に移転の献金。

三四人で二九七兩、内最高額一一五・五兩、二位五〇兩、三位三〇兩。

慶応二年。赤沢文治の一〇〇兩献金。

慶応三年。三右衛門麦一石(七兩二分朱)名字御免のため献金。浅尾陣屋焼き討ちのため献金。

七人で四五三兩、内最高額二二〇兩、二位一三〇兩、三位四〇兩。

以上、お上の命でなく、自分の意思で献金したのは、文治の他には三右衛門のみである。また、名字は七兩余で、帯刀は一五兩〔永代御用記〕〔安政五年の献金による〕で許されていることが分かる。なお、「小割帳」によると、慶応二(一八六六)年当時金一兩は八六匁三分で換算されているから、文治の金一〇〇兩は八貫六三〇匁となる。

38 「永代御用記」の慶応二(一八六六)年の部に次のように記載されている。

乍恐御覧奉申上候。

一 金百兩。  
右ハ御国恩余計ヲ以、可也ニ渡世罷在候ニ付、為冥加乍聊書面之金子献上仕度奉存候。此段御聞濟被仰付被為下候ハバ、難有仕合ニ奉存候。依之以書付奉伺上候。已上。

大谷村願主 文治

村役人奥書、亦大庄屋奥書ニ而、御代官様当十一月十日指出御聞濟相成候。

39 「永代御用記」の慶応二(一八六六)年の条に、「十二月十日

御聞濟之御沙汰、大庄屋より申来候。丁卯（慶応三年）二月十日、御添翰郡奉行様より御渡二相成、上京致、許状相濟申候」と記載されている。

④① 「永代御用記」の慶応三（一八六七）年の条に次のように記載されている。

一、私所持山金神社、数年来破壊罷在、対神慮恐入奉存候ニ付、今般再建仕度奉存候。尤、是迄之社地場狭ニ付相改度、追而村方故障無御座場所へ取極申度奉存候。且、入用方之義ハ、他方信仰之輩より初穂並寄進等、神納仕候分相足し建立仕度奉存候。奉願上候。何卒此段御聞濟被仰付被為下候ハバ、難有仕合ニ奉存候。已上。

卯（慶応三年）四月

願主

金光河内

右之通願出申候ニ付、取次奉指上候。此段御聞濟被仰付被為下候ハバ、難有仕合ニ奉存候。已上。

村役人

④① 占見に鎮座する大宮社と、二間に一間半の日吉社（両社の拜殿は二棟）は浅口郡の一の宮と伝えられ、一般に比して極端な大きさの本殿を有している（「金光町内の氏神と地域の神々」『金光町史』金光町発行、一九九八年、五九〇頁、六二四頁参照）。ちなみに大宮社、日吉社は占見、占見新田（計二五〇〇石余）両村の氏神、大谷村は一六〇石

の村である。

④② あとで触れるが、大谷村の賀茂神宮の本殿は、明治元（一八六八）年（史料では元号変更前であるから慶応四年となっている）に完成した宮と同じ規模である。

④③ 二間四面については、大きさを指すのではなく、柱の数が正面三本、側面三本で、柱間が四面ある形式を指すという。現存の金乃神社はこの様式ではあるが、長い方の正面でも二間なく広さも三坪はない。神が命じた「宮」は本文でもですが、正面は二間の長さとも推定できる。また、岡成敏正は、岡山県に提出された「神道金光教会本部神殿新築願」の図面を基に、文治が建てようとした「宮」は正面、奥行きとも二間であったのではないかと推定している（「金光大神における代替わりの問題に関する一考察」『覚覧』に綴られた次男恭雄の祠堂職に関わる記述内容をめぐって）『紀要』金光教学』第三四号、一九九四年、注43、44参照。

④④ 日本建築で、屋根の切妻についているそり曲がった曲線状の屋根。寺社などの向拝などに用いられる。

④⑤ 前掲『信仰回顧六十五年』上巻、三七九頁参照。

④⑥ 宮の材木については、「元治元（一八六四）年 材料には楠の良材を用いられ、長物には櫨の上等品を選ばれ、神様の頼みの俣、立派に出来致す様一心に祈念遊ばさる」（『金光真整 事蹟集三三〇』、慶応元（一八六五）年 神殿御造営には不淨穢れの入らざる様、一心に祈り、且守られたり。其材料は材木の王と言われ

るものを集めて作り、前の二間に六間の物置（門納屋の事）に置かる〔金光真整 事蹟集三三三〕、「神殿の材料を集められた。全て楠を求められ、これが門納屋に入れられてあった。……旧教殿の上の庫の中に二つあり、此の時の細工が、精巧なものが沢山あった」〔金光開闢 奉修所資料二九六、一四頁という伝えがある。また、屋根は檜皮ぶきであったようである（理解II津賀某）〕。

④7 「覚書」二二―6―1、「覚帳」一一―2、また「利守」の印がある「立教聖場及當時ノ建物 大正八年拾壹月十二日写」〔光政教会の利守吉通の写しと推定される〕によれば、小細工小屋、湯殿、普請小屋なども記載されている。普請小屋は母屋よりはるかに大きく、八間と五間の四〇坪で、座敷二部屋が図面に記載されているが、これらが当初から作られていたかどうかは不明である。

④8 この時、棟梁については「神の恩知らずゆえ、神がいとまを出し」と記してある〔覚書 一六〇―1〕のみで、実際の内容は不明である。しかし、建築再開後、再び明治四（一八七二）年に解雇した時は、人に催促されるところを言い、氏子をだまして数百両の金子を借りるなどのことが記載されている〔覚書 一九―11〕ので、同様の問題がこの時もあったものと考えられる。

④9 「慶応四年 両村鎮守賀茂宮御本殿再建并上棟式正遷宮式共諸入用簿」〔小野家資料17―02―10〕に「御本殿壱間社、本柱六本」と記載されているから一間の大きさであることが分かる。

⑤0 「議定書壱通 元治元甲子年賀茂宮再建之砌大工三人より入候分 但し前年七月之書付也」〔小野家資料17―02―07〕の内容を要約して示すと次の通りである。

氏神再建請負議定書

一、本殿の「柱石上一切」をすべて新規に仕立てること。

二、本柱、拝柱など六本、拝回り、扉、枺組など重なるところは全て檜材とし、細工彫り物なども手抜きせず、下請けさせたものも、立派に仕立てること。

三、瓦屋根の漆喰などまで請負うこと。

四、八月に手斧はじめをし、翌年三月中の遷宮としたいが、遅れを見越して来年八月初旬までには完成させ、聊かも遅れないよう堅く約束する。

五、玉島からの材木の輸送代は、氏子が持つ。

六、請負代銀は四貫八〇匁とし、もし欠損が出ても増額はしない。

⑤1 賀茂宮の建築費は「慶応四年 両村鎮守賀茂宮御本殿再建并上棟式正遷宮式共諸入用簿」〔小野家資料17―02―10〕による。

⑤2 「小割帳」によると大谷村の年間経費は次の通りである。文久二（一八六二）年二三貫七一〇匁、文久三（一八六三）年一五貫〇二六匁、元治元（一八六四）年二〇貫五六七匁。

⑤3 このことについて、前掲「金神社建築運動に関する一考察」一章では、斎藤重右衛門の官憲の弾圧が記されている。

⑤4 前掲「神が世に出る論理―金光大明神誕生前後における―」  
一〇一頁参照。

⑤5 笠岡の事件を期に広前がさびれたことについて「此の時教祖の御言葉には、『おさびかえ』と申されました。……多くの参拝者の中には、実もあれば粕もあるとの御神意である〔佐藤範雄述「金光教祖出現」贍尊本、六一―六二頁〕とある。また、参拝者の数を類推させるものとして、篤信者の名簿といわれている「願主歳書覚帳」があるが、これをみると、万延元（二八六〇）年は一三六八人、文久元（二八六二）年は九二人、文久二（二八六三）年は一一人、文久三（二八六三）年は二九人、元治元（二八六四）年は七三人、慶応元（二八六五）年は二九人、慶応二（二八六六）年は五人である。このように、万延元年から文久二年を経て文久三年には激減していることが窺われる（前掲別冊「金光大神」註釈九八頁参照）。

⑤6 金光国開は、いわの葬儀について「此の辺で、当時一番賑やかな葬式であった。葬列が西の山の墓まで続いた。これに兄弟二人が帯刀で御供した。奥もあり、これに白木綿の綱をつけた」と語っている（奉修所資料二九六、一七一―一八頁）。

⑤7 前掲「金光大神」一六五頁。

⑤8 「寂光院過去帳について」〔奉修所資料一〇九〕では、文治関係の過去帳を調べると共に、大谷村の各地域ごとに戒名の種類と数が分析されてある（三四頁）。同寺住職の児玉亮恭氏によると、戒名は「信士」「信女」の平戒名、少し上の「清」のつくもの、そ

の上の「禪定門」「禪定尼」、これらと格段の差がある「居士」「大姉」などがあり、昔は今より厳しく使い分けしており、上級戒名になると檀家で問題になることもあったという（平成二一年八月二日聴取）。なお、ここではあまり関係ないと思われるので、「童子」「童女」「禪門」「禪尼」「法子」「法尼」は除いた。

⑤9 「諸用録」一一六頁（36―D―13）。この帳面は、安政五（二八五八）年から明治二（二八六九）年まで、上意下達など、寺として保存しておくべき記録を書き留めた公式の帳面である。

⑥0 多郎（良）左衛門は、文治の養家の最も古い先祖とされている人物である。また、寂光院の過去帳の「法月知友」は「多良左衛門母」と記載されており、「清月宗安」は何の記載もない。また、「清月宗安」は多良左衛門母より四七年前の命日であり、これらの人物については確認できない。

#### ⑥1 覚

一、御先祖浄泊霊一代江贈号、并同霊日拜御上ケ被成度、為志料金拾両御指上被成、懃受取候。以上。

元治二丑四月 大谷山寂光院

西沢林藏殿（六六頁）

然者、西沢林藏殿より先亡為菩提、当村夕崎谷二而田地寄附有之、尚又追々寄付向出精被致候段被申出、依而ハ、同方后来世代積霊江居士号致許容可申候条、此段御差合置可被下候。右之段、可得貴意為其如斯御座候。已上。

小野四右衛門殿

元治二年丑四月 大谷山寂光院 印

右取計置候得共、追々寄付向出精無之時ハ、其節之考拠も可有之候。此段ハ其砌内咄も有之候事(六六頁、六七頁)。

一、今般、西沢林蔵殿より先亡為善祖、当村夕崎谷ニ而田地寄附有之候ニ付、同人方後來貴家世代積靈江居士・大姉号致許容可申候。已上。

元治二丑四月 寂光院 印

良恢

西沢林蔵殿(七三頁)

⑥2 以手紙奉得貴意——然者、先達而(慶応二年四月一〇日)賊徒乱入之砌、拙寺檀中之者相果、夫々葬仕候後、贈号院居士ニ致遣様大谷・須恵両庄屋より□<sub>レ</sub>有之、思召之段ハ奉畏居申候處、拙寺宗意ニ而者、院居士ハ不容易義ニ而、本寺表江不窺而ハ難取計、組寺申合ニ而、其段本寺ニ而も考呉居申中、院居士徒被仰付候而ハ難涉之義も有之、唯々等閑ニ致居申義ニ而ハ無之、拙寺おいても種々心配仕居申候。乍恐此段御奉行所江内々御申上ケ置可被下候様、乍御役介奉願上候。以上。

八月四日

寂光院

池上金之丞様(七八頁)

なお、八月二〇日に「追而及御答可申候条、右様御承知可被成候」と、この答えが記載されている(八二頁)。

⑥3

寛

一、金十兩也

右ハ禪定門致許容候ニ付、為菩提被致取、寺納仕候。□□□□依而如件。

元治二丑五月 寂光院

佐方村

吉田藤四郎殿(七一頁)

⑥4 巳(明治二年二月一九日)

一、金貳兩 法号寺納金□<sub>レ</sub>慥受取。

定金□<sub>レ</sub>四平殿(二二六頁)

⑥5 安政五(一八五八)年以降、文久三(一八六三)年までの間、「諸用録」に記載されていないもので、耕作地を寄付して上級な戒名を得ている例は、文久二(一八六二)年五月一八日の川手直藏、同年八月一日の遠藤柳太郎の二例がある(奥印帳)。従って、戒名が「諸用録」に網羅されているわけではない。

⑥6 平成一年七月一三日、寂光院住職児玉亮恭氏から聴取。

⑥7 泉勝院住職の葉上彰信氏によれば、あの家の家格は「禪定門」の家だなどと言う。また、居士は位が高すぎてつき合いきれないので下げて欲しい、という者もあるという(平成二年二月二日聴取)。また、寂光院住職も同様のことを語っている(平成一年七月一三日聴取)。

⑥8 注36参照。

- ⑥9 小野家資料中、「天保十一庚子年十月 神道葬祭出入済口差上証文写 浅口郡大谷村寂光院」〔17-03-20〕、「從弘化五戊申歲三月六日至嘉永二年己酉正月十九日止 神田大和寂光院一件ニ付出府諸用尙書留日記 大谷村須惠村役人総代」〔17-03-28〕、「差上申済口証文之事 嘉永元年十二月」〔17-13-45〕などによる。
- なお、神仏分離政策をすすめるにあたり、寂光院から還俗した三宅善太が、健康上の理由で神田大和を継承した豊に、先に問題となった社を譲ろうとしたが、この論争のため、藩政所は許可しなかつた（瀬戸美喜雄「維新时期における金光大神の信仰―政治に対する態度と思想―」『紀要』『金光教学』第一六号、一九七六年、五頁参照）。
- ⑦0 前掲「教祖一家の所有田畑の移動について」一三六頁参照。

別表1 1石あたりの値段(高い順) 本表は「奥印帳」(万延元年~文久3年)から、1石あたりの値段が換算できるものを高い順に示したものである。

奥印年月日	売買質の種類	値段 単位(匁)	売却人名	購入者	石高 単位(匁)	1石の値段 単位(匁)
万延1年12月29日	売渡	76.40	久之丞	西沢林蔵	10	76400.00
万延1年12月28日	売渡	7000.00	占見新田村安兵衛	占見新田村源右衛門	990	70707.07
文久1年06月04日	売渡	200.00	須恵村安兵衛	須恵村忠吉	400	50000.00
万延1年03月30日	売渡	4318.00	多八	西沢林蔵	1000	43180.00
文久1年08月07日	売渡	55.00	とよ	喜代七	20	27500.00
文久1年02月09日	質入	800.00	亀太郎	須恵村八左衛門	300	26666.67
文久2年04月01日	?	4830.40	須恵村狐口	直次郎	1825	26467.95
万延1年02月27日	20年内請	300.00	義右衛門	小野四右衛門	140	21428.57
万延1年07月26日	質入	880.00	善兵衛	西沢林蔵	180	11282.05
文久2年02月11日	10年売渡	150.00	□平	占見村長蔵	787	10948.91
万延1年12月23日	売渡	1832.57	芳太郎	遠藤柳太郎	1750	10471.83
文久2年03月12日	売渡	260.00	□吉	久蔵	250	10400.00
文久2年12月18日	質入	4315.00	中嶋久真太	福武一郎太夫	4492	9605.97
文久1年12月15日	質入	1698.80	須恵村狐口市兵衛	直次郎	1822	9323.82
文久2年12月21日	売渡	500.00	多八	中嶋村舒太郎	540	9259.26
文久1年12月?日	売渡	17601.94	中嶋音之進・伝七郎	池上五郎兵衛	19032	9248.60
文久1年07月07日	8年内請	3452.00	元蔵	川手十右衛門	3910	8828.64
文久1年04月15日	売渡	38.00	多八	兼吉	47	8085.11
文久2年02月20日	質入	200.00	義右衛門	小野四右衛門	250	8000.00
文久2年12月27日	質入	2000.00	中嶋音之進	乙五郎	2500	8000.00
万延1年03月06日	質入	4318.00	中嶋榮七郎	池上五郎兵衛	6110	7067.10
文久1年07月12日	請戻 元銀	3044.00	占見新田村亀太郎	弥七郎	4367	6970.46
文久1年02月25日	売渡	3422.00	中嶋榮七郎	乙十郎	5047	6780.27
文久1年12月22日	売渡	1000.00	中嶋榮七郎	十五郎	1503	6653.36
文久2年06月25日	1年外請10年内請	490.00	寂光院	清右衛門	810	6049.38
文久2年06月25日	質入	480.00	清右衛門	光蔵	810	5925.93
万延1年?月?日	5年内請	180.00	清吉	小野四右衛門	313	5750.80
文久1年12月15日	5年内請	863.00	中嶋榮七郎	池上五郎兵衛	1503	5741.85
文久2年12月29日	質入	4315.00	乙十・辰五郎・友蔵	川手十右衛門	7670	5625.81
万延1年08月17日	質入	1294.50	中嶋榮七郎	仲治郎	2367	5468.95
万延1年01月20日	質入	166.60	弥十郎	川手十右衛門	310	5374.19
文久1年02月25日	売渡	900.00	西沢播次郎	?	1681	5353.96
文久1年07月07日	8年内請	3452.00	元蔵	川手十右衛門	6490	5318.95
万延1年12月18日	質入	2589.00	中嶋榮七郎	福武一郎太夫	4875	5310.77
万延1年12月17日	売渡	270.00	倉太郎	三右衛門	525	5142.86
文久2年07月01日	借用手形	1000.00	川手保平	西沢林蔵	2000	5000.00
万延1年?月?日	5年内請	345.74	清吉	小野四右衛門	710	4869.58
文久1年02月12日	売渡	40.00	三郎治	常平	83	4819.28
文久1年12月26日	請質	817.90	清吉	講連中	1709	4785.84
文久1年02月12日	売渡	40.00	三郎治	喜代七	84	4761.90
文久1年02月12日	売渡	40.00	三郎治	留吉	84	4761.90
文久1年12月23日	売渡	880.00	新蔵	阿賀崎村□兵衛	2171	4053.43
文久1年05月16日	売渡	580.00	阿賀崎村忠介	十五郎	1503	3858.95
万延1年12月23日	1年売渡	300.00	仙十郎	元蔵	780	3846.15
万延1年12月21日	10年売渡	8700.00	川手十右衛門・与十郎	占見新田村小三郎	22676	3836.66

別表1 1石あたりの値段(高い順)

奥印年月日	売買質の種類	値段 単位(匁)	売却人名	購入者	石高 単位(勺)	1石の値段 単位(匁)
万延1年12月30日	1年売渡	190.00	近藏	取次元藏	499	3807.62
万延1年03月05日	質入	145.00	政右衛門	川手直藏	400	3625.00
文久1年07月07日	売渡	30.00	三郎治	川手十右衛門	84	3571.43
文久2年08月19日	10年売渡	250.00	?	駒次郎	700	3571.43
文久1年04月14日	10年内請	220.00	須惠村甚七	寛治	680	3235.29
文久1年12月13日	5年手形借証文	8600.00	川手直藏	会所	27593	3116.73
文久1年12月26日	売渡	1250.00	清吉	遠藤柳太郎	4176	2993.30
文久2年12月02日	売渡	539.38	倉太	次郎右衛門	1817	2968.52
文久2年12月10日	売渡	1600.00	広右衛門	西沢林藏	5232	2866.97
文久2年12月25日	質入	146.71	?	遠藤柳太郎	520	2821.35
文久2年12月23日	質入	1726.00	麻吉・文治	中嶋村舒太郎	6203	2782.52
文久1年07月09日	質入	1726.00	小野四右衛門	中嶋村舒太郎	6795	2540.10
万延1年03月06日	質入	253.00	須惠村治右衛門	直次郎	1000	2530.00
万延1年?月?日	5年内請	850.00	清吉	小野四右衛門	3500	2428.57
文久1年12月13日	売渡	320.00	半四郎	沙美・楳太郎	1325	2415.09
文久2年12月02日	売渡	420.00	川手直藏	倉太	1817	2311.50
万延1年12月30日	10年内請	350.00	直次郎	光藏	1520	2302.63
文久1年12月23日	売渡	480.00	川手直藏	新藏	2175	2206.90
文久2年12月27日	売渡	280.00	重八	順太郎	1325	2113.21
文久2年01月18日	質物	258.90	次郎右衛門	遠藤柳太郎	1233	2099.76
文久1年12月26日	1年売渡	1100.00	麻吉(赤沢文治長男)	駒次郎	5400	2037.04
文久1年11月16日	売渡	300.00	川手直藏	沙美・楳太郎	1500	2000.00
文久1年12月26日	質入	500.00	役藏	西沢林藏	2540	1968.50
万延1年12月26日	質入	215.75	定次郎	清藏	1250	1726.00
文久2年02月09日	10年売渡	863.00	銀藏	菊藏	5000	1725.00
万延1年12月19日	売渡	1060.00	麻吉(赤沢文治長男)	八百藏	6254	1694.92
万延1年07月26日	質入	220.00	直次郎	西沢林藏	1360	1617.65
文久2年12月27日	売渡	120.00	川手直藏	次郎右衛門	824	1456.31
文久1年02月09日	1年売渡	250.00	柏島村忠藏	川手十右衛門	1760	1420.45
文久2年09月20日	1年売渡	132.00	久之丞	元藏	992	1330.65
文久2年02月22日	質物	650.00	広右衛門	西沢林藏	5232	1242.35
文久1年03月30日	4年内請	80.00	弥曾七	元藏	700	1142.86
文久2年12月16日	売渡	600.00	理喜藏	占見新田村直藏	5650	1061.95
文久2年11月?日	質入	5178.00	川手直藏	御会所	50446	1026.44
万延1年08月03日	質入	500.00	瀬次郎	西沢林藏	5609	891.42
文久2年12月27日	質入	100	又右衛門	川手直藏	1400	714.29
万延1年03月30日	質入	50.00	俊平	光藏?	708	706.21
万延1年12月14日	売渡	65.00	勇八	梅太郎	940	691.49
文久1年12月30日	質入	250.00	新四郎	小野四右衛門・楳一郎	3720	672.04
文久1年12月04日	質入	30.00	藤右衛門	好五郎	508	590.55
文久2年12月16日	質入	300.00	浅太郎	川手十右衛門	5253	571.10
文久1年12月30日	売渡	200.00	小兵衛	新四郎	3900	512.82
万延1年12月30日	売渡	143.00	久米吉	八重村源吉	3230	442.72
文久1年04月14日	売渡	200.00	小野四右衛門・楳一郎	清藏	5139	389.18

# 日系金光教信奉者の抑留とその諸相

— 一世信奉者の体験を中心にして —

金 光 清 治

はじめに

日本の真珠湾攻撃に始まった日米間の戦争の最中、約四年間の抑留生活を米本土で余儀なくされ、戦後、西海岸のサンフランシスコへ帰還したある一世信徒は、「私共日本人に、戦時が今始まったような気がいたします」<sup>①</sup>との心境を、未だ抑留中の教師に打ち明けている。この言葉は、鉄条網と監視塔に囲まれ、細長いバラックが幾つも隣り合わせに立ち並ぶ強制収容所にあつて、外で進行する戦争の事態とは隔絶し、戦局の推移など現実感をもつて受け止めることが出来なかつた抑留体験とその実感から吐露されている。またそこで、戦後再出発を前に、「ここからが本当の戦時である」との表明がなされるのは、抑留生活を経て、かつての住み慣れた日本人街と、今、眼前にある、日本人の姿もまばらな変わり果てた街との落差が立ち現れたからに他ならない。

本稿は、このような感覚をもたらしした抑留生活を、一世教師や教信徒ら信奉者に見、そこでの生活の推移がもたらした問題や、そこで求められた信仰の営み、布教実態の追究に努めていきたい。<sup>②</sup>ここで、一世を中心に考察するのは、まづもつては、一世が、金光教の信仰を北米、ハワイに伝えていった草創期の担い手であつたことによる。そしてこの世代には、日米両国を跨る戦争によつて、自らの出自と自己確認のありようを問い直されざるを得なかつた経験が窺えるからである。彼らは、子や孫である二世、三世の生活世界やアイデンティティの形成者でありつつも、そのありようそ

表一 北米、ハワイにおける教勢統計  
(1939年末現在)

	米 本 土	ハ ワ イ
教師数	1 3	6
教 徒	3 2 9	2 4 3
信 徒	9 8 2	3,9 0 1
求信者	9 8 5	1,5 1 5

のものが根底から問われるのであり、文化や国を越えて信仰が伝わっていった事実の根本に、彼ら自身のアイデンティティをめぐる葛藤の軌跡が潜んでいるのであれば、そのことが金光教の信仰に何をもたらすものであったかという問題は看過されてはならないであろう。

因みに、ここで見る日系一世は、一九四一年以前に、北米西海岸、ハワイ、及びカナダの西部地域に渡航し、開戦後に「敵性外国人」という位置づけを与えられ、立ち退きと、強制収容所への抑留をされた日本人（米国籍・カナダ国籍に帰化した者を含む）である。北米西海岸、ハワイ、及びカナダ西部で立ち退きと、強制収容所への抑留を余儀なくされた人々は、総計一四万三、〇〇〇人と概算されるが、この中で、金光教信奉者一世は、表一（北米、ハワイにおける教勢統計）一九三九年末現在から推察すれば、統計上は、約一、三〇〇名という数字が導かれる。敵性外国人と見なされた彼らにとって、抑留は、発狂者や精神異常者を出現させたとの証言があるように、自らの存在を踏みにじられ、失意の内、内陸奥地に強制移送させられ、多くの場合、移住先の閉ざされた空間の中の生活を営ませるものだったのである。

本論に入るに先立って、日系人の抑留の経緯と、その政策のあらましをここで述べておきたい。抑留された日系人は、開戦当日の一九四一年一月七日、北米西海岸、ハワイ及びカナダで拘引された者、次いで「軍事地域」の指定と強制立ち退きの権限を陸軍省に付与した大統領令第九〇六六号の発令（一九四二年二月一九日）後、自発的立ち退きの勧告により一九四二年二月二十九日までに、彼ら日系人の生活圏である太平洋岸三州の西半分などの軍事地域から立ち退いた者（約九、〇〇〇名、及び一九四二年三月下旬から、太平洋沿岸防衛司令部の指揮下に強制立ち退きした者、に大別される。西海岸の住居から強制退去を命じられた日系人は、集結センターへの移動後、再定住センターという名の強制収容所に抑留される。因みに、米本土で強制立ち退きを余儀なくされた一世から三世の日系人は、約一一万二、〇〇〇名におよび（男女比はほぼ半々）、この内の一世は、約四万七、〇〇〇名で、約三分の一を占めたという。また、真珠湾基地を襲撃された

表二 北米教会一覧（～1941年）

教会所名	所在地(州)	歴代教会主管者	教会設立年月日
(アメリカ) シタコ ロスアンゼルス サンフランシスコ ポートランド サクランボ サンノゼ	ワシントン州 ワシントン州 カリフォルニア州 カリフォルニア州 オレゴン州 カリフォルニア州 カリフォルニア州 カリフォルニア州	秀島 力松 大坪 亀吉—立野 虎夫 香取 敏次—福田 美亮(兼) 福田 美亮 平山 文次郎 安村 安吉 山田 浅太郎 後藤 勲	1928年 8月 8日 1929年11月18日※1 1930年 1月23日 1930年 5月 1日 1931年 3月17日 1931年 4月 1日 1931年10月21日 1941年 3月25日※2
		※1 1946年10月21日解散。 ※2 ソーテルのみ布教所。1931年11月22日ハリウッドと改称(現ガーデナ教会)。	
(ハワイ) ホノロロ	オアフ島 ハワイ島	児玉 政行 西田 美房	1929年 8月27日 1930年 5月18日
(カナダ) バンクーバー	BC州		1936年8月11日※3
		※3 在籍信徒が当該国の認可を得た日付。以後、1941年まで事情により教師の赴任なし。	

ハワイでは、全島約一五万人の日系人中の約一、〇〇〇名が立ち退きを経験し、さらにこの内の七〇〇余名(うち女性八名)が一九四二年二月の一回船から一回船(一九四三年二月)で、米本土の収容所に移動させられている。加えて、カナダでも、約二万一、〇〇〇人の日系人(市民権をもつ二世を含む)が立ち退きと、強制収容所への抑留を余儀なくされる。彼らの多くが、収容所からの解放を許されるのは、米本土では終戦の年に当たる一九四五年一月以降のことであり、また、同年九月、西部防衛司令部が軍事制限を取り消してからである。この結果、殆どの強制収容所が同年一〇月から一二月に閉鎖、また、これら施策を指揮した戦時転住局は翌一九四六年六月に解散する。なお、カナダ政府の日系人に対する政策とその決定については、本論で触れていきたい。

さて、こうした経緯によって、それまでに設立されていた、北米西海岸沿岸の三州(ワシントン・オレゴン・カリフォルニアの各州)、ハワイ(オアフ島・ハワイ島)及びカナダのブリティッシュ・コロンビア州(以下、BC州と略記)の教会所・布教所(表二「北米教会一覧」参照)は、事実上の閉鎖を余儀なくされる。だが、本論に述べるように、信徒達は、共に収容中の身ながら、所在を尋ねては教師のもとに書簡で取次を願ったり、収容所内に、金光教の礼拝施設や教場を設けるなど、何らかの形で信仰の営みを継続していったのである。

本稿では、このような日米戦争下での日系信奉者達の動向を、米本土及びハワイを中心に、以下の順序で見えていきたい。まず、一章では、開戦当日と翌日の米本土在留教師、信徒達の動静を踏まえつつ、開戦当日、FBI(連邦捜査

局)に拘引された人物を中心に取り上げ、一九四一年二月下旬に強制収容所に抑留される前後までの抑留経験が、彼らにどのような問題を突きつけるものとなったのかを窺う。二章では、一九四三年頃から収容所に礼拝所が許可される時期と、米国への忠誠心の有無の確認を迫る「忠誠登録」の実施時期(一九四三年二月～五月)とが、ほぼ重なっているところから、こうした動向を視野に入れつつ、抑留中の信奉者の生活の実際と信仰の営みの様相を見ていく。三章では、日本の戦局が悪化する、殊に一九四三年九月以後の状況下で、抑留中の教師達が、布教意識を、どのような要件との関わりの中に見出そうとしていたのかを把握する。最後に四章では、戦争が終結して数カ月後に、相次いで収容所が閉鎖(一九四五年一〇月～二月)され、出所が目前となる時点での信奉者の出所・再定住への思いと、出所後の生活や教会再建の歷程を、一九四八年初頭までを中心に確認していきたい。

なお、開戦後、日系人を収容した施設の名称は、カナダで「抑留キャンプ」「道路キャンプ」などの呼称が見られ、また、アメリカでは、戦時転住局の施策上の表現として「転住所」とされるなど、一様ではないが、本稿では、原則として、「強制収容所」或いは「収容所」として表記を統一した。また、引用資料については、適宜、地名の表記を統一し、歴史的仮名遣いを現代仮名遣いに、旧漢字を新漢字に改め、句読点を付した。参照のため、開戦後、北米各地の教会、教師の動静と、日系人への施策を纏めた「アメリカ・カナダ強制収容関係年表」を末尾に付した。

## 一、日米開戦と北米信奉者の抑留

一九四一年一月七日(日本日付の一二月八日)の開戦当日、金光教サンノゼ教会では、教祖大祭が執り行われていた。日本の真珠湾襲撃の報に接して直後の祭典であり、そこには北米西部沿岸の教会主管者や信徒らが多数参加していた。そして、祭典が終わり、一同が直会に着席しようとする時、サンフランシスコ教会主管者・北米布教管理所所長である福田美亮(一八九八～一九五七)が、FBIに拘引されたのである。福田の拘引は、日系人の中の最危険分子であると

いう理由からであった。FBIは、開戦前からA・C級のリストを作成し、福田を「A級指導者」と見なしていた。この「A級指導者」の対象は、日本領事館員・財界の有力者・神道・仏教教師らであったという。福田に引き続き、同日、カリフォルニア州西ロスアンゼルス市のソータール布教所担当教師の後藤勲（一九〇〇～一九八七）も拘引されている。また、真珠湾基地を襲撃されたハワイでは、ホノルル教会主管者の児玉政行（一九〇三～一九七三）が、同日の夕刻、拘引されている。これらが、開戦後、教師の拘引の嚆矢であった。その他の教師及び日系社会の有力者と見なされる信徒達は、自発的勧告に続いての「総立ち退き」[いわゆる強制立ち退き]が実施される前に、また、それ以外の信徒達は、一九四二年六月から八月に行われた総立ち退きによって、強制収容所へ抑留されたのである。

ところで、この開戦当日、サンノゼ教会で大祭を仕えた後、新聞の号外で米国議会が対日宣戦布告の決議をしたとのニュースを聞いた信徒らに対して、福田は、次のように述べていたという。

我々は、今日から、単なる在米日本人でなく、敵国外人という特殊の立場におかれ、戦時敵国人法によって取締をうける事になるから、一挙手一投足、気をつけねばならない。<sup>④</sup>

信徒らにこの注意を促した直後、福田は突然拘引される。信徒らにしてみれば、目の前での福田の拘引が、彼の言を何よりも現実味を帯びさせるものであったろう。それによって、一人一人が、これから迎えない不安な事態を予感し、改めてこれまでの生活の成り立ちを見つめ直させるものとなったのであった。「敵性外国人」のまなざしの中で、自らの処遇と生活が一変する事態を告げるのが、右の言辞であった。

同日、サクラメント教会主管者の安村安吉（一八八五～一九六八）もまた、サンノゼ教会にいた。彼の手記によれば、教会に着いて間もなくサンフランシスコ教会在籍の信徒からの電話で、安村は日米開戦と国交断絶を知り、新聞の号外を入手して信徒らと読んだという。そして、大祭が終了した直後、FBI六名が福田を連行するさまを見届けているの

である。その夜、安村は、その様子を伝えるためにサンフランシスコ教会に赴き、一泊し、翌朝、帰途に着くが、その時の様子が、手記には次のように書かれている。

その日（一九四二年二月八日）引用者、町内は実に静かで、行き交う人も、皆、首を垂れて、大声を立てる者も無かった。電車の中に居る人達も、日本人である私を見ぬ風をして、皆、大声で話などをせず、私は新聞を持って、他に顔を見られぬようにして二時間車中で過ごし、サクラメントに帰り、死の町のような寂しい感じで、教会まで歩いて帰着した。<sup>⑦</sup>

これは、福田の連行に立ち合い、開戦から一夜開けた翌日、安村がアメリカで晒された情景である。この文面には、開戦の日を境に、日本人達は、その容姿のために誤魔化しようもない黒い髪と黒い瞳を持つ日本人であることを、嫌と云うほど確認せしめられる様子が窺われる。数時間をかけての帰途の道中は、安村に将来への不安感を与えると共に、移民としての渡米から金光教師に転身する<sup>⑧</sup>今までの自らの体験やその意味を問わしめるものとなったに違いない。そうした間いかけを伴いつつ、一方で安村は、この時の福田の連行を「一時的で直ぐ帰して貰える」ものと思っていたと言いが、今後、身の上に取り来る状況の計り難さゆえに、その不安感を拭い去ろうとしたに過ぎないものであったかも知れない。ところがその安村も、家族を残し、「敵性外国人」として抑留の身とならざるを得なかったのであった。さて、このように日系人らが次々と拘引されていく状況に際し、現サンノゼ教会長の石渡はる子（一九一七）は、「抑留される時に、アメリカで購入していた地所を全て捨てて行かなければならなかった一世の中から、精神的に異常を起こして、亡くなった人が出た」と証言している。こうした事態が、信奉者の上にとどのように表れていくのか、ここでは、福田を例にその様相を見ていきたい。

「A級指導者」としてFBIに拘引され、ミゾラ収容所に移送された福田は、拘引から三週間後に当たる一九四一年

一二月末現在の収容所での状況を、次のように述懐している。

はからざる抑留生活の為に、自殺をしたり、発狂したり、或は高血圧、胃潰瘍、不眠症等に冒される者少なからず、心の修養の出来た者と出来ていない者との差がハッキリ現れるのであった。立派な名の出た宗教家の中にも不眠症になったり、病気になるったりした者もあり、それまで外では秀れた人物と思われた人々が事に当って、案外もろい事がわかった。

彼の周囲にいる「秀れた人物」とは、拘引直後の審問で、何れも「敵性外国人」と判定された日本人协会会长、学園長、県人会会長、会社の支店長、在郷将校、宗教家、等々、約四五〇人の日系社会の指導者層であった。彼らに対して福田は、「今は、社交も金もうけも考える必要はない。全力をあげて我れ自らを省み、我自らをみがく事が出来る」のどと言い、「精神修養の必要性」を説いていた。また、これ以前にも、拘引から一〇日後に、再びどこかへ移送されるとの情報に接して面会に来た他の拘引者の家族らに対して、「秀れた指導者だから捕まったのである」とし、家族を慰めていた。収容所に彼らを移送（一九四一年二月一七日）した列車は、「窓のシェードを降ろし、両側の入口には銃剣を持った兵士によって見張りせられ、便所も開け放しで、自殺と逃亡を防いでいた」という。彼は、他の指導者に対して、行き先不明のこの護送列車が「国賓列車」であると語り、その車中でジョークを交えた「狂歌」を作るなどしている。これらの行動は、一見、彼の周囲にある人物らへの激励と心境の鼓舞を意図した発語（言葉）とも映ずるが、彼の拘引が他の指導者らと同様に仕事や家族をそのまま残してのものであったことを顧慮する時、「国賓列車」「名誉の逮捕」など、福田の逆説的な表明の一つ一つが、自らの処遇も含め、行き場のない思いや不安の所在を示すものであったと見なすことが出来る。「案外もろい事」との受け止めと共に、宗教者としての自制を示していかねばならないとする態度は、今にも発狂しそうな精神的限界とも通底しており、福田自身がそれを紙一重で抑制していたということでもあろう。こ

うした抑留は、福田に見たような精神的苦悩を一人一人の人間に刻みつけていくものであつたに違いない。そして信奉者らの抑留生活の開始は、こうした精神的苦悩を共有するところから、改めての信仰への道づけを生んでいくのである。次章では、立ち退き前後の時点での教会の状況、及びその後の強制収容所での生活事情とそこでの信仰の営みの実相を捉えていく。

## 二、忠誠問題と抑留生活

日系人の抑留の開始によって、米本土各地の教会所は閉鎖されるなど、布教の実質的基盤を解体させられることになった。教会管理者が抑留される前後の教会事情、及び米本土各地の教会管理者の監禁・釈放の状況は、戦後、安村が教団本部に送付した「北米教会現状概略報告」<sup>⑤</sup>によって分かる。また、ここには、帰還教師の動静、及び教会・布教所の現況も伝えられたが、この問題は四章に委ね、まず、この「概略報告」から開戦後の状況を一瞥しておきたい。

教団の北米布教管理所の所在するサンフランシスコ教会では、教会主管者である福田美亮が拘引され、その家族が一九四二年四月に教会施設から立ち退き後、教会建物は管理人の支配下に置かれ、近隣住民の貸家とされていた。また、西北部のワシントン州に位置するタコマ教会主管者の立野虎夫も抑留されている。これは、個人的事情から、家族と共に日本に引き揚げるため、サンフランシスコ教



教会所及び関係収容所所在地図

会に滞留中の出来事であった。ソーテル布教所では、担当教師・後藤勲が拘引された後、布教所施設を家族が売却してから立ち退いている。

このように各地の教会・布教所は、開戦後、閉鎖を余儀なくされるが、一九四二年三月下旬から総立ち退き実施までの間、教師の多くは「A級指導者」として拘引され、教師家族や信徒は現地に残されることとなっていた。こうした教会の事実上の閉鎖までの期間、教会長不在の中で、教会家族、信徒達にも様々な対処が行われ、教会広前という場を通じた信仰の営みが見られる。例えば、既に抑留されていたサクラメント教会主管者の安村安吉に対して、夫人・安村ナツ（一八八七―一九六三）は、教会からの立ち退きを二週間後に控え、日用品の売却処分などに追われる一九四二年四月末現在の状況を次のように伝えている。

朝四時はんごろに起きて、くらい内にひとりでごきねんして、六時すぎには信者さんがおまいりなされます。にぎやかです。ひるまは、いそがしくはたらいています。<sup>⑬</sup>

いわゆる「呼び寄せ移民」であるナツは、二〇年以上にわたる労働移民時代を送り、夫が金光教教師となって（一九三〇年）以降は、サクラメント教会で取次者として人助けのための生活を約一〇年間送り、その最中に開戦、夫の拘引に遭った。シアトルでの労働の過酷さによって、既にナツの健康が害されていたことは、先の拙稿でも述べたが、健康不安を抱えての夫への便りには、せめて安吉には、自分は元気で代わりを勤めて、家庭と教会の留守を独り守りつつ祈念を続けていることを伝えたい、という一心さが滲み出ている。別けても、ナツの取次に、同じく立ち退きを間近にした信徒からの立ち行きが願われていたであろうことを想像する時、その祈念は、信徒らの立ち行きをも共に願うものであったろう。教会に信徒の集う「にぎやか」さは、立ち退きを前にして、彼女の不安を一時は緩和するものであった。<sup>⑭</sup>

ところで、收容所における自治社会の形成過程と併行して金光教の礼拝施設や教場が許可され、設けられていく時期

は、一九四三年頃からであったと思われる。一般には、この時期、日本による米本土への軍事的脅威がなくなり、日系人の隔離・拘引を正当化する軍事上の必要性も既に消失する時期に当たっていた。その前後の収容所における信奉者の状況については、一九四二年九月から一〇月にかけて、安村ナツやその娘が安吉に宛てた書簡の中に、その一端が窺われる。例えば、「こちら（ツールレーク収容所―引用者）では、タコマ、ポートランド、桑港（サンフランシスコ）、サクラメントの信者が毎日曜日にお出でになります」<sup>②①</sup>、また、同じ収容所について、「たぐさんのタコマの信者さんに会いました。町全体がここに来ているみたいです」と伝えている。信奉者が再結集している様子が伝えられた二カ月後、開戦からちょうど一年を経る一九四二年一月七日、同じ収容所内の近況をナツは、「このごろは、おまいりのかたがだん／＼ありますので、わたくしの御用もとてもいそがしく、おかげただいでおりますから、ごあんしん下さい」と、自身の安否報告に併せて、信奉者の願いを取次ぐ生活ぶりを伝えている。また、ある信徒は抑留中に収容所で女兒を分娩したが、生後わずか一昼夜で死亡しており、このことが、他の信徒から、書簡による取次として別の収容所に抑留中の教師に願われていた。<sup>②②</sup> 出産直後の死亡という事態は、抑留当事者にとっても筆舌に尽くしがたい苦痛であったろう。こうした収容所での日々の中で、自らの身の上の助かり、立ち行きを願わざるを得ない信徒達は、その思いを、書簡に書き込んで取次を求める者もあり、また、信徒らは、一旦離散しながらも、同じ収容所に結集し、教師、或いは教師夫人に、自らの願いを伝えていったのである。

そしてさらに、一九四三年五月に、教師達は「布教に従事する傍ら、別に転住局の仕事に就き規定の俸給を受けて差支えない」<sup>②③</sup>ことが公に許可されることとなった。就労と共に、事実上の布教も公認されたということであり、関連して自治社会の中での礼拝施設の設置も可能となっていたのであった。ある信徒が、「御地（サンタフェ収容所―引用者）では、信者がおあつまりになられて、近い内に礼拝所も出来るとの事で、何より好都合で御座います」<sup>②④</sup>との近況を伝えるのも、信仰の営みが、公然認可されることへの一層の期待を表すものだろう。

しかし一方、収容所での自治社会が形成され、ある種の安定がもたらされた一九四三年二月から四月にかけて、政府

によって抑留中の日系人を対象に「忠誠登録」が実施されることになる。<sup>⑧</sup>そこには、次のような二つの施策的意図があった。まず第一には、陸軍省が日系二世の募兵を意図したことより、その登録審査が、募兵意志の有無を問うものであったことである。第二に、日系人の社会復帰を促進しようとした戦時転住局が、抑留者個人が国家の安全に危険性のないことを、「忠誠登録」の結果から認定しようとしたことである。国家への「忠誠」の審査は、抑留者にとっては、收容所に留まる意思の有無を問ひ糺すものであり、收容生活からの解放と引き替えにアメリカへの「忠誠」(即ち日本という祖国への敵対関係を承諾することであった。このことが、「何ノ故ニ日本ニ対シテ忠誠ヲ示シ、身命トヲ賭スル必要アリトカ、家庭會議ガヨクアル」という、自明であった「日系」としての確認を、自らの生活の場であるアメリカから再確認させられる問題をも顕にしていたのである。

因みに、陸軍省と戦時転住局とが共同で行った「忠誠登録」審査での四二の質問中、徴兵の心積もりをしていなかった抑留者の憤激をかけたのが、二世の場合、「合衆国軍隊に入り、戦闘任務につく意志」(質問第二七)や、日本国天皇への忠誠ではなく「合衆国への無条件の忠誠」(質問第二八)を尋ねる二つの質問であったという。<sup>⑨</sup>この二つの質問のどちらにも「ノー」「ノー」と答えた者、回答しない者は、「非忠誠派」とされ、ツールレークに隔離するという方針が採られるのである。質問第二八に「ノー」と答えた者、回答それ自体を拒否した者は、合わせて一万近くに達した。中でも最も激しく反発したツールレーク收容所(最大收容人数二万六、〇〇〇人)では、約三分の一に当たる三、二〇〇余名(一世約一、八五〇名・二世一、三六〇名)が忠誠の意志表示を拒否したと言われている。そして、この「忠誠登録」を機に、日本への送還を申請する者や、二世の米国籍離脱が急増したという。無論ここには、この登録を機に、日本への送還という選択肢が具体的に浮上し、また、一九四四年七月に国籍離脱法が制定され、市民権放棄が可能になる法令が制定された事情が反映されているのであろう。

何れにしても、この施策によって、抑留者達(主に一世)は、辛うじてつなぎ止められていた生活の足場を再び揺るがされる契機を与えられたのである。そして、このことが、一世のアイデンティティを問い直す契機を与えたのであり、

その確認のありようは、日本の文化と密着した意識の中で、の信仰的意義を同時に問い直すものであったかも知れない。

既にツールレークに入っていた安村ナツの場合、質問第二七、質問第二八に、未記入で提出している。当初ナツは、両設問に「ノー」「イエス」の答えを用意していたという。先に述べたとおり、ナツが「ノー」の答えを用意していた質問第二七は、アメリカの「陸軍の看護部隊または陸軍婦人部隊に志願する意志」の有無を問うものであった。そして、「イエス」の答えを用意していた質問第二八は、「合衆国への無条件の忠誠」如何を問うものであった。だが、長女が「日本行き」を希望したことを知り、結果、未記入で提出した、というのである。<sup>②</sup>それは、審査と共になす抑留者の希望地選定の「日本行き」希望が、事実上ツールレークへの収容を意味するものであると知ったナツが、娘と共に暮らそうとした上での判断だったと思われる。先にナツは、移民労働での過度の肉体的・精神的負担から健康を損っていたことは述べたが、彼女にとって「忠誠登録」に「ノー」「イエス」と提出することは、出所しても生存それ自体が危ないと判断される中で、のナツ自身の判断であった。ナツにとつて、出所以後に予想される生活困難は、死をも予期せざるを得ない現実の迫りとしてあったのであり、<sup>③</sup>長女の判断も、そうした母親の身を案じてのものだったと推察される。

<sup>④</sup>また、教師の夫人二名を含む女性信徒五名も、事情は明らかでないが、「忠誠登録」の両質問に忠誠拒否の回答をして、ツールレークへの強制移住を受け入れている。

こうした政策下にあつて、ツールレークに移住せしめられた信奉者の生活ぶりには、どのような様相を示すものとなつていくのであろうか。安村ナツは、「忠誠登録」の結果、いわゆる非忠誠派が一カ所の収容所（ツールレーク隔離センター）に集結させられる一九四三年九月下旬の様子を次のように述べている。

こちらに居られました信者さんたちも、あちらこちらと、ちりちりばらばらになりましたが、また、たくさん来て下さいましたから、やはりにぎやかであります。神様がよいよを①にして下さいます。こちらのことわ、②すこしも、しんぱいありません。神様が、とくべつ、おまもり下されますので、どこのせんた③よりも、いちばん、せいだいに

おかげいたゞいて居ります。山田さんも、こちらにきて居りましたので、ありがたいおかげをいたゞきましたと、よろこんで行かれました。よそのせんたからこられました方がたわ、皆、信心がおちておりますよをにみへます。こちらにきて、はじめて内をでてから、ありがたいごきねん(ご折金)さしていたゞいたとよるこんで、なみだながらに、おれい(申され)も(申)され(申)ます。神様ほど、ありがたいものわ、ありません。

ここでナツが言う「どこのせんた(セント)よりも、いちばん、せいだいにおかげいたゞいて居ります」という時の「おかげ」は、健康問題を抱えるナツが、なおかつそうした身の上において、自らの祈念、取次の営みが自身のまわりに次第に拡がっていく喜びを確認しつつ発せられたものであろう。安吉と別々の收容所に抑留中、結界奉仕を勤め続けてきたナツの姿は、信徒らに「いとも厳肅なる奥様の御結界奉仕の姿」として映っており、また、「日々参拝した信者たちに会います毎に、奥様の御高德のおはなしが出来ます」と述べられていた。こうした信徒らの存在が、逆にナツにとつて生きる支えともなっていたらう。

また、この背景には次の事情も想定できる。右の書簡が認められた九月を前後する三カ月間(八月、一〇月)のツールレークでは、「忠誠登録」の回答をもとに抑留者の整理が行われ、一万五、〇〇〇名以上の者が内外の移動のために混雑を極めていた。そして、「不忠誠」と判断された立ち退き者の最後の集団が、ツールレークに到着したのが一〇月上旬であり、十一月一日、ツールレークでは集団デモが発生し、さらにその三日後には、暴動が勃発、合衆国陸軍が鎮圧にあたり、同隔離センターは陸軍の管理の下に置かれる(十一月四日)こととなった。こうした状況下であつて、右に見たようにナツが、「どこのせんた(セント)よりも、いちばん、せいだいにおかげいたゞいて居ります」と述べたところには、こうした客観的状況変化と困難の生起にも拘らず、「神様ほど、ありがたいものわ、ありません」と言わしめた程の信仰の揺るぎない確かさが見出されていたのである。このことは、「忠誠登録」に顕著に表れたような、高揚するナシヨナリズムを把持した上での信仰であると、一概には言えない様相を示していたと言える。

以上、本章では、抑留後、信奉者の信仰の営みの実際を捉えてきた。次章では、戦況が悪化し、従つて自らの抑留生活も長期化する状況下での教師達の布教意識が、どのように展開せしめられていくのを見ていきたい。

### 三、戦況の悪化と布教意識

開戦後間もなく日本政府は、米英両国政府に対して、スペイン政府、後にはスイス政府を仲介として、抑留外交官及び在留日本人交換の交渉を行っている。その結果、一九四二年六月、約一、〇〇〇名を乗せた第一次交換船がニューヨーク港を出航し、日本からの交換船との乗員交換がアフリカのある港で行われた。続いて、翌年九月に第二次の交換が行われ、約一、五〇〇名を乗せた交換船が、一月中旬、横浜港に到着した。<sup>④</sup>

ハワイのホノルル教会主管者である児玉政行は、この第二次交換船で夫人・児玉喜久恵（一九〇七—一九九七）と子供を残したまま帰朝しており、帰朝後、直ちに文部省宗務課に出頭して、宗務局長・同課長からの現地の実情についての照会に答えている。その後、教団本部で行われた当局者との懇談は、ハワイを中心としたものであったと考えられるが、将来の布教が「教団」としてどのように見通せるのかについて、自らの現状認識を教団本部に開陳している。

一九四三年一月二二日に行われたこの懇談は、記録（以下、「児玉報告」と記す）によれば、将来の布教展望、抑留中の教師の考えや信徒への布教の実際が、それぞれ要約されて纏められている。例えば、「将来の布教」と表題された項目では、次のように記されている。

#### 将来ノ布教

戦争ノ終結ガ、日本ニ有利ニ展開サレルト云フ見地カラ、戦後、旧住所ニ戻レルモ、其迄ニ、数年ヲ要スルト考ヘ、経済的根拠ハ失ツテ居ルト見ルベキダ。従テ教信徒モ占領地ニ於テ再出発スルヲ良策ト考ヘ、<sup>マ</sup>履止ル者ハ皆

無卜考ヘラレル。従テ布教ハ事实上、不可能ナリ。<sup>⑧</sup>

ここには、「日本に有利に戦争が終結したとしても、その後、旧住所に戻ることも可能だが、経済的基盤は失われ、信徒も『占領地』での再出発を求め、踏み止まる者はない」とした上で、旧居住地での布教の絶望的な展望が示されている。本部でのこの懇談で、児玉は、二重三重にもわたる婉曲的な表現を用いたに違いない。日本軍の戦力が低下の一端を辿る局面では、敗戦という結果が予想されたにせよ、直接明示し難い心情が働いていたろうからである。しかしそのような中で、児玉が示そうとしたのは、「布教は事实上、不可能なり」との結論に尽きると言つてよく、その原因として、戦後における旧住所への帰還後の現状回復の保証のなさが示されたのである。

ところで、この帰還後の問題が、教師だけの認識に留まらず、「教信徒も占領地に於て再出発するを良策と考へ」とあるように、抑留者にとつて、ある種共通した将来展望の把握となつていくことが窺える。この「占領地」とは、当時日本の支配下にある華北・華中などを指しているだろう。当時、戦争終結以降も、華北・華中の日本の権益は保護されると見通されていたようであるが、生活再出発の地が「占領地」に求められたことは、「旧住所」への帰還を断念する意識が醸成されていたことを示唆する。この意識は、本国への定住希望ではなく、また既に帰るべき場所（クニ）を彼らが失っていたという点で、断念的に選ばしめられた事情によるものと思われる。そして、信徒達も「戦後」の生活再出発の地を選ぶについて、「占領地」以外に、選択余地のないことは、永年の移民生活の経験から察知していたのである。

そしてこのような認識に立つて、「布教は事实上、不可能なり」と見なす児玉の表明は、労働移民を出自とした信奉者らの戦後の生活の現実的展望に根拠を求めた結果、アメリカ（主にハワイ）における新たな布教の再開を断念するという将来展望を、教団本部に承諾せしめることを意図していたのである。

その意味で、児玉のいう布教展望は、抑留以前の状態である「布教」、即ち教会を基盤とし本国との関係も継続しつ

の活動が絶望的であるとの見解となつたのであつたが、そこには、次のような「布教」認識も影響していよう。それは、「信徒との交感（布教）」として纏められた事柄に窺われる。

信徒トノ交感（布教）

転住所ニハ教師モナク、又米人モ居ル為、宗教行為ハ不可。

又仏教ニ比較シテ神道ハ嚴禁サレテ居ル状態ダカラ、教師ト信徒ノ間ニハ精神的ノ交感ナキ為、事実上現在ノ俾テハ、何等布教ハ出来テ居ラヌ。只、教師ガ信徒ト同境遇ニ在ル事ニ依リ、精神的ニ与ヘテ居ル感化ハ大キイ。

通信モ相互ノ安否ヲ知ル程度ナル故、之ニ依ル事モ不可。<sup>⑧</sup>

ここで「信徒との交感（布教）」の事項として纏められたのは、「布教は事実上、不可能なり」との展望や、同じく後述する複数の教師が「家族共に日本へ帰り度いと帰朝請願」をしている実情を聞いた本部当局者が、信徒との信仰的交流、布教行為の有無と實際を質問した際の問答と見られる。ここには、前章まで述べてきたように、一見すれば、礼拝所や布教活動が脈々となされてきた事実とは不整合を示しているかに見える。児玉のいる収容所では、布教が許されていなかったか、あるいは、それが許可される以前の帰国であるかも知れないなど、不明な点は残されているが、ここで注目されるのは、「只、教師が信徒と同境遇に在る事に依り、精神的に与えて居る感化は大きい」と述べ、恐らく今まで見てきたような信仰の日常実践への制約下にあつての、僅かながらの信仰の繋がりと同信の情誼が持ち得た意味把握が、このような表明になっていたということである。

ここでは、収容所の状況として、「神道」は否定されていること、また、それによって「精神的な交感」もなく、相互の連絡も検閲を受けていることが示されている。その上に立つての「宗教行為は不可」との言であるが、そうした観点から分かるのは、「何等布教は出来て居らぬ」とは、「神道教派」と見なされた金光教の位置づけや、その教師とし

ての活動が厳しい制約下に置かれていた側面の表現であるという点である。その限りでは、児玉にとって、文部省や本  
部当局を前にしての意見表明は、先の布教展望と同様に、神道の教義宣布を前提にしての布教意識とその可能性につ  
いての認識であろう。

とはいえ、このような表明に、単に本教信仰の認識枠組みの問題が、戦争を介して露呈されたと言えるものではない。  
公認教団として日本政府が求める意味からしての布教の絶望視は、それによる金光教信仰の絶望視と同一のものとは言  
えないのである。事実、児玉の布教展望には信奉者の生活を第一義とする観点が含まれているのであり、それは、神  
道の教義の布教という問題ではなく、生活の「立ち行き」こそが願われ、神に取次がれるべきであるとの信仰の意義確  
認に基づいている。だからこそ、児玉は、自らの帰朝の意思を訊かれ、「家族を帰朝させたいが」としつつ、「教会は  
現在閉鎖を命ぜられているが、知己友人という名目で信者もある」として躊躇を示し、即答を避けているのである。

ところで、児玉の場合のように、その他の教師の現地での布教に関わる思念についても、「帰朝」意思との関わりで  
見ておきたい。児玉報告では、必ずしも実状として正確とは言い難いものもあるが、例えば、福田美亮、後藤勲らに帰  
国の意思があり、そして平山文次郎（ポートランド教会主管者）は残留を希望している旨の報告がなされている。そこで、  
以下教師が希望する「帰朝」のニュアンスの相違を酌み取りつつ、それぞれの布教が、どのような問題意識に基づくも  
のであったのかを捉えていきたい。

福田美亮の帰朝は、児玉報告からは判別できないが、次に掲げる引用資料に見るように、一九四二年五月時点で、「戦  
後、在米同胞の立て直しの用意をしてほしいとの希望多く、帰国手続きにサインした」と、夫人に宛てた書簡で述べて  
いる。この時期は、拘引から約半年後、「忠誠登録」の計画が発表される以前に当たる。以下の資料は、福田からの書  
簡を受け取った夫人・福田真子（一九〇五～一九七四）が、その写しを安村安吉に送付したもののからの引用である。

戦争中、インターン（抑留）引用者 せられて外界と連絡を殆どたたれる事となれば、在米同胞に対しても御用

出来かねるし、寧ろ外交官交換の際、帰国して、戦後、在米同胞の立て直しの用意をしてほしいとの希望多く、米  
 国政府としても在東洋の米人を迎え取るために我々に帰国を促しているので、帰国手続きにサインした。信者を残  
 して帰国する事は済まんと思うが、在米同胞の戦後の新生活を打ちたてるためには、私が先に帰つてその用意をし  
 た方がよいと思う。そして、戦後、なるべく一番の船で帰米し、皆と実情に即して相談し、帰国新発展の者、止ま  
 る者につきそれ／＼尽力したく思っている。故に、信者は常に落ちつき、神を信じ、不肖なれど私を信じ、戦後の  
 再起をまつてもらいたい。併し、帰国が許されるかどうか分からぬ。他の先生方の帰国は随意にするように、平山  
 (平山文次郎)、後藤(後藤勲) 両師には此の旨通知せり。他の諸師にはお前より至急通知せよ。私共帰国の場合は、  
 安村、露木両師の内どちらか、戦後、桑港(サンフランシスコ教会の「引用者」留守奉仕をたのむ事。<sup>⑤</sup>)

右引用資料には、強制収容所への抑留を目前とした段階で、福田が「戦後、在米同胞の立て直しの用意をしてほし  
 との希望」に応える形で「帰国手続きにサインした」ことが、夫人に打ち明けられている。ここで「戦後、在米同胞の  
 立て直しの用意をしてほしい」と希望するのは、開戦直後、FBIに拘引された「A級指導者」の要望であったと考え  
 られる。そして、この希望の中には、「A級指導者」達の、戦後、生活再建の願望が重ね合わされていたのである。そ  
 の意味で、この「帰国手続」は、戦時下にあつて、単に現地の布教を管理・統轄する責務を負った北米布教管理所長  
 としての自覚に帰せられるものではなく、日系社会の指導者層の期待に応じ、日系社会の立て直しが、福田に期待され  
 ていたことを示すものである。そしてそれは、直接の布教意識の発露ではないが、日系社会の復興に、現実的経済的な  
 対処以上に精神的支柱が求められたのであり、宗教者としての信念の強固さや指導力に、雑多な移民社会を統合し、同  
 一化を図る資質が期待されたのである。「他の先生方の帰国は随意にするように」と述べる福田の問題意識は、戦後、  
 教会の「立て直し」とその用意、及び日本の教団本部との具体的折衝を先決とするよりも、まず、自らの役割として、  
 「在米同胞の立て直しの用意」に尽力しようとする判断を示すものであったとも考えられる。

また、このような福田の判断が、在留教師達の進退にどのような影響をもたらしたのかは不明であるが、既にこのことを知らされていたであろう平山文次郎自身は「残留」を希望している。ここでは、児玉報告の約三カ月後に、教団本部が作成することとなった「在米教師ノ現状ニ対スル帰朝電文案」(以下、「帰朝電文案」と略記)を引用してみたい。この資料は、児玉報告、及び児玉からの情報によって、北米及びハワイ残留教師に採られた教団本部の対応であった。「帰朝電文案」には、次のように記されている(以下、／は改行を示す)。

平山文次郎

明治十二年六月二十七日生れ 満六十四歳／本人ハ、最近迄、御用ノ地トシテ米國ニ止ルトノ意向ヲ洩ラシ居タルニ付キ、本部教庁ヨリ帰國セヨトノ電報アレバ、信念上ノ責任ヲ本部教庁ニ嫁ス様ノ結果ニナリハセヌカト思ハル。

電文ノ帰國ノ意志アレバ帰國シテモヨロシイ。

前稿でも述べたように、平山は「一攫千金」を目論んで一九〇三年に渡米(当時二三歳)して後、一九一〇年代半ばのシアトルに組織化された労働移民のための講社(信者集会所)の主導者となり、一九三一年に金光教師の資格を取得(当時五一歳)した、移民を出自とする教師である。彼の生活基盤は、すでに帰るべき場所(クニ)を失っていたという既述(三章)の問題に加えて、自身の老齢化、なおかつ収容所で母親と最愛の妻を亡くすという事態から、そうした選択をしなければならない必然的状況があったことは否定できない。しかし、児玉報告に、「自分としては布教師として止るべきなり。所属教信徒の安否を思う」と、在留を希望する旨を報告し続けたことからすれば、ここには、金光教師として自らを賭ける使命感が読み取られよう。

ところで、この「帰朝電文案」に見るように、本部としては必ずしも積極的に帰國を推奨するものではなかったことが分かる。「信念上の責任を本部教庁に嫁す様の結果になりはせぬか」とは、本人のシアトルでの講社活動も、教師志

願も、北米の地での布教活動も、また在留希望も、すべて本人の自発的意志を基盤としたものであったからに他ならず、戦局の悪化に伴って、布教者としての信念内容はどこまでも本人の裁量に委ねられるべき筋合いであることを明かにしたものであったのである。そのことは、従来任意の布教を奨励しつつも、事態の変化でその自発意志に強制を加えねばならない矛盾の局面に教団が当面しつつあったことを示すものである。

#### 四、戦争の終結と生活再建への道

アメリカをはじめ連合国側の戦勝、日本の敗戦という結果をもって、第二次世界大戦は終結する。収容所での日常生活を強いられた末に届けられた「敗戦」の報は、抑留生活の終わりとも関わって、彼らの生活意識にどのような変化をもたらしものであつたらうか。

日本敗戦の報が伝えられた直後に、安村安吉は、自らの処遇に関わる書簡を福田美亮に送付したとの記録が残されている。その書簡は披見しないが、福田は、一九四五年八月二五日付で、次のような返信を安村に送付していた。

戦後の事に関しては、御勅語の御精神、その他日本政府の布告に即して行動を慎む事肝要と思ひます。帰国すべきや否やも、日本政府が在米同胞に何を希望するやを根本とすべきものと思ひます。一八九五年の領域になるとすれば、人口過剰、食料不足、住宅不足等の難問あり、海外渡航を奨励すべき時となる故、徒に帰国する事は日本にとつて迷惑と思ふ。故に、帰国する人々は、(一)送還を命ぜらるゝ人、(二)特殊事情ありてどうしても帰国を必要とする人、(三)新日本の建設に必要欠くべからざる貢献をなさんとする人、等にして、他の一般在留同胞は、<sup>④</sup>〔検閲により欠落〕引用者の同胞と同様に、現在の土地に留るを至当と存じます。

この内容から推察すれば、敗戦の報が伝えられて直後に安村が福田に宛てた書簡は、恐らく、帰国を欲する旨を全面に押し出すものだったろう。その内容は、敗戦の報に接した安村が、その直後に日本の事情を顧慮することもなく、自らの思いを整理する余裕もないまま、抑えがたい興奮がペンを走らせたものであったろうかと思われる。ここに述べられる「一八九五年の領域」とは、この敗戦の結果画定される領土として、日清戦争（一八九四―一八九五年）終結後に確定した日本の領土地域を念頭に置いたものである。そこには、台湾をも含めた「帝国」日本の領土認識が、日本敗戦後であっても保持存続されようとしていたのであろう。とはいえ、今帰国しても「人口過剰、食料不足、住宅不足等の難問」が生じ、再び海外渡航を奨励することとなるのは必至であり、渡航者の大量帰国は「迷惑」となると、福田は助言をなしていたのである。

ここで、その後の抑留者達の出所後の経緯を見る前に、これまで触れてこなかったカナダでの抑留状況と、戦後の再出発の様相を見ていく。「はじめに」で述べたように、カナダでは、米本土とは異なる政策が採られていた。ここで、開戦前、カナダ本土、及び対岸で手掛けられた布教状況を踏まえつつ、戦後、カナダの信奉者の動向を捉えておこう。

カナダ本土バンクーバー市に設立されていた教会所は、開戦後、アメリカと同様に閉鎖を余儀なくされ、信奉者らは約二万一、〇〇〇人の日系人（二世を含む）と共に立ち退きと、強制収容所（六カ所）への抑留を余儀なくされている。また、当該州の認可を正式には受けていなかったであろう本土対岸のBC州バンクーバー島ユークレットに形成されていた講社も、事実上の閉鎖を余儀なくされている。開戦後、カナダ在留日系人の所有財産は、指令により「敵国財産」と見なされ、アメリカの場合とは異なり、所有者である自らが関知しないところで売却され、加えて、抑留中はその金で自活させられたのである。さらに、「東部定住計画」<sup>⑧</sup>が採用されたことは、アメリカとの顕著な相違点となっていた。この計画の実施により、開戦前、西部BC州に居留していた日系人の約三分の二が、終戦後には、東部地方への移住を余儀なくされたのである（後掲表三「カナダ日系人地域別分布」参照。因みに、その主な移住先は、オンタリオ州のトロント市であった。そして、こうした信徒達の移住によって、戦後、トロント教会が設立されることとなっていったのである。

表三 カナダ日系人地域別分布

	1942年	1945年	1949年
B. C. 東部	21,975	16,103	6,110
合計	22,837	23,854	21,220

（日）新保満『日本の移民—日系カナダ人に見られた排斥と適応—』（本人の行動と思想64）評論社1977年、190頁から一部転載。但し「合計」には「平原州」「準州」の人口が加算される。

った。<sup>③</sup> 一方、戦後の西部ユークレットの地には、戦前の約半数に当たる「二十四、五家族」<sup>④</sup>が帰還していると伝えられた。このことは、抑留中に多くの日系人が東部への移動（これは当時、農業労働者になることに等しかった）の意思を固める中で、排日機運の台頭があることを承知の上で、なお、西部の旧生活圏に帰還したいとする欲求が、信徒の中に存在していたからに外ならない。そして、本土バンクーバー市へは、一九五六年にシアトル教会長に就任した松井文雄（一九二〇—一九八九）が、毎月、出張布教を開始していたのである。

さて、戦後の米本土の問題に立ち返ってみることにするが、戦時転住局は、一九四五年一〇月からの二カ月間に、ツールレークを除く九カ所の収容所の閉鎖計画を打ち出した。その理由は、西部防衛司令部が、一九四四年二月一七日、西海岸地域における日系人の立ち退き令を解除（一九四五年一月二日から発効）したことにより、強制収容の法的な根拠が喪失したためであった。これに前後する時期の、ある信徒の書簡には、西海岸の旧生活地への帰還を欲しながらも、住宅問題など、帰還に際しての困難が抱えられていたことが分かる。ここには、戦時転住局が日系人を全米に散在せしめる政策を採用した時、日系人の西部沿岸への帰還は西部防衛司令部によって禁じられていたことが相俟って、労働需要が多く、人種的偏見が比較的少ないとされるシカゴなどの都市に生活確保のための暫定的な生活の場を選ばしめる事情があった。以下、西海岸の旧生活地に帰還した信奉者の生活状況を見ていく。

収容所が閉鎖されて後、サクラメントに帰還した信徒は、未だツールレーク（同隔離センターの公式閉鎖は一九四六年三月二〇日）に抑留中の安村安吉宛に、「お休みには、いつも中本さまの所に行つてツールレークの話をしていただきます」との近況を、また、「サクラメント駅に着きますと、四カ年も見なかつた当地も、始めは方角が変わつたと思われませんでしたけれども、見なれてみると、やっぱり昔のままのサクラメントで、どこもかしこも思い出のたねで、なつかしく思いました」

と、数年間の立ち退きのブランクを経ながらも、しかし「やっぱり昔のままのサクラメントです」との風景を伝えていた。<sup>④</sup>

だが反面、当地では、「当地に来て見まして人の多いのと酒屋と洋食店の多いのには驚きました。然し田舎の方は働く人が無くて困って居るとの事です。(中略)然し今の処では日本人が営業を始めるには、色々の面倒がある様です。僕の働く様になって居た処も開業を中止する事になりました。その内に、外に働き口を見付ける積もりです。貴方も最後迄、御地に居られて、来春に出市なさる方が好と思います」と、市街地と郊外地の戦後、就労状況の格差を踏まえ、その帰還時期の延期を勧めている。また、フレズノ市に帰還した信徒は、日本人街がメキシコ人、黒人の街に変貌した様相を伝えている。また、ロスアンゼルスでも、住宅問題から、天理教が所有する近隣のホステルに仮住まいを設けたと信徒の情報が伝えられている。<sup>⑤</sup>このように、西海岸の旧生活圏に帰還した信奉者は、一様に住宅・生活問題に当面させられたのである。そして、抑留中の段階から、信徒の中には、「開戦前の一引用者）桑港時代が永久の思い出となって終うぐらいが本当かも知れません」と、半ば諦め気味の生活展望が口に出して発せられてもいた。

では、戦後のこのような生活状況を背景に、教会の再建問題は、どのような歩みを辿ることとなったのか。

前掲「北米教会現状概略報告」によれば、一九四七年と思われるこの報告時点で、收容所から元の教会所在地への帰還を未だ果たさぬ教師がある一方、近隣教会の帰還教師が、終戦の翌年（一九四六年）から出張布教や祭典を執行していることを伝えた場合もある。サンフランシスコ教会は、未だ教会建物が管理人の支配下に置かれ、貸家となり、そこに黒人数家族が居留していると報告されていたが、その附属家屋の一部を仮教場として、終戦後に帰還した近隣の（安村サクラメント・山田サンノゼ）教会主管者らが、一九四六年五月より毎月二回、出張布教するなどし、また、月次祭、大祓祭、春秋の大祭・霊祭等を執行していたという。ロスアンゼルス教会は、終戦の翌四六年四月に收容所から帰還した教会主管者代務者の露木大一（一九二一―一九八五）が神前奉仕を再開する他、在籍教師の西耕太郎（一八八七―一九八一）は、戦後に收容所から第三次引揚船にて日本に帰還したことが報告されている。また、一九四〇年に西ロスアンゼ

ルスで布教に着手したソーテル布教所担当教師の後藤勲は、終戦後、なお帰還を許されずにいた。さらに、所属教師の異動として、先に触れたようにポートランド教会主管者(平山文次郎)の夫人・平山小松が、一九四五年七月にトパズ収容所で帰幽した、と報告されている。

また、個人的事情により家族と共に日本への引き揚げ途上、開戦に遭った二代タコマ教会主管者の立野虎夫は、四年余りの抑留の後、日本に引き揚げていた。その後、同じ収容所での生活を送った安村安吉(サクラメント教会主管者)に宛てた一九四八年現在の彼の書簡には、「敗戦と焼け跡の中に不慣れた生活を余儀なくされ、帰郷したその日から途方に暮れる中、航空保安部の通訳としての働き口を見つけた」と現状を述べつつ、「稍もすれば崩れかけようとしていま。日本へ帰って来た事を何度悔いたか知れませんか」と認めている。引き揚げ後、内地での新規布教の準備に着手していることを伝える書簡で彼が披瀝したのは、内地における戦前との落差をいかに受け止め、納得するかという苦悩を記したものであった。

さらに、ホノルル教会主管者夫人の児玉喜久恵は、一九四一年二月七日の夕刻、夫・政行が抑留されて後、第二次交換船の船中からの手紙を受け取る(一九四三年九月上旬)までの約二年間、連絡が一切途絶えた中で暮らし、その後も、通信許可の出た後、一九四六年九月中旬までの約三年間、夫の消息を知ることができなかつたという。夫の連行、そして教会が閉鎖される中、当時の心境を次のように述懐している。

教会閉鎖の折から、神様(神聖―引用者)を寢室の押し入れにお祀りさせて頂き、夜になって机にお出し申して、六人の子供も寝てしまつてから、心行くまでお祈りさせて頂いておりました。<sup>⑤</sup>

「教会閉鎖の折から、神様が寢室の押し入れにお祀り」するとは、対外的な取り締まりへの措置である。それと同時に、日本的なもの一切を日中に隠さねばならないこの事情は、「敵国民」と見なされる子供達二世の心情的葛藤や負担

を軽減するための配慮でもあったと考えられる。この開戦は、それ程に日本的なものへの接触を鋭敏にさせ、家庭の中に不安やわだかまりを作ったのである。「心行くまでの祈り」とは、通信不能な事情から消息の途絶えた夫や、現地信奉者の生命と生活の立ち行きを願う祈りであると同時に、その反面、独り家族の中で抱えさせられた彼女自身の不安定な気持ちと緩和し、慰撫するための祈りでもあったろう。夫不在の約五年の間、こうした「祈り」を彼女が捧げ、そこに根柢を求めての生活を営んでいたのである。ある在籍信徒は、「戦争中は日本語の使用が制限され、親奥様（兄玉喜久恵一引用者）は御苦労の多い事でした。小林さん（信奉者）同）が日本語を英語に直し、子供達に神様の事をお話することもありません」と回顧している。彼女の不安の中には、日常生活に食い込む取り締まりの影響が見られていたのである。

さて、終戦後に収容所から出所を許され、数年ぶりに西海岸の旧住所に、娘と共に帰還したある信徒は、帰宅して直後の心境を、安村に対する書簡に次のように認めている。

家に入りて間もなく、涙ぐましく顔にて、ツールレークに帰りたいと申し居りましたのに、私も涙ぐましく思いました。<sup>50</sup>

娘の述べる「ツールレークに帰りたい」との言は、抑留中の身の方が、なお安心した生活を保障してくれたという現実の悲惨さをこそ言い当てたものに他ならない。多感な時期の数年間を、無味乾燥で殺風景極まりない収容所で過ごした二世少女の「涙ぐましく顔」は、この現実を突きつけられた不安から、出来れば逃れたいという思いが混じっていたことであろう。この思いの中には、今後、自らが、何と、そして誰と関係を取りつつ、生活を成り立たしめていけばいいのか分からないといった、とてつもない不安が存し、「ツールレークに帰りたい」という言葉となつてあふれ出たものと思われる。この言葉になつてしか表れなかつた現実こそが、これから自らが生きて行かねばならない世界だったのである。これを受けての「私も涙ぐましく思いました」という親一世は、数年間のキャンプ生活を送つた子息と共にし

た帰宅が、実際にこのような形で実現されてみて、やはり自身も込み上げる涙を押さえることが出来ない事態に当面させられつつ、新生活への門出を教師に取次いでいたのである。

## おわりに

以上ここまで、信奉者の一世を中心に、強制收容所での抑留生活の様相、そしてそこでいかに信仰が求められたのかを窺ってきた。また、戦争が終結して再定住するまでの間、幾多の変遷を見せながらの生活再建への覚悟を見てきた。

そこでは開戦によって、教会が閉鎖されながらも、收容所内で取次がなされていき、やがて、日本の戦局の悪化と共に、布教行為が公然化していく様相も窺われた。しかしこのような信仰営為は、そもそも生活基盤の喪失と共に求められていったものであり、教師信徒達の筆舌に尽くしがたい精神的苦悩が共有されての「助かり」「立ち行き」への願いが込められていたのである。

しかしまた、抑留自体が戦局の推移に影響されたのであり、「忠誠登録」に見たように、日系人としてのアイデンティティを問うばかりか、辛うじて安定しつつあった彼らの生活を再び動揺させていったのであった。そのような中で、教師達は、自らの布教の意志を、信奉者達の生活の行く末を第一義として確認していったのであり、それは決して、日本の国策に影響され、日系社会に限定された意味での布教であるとはやはり言えないのである。

その意味で、戦争は、生活基盤の喪失と共に、それまで日系社会の生活に根ざした信仰をも喪失させ、自らの信仰のあり得べき場所を再確認させるものとして機能する側面が見られた。「単に、金光教の布教のためのみでなく、一般日系人の御用のためでもあった」と抑留生活を振り返る福田が、さらに、国籍をアメリカに移し、黒人布教や白人布教を提唱するの<sup>57)</sup>も、そうした抑留によって、信仰の意義を見出したからなのかも知れない。福田に限らず、幾人かの一世教師達も、日本人帰化法が制定（一九五二年）して数年後に米国籍に帰化しているのである。

（元教学研究所属員）

## 注

- ① 中本太一・ハル発、安村安吉(ツールレー)宛書簡、一九四五年一月一日(教団史資料追加分二一三二二三)。これは未だ収容所に抑留中の教師に宛てた書簡である。以下、書簡等資料揭示の際、判明する限りで、人名に続く括弧内に収容所名を示しておく。
- ② なお、開戦前、北米西海岸、カナダ西部における布教状況、及びその経緯等については、拙稿「北米日本人移民の信仰と生活世界」紀要『金光教学』第三七号、一九九七年、参照。
- ③ なおこれには、米本土とハワイの政策の違いが認められる。米本土では、日系人の殆ど、ハワイでは約一、〇〇〇人が立ち退きに遭ったとされる。ハワイでは、本教教師六名は立ち退きに遭ったと見なすことが出来るが、恐らく教信徒は免れたと考えられる。従って、ここでは実質、米本土の信奉者数を基準にして一、三〇〇余名と算出した。
- ④ 福田美亮『我が信心を語る』(再版)金光教徒社、一九五六年、一四八頁。
- ⑤ 同右、一四九頁。なお拘留の時点で、彼は在留日本人の時局対策委員を委嘱されていた。
- ⑥ 『安村安吉手記』(布教史資料、ポートランド教会四)。
- ⑦ 同右、六四〜六七頁。
- ⑧ 安村の経歴については、前掲拙稿八九〜九二頁参照。
- ⑨ 「北米布教史に関する資料収集並びに聴取調査筆録」於サンノゼ教会、一九九五年六月実施。
- ⑩ 前掲『我が信心を語る』一五三頁。
- ⑪ 同右、一五三頁。
- ⑫ 同右、一五四頁。
- ⑬ 同右、一五二頁。福田美亮『抑留生活六年』サンフランシスコ教会、一九五七年、二頁。
- ⑭ 例えば、「中野さんライオン声で唸り立て安眠妨害でとらはれにけり」、「日天は火をもてあそび時節柄危険なりととらはれにけり」(前掲『抑留生活六年』二五頁)がある。前者の狂歌は、日本人会副会長の中野作太郎が、いびきがうるさくて周囲の人々が困っていたので、拘引された身の不自由さは、実は「安眠妨害」のためであるとしたもので、後者は、日蓮宗開教総長石田日天に対し、お灸が上手で有名であり、それで時節柄拘留に遭ったのだというものである。こうして一人一人に対し、拘留の理由を「判決」として狂歌にしたことは、伊藤一男『桑港日本人列伝』P.M.C出版、一九九〇年でも紹介されている。
- ⑮ 安村安吉発、教務課長佐藤一徳宛「北米教会現状概略報告」年次不明(一九四七年か)(教団史資料追加分二一七六)。この報告は、安村がサクラメント教会に帰還した一九四六年の六月、一〇月と翌年七月に実施した調査に基づいている。この報告の日時は定かではないが、日米間の通信が許可になり次第行予定であつ

たこと、しかし北米布教管理「所」長の福田が抑留中でもあり、安村が代わって行つたと、その意図が記されている。

- ①⑥ 安村ナツツ、安村安吉宛書簡（検閲済み、一九四二年四月二九日）（教団史資料追加分二一六八―四）。

- ①⑦ 前掲拙稿八九―九一頁参照。

①⑧ 因みに、ナツと在籍信奉者は、立ち退き前に、留守中のサクラメント教会の維持・管理を弁護士に依頼していた形跡が認められる（在サンフランシスコ教会・福田真子宛、安村ナツツ（シャープ・パーク移民局）宛書簡、一九四二年四月六日（消印））（教団史資料追加分二一七三―一））が、このことからすれば、引用資料中の「昼間は、いそがしくはたらいっている」とは、抑留中に荒廃しないとも限らない当該教会の管理として、法的措置を講じておく前金を入手するため  
の就労を指すものであったとも考えられる。

①⑨ 例えば、次のような抑留者の証言がある。「収容所では、日本人町を作ることになり、市長、副市長をはじめ、衛生係や運動係を選挙し、追々と学校や野球も始まるようになりました。

（中略）毎週日曜日には宗教講話があり、福田先生（福田美亮）引用者が熱心にお説教されましたが、ああいう場所で聞きますと腹の底までしみこみます」（松島章夫宛、金光教本部宛書簡、一九四二年六月四日）（布教史資料海外二一八―六七）。

この松島という人物は「敵国在留同胞対策委員会常任委員」として、福田と関係があり、教団本部に福田の安否や抑留中の事情を伝えようとしたものと考え

られる。

- ②⑩ 安村ナツツ（ツールレーク）宛、安村安吉（ローズバーク）宛書簡（検閲済み、一九四二年一〇月二九日）（教団史資料追加分二一六八―一〇）。

- ②⑪ 安村美津子（ツールレーク）宛、安村安吉（ローズバーク）宛書簡（検閲済み、一九四二年九月七日）（教団史資料追加分二一六八―一）。

- ②⑫ 安村ナツツ（ツールレーク）宛、安村安吉（ローズバーク）宛書簡（検閲済み、一九四二年一二月七日）（教団史資料追加分二一六八―二）。

- ②⑬ 藪野勘四郎（ジェローム）宛、安村安吉（サンタフェ）宛書簡、一九四三年八月一八日（教団史資料追加分二一六八―八）。

- ②⑭ 華府戦時転住局編『転住計画の全貌―転住所住民の心得―』一九四三年五月、二二頁（教団史資料追加分二一九―二）。

- ②⑮ 古賀エツ（ワイマ）宛、安村安吉（サンタフェ）宛書簡（検閲済み、一九四三年八月一二日）（教団史資料追加分二一九―三）。

②⑯ この政策が採られた背景には次のような事情があった。戦時転住局は、開設から数カ月も経たない一九四二年六月、日系人を転住所、即ち収容所外、軍事地域外の本土各地に定住させるべく方針を転換した。この転換の過程にあつて、また、陸軍省が、全米日系市民協会からの要請を受けて後、開戦後、停止せしめていた日系二世の徴兵登録の再開を決断したことが相俟つて、一九四三年春に陸軍省と戦時転住局が共同で着手したのが「忠誠登録」であつた。A・ボズワーズ（森田幸夫訳）新版「アメリカの強制収容所」新泉社、一九八三年、一九八頁参照。林

春男『日系人強制収容白書』解説 日本図書センター『日系人強制収容白書』第二巻「付録」一九九一年 (WAR RELOCATION AUTHORITY QUARTERLY AND SEMIANNUAL REPORTS VOL.2) 参照。

②⑦ 一九四三年八月現在、日系家庭では、二世の志願兵の応募が七万人に上っていた。葛川久二(食料品貿易商)述「在米福田美亮、秀島力松両氏ノ現況ニ関スル件」(一九四四・一・三三)『在敵国残留教師に対する指示電報の件(綴)』一九四四年二月二日(布教史資料海外二八一八)。

②⑧ これらの質問は、全部で四二の質問事項の中、質問第二七、第二八である。二世の男性と一世の両親並びに二世の女性との二種類が用意されていた。

質問第二七 「あなたは、合衆国軍隊に入り、命令されるいかなる所においても、戦闘任務につく意志がありますか」(二世の男性対象)

「あなたは、その機会ある場合、陸軍看護部隊または陸軍婦人部隊に志願する意志がありますか」

(二世並びに二世の女性対象)

質問第二八 「あなたは合衆国に対して無条件に忠誠を誓い、国の内外からの攻撃ある場合、誠意をもって合衆国を防衛しますか。また、日本国天皇または他の外国政府に忠誠心を抱いたり、その命令に服従したりしないことを誓いますか」(二世の男性対象)

「あなたは合衆国に対して無条件に忠誠を誓いますか。また、日本国天皇または他の外国政府に忠誠心を抱いたり、その命令に服従したりしないことを誓いますか」(二世並びに二世の女性対象)

なお、これらの質問への「ノー」の返答は、差別待遇への抗議や兵役の拒否など、様々な意味合いがあったという。大谷康夫『アメリカ在住日系人強制収容の悲劇』明石書店、一九九七年、五〇〜五三頁。前掲『新版 アメリカの強制収容所』二〇七〜二二二頁参照。

②⑨ 安村ナツ(ツールレック)発、安村安吉(サンタフエ)宛書簡(検閲済み)、一九四三年八月五日(教団史資料追加分二一七―五)。

③⑩ 安村ナツ(ツールレック)発、安村安吉(サンタフエ)宛書簡(検閲済み、年次不明七月二三日)(教団史資料追加分二一六―七)。

③⑪ 安村ナツ(ツールレック)発、安村安吉(サンタフエ)宛書簡(検閲済み、一九四三年八月一〇日)(教団史資料追加分二一五―五)。

③⑫ 安村ナツ(ツールレック)発、安村安吉(サンタフエ)宛書簡(検閲済み、一九四三年九月二七日)(教団史資料追加分二一五―九)。

③⑬ 森安登良発、安村安吉宛書簡、年次不明一〇月三日(教団史資料追加分二一四―一七)。

③⑭ 今野敏彦・藤崎康夫『移民史Ⅲ―アメリカ・カナダ編―』新泉社、一九八六年、二九九頁参照。

③⑮ 「北米及布哇に於ける教師教信徒に関する報告」(一九四三・一

一・二・三、前掲『在敵国残留教師に対する指示電報の件（綴）』。

③⑥ 同右。

③⑦ 福田真子（タンフォールン飯集合センター）発、安村安吉（シャープバーク移民局）宛書簡（検閲済み）、一九四二年五月一九日（消印）（教団史資料追加分二一七三二）。

③⑧ 前掲『在敵国残留教師に対する指示電報の件（綴）』。

③⑨ 前掲拙稿八九〜九一頁参照。

④④ なお、他の教師らについては、児玉自身を含め、福田美亮（サンフランシスコ教会主管者・北米布教管理所所長）、後藤勲（ワシントン布教所担当教師）、平山文次郎（ポートルランド教会主管者）、西田美房（ヒロ教会主管者）、露木大（北米布教管理所書記―何れも開戦時点の役職）の思念が、「抑留中の教師の考え方」として、次のように示されている。

「抑留中の教師ノ考へ方

福田美―最近ニナリ家族共ニ日本へ帰り度イト帰朝請願ヲ

サレタル由。

後 藤―早クカラ家族共ニ帰朝請願ヲナセルモ選ニ洩レテ

未ダ果サレヌ状態。

平 山―戦争ハ普通、社界<sup>ソサエ</sup>ニ起リシ事「事」の字の右に「苦難

―注）ト異ルモ今様ニ考へ（対処スル意志）―帰レノ

命ナラ兎角、自分トシテハ布教師トシテ止ルベキ

ナリ（信念的見地。所属教信徒ノ安否ヲ思フ（人情的

見地）。

西田氏―ハワイ在住ノ教信徒ハ従前通りナルモ、布教ニ対

シテ将来性ナキモノトノ見地ヨリ引揚ゲヲ希望。

露木氏―二世ト結婚シテ居ル故、戦争終了迄在米スル意

志。而シ妻ガ来朝スル意志アレバ兎モ角。

児玉政氏―自分トシテ又親類モ、家族ヲ帰朝サセタイガ、

（理由②所属ノ教徒ノ事ガ気ニナル。理由①子供ハ十四才ヲ頭ト

シテアルカラ其ノ子女ノ教育ノ事ヲ考ヘテ）教徒ハ、ハワイ

ニ於テハ戦前通りノモノモアリ。教会ハ現在閉鎖

ヲ命ゼラレテ居ルカ、知己友人ト云フ名目テ参拜

シテ来ル信者モアル状態ダカラ、其二仏教側ハ抑

留転住サセラレテ居ル者少ク（神道教師ニ対スル圧迫ガ

烈シイ）従テ寺院ニハ現在布教セル者アル故、家族

ヲ引揚ゲサセテ教会ヲ閉鎖シタル場合、仏教ニ改

宗スル教徒モ出来ヌトモ限ラヌ。

西田氏ハ此点余リ憂慮シテ居ラヌ様子ダ。

其ノ他ノ教師ハ大体ニ左ノ二カ条カ、態度ヲ明カニ出来ザ

ル理由ト伺ハレル。

1、派遣サレタル布教師トシテ無断デ（命令ヲ待ツテ居ル状

態）帰朝シテヨキカドウカ分ラヌ。

2、帰朝後、身寄りナキ者ニトリテ（他ニ頼ルベキ土地家屋、

知己、財産ナキ事）如何ナル状態（生活）ニ於カレルカ、

氣附カハレル事」。

前掲「北米及布哇に於ける教師教信徒に関する報告」。

④① 福田美亮(クリスタル・シティー)発、安村安吉(ツールレーク)宛書簡(檢閲済)一九四五年八月二五日(教団史資料追加分二一三七八)。

④② 一九四四年八月、キング首相は、BC州に日系人が、再度、固まる可能性を鑑み、全国的に拡散させる政策を採るなどの見解を発表、また、対日系人政策の具体化のために、政府がその権限と責任を労働省の日系人局に移管(一九四三年一月)して後の一九四五年二月、同省が、戦争が終結した際、「日本に行きたい者」と、「カナダに残りたい者」にそれぞれ告示を発表し、この内、後者に示された条件の第一には、「カナダに戦後とも残りたいものは、できるだけすみやかに『ロッキーの東』に再定住する」(前掲「移民史Ⅲ」三七六―三七七頁)とされていた。

④③ 湯浅道廣「金光教カナダ布教概要」(教団史資料追加分二一三三三)によれば、一九五一年八月、トロント市において、在留信徒熊野チヨノの先達により、当地初の信奉者集会在開催(井上よね毛)されている。そして、一九六一年二月、信徒宅輔教(黒田初見)内に設立されたトロント教会(初代教会長・西村まご)の設立当初の信徒要員は、右の集会参集者と同様、バンクーバー及びユークレット等、元西部出身の信徒達であった。この教会設立は、「東部定住計画」により、戦後、当座の生活確保のために東部に移動したカナダ在留信徒の、収容所から出所後約一〇余年の生への執着と、執拗な不安を抱えたままでの生活の営みが、彼らの

精神的拠点を築くことに繋がったものと考えられる。

④④ 森下梅蔵「カナダの空より」金光教桑港青年会機関雑誌「天地の恵み」復刊第六号、サンフランシスコ教会、一九五三年五月、参照。

④⑤ 厳密には、強制収容と抑留は、正当な法的根拠のない、合衆国憲法(修正第五条)を蹂躪する措置であった。大統領行政命令第九〇六六号が陸軍長官と西部防衛軍管区司令部に委譲した権限は、軍事地域からの排除のみで、収容所での拘留まで含むものではなかった。強制立ち退き措置の是非をめぐる争点は、米陸軍と司法省で賛否両論に分かれた点に最も象徴的に表れてもいよう。

なお、日系人の強制立ち退き実施の問題は、戦後のいわゆる損害賠償請求運動にも繋がる問題を含んでいる。福田美亮は、五年一〇カ月にわたる抑留生活を経験した(一九四一年二月―一九四七年九月)その晩年(一九五七年)に、精神的損害を含む「立退損害、市民権放棄問題に関し大統領に請願内容」と題する請願書を、米大統領宛てに提出しているが、本稿ではこの運動は取り上げなかった(同請願内容については、前掲「抑留生活六年」参照)。

④⑥ ある信徒は、「早かれ遅かれ転住すべきこと故、実は永年住み慣れたるサクラメント市に帰還を欲するも、目下彼地方にては住宅払低し多くの帰還者も大困難との事、尚差し当たり是れという目的の業もなく種々思考を重ねたる上、東部シカゴへ来

- りて子供等と共に暫時暮し、然る上、時機を得て再び西部沿岸に帰る事に意を決し」と述べている。続いて、「二ヶ年間住み来たりしトバズ收容所と別れを告げ」、戦後（年次不詳）、三人の娘とシカゴに生活の拠点を移した彼は、「当市には日本人の老若男女夥しく入り込み来り、W R A（戦時転住局）引用巻の統計によれば二万人以上との事です（在シカゴ遠藤一同発、安村安吉宛書簡、年次不明九月二七日、〈教団史資料追加分二一八九八〉）と伝えている。因みに、戦後、西部沿岸以外の地に再定住の地（ハワイを含む）を求めた人々は約五万三、〇〇〇名と言われ、シカゴへの移住者はこの約二割に当たるといえる。なお、戦時転住局の政策は、「日系人を全米各地にできるだけ広く散在せしめて、日系人が日系人としてのアイデンティティを失うのを奨励するにあつたといえる」（前掲『移民史Ⅲ』二七九頁）という。
- ④7 在サンフランシスコ広田米子発、安村安吉（ツールレーク）宛書簡、一九四六年一月二五日（教団史資料追加分二四〇一三）。
- ④8 在サクラメント小早川発、安村安吉（ツールレーク）宛書簡、一九四六年一月二八日（教団史資料追加分二四〇一三）。
- ④9 在サクラメント浜田宇助発、安村安吉（ツールレーク）宛書簡、一九四五年一〇月二一日（教団史資料追加分二八九一二）。
- ⑤0 在フレズノ藪野勘四郎発、安村安吉（ツールレーク）宛書簡、一九四五年四月五日（教団史資料追加分二八一二）。
- ⑤1 在フレズノ藪野勘四郎発、安村安吉（ツールレーク）宛書簡、年次不明（一九四五年か）三月二二日（教団史資料追加分二一五一三四二）。
- ⑤2 K. Kojima（二世信徒）発、安村安吉宛書簡、一九四四年九月七日（教団史資料追加分二四〇一八）。
- ⑤3 立野虎夫発、在サクラメント教会安村安吉宛書簡、一九四八年一月一九日（教団史資料追加分二一〇一四）。
- ⑤4 『ホノルルの人』ホノルル教会、一九八八年、一〇頁。
- ⑤5 渡辺ヨシ子「今なお御徳を偲んで」『ホノルルの人』ホノルル教会、一九八八年、五八頁。
- ⑤6 新山フミ発、安村安吉宛書簡、年次不明三月一八日（教団史資料追加分二一五一一九）。
- ⑤7 前掲『抑留生活六年』一三三〜一三四頁参照。
- ⑤8 一九五五年から翌五六年にかけて、新山フミ（ハリウッド教会、山田ふさ（サンノゼ教会）、露木大一（サンフランシスコ教会）、後藤勲（ハリウッド教会）の各教師がそれぞれ米国籍に帰化している。

## アメリカ・カナダ強制収容関係年表

(明朝)対日系人政策関係 ゴシック教会・信奉者関係

※日時不明は「―」で示す。

7・1	対日資産凍結。				
12・7	日本軍真珠湾攻撃。				
12・7	福田美亮、後藤勲、児玉政行、拘引される。				
12・8	ルーズベルト大統領、対日宣戦布告の議会演説。大統領布告(第二五二五号)発令。これにより、帰化していない四歳以上の日本人は、「敵性外国人」と呼ばれる。	3・2	デウィット將軍、公示(第二号)発表。太平洋沿岸三州の西半分とアリゾナ州の南三分の一を軍事地域に指定、同地からの事実上日系アメリカ人全員の立ち退きを規定。		
12・10	福田美亮、サンノゼからサンフランシスコの移民局に移送。	3・18	ルーズベルト大統領、戦時転住局(WRA)設立を定める行政命令(第九〇二号)に署名。		
12・15	ピットビル司法長官、「敵国人であっても憲法の規定する自由と人権は保障されるべき」との声明書発表。	3・21	ルーズベルト大統領、陸軍司令官の命令違反を国事犯とする公法(第五〇三号)に署名。		
12・17	福田美亮、サンフランシスコの移民局を発ち、一九日ミゾラ収容所に着。	3・23	デウィット將軍、西海岸軍事地域からの自発的立ち退きを禁じる公示(第四号)発表。		
■1942年		3・24	デウィット將軍、日系人の夜間外出を禁じる公告(第三号)発表。		
2・2	福田美亮、ミゾラ収容所で審問を受ける。その後、サンアントニオ・フォートサム・ヒューストン(以上テキサス州・ロースバーク(ニューメキシコ州)の各収容所を経て、サンタフェ収容所へ移送。	4・1	福田美亮の家族、サンフランシスコ教会から立ち退く。		
2・5	ピットビル司法長官、太平洋沿岸五百里の地域を敵国外	5・15	安村安吉の家族、サクラメント教会から立ち退く。		
		5・19	戦時事務局防衛部長、東京出張所長に宛て「海外抑留主管者に対し慰問電報發送の件」を送付。		

- 5・29 東京出張所長、戦時事務局防衛部長に宛て「海外抑留主管者に対し慰問電報発送の件に対する回答」を送付。
- 6・2 デュイット將軍、カリフォルニア州東半分からの自発的立ち退きを禁じ、また、各収容所への移送を定めた公示（第六号）発表。
- 6・3 本部教庁、東京出張所長に宛て「在米主管者に対する通信及び安否に関する件」を送付（電報送達依頼者＝秀島力松・福田美亮・平山文次郎・児玉政行・西田美房、安否調査依頼者＝安村安吉・山田浅太郎・立野虎夫）。
- 6・20 戦時転住局、最初の出所方針を採択、再定住計画発足。
- 8・7 西部防衛司令部、陸軍仮収容所並びに戦時転住局直轄収容所への日系人一万人の立ち退き完了を発表。
- 9・26 戦時転住局、出所基本規則を改訂し、全面的な再定住計画を策定。
- 10・1 福田美亮、トバズ収容所に抑留、二カ月間拘留。
- 1943年
- 1・4 戦時転住局、再定住促進のため、現地事務所をシカゴとソルトレークシティに設立。
- 1・28 スティムソン長官、日系人戦闘部隊結成案を発表。
- 2・8 陸軍の募兵と出所許可の登録をほとんどの収容所で実施。
- 2・1 福田美亮、サンタフェ収容所からクリスタルシティー収容所に移動、家族と同居。その後、一九四七年九月まで
- の三年半、クリスタルシティーに抑留。
- 3・11 マイヤー戦時転住局長官、西海岸日系人に対する民間人排斥令の緩和を求める書簡をスティムソン長官に提出（この勧告は、隔離を力説する長官の五月一日付回答で拒否）。
- 3・20 再定住希望者に対する出所許可証の発行権を各収容所長に付与。
- 5・31 全収容所の所長会議、ワシントンで開催され、全所長、隔離計画に賛成。
- 8・10初旬 ツールレーク収容所に、一万五、〇〇〇名以上が移動。
- 9初旬 児玉政行、第二次交換船に乗船、一月に帰朝。
- 10・10 ツールレーク再隔離センターで教祖六〇年大祭を執行（参拝者三五名）。
- 10・11 「不忠誠な」立ち退き者の最後の集団がツールレークに到着。
- 11・1 ツールレークで、訪問中の戦時転住局長官に対する集団デモ発生。
- 11・4 ツールレークで、戦時転住局の治安職員と立ち退き者との間で暴力事件が発生。軍隊導入によつて鎮圧。同収容所は陸軍の管轄に移行。
- 11中旬 児玉政行帰国。夕刻、懇談会を開催（出席者＝教監・専掌・教務課長）。

- 11・21 児玉政行、管長への帰朝報告（教監・専掌同席）。
- 11・22 児玉政行、本部にて「在米布教の取扱及び今後の方針」につき懇談会（出席者―総務部長・教務課長）。
- 12・16 東京出張所長、教学部長に宛て「敵国邦人の件に関する件回答」（二月一六日付照会に対する回答）を送付。「在米教師の現状に対する帰朝電文案」記載（采本土―福田美亮・山田浅太郎・後藤勲・立野虎夫・秀島力松・平山文次郎・安村安吉・露木六一、ハワイ―園田三太郎・高橋ハル子・堀部キク・清塚鉄藏・西田美房・児玉喜久憲）。
- 1944年
- 1・14 ツールレーク隔離所の管理、陸軍から戦時転住局に復帰。
- 1・20 スティムソン長官、今後は正規の選抜徴兵制度によって日系人の徴兵を行うと発表。
- 1・27 東京出張所長、教務課長に宛て「在敵国残留者届に関する件回答」（昭一九東發第四号）を送付。
- 2・3 教学部長、東京出張所長に宛て「敵国残留教師に対する指示電報の件」（昭一九教第一五号）を送付。
- 2・16 ルーズベルト大統領、戦時転住局の内務省移管を定めた、行政命令（第九四三三号）に署名。
- 5・1 スティムソン長官、ルーズベルト大統領に対して集団隔離の終結を正式通知。
- 7・1 ルーズベルト大統領、日系アメリカ市民に市民権放棄を許可する公法（第四〇五号）に署名。
- 10・9 ルーズベルト大統領、ハワイの戒厳令を解除する布告（第二六七号）発令。
- 11・10 大統領選挙後の初閣議で日系人集団排除令の解除を正式決定。
- 12・17 陸軍省、西海岸の集団排斥命令の廃止を公表（一九四五・一・二から発効）。
- 12・18 戦時転住局、全收容所の閉鎖予定（一九四五年末）と、戦時転住局の計画の整理予定（一九四六年六月三〇日）を公表。
- 12・1 戦時転住局、翌年一月より、日系人の太平洋沿岸への帰還許可を発表。
- 1945年
- 2・16 全收容所の立ち退き者会議、ソルトレークシティで開始。
- 7・13 戦時転住局、ツールレーク以外の全收容所を一〇月一五日から一二月一五日の間に閉鎖する案を公表。
- 7・14 トルーマン大統領、行政命令（第二六五五号）に署名。最も危険視された者の強制送還。
- 8・1 マイヤー長官、管理通告（第二八九号）を発表。戦時転住局管轄下の收容所に対し閉鎖までの六週間に再定住計画を立てるよう残留民に要求。
- 8・15 対日戦勝記念日。

- 8・15 ハワイに抑留中の教師、各教会所に帰還。西田美房、収容所から出所後、日本へ引き揚げる。
- 9・4 西部防衛司令部、公示(第一四号)発表。全民間人排斥命令と日系人に対する軍事制限の撤廃を決定。
- 9・15 ワヒアワ布教所(キラニ街)担当教師・高橋ハル子、四年間の抑留生活を終える。
- 12・1 ツールレーク以外の全収容所閉鎖。
- 1946年
- 2・23 ツールレークから日本への送還者の最後の一回、カリフォルニア州ロングビーチから出航(四三名乗船)。
- 3・20 ツールレーク隔離収容所、公式に閉鎖。
- 5・15 戦時転住局の現地事務所閉鎖。
- 9・30 戦時転住局の収容所運営計画、公式に終了。
- 10・8 海外引揚教師会を結成(於本部、委員長・佐藤博敏)。
- 10・21 金光教タコマ教会所、解散。
- 1947年
- 9・29 福田美亮、仮釈放で、サンフランシスコ教会に帰還。
- 10・5 福田美亮、帰還報告祭を執行。
- 1948年
- 9・1 福田美亮、正式釈放。移民局で日本再入国の許可証下付。
- 1949年
- 11・1 福田美亮、北米布教管理所長に再任。
- 1950年
- 4・1 福田美亮、『我が信心を語る』初版 刊行。
- 5・1 第二次交換船(一九四三年)で帰朝中の児玉政行、ホノルル教会に帰還。
- 10・8 海外引揚教師会を解散。
- 1951年
- 8・1 カナダのオンタリオ州トロント市で信徒集会開催。
- 10・5 西田美房、ヒロ教会に帰還。
- 1952年
- 6・27 ウォルター・マッカランの日本人帰化法成立(二月二四日発効)。一九二四年の排日移民法を撤廃。
- 1953年
- 3・6 後藤勲、ロスアンゼルス西教会を設立、同教会長に就任。
- 1954年
- 3・31 ホノルル教会に金光教ハワイ教務所を設立、児玉政行、同所長に、西田美房、同次長に就任。
- 10・22 金光教北米教務所開設、福田美亮、同所長に就任。
- 1956年
- 4・1 福田美亮、『我が信心を語る』再版 刊行。
- 1957年
- 2・10 福田美亮、米大統領宛に「立退損害、市民権放棄問題に關し大統領に請願内容」提出。

4・3 福田美亮、『抑留生活六年』刊行。

■ 1959年

8・21 米領ハワイ、合衆国からハワイ州として認可。

10・24 安村安吉、金光教北米教務所長に就任。

■ 1961年

12・9 金光教トロント教会設立、西村まつ、同教会長に就任。

■ 1965年

10・24、27 北米教務所長松井文雄・シートル教会長湯浅道廣、

カナダBC州の戦時抑留者を歴訪(カナダ山中部巡教)。

■ 1969年

10・15 金光教北米教区、法人設立許可。

■ 1976年

2・19 フォード大統領、行政命令(第九〇六六号)を正式に廃棄。

# 「家」「稼業」の変容と信仰

―長谷川まつに見る明治期東京布教の一側面―

高橋晴江

## はじめに

おかげをただかせてもらうには、なんとしてもを忘れてはなりません。産まれたことから、商売人は商売をはじめたものことやら、おとなは大きくなりちえがつき、りっぱなものになることができたものとなり、信者は信心をいただいて、おかげが蒙れるようになれたものとか、…いつも忘れないで有難く喜んで、ものことと、いまのことをくらべてみては、有難い有難いと御礼をもうすころがかんじなのであって、いつまでも少しでも忘れてはなりません。<sup>①</sup>（傍点―引用者）

右は、東京新橋で芸者置屋を営み、後に本教教師となり麹町で布教をはじめた長谷川まつが、常々信者等を前にして語っていた教導の一端である。長谷川は、明治二二（一八八八）年、歌舞伎役者である岡本駒之助の妻、幸こちによって信仰に導かれ、本教の東京布教の草創期において、布教者等を助け、教団独立にも貢献した人物である。その長谷川が、信仰の受け止め方を信者に伝える際、「生活の立ち行き」や「助かり」に浴すことの出来た「もと」に御礼を申すことが肝要であると言うのであるが、それは、自身が助かることになった実際に裏づけられて語り出されていよう。即ち、芸者置屋を営んできた長谷川に「助かり」が感得され、その内実をもつて発せられているということであり、信仰は、彼女の稼業（家業）を意味づけ得るものだったということである。しかしまた一方で、長谷川は、自らの稼業を止める

意向を持ち続けていたとされる。彼女が、このような意向を持ちつつ「助かり」を見据えていた時、そこには、どのような信仰把持の意義が「稼業」を通じて感得されたと言えるのであろうか。

この「稼業」(家業)の意味は、明治二〇〜三〇年代、欧米の影響を受けた「ホーム」家庭<sup>②</sup>という観念の普及、明治三二(一八九八)年の民法制定とも関わって、「家」が近代国家体制の基礎単位に相応しい変容を経験したことが関係している。例えば、近年の家族史研究では、都市新中間層、つまり産業資本体制による俸給生活者の登場が物語るように、必ずしも「家産」という生産基盤を有せず、情緒的な親族の繋がりとして、即ち私的領域としての「家庭」の創出によって、近世の身分的秩序を背景にした「家産」「家業」を継承するという「稼業」や「家」の観念が変容を来していったことを明らかにしている。そこでは「私」領域としての「家」即ち「家庭」が析出されており、職住分離による生産基盤もない、「家」の自律性の喪失がもたらされているとする。そして一方、その自律性喪失に釣り合う形で、外部から規制しようとする「公」としての「国家管理」の絶対化を招来していたことが指摘され、「稼業」に基づく生活徳目が重んじられるのではなく、そこに国家的規模で女性の役割を中心にした家庭教育が論じられていったとする。

こうした「家」そして「稼業」の意味合いの変化が、社会的動向となって受け止められる時、従来の生活の場面場面において、その営みを確かなものとなすべく求められた信仰のあり方にも影響がもたらされたことであろう。とりわけ、「芸妓養子」という制度をとる「芸者置屋」で、通常の親族の繋がりが把握されない「家族」やその「稼業」においては、著しい動揺を来すものであつたろう。ところが、そうした動揺の中でも、冒頭に引用した長谷川の言葉にあるように、信仰の受け止め方に関わる語りの中で信仰の確かさが伝えられようとしてきているのである。とすれば、その時代の状況の変転は、いかなる問題を刻みつけるものであり、そこで表し得る確かさとして、信仰はどのような意味から立ち現れようとしているのか。さらに言えば、このことから、生活意識の変動が夥しい現代において、どのような信仰的意義を見出すことが出来るのだろうか。

そこで本稿は、こうした問題意識から、本教信仰によって生活の導きを得、布教者として転身を図る長谷川まつを中

心に、「稼業」や「家」が変容していく方から、いかなる「助かり」「導き」として信仰が受け止められていたのかを、明治中期以降の東京布教の展開の一端として、以下の構成で論じていくことにしたい。

まず第一章では、東京での初期布教の様相を社会的批判を浴びた事柄も紹介しつつ、概略的に押さえる。なお、予め述べておくならば、その批判の対象には、歌舞伎役者や芸妓等の入信があったことを確認できる。その彼・彼女等は、旧来の身分制的秩序の内に捉えられる稼業・生業を軸として、非親族まで含めた「家」に纏わる人々であった。そこでさらに、こうした人々の存在を含め、雇用労働者等の新たな生活者層等、信仰受容者の実態が、どのように窺えるのかを、「芝教会信徒名簿」に確認しておく。

続いて第二章では、女子教育を目的として東京で発刊された『令徳』（明治三二―一八九九）年―三八―一九〇五）を取り上げる。この『令徳』の刊行支援を長谷川がしているのであるが、その『令徳』発刊に関わる畑徳三郎等の問題意識を押さえる。また「家庭」での女性のあり方が国民創出の根幹に関わるとの教育論が展開され出す同時代にあつて、いかなる「家庭」規範が論じられたのかも窺う。

さらに第三章で、芸者置屋稼業から本教教師としての道を歩む長谷川まつが、「家」の変容過程でどのような内実を抱えるものであったかを見る。長谷川にとつて、「家庭」という観点から女性のあり様が規範づけられていく価値観の変容の中で、「助かり」を求める姿がいかなるものであったかを論じたい。

なお、資料引用は、適宜、句読点、送り仮名を付し、新漢字、現代仮名遣い、平仮名表記に改めた。

〈表1〉明治期東京における分支所(教会所)設置状況(認可年・担当者)

本郷	(22年・畑徳三郎(28年より東京分所))	芝	(22年・大場吉太郎)
浅草	(23年・虎谷吉兵衛)	白金	(24年・和泉嘉右衛門)
深川	(24年・宮内喜間太)	日本橋	(25年・松井鶴)
千住	(26年・中島ケイ)	久松町	(26年・清水籐八)
八王子	(26年・増田誠元)	四谷	(26年・戸田與吉)
牛込	(32年・大屋玄治)	京橋	(36年・浜田安太郎)
本郷	(37年・西村伝蔵)	烏森	(40年・御園八重(43年より西久保))
月島	(43年・鈴木金太郎)	麴町	(44年・長谷川雄次郎)

## 第一章 明治期東京布教の展開相と家族形成の諸相

## (一) 初期東京布教の様相とその問題

明治年間、東京府内には、畑徳三郎を支所長とする神道金光教会本郷支所(明治三二(一八八九)年六月。後に東京分所と改称)設置を皮切りに、明治三三(一九〇〇)年の教団独立を挟んで、独立前の神道金光教会時代に一一教会が、神道本局からの独立(明治三三年六月)以降は五教会が設置されている(表1)。

本節では、先ず、明治期でも特に布教草創期であり、「三教会時代」と呼ばれる明治二〇年代に注目し、布教展開当初の様子を確認しておきたい。「三教会時代」とされる明治二三(一八九〇)年頃までの東京布教は、前述の本郷支所・芝支所(支所長・大場吉太郎)・浅草支所(支所長・虎谷吉兵衛)の三教会によって担われていた。この時期が「三教会時代」として区分されるのは、何よりも本教における東京布教の端緒であり、三人が近藤藤守(難波分所長)の弟子であることもあって、連帯しつつも、布教拡張に対して「たがいに氣勢をあげる」<sup>⑥</sup>等、布教意欲を互いに掻き立てあっていたという状況だったからであろう。

明治二〇年代は、本教に限らず、様々な新興の宗教が、東京等大都市部においてその勢力を拡張し、社会的な注目と非難を集めていたが、そのことは同時に、既成公認宗教の傘下で布教を行っていた諸宗教に対する当局の取り締まりを喚起する要因ともなっていた。例えば、大成教傘下の蓮門教の場合は、『万朝報』が、「御神水」による医薬妨害や性・金銭に絡むスキャンダルを取り上げ、その布教実態を激しく攻撃したため、同教の教祖島村みつは、当局からの

布教禁圧処分を受けた後、大成教から追放され、同教自体が壊滅に追い込まれている。⑦そして、東京でのこのような教勢発展と社会的注視に伴う布教統制喚起は、後述するように「お神酒」「お土」による救済行為を日常化していた本教において、同様に危険視されるものであった。

さて、明治二一（一八八八）年九月、歌舞伎役者・市川宗三郎（松本八十吉。後、浦和教会開設）の手引きで、当時「六畳一間」であった畑の広前（本郷区菊坂町）に初参拝した芸者・小西あか（後、鎌倉教会開設）は、次第に布教が進展していった様を次のように回顧している。

駒之助さんは朝晩お詣りいたします。幕内の役者全部がついて詣り、連中がお供えした円い提灯で天井は一パイになり、お盛んなものであります。聴いて居る人があれば先生は寝ずに御理解なされます。市川小伝次さんの提灯が風も無いのに夜中に甚く動き、翌朝同人が昨夜疝癪で夜通し痛みましたが、不思議に治まりましたと御礼に参り、それが取々の噂になつて拡がり、春木座の床山、衣装方など、係の人々など沢山朝晩に來ました。（中略）お説教に、どんなにお話されましたも、一般の人にはそれが判らないし、仲々寄つて來ませんし、先生は何度も説教日をきめて、その後で余興をつけ、説教していられる説教台の下から、皆の飽きた時分に、住吉踊りや、カッポレなど飛び出します。⑧

小西の回顧にあるように、本郷での畑の布教は、春木座の座頭・岡本駒之助をはじめとする歌舞伎役者衆、床山、衣装方等、「梨園」の人々の生活と切り結ばれながら展開されていった。⑨明治期の東京において本教信仰が、岡本等歌舞伎役者衆や、彼等と職種のに近い関係にあった芸妓界の女性達に受け止められていった背景と意味については第三章で詳述することとして、ここでは、彼等との関係で開かれた畑の布教が、かつては教育者を志していた彼の「きわめて理論的であり、知的で常識的」な人間的資質であると受け止められてきたにも拘らず、余興を取り入れる等、必ずしも取次による「教導」一辺倒のものではなかったことを指摘しておきたい。そして、それは布教現場における畑の実像であつただらう。小西は、同広前に参拝する信徒達が、「盛んにお神酒やお土でお蔭を頂き」ながら信心を進めており、

畑もまた、当時の他の布教者達と同様、病者の患部や傷口に「お神酒」を吹きかけ「お土」を塗る、という形での救済行為を日常的に行っていたことを伝えている。<sup>⑪</sup>そしてこのことは、大場や虎谷においても共通して見られる布教のあり方であった。

しかしこのような布教の展開に対しては、明治二四（一八九二）年の『東京朝日新聞』で、直接には大場の布教を指して、その信徒達に見られる信仰宮為を誹謗する記事が次のように掲載されている。

芝烏森町五番地に鎮座在ます金神様は、靈験顯著なることより信者多くして燈明常に絶ゆる間なく近所界限の唄い女は、日夜金神様に詣でて、商売繁盛を祈り居りしに近來は花の頃なるにも拘わらず、一向御利益のないばかりか金神様信心の唄い女は、不思議にもお茶曳き勝ち。殊に同所の伊東屋にては、信心の余り先月末わざわざ大坂より神棚、燈明皿まで一式揃え資の十円も掛けて取り寄せるとサア大変。それからというもの、カイクレお座敷がなくなつたので、お母は心配。今更金神様を怨めしそうに眺めては大意吐息。<sup>⑫</sup>

この誹謗記事の中で注目しておきたい点は、一つは、大場の広前が、明治二四年時点で、既に「金神様は、靈験顯著なる」との噂が広まり、擲諭の形ではあれ新聞紙上で取り上げられるまでの「発行」現象を呈していたことである。そして今一つは、その大場の布教に対するマスコミの擲諭が、芝区近辺の「唄い女」、つまり芸者達や芸者屋女将等に向けられていることである。文明開化を領導してきた知識人の目からは、東京に流れついた「金神」の布教者達や、現世利益を求めてその広前に集う芸者達は、何れも淫祠に惑う愚昧の徒以外の何者でもなかつたのである。ちなみに、この記事で取り上げられている「伊東屋」とは、後章で述べる芝支所の世話係をしていた長谷川まつが経営する芸者置屋の屋号である。

ところで、以上のような誹謗を伴っていた本教の布教は、極めて多難な展開をすることとなる。このことを畑を中心に見てみると、畑は、明治二二年四月の本郷支所設置願提出の際、内務省認可済みの「神道金光教会条規」を提出したにも拘らず、主神祭祀の記載が問題となつて却下され、再度、神道本局付属である教団の立場を鮮明にした上で、主神

をあえて不明確にした「神道金光教会規約」を東京府に提出したことで漸く認可を得た、という経験を持っていた。また、各教会所の説教を担当していた畑は、仏教との対抗関係の中で本教の教義的優位性を主張せざるを得ない立場に置かれており、加えて明治二四年には、「教会所閉鎖問題」が起こった。これは、「説教以外、神殿を設け信者の礼拝する事を禁ず」という理由で、警察当局より教会所が閉鎖を命じられた事件であった。そしてそれはさらに奉教主神鎮祭問題（明治二五（一八九二）年）へと発展した。

畑は、明治二六（一八九三）年の正月、金光四神（本部広前神前奉仕者）が、大場に対して、「なあ大場、東京はお膝元じゃ。辛抱せえよ、辛抱してくれ」と述べた内容を、「東京は、本部が東京か、東京が本部かという処である。他の処で過失があっても、それはさして本部に響かぬけれども、東京で万一過失があつたならばそれは直ぐに、本部に響くのであるから、何でも過失のないようにやってくれ」と解釈し、大場の問題であると同時に自らの問題として聞き受けたという。ここには、明治国家の「お膝元」である帝都東京での布教に従事してきた畑の、東京での教会布教の実態を教团的視野から問題化し、それを整備しなければならないとする、教政的問題意識の生成が窺える。

さてここまで、明治中期の東京における布教展開の概略を掴んできた。そこには社会的非難に晒される中であつて、懸命に布教の足場を確保しようとする意識が、畑を中心にして生起していく契機や背景に窺われた。こうした意識の一端にも位置づけられ得る『令徳』の刊行を次章で述べることとするが、その前に次節では、新聞記事でも取り上げられていた芝教会における信徒層の実態をより具体的に見ておきたい。信仰が、いかなる階層に受け止められていたのか、職業と家族構成に注目し見ていこう。

## （二）信徒達の職業と家族構成——「芝教会信徒名簿」を事例として——

信徒層の実態把握のために、ここで「芝教会信徒名簿」<sup>①</sup>（以下、「名簿」）を取り上げる。この「名簿」は、六冊に分冊

〈表2〉各職業構成表(数字は戸数を示す)

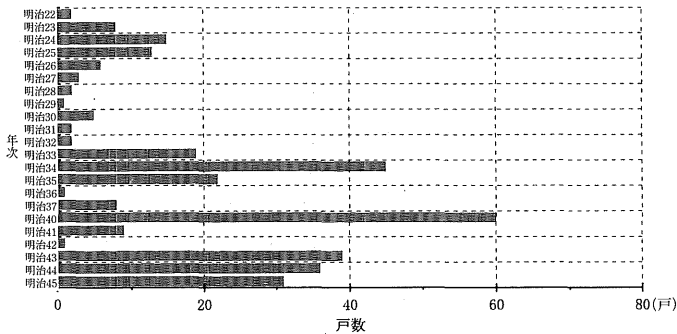
※小項目の職業名については、原資料の表記を用いた。「商人」「職人」等の分類は、遠藤元雄「日本職人史序説(日本職人史の研究1)」(雄山閣出版、昭和60(1985)年)を参考にしたが、「名簿」からは、明確に確認できないものも若干含まれる。

「商人」															
飲食営業業	11	菓子小売業	5	酒油小売業	4	古着商業	3	呉服商業	2	炭問屋営業	2	学校用品商	2		
煙草商業	2	魚商	2	玩具商業	2	白米商業	2	漬物営業	1	時計商業	1	湯屋営業	1		1
家具商業	1	醤油商業	1	青物問屋業	1	球技商場	1	宿車営業	1	物品営業	1	運送業	1		1
桐油職業	1	帳簿紙商業	1	氷卸業	1	書画商	1	茶営業	1	時斗営業	1	貿易雑貨業	1		1
桐材商	1	化粧品商	1	差配業	1	蠟燭商	1	小間物営業	1	骨董商	1	質屋商	1		1
硝子商	1	牛乳小売業	1	鮎開ベルト商	1	雑貨商	1								
「花柳界関係」															
芸妓屋営業	35	待合営業	11	芸妓	5	遊芸師匠	4	義太夫	2	琴曲指南	2				
「職人」															
大工職	4	裁縫業	5	染め物業	3	鍛冶職	3	洋服裁縫業	2	造靴	2	足袋営業	2		
製本職	2	建具職	2	菓子業	2	造船工	2	彫刻業	2	工事請負業	2	料理人	1		
活版職	1	塗師	1	木挽職	1	車製造業	1	上絵職	1	和服仕立職	1	馬具職	1		
麵屋営業	1	海軍職工	1	西洋料理職	1	煙草製造業	1	指物職	1	石版印刷業	1	ブリキ職	1		
柑屋職業	1	眼鏡業	1	機械職工	1	理髪業	1	職工	1	室内装飾業	1	西洋家具職	1		
豆腐業	1														
「会社員」						「雑業」									
会社員	20	勸業銀行員	1	銀行員	1	雑業	10	人力車挽営業	3	飲食業屋	2	船上業	1		
「官吏」															
官吏	6	鉄道官吏	4	通信省勤務	3	郵便局勤務	1	宮内省勤務	1	村吏	1				
「演劇」						「旅館」									
俳優	4	劇場出方	1	劇場興行業	1	興行師	1	旅館営業	4	旅館業	1	下宿営業	1		
「農家」															
農業	12	「その他」		鍼灸営業	1	損料貸し業	1	雇人口入業	1	「無職」		「不明」	45		

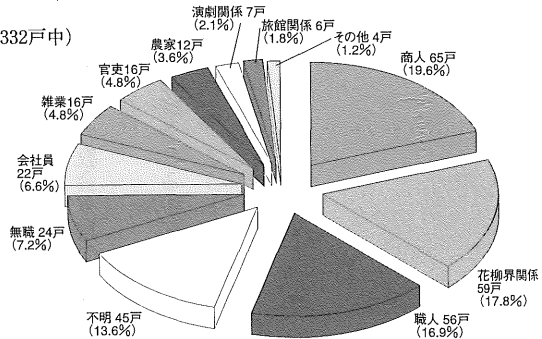
(332戸中)

〈グラフ1〉信徒加入年次別戸数

(不明年次は除く)



〈グラフ2〉職種別割合 (332戸中)



(7411)

され、明治三二（一八八九）年から大正一四（一九二五）年までに所属した信徒の戸主の族称・職業・原籍・現住所・金光教会講社加入日・転属・信徒加盟日・異動・続柄・家族氏名・生年月日について、一戸単位に記載されている。これらの中には、加盟年月日の偏り等から、別派独立以降にも記載されていることが推測され（グラフ1「信徒加入年次別戸数」参照）、独立以降も含めて明治期全般にわたって考察を進めることとする。この「名簿」で、家族構成が確認可能となるのは、明治四（一八七一）年、戸籍制度制定により、家父長（戸主）を中心とする「家」が新国家の基礎単位に位置づけられたこととも相俟って、神道各教派をはじめとする公認宗教団体（講社）への信徒加入が「家（戸主）」を基礎単位にしていたことに拠っている。また、明治二〇年代に大都市で発生してきた、俸給生活者層（新中間層）の家族関係にも当てはめられていたのであり、信徒を総体的に把握した統計として確認できるだろう。

そこでまず、「名簿」に示された信徒達の職種を、表2「各職業構成表」とそれを元にして職種別に分類したグラフ2「職種別割合」から見えていきたい。記載された職業について、便宜的に職種別に分類（グラフ2「職種別割合」参照）をしてみると、三三二戸中、商人・花柳界・職人グループがそれぞれ二割近くを占める。続いて、会社員（六・六%）、雑業（四・八%）、官吏（四・八%）、農家（三・六%）、演劇（二・一%）、旅館（二・八%）、その他（二・二%）である。また、それ以外に、無職が全体の七・二%、不明（職業欄無記載）が三三・六%を占めている。次に、ここで見られる職種の特性について纏めておきたい。

まず、「名簿」では、多数を占める「商人」「職人」の分類に、煙草商業・硝子商・差配業・蠟燭商・鉱山用ベルト商といった職業名が見られる。この中の差配業は、明治中期以降、大規模建築を職人出身の資本家が請け負うようになり、請負自体が一つの職業となったものである。そしてこれらの多くが、明治一〇年代から本格化された殖産興業政策によって需要が急増した職業である。明治中期以降、本所区・深川区と南葛飾郡に最も工場が集中し、さらに隅田川を挟んで向かい合う東京湾岸の京橋区・芝区の四区にかけて工場地帯が形成されていったが、こうした産業編成の変化も芝教会を取り巻く状況として影響していただろう。

また、新中間層と位置づけられる会社員が、一定数見受けられるが、帝都建設から漸次産業優先の都市計画が実施され、さらに工場秩序が整備されるにつれて、その担い手としての近代的労働者層が創出されていった経緯に依るものであろう。さらには、近代化が図られる中で、技術を持たない地方からの流入者や、技術を持ちながらも工場等の雇用者に転身できなかった失業者等が増加し、スラムが拡大していったが、「名簿」に該当者が一〇人見られた雑業の職業内容からは、そうした人々の存在が予想される。

明治になり発展が顕著なものとしては、洋服裁縫業・造靴・活版・西洋料理職・西洋家具職・牛乳小売業等が確認される。<sup>②</sup>洋服裁縫業には、元足袋師・仕立職・袋物師からの転業者が多く、造靴には、元草細工職人からの転業者が多かった。官営工場の熟練職工の養成過程においては、職人の職工への転換と新職工の養成が進行したため、民間の工場への彼等の移転も多かった。<sup>②</sup>また、先に「発行」状況の様子として述べた花柳界に携わる者の存在も確認できる。これについてはすぐ後に触れたい。

以上、各職種の内容を近代化施策の影響等を交えて見てきたが、次に、それら職種における各戸の家族、その構成を「職種別家族人数及び家族構成」(表3参照)から見ていくことにする。まず前もって、ここでの戸主の男女比を確認しておくならば、男性が約六割(二〇二人)、女性が約四割(一三〇人)となる。女性が営む職業が限られる状況を考慮すると、この戸主の男女比には、花柳界関係層の存在が窺われる。

全体を見渡すならば、商人や職人層の家族構成は、三人にほぼ集中しており(二五〜一六戸)、その次には二人、四〜五人が占めている。またその三人の家族構成は、夫婦と子供一人が大部分を占めている。これらの少人数家族は夫婦が基礎となる家族であり、それが多数を占める背景には、土地を喪失し農村から離脱せざるを得なかった者をはじめとする、自らの労働力を売る以外に資本や特殊、専門技術といった生活手段を持たない者達が、多く上京していたことが考えられる。また、雑業層、官吏や会社員、演劇関係者についても、商人や職人層と同様、二〜三人構成が多数を占めている。しかし、中には、六〜一人の家族もあり、その構成員には、戸主の配偶者や子供以外に戸主の父母・兄弟姉妹



・子供の配偶者等が含まれている。その大家族の中には、例えば、銀座に住む煙草商Tのように、「東京市内において四等以上の所得税を納むる者」に名前が掲載されているような資本家も含まれていた。<sup>28</sup> 農家の家族構成も、七人が最も多い。またこれらの家族においては、女性戸主はごく少数に限られており、会社員・官吏・演劇関係者については男性戸主のみである。

ところで、特筆すべきは、花柳界関係層である。それらは、一人が最も多く、残りは二〜三人でほぼ占められており、全体的に構成人数は少ない。しかし中には、五〜一〇人といった構成人数の多い事例もあり、その内訳は養女・雇女・続柄不明者等である。これは「芸妓養子」による養子縁組で構成されるためである。そして逆に、ここで家族構成として一人等の家族形態が多く見られるとしても、芸者稼業に関わって、いくつかの世帯の連合体として「家族」が構成されてきたことも予想させるのである。また、戸主五九人中で男性戸主は八件であり、大半は女性の戸主である。また、今触れた構成人数が複数の場合、配偶者が存在するのは六戸にとどまっている。旅館関係層についても花柳界関係層と同様、戸主の配偶者が存在するのは一件のみである。このように「名簿」には、親族の繋がりと確認される家族の構成としては体をなさない例が見受けられ、一戸ではあるものの、家族としての実態把握には必ずしも整合性を持たないものが見られるのである。

従って、家族構成の傾向を纏めると、全体的には二〜三大家族が大部分を占め、その構成は戸主の配偶者・子供によって成り立っている。しかし、例外の一つが花柳界関係層であり、大半が女性戸主であり、複数の構成員が存在している例はあるが、配偶者・子供といった構成形態ではないこと、さらにほとんどが単身者の集合体という傾向があった。単身者が大部分を占める職種は、この他に無職・不明（職業欄無記載）が該当する。即ち、信徒の家族の実態においては、先に見たように女性戸主が比較的多いと述べたが、その戸主の大半が花柳界関係者であり、「芸」を稼業とした「家」に纏わる人々であったということである。

以上、「名簿」記載項目の中から、戸主の職業構成、各戸の家族構成について見てきたが、ここでその特徴を纏めて

おきたい。先ず、職種に見るように、芝教会が存在し、その参拝者の多くが居住していた地域性も影響しているが、官吏や会社員等の俸給生活者、または伝統的な商業従事者が多数存在する反面、雑業に携わる者の存在が見られること等、上層から下層における多様な階層の者によって布教基盤が形成されていた。そしてこれらの多くが、家族構成としては、男性を戸主とする少人数家族であったということである。一方、少なからずある女性戸主は、芸妓関係者に多く認められ、構成人数の多いものには、血縁を基盤とする家族構成を見ないということであった。そこには、職業を自覚的に共有する稼業内容を背景とする「家」が確認されるのである。家長である戸主に強い権限を与えていく「家」制度が、その戸主を男性に見たのに比し、そうした対象から外れているのも、芸妓関係者の特徴であろう。

なお、ここでは芝教会を例にしているが、このような特徴を、一節で見た、花柳界や歌舞伎界へ顕著であったとされる布教のあり様に考え合わせてみると、実際に花柳界や歌舞伎界が、信徒層の割合に一定の比率を占めているのであり、あながち事実と異なるとは言えないものがある。さらにこの事実から言えるのは、近代国家体制に似つかわしい家族や、そうした観念の中で、本教信仰が受け入れられていない傾向が見られることである。しかし一方では、国家的規模で家長制的な家の再編成と強化を図る国民教化策が打ち出されていくのであり、ここでは、家族への心情を敷衍して愛国に至る連続性（いわゆる家族国家観）から家族の意味合いが説き起こされていくのである。では、こうした状況において、本教は「家」における信仰の役割の重要性をいかに説くものであったのだろうか。

次章では、明治三二（一八九九）年に刊行された本教婦人雑誌『令徳』を手掛かりに、刊行意図・読者として想定された対象・表象された「家族」の内容から、この問題を見ていくこととする。この刊行事業は、新中間層の登場等、「家」の変容に際し、国策に乗じる形で成した対応の一環として位置づけられようが、そうとして、一節で見たような実際の布教、救済行為とのいかなる関連性が窺えるのか。そしてそこで具体的な論説として、家族倫理や家庭道徳から生活の場が設定されていく時、読み手である女性（家庭婦人）にとってどのようなように受け止められたのであろうか。

## 第二章 本教婦人雑誌『令徳』における「家庭」像

## (一) 「令徳会」の結成と教団独立の課題

明治三二(一八九九)年、月刊雑誌『令徳』が東京で発刊された。この雑誌発刊は、巖本善治による『女学雑誌』(明治一七(一八八四)年)、徳富蘇峰による『家庭雑誌』(明治二五(一八九二)年)等、「婦人」を「家庭」の基盤として教育・教化の対象としていく潮流を受けてのものであっただろう。雑誌『令徳』の創刊メンバーは、主唱者畑徳三郎をはじめ、顧問(芳賀矢一、井上頼因、野田菅麿、逸見伸三郎、近藤藤守、佐藤範雄)、賛襄(稲葉正善他三名)、協賛者(平田盛胤他九名)等であった。このメンバーを見る限り、『令徳』は、教育勅語(明治二三(一八九〇)年)発布による「忠・孝」という徳目の称揚等に対応すべく、国民教化の役割を担う神道界の行動として対外的に示されたものかもしれない。それは、本教からすれば、布教認可、教団独立の地歩を確固たらしめる実力形成という課題意識と無関係ではなく、さらには、国家施策を見据えての本教信仰の意義発揚の自負心から発揮されていたのである。

本章では、明治二〇年代に創出された「家庭」のモデルとされた新中間層の都市部における増加や民法改正といった「家」の変容過程での本教の対応として、この『令徳』の刊行の意味を見ていきたい。この雑誌は、教団独立の前年の明治三二年四月、畑の主唱によって、「女子教育」を目的とした「婦人」の全国組織「令徳会」が母体となり、八月に月刊機関誌として刊行(定価一五銭)されたものである。以下、同会の組織的性格及び雑誌『令徳』の内容構成を捉えつつ、畑の同事業推進の目的意識を究明することにする。

神道金光教会東京分所内に本部が置かれた「令徳会」の発会式は、結成の翌月五月二八日、皇后誕生日(地久節)に、神道管長稲葉正善、実任教管長柴田礼一等をはじめ、神道家・華族等の来賓・同会顧問・会員・新聞記者等五〇〇名の参会者によって、大々的に挙行されている。『令徳』(第一巻第一編)の彙報欄に掲載された事務報告によると、同会の

会員は同誌発刊の段階で、既に名誉会員（稲葉芳子、金光しき子他二名、賛成会員（芳賀さえ子、逸見むら子、長谷川まつ子、田中つ他一六名）、会費を納入した特別・正会員（女性）の合計数一三三九名が確認できる。②③なお、これら女性会員達の勧誘に関しては、神道金光教会所属教師（四一名）等五一名が、「紹介者」という形で名を連ねており、同誌購読者の大多数が本教の女性信徒達であったことが分かる。それでは、主唱者である畑は、どのような問題意識の下に同会を発足させたのだろうか。彼は、同会の趣旨を次のように記している。

修身齊家理財の三要是、人の一日片時も疎略にすべからざる道にして、又相互に密切の關係を有し、其一を失う時は、他の二をも失うべし。茲に中外古今の賢人名士の由来を採ふるに、その知能才学は天性に基づくべしと雖、要するに其父母賢明にして教養に到り深かりしによらざるはなし。されば幼少の時より家庭の教訓に於て、自然陶冶の実を尽くすべきは真にこの三要道より重大なる者なし。抑庭訓は、父母の最も志を致すべきは勿論なるも、人の幼稚なる時に於けるや。殊に母の手にて愛育せらるる事多きが故に、母なる人こそ専らここに注意すべき事なりけれ。わが教会は大に茲に感ずる所ありて、今回令徳会と云うものを起し、神洲の国体に則り、教祖の遺訓に拠り、以て此三要道に適合せしめ道を講じ、教えを説き、以て忠行節義の感情を深厚ならしめ、世の婦女子が家庭教養の一助たらしめんと欲す。乞う幸に同賛あらんことを。

右趣旨文によれば、同会発足の目的は、「世の婦女子」の教養を高めることによって、家庭教育の三要道たる「修身」「齐家」「理財」の精神を浸透・定着させ、もって国民全般に国家への「忠行節義の感情を深厚ならしめ」ることであった。同会の会員として想定されていた女性達とは、具体的には「母なる人」としての各家庭婦人達だったのである。そこから窺えるのは、畑の同会発足の主眼を、女性の教養向上だけではなく、家庭婦人の教化を通じての、次世代の国家を担う臣民の育成に置いていたということである。つまり、右趣旨文の基調は、家族間の情愛によって結ばれた「私」領域としての家庭に臣民育成を目的とする価値を根づかせるといったように、国家的課題の中で家庭を位置づけ直すことによって、家庭内で「母」が受け持つ役割の公的な意味確認を試みようとしていたのである。そしてここには、そう

した役割こそ本教が先鞭を付けるべきであるとの認識を指摘できるだろう。畑は先に見たように、余興も取り入れ、教導一辺倒ではなかった信者達との日常的関わりからすれば、ある種のギャップを見せるように、女子教育、殊に家庭婦人に対する啓蒙事業を思い立ったと言えるのであるが、それは右趣旨文にあるように、「わが教会は大いにここに感ずる所あり」とした活動の根柢を「教祖の遺訓」に見た上で發揮しようとしたものだったのである。

一般に、良妻賢母育成を目標にした女子教育が、国家的課題として注目されるようになったのは、日清戦争後であるとされるが、畑が同会結成の構想を抱きはじめてのも、同じく日清戦争終結の翌年、明治二九（一八九六）年の時点であったという。女子教育は、制度的には、明治五（一八七二）年の学制で女子も学校教育の対象となり、明治一九（一八八六）年には小学校四年生までが義務教育となっていたが、実際に女子の小学校就学率が五〇%を超えるのは、日清戦争後の明治三〇（一八九七）年、また女子の中等教育進学者が一人を超えようになるのは明治三二年になってからである。日清戦争後には、列強に伍し得る国家における国民のあり方、その創出を實質的に担う家庭のあり方が論じられる。当時は、良妻賢母育成の必要性を盛んに唱える女子教育論が教育雑誌に掲載されはじめる等、女子教育の機運が盛り上がりと共に、明治三二年の高等女学校令発布等、社会政策上も女子教育が焦点化されるようになっていたのである。そして、子女が中等教育に進む家は、大都市に発生していた新中間層、及びそれ以上の社会的階層の家庭であったところから、日清戦争後の良妻賢母教育は、一夫一婦制を実体化していた新中間層の家庭の女性（妻・母）を理想像に作り上げ、その階層の子女達を主な対象に実施されていたのである。そして、この頃から、ジャーナリズムも女子を読み手として射程に含めはじめた。つまり、資本主義の成熟に伴う都市人口の増加、教育水準の上昇による女子教育政策の展開の中で、都会を中心に女性の読書人口は確実に増加し、そのことが明治三〇年代の婦人向け雑誌の盛行に繋がったのである。

この当時、キリスト教や仏教の各宗派も女子教育に着目し、女学校設立や婦人を対象とした雑誌刊行を行っていた。このような宗教界の動きに、一教独立へ向けて教団を牽引していた佐藤範雄や、東京の地で同じく活動を繰り広げてき

た畑は、対抗意識を喚起したものと思われる。ちなみに、こうした教育全体の問題について、畑と同じく教団独立に向けて奔走していた佐藤は、「金光中学校改築大講演」<sup>③</sup>の中で、宗教には教義というものがあり、一派一宗は各々宗典を「持ち教義を説くと述べた上で、仏教やキリスト教と本教を比較しつつ、『神誠』『神訓』を解く道を知らねばならぬ」と説き、これが不十分である時は、本教教義も不確立となっていると示唆している。そして、その打開方法として「神徳を受けよ人徳を得よ」の教えを引用しつつ「信念と学徳とによらざれば説けない」ことを提起し、仏教やキリスト教の如く、人材育成を目的とした学校設立を進展させる必要性を主張していた。この内容からは、仏教との対抗関係を背景とする国民教化への「神道」の役割認識として、神道界全体をリードする独立教派としての自負が佐藤に見られる。その動機は、日清戦争での慰問使として、佐藤が畑と共に参加した際の神道界への落胆経験に起因している<sup>④</sup>。そして、明治二七（一八九四）年一月に本部の木綿崎山上における大招魂祭での「是非に学校を立てねばならぬ時勢が来た」という評議内容をもって、金光中学設立をみるのである。

こうした思いを持つ佐藤に慰問使として同行した畑もまた、本教の置かれた現実を体験し、教育の重要性を確認したことであろう。『令徳』の発刊趣旨に述べられる、「教育の思想と、教養の材料とに至りては、全く欠乏せる、或いは皆無なる者等が、其の（家庭教養に当たれる人々の引用者）多数を占めたるや必せり」<sup>⑤</sup>の内容からは、教育理念が先行しながらもその実態形成は遅々としているとするもので、だからこそ本教信仰に基づく『令徳』刊行の意義を強調している。旧態依然の教育状況への参入の可能性を感じ取った畑にとって、国民の教養を培う目的を有した『令徳』の刊行は、キリスト教や仏教等の各宗教の女学校設立や雑誌創刊への対抗意識に拠っていたのである。当時、『令徳』第一巻第一編・第二編）巻頭に掲載されてもいる教育勸語は、「父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信じ」の内容等、親子、兄弟、夫婦の家族道德の理念を、天皇を頂点とする一大家族のアナロジーとして等置させ、国家を捉えていく家族国家観の骨組みとなっていくが、畑はこのような教育勸語による国民教化的機能を、令徳会顧問であった芳賀矢一をはじめとした学者や教育者達と担っていたのであった。『令徳』刊行は、公認教団を目指す上で、国家施策の役割を担

おうとする課題意識から女子教育着目に繋がったとも言えようし、また、その事業の性格は、単に国家施策に従属した中でとり進められたというよりも、むしろ本教信仰への自覚的認識や自負心から表されたものだったのである。

## (二) 『令徳』に見られる「家庭」

本節では、『令徳』で議論されている「家庭」像を問題にするが、まずその前に、『令徳』発刊以後の経緯・掲載記事の内容等を概略的に把握しておきたい。刊行初期段階には、概ね、「勅語」「令徳」「論説」「史伝」「叢談」「家庭」「家政」「礼仪」「文苑」「雑録」「彙報」「口絵」等が構成内容である。また、それらの記事は、女学校等での教育関係者・家政の専門家・神道本局幹事等が執筆し、女子教育の意義・家庭教育論・育児の実践方法・料理・裁縫・衛生・文芸といった、多岐にわたった内容である。明治三二(一八九九)年から明治三八(一九〇五)年にかけて全部で七巻刊行され、それぞれ一〇編から一二編が存在する。頁数は各編によってばらつきがあるが、およそ八〇頁前後である。創刊以降の経過については、第三巻第二編(明治三四(一九〇一)年五月)から、金光教の教義内容や各時期の教内異動に関する情報を纏めた付録が添付されはじめ、第四巻第一〇編から「みかげ新聞」と合併となり、令徳会本部が、東京から教団本部の所在する岡山県浅口郡吉備村大谷と変更された。さらに、第六巻第七編からは、『美かげ』と改題され、第七巻第一編(明治三八年二月)をもって廃刊となった。ともあれ、『令徳』全体にわたる分析は、本稿の任ではないので、ここでは中心的な論点として、いかなる家族像が論じられていたのかを確認しておく。

まず、『令徳』に特徴的な家族像は、次の言説に見ることができる。それは佐藤が述べたものであり、この他にも多くの論考が家族をめぐるって掲載されているが、概ね、ここで見るものと同様であり、ここでは、典型例として挙げてみたい。

夫婦の本務とは、夫婦の義務というが如くにして、一家を保つ上について、夫婦というものの最も土台となるべき

勤め柄を指して云うのでございます。そもそも一国の基礎というものは、一家より始まりまして、一家の基礎は、夫婦より始まるのであります。(中略)愛情は夫婦の第一義である。愛情深き夫婦は、其家の結び合いの力が強い。(中略)夫は一家の主権者である。妻は其補佐者である。此の二つのものが、相まって始めて一家の内が完全になるのであります。そこで、夫の勤めは、外に出て事を執る。妻の勤めは内にありて、家の事を執りて家族を養い、家政を整えて夫を助けて行くのである。<sup>④</sup>

『令徳』が発刊された明治三〇年代前半には、明治二〇年代から形成された「ホーム」家庭」という觀念の定着が、都市部の新中間層以上の世帯においては進みつつあったことは既に述べた。都市部のこのような家族の増加状況においては、子供中心の文化的な「優しい」母親像が理想とされていたが、『令徳』の読者層としても、中間層以上の都市の主婦層が中心に想定されていたのであり、右の引用に見る「家庭」像は、まさにこうした傾向と連動している。そこには「一国の基礎というものは、一家より始まり」とあるように、家秩序的國家觀をもつて、國民としての權利義務意識を徹底せよという國家的課題が見据えられていた。そしてそれが「家産」制的な「家」觀を前提に語られておらず、むしろ生活の場を生産・再生産の場として分離し、育児や家事等の再生産の場として想定される「家」に向けられている。それは、夫婦の愛情的結合を基底とし、そこから「一家を築く」ことが一国の基礎となるという主張であり、それ以前の女性を家の従属者としての嫁の立場から見なすものとは一転し、一夫一婦制下の良妻として見なし、その立場を求めらるものである。

むしろそれらの主張は、佐藤に限らず、当時の布教者たちにとつて、このような家秩序的國家觀をもつて「国体」論の要諦とし、教化の目的と自任していたが故に共通して見受けられるものであった。「夫は外、妻は内」として、妻が「家の事を執りて家族を養い、家政を整えて夫を助けて行く」ことを述べるのであるが、このような「徳義」は、さらに妻の役割から婦人全体の「務め」として、国家との関係から説かれていく。それは、国家における優秀で従順な國民を生み出す基として、「忠義者を作り立て、養い挙げるが、婦人の御役目」君に忠なる者になるも、親に孝なる者にな

るにも、多くは婦人方の懐の学校にある内であります<sup>④</sup>というように、女性が母親として家庭教育の責任者であるとし、その自覚に期待するものであった。「令徳」の中では、忠義者の国民を創出する役割として説かれる母親像として、出産・育児の重視がなされるが、このことは、近代家族モデルとしては、そのことを果たしてはじめて国民となり得るという認識と合致している。このことから、女子教育の基本理念である良妻賢母の思想は、母役割に重点が置かれており、国家における女性役割の有用性の表出となっていた。

ところで、このように確認をしてきた上で、まず指摘できるのは、ここでの典型として見たような多くの「家庭」をめぐっての論説が、論者達にとつて、いかに「家庭」を論ずべきかという言語実践を形作っていたということである。そしてそれは、『令徳』で議論される「家庭」を自らのものとして引き受けようという教多の人々の存在を前提にしている。しかし反面でこうした実践の多くが、女性向けのいわば「訓示」のようなものとなって繰り返されていたことからすれば、国民教化という役割の上では、著しい効果を見るものとはならなかったことを意味してはいないか。ここには例えば、既に述べたように、「神誠」「神訓」を説く方法の確立が必要であるとする佐藤が見ていたものと同じ問題が表れていると言える。「家庭」をめぐる論説が、本教信仰の意義から関連づけられるものとはならず、国民教化の必要性という役割に終始したのであって、依然、本教からなす独自の主張として展開できなかつたという一つの顕著な事例を示すものだったのである。そして、こうした論調の繰り返しが多くなされねばならないほど、そこに生じる日常生活と乖離したのであろう。家庭道徳の推進者であり、読み手である女性からの、日常生活の実情と切り結ばれた「家庭」論が、殆どといってよいほど主張されなかつたことも、このことを示唆してはいないか。この傾向を踏まえた上で、女性達が先のような見解をどのように受け止めたのかを、師岡素鷲(須賀子)「見聞のまま」に見てみたい。師岡の文は次のような語りではじめられる。

私は、この令徳会の賛成員の御末を汚して居るもので御座います。もとより年もわかなく学問もなく、女子のことで御座いますから、到底御賛成しても、何の御用には立ちますまいと存じましたが、この御会の主意が、私の平生おもっておりますことと、あまりによく合っております故に、身分をもわすれて、その御受けをも致し、又御発行の

雑誌の御余白をも、拝借することとなりました。<sup>④</sup>

師岡は、ここで「到底御賛成しても、何の御用には立ちますまい」とし、自らの立場を後退させつつ感想を述べている。「平生思うこと」として、婦人への修身齐家についての教育を、「一人は一家の手本となり、一家は一村一町にも、又世上一般にもひろめらるる様に致す雑誌なり、会なりが欲しいとおもいました」と述べる<sup>④</sup>ことからすれば、一見『令徳』の趣旨に合うのであるが、しかしここに見受けられる口ぶりは、その趣旨以上に何も語りようもないというものである。事実、これ以後、彼女による投書はなく、あるのは「手紙の書き方」といった実用記事しかなかったことに、その趣旨が展開しなかったことが明瞭となる。このように、読み手である女性が「家庭」「家族」の意味づけにたとえ納得したとしても、現実の自らの存在のあり方との遊離を際立たせているのが、『令徳』なのであった。以後の『令徳』が、最終的には、教団広報誌的な内容に変更され、廃刊へと至る道を歩むことになったことも、あるいはこのような生活意識に根差すことなく、本教信仰の意義と切り結べ得なかったことが関係しているのかもしれない。

以上、本章では、『令徳』における「家庭」像、とりわけ夫婦の役割分業の提唱に見られる内容を確認した。そこには、妻の立場に焦点を当てて「家庭」が論じられ、そこでの教育の意義を妻となり得る婦人全体の徳義として意義づけられている。婦人の役割として、子供を「忠・孝」を備えた有力な兵士に育て送り出さなければならぬとの言<sup>④</sup>には、日清戦争の残映も重ねられていよう。しかしこのような「国民」創出の意義が声高に主張される時、そこでの「家庭」の意味づけと、自らの存在の受け止め方には、落差が確認されることにもなる。それは何もいわゆる家庭婦人に限られたものではない。むしろそうした「家庭」とは縁遠い、稼業との密着性の下に「家族」として生活を営む者達も、社会動向として「家庭」像の広がりゆく中、生活のあり方を問われ、女性としての自らの立場を揺さぶられていくことになったであろう。この事業に、長谷川まつは、同じく横浜で芸者置屋を営む田中つと共<sup>④</sup>に多額の援助をなしていたのであり、彼女等が『令徳』の刊行にどのように関わり、その記事をどのように読んでいたのかは窺いたい<sup>④</sup>が、おそらくここで説かれていく内容には通暁していたであろう。次章では、芸者置屋経営者である長谷川まつにこの問題を見つめ、信仰

## 第三章 長谷川まつにおける生活世界と信仰

## (一) 花柳界関係者を中心とした生活世界における信仰の様相

本節では、芸者置屋を営んだ当時の長谷川まつに焦点をあてる前に、まずは、彼女にとつての生活世界がいかなる成り立ちをしているか、その生活空間がどのような諸相の下で「家」と呼び得るものであり、そこに介される信仰とは、いかに受け止められていたのかを見ていきたい。そこで、花柳界の生活のあり様や歌舞伎界の様相を予め確認しておく。

そもそも長谷川が本教信仰に出合うのは、歌舞伎役者・岡本駒之助の妻である幸から信心の話聞いたことによる。東京布教草創期にあつて、本教信心の「発行」ぶりが、歌舞伎界・花柳界の信仰者達の様相に特徴づけられたことは、すでに一章に述べたところであるが、彼・彼女等は、座や門流、そしてそれらを取り巻く関係者を中心に信仰が伝えられていた。例えば、明治二〇（一八八七）年、本郷にあつた春木座の座頭である岡本駒之助は、同じ役者で後に浦和布教をする松本八十吉や市川滝之助、床山の直紫辰次郎を導いている。また松本八十吉から導かれ、後に鎌倉に布教するのが小西あかであり、彼女は、長谷川と同じ新橋において、芸者をしていた。

このように、芸、芝居を中心にして、座や門流に信仰が伝わるのであり、そこでの生活は、師匠・弟子を親子と見なす擬制的家族関係に根差していた。その「家族」とは、例えば、芸妓置屋内に見るならば、芸妓を「寄寓」<sup>④</sup>させ、養女としての養育を旨とするものであり、今まで見てきた都市新中間層を代表例とする「家庭」とは異なるものであつた。こうした生活世界の違いは、歌舞伎界にも同様に見られるものであつた。そこでは、芸妓のような「寄寓」による疑似

家族制度は見られないまでも、「小使」「掃除番」から「芝居作者」に至るまで、何百人単位で座が形成され、一種の共同空間を形成していた。例えば、明治二七（一八九四）年の『都新聞』掲載記事は、岡本が座頭をしていた「中芝居」である春木座<sup>⑧</sup>の構成員を、二五四名としている。これらの構成員それぞれは、座を前提にした中で、自らの位置・役割を打ち立てていくものであり、また信仰は、芝居や芸の道を成立させる要因として彼等は受け止めていた。

例えば岡本駒之助は、芝居公演中に足を骨折し、電報を通じて教祖から「一心に頼め元の足になる」との教えを受け、全快の後は一層の信仰を進めたと伝えられている<sup>⑨</sup>。岡本にすれば、その信仰への促しは、足が単に全快することではなく、また単に芝居が再び可能になるということでもなく、それ以上に、足の全快を通じて、座としての機能が回復することから意味づけられた自己の助かりとしての自覚に依っているのである。芝居を演じる座から自己が意味づけられていたのである。彼にとつて足の全快は、信仰を自覚的にする上での縁となっていた。岡本は、例えば次のように述べている。

私はいまの境遇として、到底、自分みずから、布教に従事することは望んでもできないことでありますから、その方はひとえに先生の御力にまつの外はありませぬが、さる代わりには、お台所むきのことはおよばずながら、私がお引き受けいたします。それゆえ、この点には少しも御心配なく、道のために充分御力をおつくしくくださいませ。

これがせてもの、私の神恩報酬の一端であります<sup>⑩</sup>。

畑に向けられたこの言葉は、役者としての自分が、畑にできる限りの協力をしようと申し出た言葉であるが、それは、足の骨折によって感得することができた「神恩」に基づいて発せられたものである。そして「お台所むきのことは及ばずながら、私がお引き受けいたします」とした裏方で協力を「せてもの」としながら行うことで、「報酬」しようと言っている。信仰が、役者としての芸の業に確認されたがために、役者の「いまの境遇」として、布教に従事できないとするこの言葉は、彼にとつて役者としての芸の業でこそ確認できた信仰の意味を語るものとなっている。こうして岡本は、芝支所・浅草支所創設に向けての側面的援助をなすが、その彼は、神奈川で布教している福田源三郎をして「東

京布教功労者」と言わしめるほど、信仰との出会いを一生の問題として抱えていくのである。そして、このことは逆から言えば、歌舞伎世界の中で生きる者達の心意に感得され得る信仰のあり方が存在していたということである。

それは芸者の世界も同様であった。長谷川と共に芝支所の世話係を努めていた小西あかには、次のような側面があったことが伝えられている。それは、小西が長唄家元と結婚し、夫と死別の後、鎌倉で長唄教授をしていた頃、「長唄は、自分にとっては仮の業である」とし、弟子との練習には信心の話を必ずしていたというのである。小西の入信以後の経緯等は、明確に把握できない面があるが、彼女が長唄を「仮の業」であると言いつけるのは、長唄が芸者達への単なる技術として教授されていたのではなく、長唄に通じていく世界の感受によって芸者達の日常の営みが意味づけられることを本旨としているからで、そこに生活の確かな拠り所を見出していく道づけを、自らの業としていたがゆえである。それゆえに、彼女にとって長唄は、「仮の業」となり、小西は、自分の許に集まってくる芸者達をそうした世界の感得へと導き、それによる芸者等にとっての自己の確認を見出させていた。信仰は、その働きを意味づけるものだったのである。

長谷川にもそのことが窺える。彼女にも抱えている芸者達がお座敷に出向く際には、「どうか、粗相がございませんように」と神へ祈り、神と一緒に稼業を行う心境でいたとの伝承が残されている。抱えている芸者達の芸の上達や、芸者としての成功を願わざるを得ないという置屋の世界は、その芸を軸として、自律した空間を作り上げており、その芸自体で、共に生きる者達の存在を確認させ得るものであった。そしてその世界で、小西と同様、長谷川も、自身に關わる者達の「親」として、「子」である芸者達に道づけを与えることを本旨としていたのであり、信仰はその道づけを与えるものとして受け止められていた。芸者置屋を「稼業」とする長谷川にとって、置屋が一流の芸者輩出を目指すものとしてあるばかりか、その輩出に足りうる芸世界を豊かに意味づけ得ることを目的としなければならぬ。置屋という、擬制的な「家」にとつて、信仰がその世界創出に意味づけを与えるものとして受け止められていたのである。

以上、長谷川を中心に、歌舞伎界と芸妓界の世界での信仰と切り結んだ生活世界について確認した。この長谷川は、

以後、明治四〇（一九〇七）年に芸妓置屋を廃業し、明治四二（一九〇九）年に養子にした入江雄次郎を教会長とし、自らは所属教師として、明治四四（一九一〇）年に麹町教会所を開設するに至るといった変遷を見せることとなる。次節では、先に見た長谷川が生活世界の中で把持した信仰が、「家」の変容との関わりにより、どのように展開していったのか、具体的に見ていきたい。

## （二）長谷川まつにおける「家族」と信仰

長谷川まつは、新橋芸妓組合の幹部をしており、経営する「伊東屋」の客層は、経済界の重鎮といった上流階級の者が中心だったという。そういった上流階級の人々との関わりについては、一信徒の伝承による次のエピソードがある。

未だ商売をしておられた時分、借金の高利で、にっちもさっちも、いかなくなって、お宅の御神殿の八足案の下に、頭を突っ込むようにして、夜通し御祈りされ、夜明けと共に芝教会へ朝参りして帰って来られると、葉書が一枚舞い込んでいて、見ると、老先生（長谷川のことー引用者）が抱えておられた芸者の一人を鼻肩にしているお客の奥さんからの葉書で、一寸相談があるから、いらつしやい、と書いてある。行つて御覧になると、その奥さんが、「あなたの家は、もつと芸者を沢山かかえて、商売を大きくしたらどう」との話で、老先生が「大きくやりたいけれど、今、芸者をかかえるどころか、高利貸しの借金で、首が廻らずに困っていて、それどころではありません」と答えられると、「そんなやつたら今、主人は旅行で留守だが、帰ったら私から話して、その高利の借金を全部返して貰つてあげましょう」との奥さんの話で、その借金が返せたという事でありませう。全く降つて沸いたようなことで、有り難いやら、驚くやらであつたそうであります。がそれにつけても、客の奥さんにまで信用があつて、親しまれていられた老先生のお人柄という事を思わずに、おられませんでした。<sup>⑧</sup>

このエピソードは、多額の負債を抱える長谷川が、その人柄故に返済ができたことを物語るのであるが、そこで客の

妻が長谷川を信頼している点に注目したい。この妻は、芸者を鼻屑にできる身分の夫を持つということからすれば、二章の『令徳』での男女が愛情で結ばれた理想的夫婦像とは遠く、夫婦関係に基盤を置き家庭生活を管理するような家族観に依らずに生きていた人物であるといえる。その意味で、長谷川の周囲には、夫婦間の愛情を基底とするには依然遠い者達が存在していた。おそらくこの妻は、資産階級の「家」にある妻だが、長谷川の稼業を当然のごとく理解している。ここからは、長谷川やこの妻のように、「家庭」というものが未だ実体的なものとして立ち現れていないことも推察されるのである。

ちなみに、当時、別派独立請願運動（明治三二―一八九九〇年五月）に奔走していた佐藤範雄が、長谷川に宛てた書簡があるが、そこにも同じ意識が表れている。

御ぶじにて、ことに家業もいそがしく、はんじょうのよし誠にうれしくぞんじ候。<sup>54</sup>

これは、芝で布教していた大場の死に際し、佐藤が長谷川のことを気にかけて送った書簡の中の一文である。長谷川と佐藤との関係は、独立に向けた大場の財的援助をはじめ、「さてただいま、あわせ（裕―引用者）のすそをみるに、すそわた（裾綿―引用者）あらわれいでて、もはやさる事ならず。なにとぞ、あわせのしたてを、いそぎてたのむ」といったように、内務省を中心とした政府要人達との折衝活動が続ける佐藤の着物の面倒までみていた。その佐藤の、長谷川の商売に対する考えが出ているのが、この一文である。ここには、長谷川の商売を応援しており、その繁昌を喜んでいる佐藤がおり、「家業」〔稼業〕として当然視していたのである。佐藤は、一方では、婦人の役割を「家庭」における子女の教育に価値づけ、教化活動を展開しつつも、実際の人間的交流の場面では、生活の実質を紡ぎ出す稼業を営む婦人の意味も当然視していたのである。そこには、前章で見たような「家庭」の論説の展開を、本教信仰に基づく実践として自明視し、社会に向けての意義発揚をなした佐藤が、現実の人間を前にしては、まずもって心情的共感から救済を見出していったという、信仰者としての意識の発露が見られ、単に一教としての教団的自負を背景にした社会対応のみばかりで人間救済を見据えてはいなかったことを何よりも物語っている。

ところで、先の長谷川のエピソードを伝える信者は、「老先生」への思いを語るのに、置屋時代の彼女について触れていた。そのエピソードの紹介は、本教教師としての長谷川まつの人柄が、過去に遡られながら伝えられたということであり、教師としての人柄を置屋時代の彼女に重ねて見ていたということである。明治四〇（一九〇七）年置屋を廃業し、以降、教師になる彼女の人が、置屋での暮らしぶりから彷彿されていたということであろう。そこには、彼女にとつて置屋廃業への決断、教師としての歩み出しが、置屋稼業で培われ、切り開かれたものの展開であったことを予想させるのである。

長谷川の置屋廃業の事実については、ただ次の資料が物語るだけである。

謹みて願ひ上げ候。東京市京橋区八官町 未年 長谷川まつ 芸者屋家業を廃し度き件

右は多年東京新橋組合芸者屋営業致し来り候処 追々信仰の道進むに随い 該家業を心よく存せず、廃業致し度く存じ居り候より、今春御伺い申し上げ候に、今暫く営業致すべしとの御教を蒙り、今日まで持統致し来り候。然るに是までの抱え芸妓は、夫々御蔭を蒙り無事に相務め、一同来たる九月にて務め年明けと相成り候につき、此の際に廃業致し候ては如何。若し尚も引続き営業致し候方、宜しく候わば新規抱え芸妓の都合も考えざるべからざるに、より、恐れ乍ら 右 営業廢しの時機可否、謹みて伺い上げくれと願出候也。

畑徳三郎 頓首再拜 ⑤

この資料が告げるのは、長谷川が明治四〇年春時点で金光攝胤（大教会所神前奉仕者）に廃業願いを伺い出て、「今暫く営業致すべし」という理解を受けて再度の願いを畑が書面にし、金光攝胤に出したということである。そして、畑を介して「此際廃業サシテ頂キ都合ヨロシ」との金光攝胤から返信を受けた長谷川は、同春秋、置屋廃業に踏み切り、布教に専念していく道を選択した。いつの時点から願ひ続けたのかについては不明であるが、その心境の変化を知ることができるのが、次の資料である。

私は決していつまでも、この商売をさせて貰おうとは思っておりません。私どものような商売するものがおかげを

頂くということは、この商売から足を洗わして頂くということで、抱えている芸者さんたちは、それぞれ、よい旦那さんを頂いて、安心の出来るおかげを蒙らして頂きたい。それが私の願いです。<sup>⑧</sup>

この心境からは、芸者置屋を営むことを「家業」として永続的に考えていかなかったこと、「安心の出来るおかげ」を抱えていた芸者達に与えたいという意識を把持するに至った変化に気づかされる。一節で述べたように、長谷川は花柳界の生活世界における、抱え芸者との擬制的親子関係を信仰で切り結ぶことに意義を見出していた。しかしここには、抱え芸者に対し「よい旦那さんを頂いて、安心の出来るおかげ」といい、「家庭」のイメージにおいての「安心」が見られている。廃業による芸者等の後の生活の確保に願いが込められているが、そこでは、安らぎを与えてくれ、私生活の基盤としての「家庭」において、「子」である芸者等の立ち行きを願うというものであった。近代的な変容に見舞われた「家」を見ることは、その浸透が明治の末にもなると一般化しており、その世界での「助かり」を彼女自身もまた意味づけなければならなかったことを示している。長谷川は、置屋内での芸妓や男衆といった擬制的家族をはじめ、唄客・芸妓紹介業者等、彼女の周辺に存在した多様な者達の「助かり」を、そこでの生活世界から意味づけを与えることとして信仰を把持していたが、置屋廃業の決心は、稼業上での家族と近代家族との矛盾に晒された末の糸口であったと考えられる。この矛盾は、「家」の変容のみならず、置屋が単に職業となることも意味していよう。

このような矛盾の上に彼女は、信仰を把持し布教を展開していくのであるが、その彼女は、自身の許へ集う信者達に本稿冒頭に引いた言葉に続けて、「もとを忘れさせねば、おかげがつかぬことはないお道なのです」と、自ら把持した信仰を常々語っていたという。彼女がかつていた世界とは、座や芸としての共同性から自己が意味づけられるものだったのである。繰り返し確認するようではあるが、例えば、舞台中に怪我をした中村鷹次郎<sup>⑨</sup>、「私は、私の身体やと思つて痛みも致すでしょうが、私は私の身体やと思つていません。神様の御守護を受けて世の中に働かして頂いている、世の中の身体やと思つていますから、少しも痛みを感じません<sup>⑩</sup>」と語るように、岡本駒之助の信仰の自覚と同様、身体を公に捧げる立場として、自己の開放可能な意味が含まれていたのである。そのような意味合いとしての芝居や芸の世

界に関わる長谷川が、近代に創出された「家族」としての内容だけでは捉えることの不可能な、理念との落差に葛藤しつつ、先の言葉を繰り返していたのである。そこには、様々な生活世界の変容に晒されつつ、矛盾を抱えながらも、新たな世界を意味づけ得るものとした信仰の自覚が語られている。彼女は、置屋稼業の意味から信仰を抱えていたのではなく、置屋稼業をも意味づけ得るものを信仰によって得ていたのである。「もと」は、そのことを指し、布教者としての人生の幕開けをもさらに意味づける信仰を見ていたのであろう。

彼女を信仰に導いた畑は、明治三九（一九〇六）年、彼女に対して次のような賞詞を送っている。

長谷川まつ子は、おのが始めてこの地に布教せし明治二十一年以来の信徒なるが、その信念も年と共に進みて、あはれ信徒の亀鑑ともなるべき行為も多く…。

社会的対応との関わりにおいて教政者としての立場から本教の価値づけを意識せざるを得なかった畑にとって、彼女の存在は、本章で見た意味において、布教の実質を体得し信仰の意味とは何であるかを生活の舞台で演出していた「信徒の亀鑑」として現れていたのであり、彼女の生き方そのものを東京布教を担った畑自身の展開過程とも重ねられているのである。

## おわりに

本稿では、明治中期の東京において、「家」をめぐる公・私領域の析出という「家族」の変容を基軸に据え、信仰受容の側面から、布教展開過程の一端を論じてきた。

東京布教の草創期において、歌舞伎役者や芸妓界の信者等の信仰営為等、当時の新聞が注目し、本教の信仰として特徴づけて報じている、その実際の様子からは、「お神酒」「お土」を用いた布教行為がなされ、それに対し「淫祠」としてのまなざしが振り向けられており、そこから公認教団としての実体形成、社会的認知を得ようとする畑等をして、教

政治的対応がとられていく問題意識の発露が窺えた。しかしそうした対応が、維新以降の近代資本主義国家形成に伴って、その意義役割を鮮明にしなげらなされる時、それまでの生活の成り立ちに意味づけをもたらす信仰受容の様相にも影響を与えるものとなったのである。『令徳』に見たように、「家庭」における教育の意義発揚は、国家的課題に即応しながらも、それを説く者も含め、本教信仰や現実生活との認識的乖離を来さざるを得なかつたのであり、殊に、稼業としての擬制的な「家族」を生きる者達には、そこでの「家庭道德」の浸透は、自らの生活感覚をも揺さぶられるものとなつていった。

しかし、長谷川まつのように、このような矛盾を抱える中にも、新たな生活の舞台を意味づけ得る「もと」としての信仰を見つめる者がいたのである。そうした信仰の感得のあり方は、畑等にも通じ合うものだったのである。社会的対応に奔走した畑にとつても、その信仰感得の実質的な意味をどう教義に反映させ得るかという葛藤に苦悩し、試行錯誤を繰り返しながら、その方途を問い続けていたのかもしれない。そして、こうした状況は、人々の意識、状態に及ぼさうとした、国民国家形成の政府施策に連動する課題性を強く帯びた中で見られた、文化最盛の地、東京での布教内実であつたのである。

現在、「家庭」は、社会で疲弊した身体を癒し、再生させ、素直な子供を中心とした優しい両親が存在する健全であり清潔な「場」とする、変動することのない安らぎの空間と思ひ描かれ、そこから信仰を受け止めてはいないだろうか。そして、我々は、とかく社会通念や規範といったものを自明のものとして信仰を見つめてはいないだろうか。社会通念の中で、位置づけられ、役割を与えられた信仰のみ了得していくことは、長谷川に見られた、通念や生活の世界を意味づけるような信仰世界の開示やその表れを見落とす結果となり得よう。この問題は、社会変動の夥しい現在において、信仰救済の意味づけへのまなざしとして投げかけられているのではないだろうか。

## 注

① 『老先生』の面影』金光教麹町教会、昭和三一（一九五〇）年、二五頁。

② 一般に、「稼業」は、生活のための仕事、商売を指し、「家業」は、家に付属して承継される職業を指すが、しかしまた、「家業」という言葉で、「稼業」もさす用例も認められる。本稿の場合、特に歌舞伎界や花柳界といった職業性を生活との関わりで見ることから、「稼業」という表現を用いているが、近世以降、僧侶、神職、芸能民等の職業に従事する者達も、その職を「家業」として伝えていられることもあり、特に、区分せずを用いている。比較家族史学会編『事典 家族』弘文堂、平成八（一九九六）年、一一〇～一一一頁参照。

③ ここでの問題設定においては、落合恵美子「近代家族をめぐる言説」、牟田和恵「日本型近代家族の成立と陥穽」、西川祐子「近代国家と家族―日本型近代家族の場合―」共に『岩波講座 現代社会学 19（家族）の社会学』岩波書店、平成八（一九九六）年。他を参考にした。なお本稿では、「家庭」「家族」「家」等、論者の研究的立場によって、多様な意味が込められているこれら用語については、次のように使用している。まず、「家庭」は、本論で述べるように「ホーム」という観念で表象される私生活領域であり、日常生活を営む場所として、育児や家事等の生活の場を指す。こうした観念は、生活の場が生活の糧に繋がる生産の場と、生殖、

育児、家事等再生産活動の場との分離によって生じたと言われる。「家族」とは、日常生活を営む集団や制度を含んで用い、「家」は、家族集団を抽象化したものとして、「家庭」「家族」を包括的に指す場合に用いた。

④ 楼主や置屋が、芸者を抱える目的で縁組みした養子のこと。前掲『事典 家族』二八九頁によると、明治民法以降、芸者稼業遂行の方便として養子縁組をなしたように仮装したものもあつたという。

⑤ ところで、これらの三教会の設置をもって、東京布教の播種期ということが出来るが、しかし、既に明治一七（一八八四）年には、芝区内で、初代白神新一郎の弟子である御園八重が、布教に従事していたことが確認されるので、ここで簡単に触れておきたい。明治一三（一八八〇）年に白神の許で入信した御園は、明治一五（一八八二）年に夫の田中庄吉と共に京都府上京区で「御金神社」の名目の下、布教を開始したが、明治一七年黒住教傘下で、「天心講社」を組織した田中と離縁の上、単身上京、以後、日本橋区で一時住み込み奉公をした後、芝区内で布教を開始していた。しかし、彼女の場合、布教合法化を求めて神習教金子教会所として布教認可を受けていた。彼女が金光教への転属認可を得たのは、明治三九（一九〇六）年になってからのこと（鳥森教会所設置）ではあるが、神習教に属していた間も、彼女は神道金光教会（明治三三（一九〇〇）年からは金光教）への転属を請願

し続け、また、教会所の表玄関には「金光教会」という看板を掲げていたという。彼女は大場と同じく芝教会のある当地で教勢を大きく伸ばしており、明治二七（一八九四）年一月一日付の『みやこ新聞』では、信者にした芸妓や芸妓屋女将を騙す「妖怪」として非難記事が掲載されている。当時、神道各教派の布教実態を「淫祠」として非難していた仏教者伊東洋二郎は、この御園の記事を紹介しながら、「祓いや祈禱などを行うを以て神道と思うは神聖なる惟神の道を紊乱する者と謂うべし。かれ金光教徒の如きは即ちその一つなし」（伊東洋二郎『淫祠金光教会』淫祠拾遺教会）其中堂書店、明治二七（一八九四）年、八頁）と御園を本教布教者の事例として取り上げ、その布教行為を「妖絶怪絶の行為」と指弾している。この内容からは、芝教会の近隣において布教を行っていた御園は、所屬としては神習教傘下であったにも拘らず、自他共に芝教会と同様の金光教会として認識されていたことが分かる。

- ⑥ 『世の肥やしとなろう わが道のおかげ』東京布教七〇年式典委員会、昭和三三（一九五八）年、一三三頁。
- ⑦ 『新宗教事典』弘文堂、平成二（一九九〇）年、二七頁参照。
- ⑧ 小西あか「御布教初めの頃」『東風』一一二一号、東風発行所、昭和二三（一九三八）年、一六〇一七頁。
- ⑨ 福田源三郎「私の知っている松本先生」『梅の実』金光教浦和教会所、昭和八（一九三三）年、七九頁。
- ⑩ 前掲『世の肥やしとなろう わが道のおかげ』二四頁。
- ⑪ 前掲「御布教初めの頃」『東風』一一二一号、一七頁。小西は、当時の畑の救済行為の様子について次のように語っている。「その頃の人の信心の有様を少し申し上げますと、盛んにお神酒やお土でお蔭を頂きました。畑先生の許にお供えになった村正の小刀がありまして、私共も気味が悪いので『先生その刀を抜くのはおよしなさいませ』と申し上げても「何、そんなことがあるか」と仰言つて庭へ下りて竹を切られ、それで御自身の手を切られました。切った切ったと、早速先生は、お神酒を吹いてお土を一パイつけて手拭いを裂いて縛り、それ限り手をおつけにならんで直りました。そこからお体中の毒が出てしまい、その膿の臭さといったら大変で、その頃、私達打ち解ければ皆まるでお友達みた様になって、御理解を頂いて夜も更けたりしますと、御広前に丸太棒を出して、その上に手拭いを巻いてそこへ寝ろ寝ろと仰言る。先生のお近くへ寄ると臭いので、小西さん、もつとそっちへ、いや貴女がそっちやと云う位、先生は全く半年位その傷口から血だの膿だのが出ました。私共も、先生お神酒を吹いて下さいとて、御広前で肌脱ぎになってよく吹いて頂きました」
- ⑫ 「金神様」『東京朝日新聞』明治二四（一八九二）年四月一九日。
- ⑬ 佐藤範雄「信仰回顧六十五年（上）」『信仰回顧六十五年』刊行会、昭和四五（一九七〇）年、二六〇頁。

- ⑭ 警察当局によって教会所が閉鎖を命じられたこの問題については大林浩治「一教独立とその課題—佐藤範雄の宗教法制度化要求—」紀要『金光教学』第三七号、平成九（一九九七）年、参照。
- ⑮ 「金光四神言行資料集(三)」沢井光雄の伝え一五、紀要『金光教学』第三四号、平成六（一九九四）年、一三三—一三三頁。
- ⑯ 『金光四神様と東京布教』金光教東京教会、昭和二九（一九五四）年、一二三頁。
- ⑰ 関東布教史資料一。
- ⑱ なお、ここで、教団独立前に限定せず、明治期全般にわたって考察するのは、一つは資料が独立後に編纂されたことにより、独立前に記載が確認される戸数が僅少であること、二つは、独立以降の推移を含め、明治期全体の傾向性として把握したいがためである。明治期分の戸数(戸主)は三三二戸(△)であり、各戸の家族人数を含めた総数は、一、一〇四人となる。ちなみに、明治二二（一八八九）年から同二四（一八九〇）年までの「講社結収人員録」では、芝組(芝支所)の加入戸数が三九三戸であることを踏まえると、この資料は、信徒数の実数に、若干の格差が生じている。独立後に再編されたことも影響しているようだが、当時の実情を確定し得る資料ではないことを断っておく。本部が作成した「講社結収人員録」は、一番教区から六九番教区までの一七三組の講社について、講社別の教区番号、所在地、戸数、人員数等が記録され、明治二三（一八九〇）年四月以降新設の講社を除く、同一八（一八八五）年一〇月から二四（一八九二）年一二月までの記録が確認できるとされる。北林秀生「神道金光教会における講社結収の展開とその特質」紀要『金光教学』第三六号、平成八（一九九六）年、二二頁参照。
- ⑲ 春日豊「工場の出現」日本通史 近代2 岩波書店、平成六（一九九四）年、一九四頁参照。
- ⑳ 所謂「富国強兵」型の市区改正事業やその問題については、石塚裕道『日本近代都市論 東京・1868—1923』東京大学出版会、平成三（一九九二）年、参照。
- ㉑ 各職業との関係性を考えると、例えば、西洋家具職は、その工程上、大工・指物師・足袋師・木彫師・塗師・馬具師・藤細工等を下職としており、それらの職業間の繋がりが存在した。
- ㉒ 例えば、鍛冶職・鋳物職・銅壺職・大工職・塗職等の在来職人が、それぞれ鍛冶工・鋳物工・製缶工・木工・塗装工等の職工へと転換したといった重工業発展の背景や、日清戦争後の中小企業増加により多品種少量生産が進められるといった、官営工場・民間大経営・中小経営が技術と製品供給においての各々の役割を果たした結果、産業の発展に繋がった。前掲「工場」の出現『日本通史 近代2』二〇五—二〇七頁参照。
- ㉓ 「東京市内において四等以上の所得税を納むる者」(明治二四（一八九一）年)については、『東京市史稿』(復刻版)市街編第八二、

- 東京都、平成三（一九九二）年、参照。同資料によると、四等以上の所得税納税者という限定はあるが、芝教会の設置された芝区や近隣にある京橋区といった、各区の高額所得者の人数や職層、階層構成の一端を知ることが可能である。ちなみに京橋区は、官吏<sup>(33)</sup>の占める割合が最も大きく、次に、酒商<sup>(20)</sup>、無業<sup>(19)</sup>、代言人（弁護士）<sup>(18)</sup>、石炭等卸商<sup>(16)</sup>と続く（括弧内は人数、以下同）。全体的に商業が多岐にわたり、輸入商品や明治以前には需要がなかった物品に携わる商人が多いことが目立ち、区内には高額所得者が多数居住していたことが分かる。停車場が作られ、表玄関となった新橋が位置する芝区は、銀行取締役<sup>(15)</sup>、会社社長・役員<sup>(15)</sup>、無職<sup>(15)</sup>が大きい割合を占める。次に、質屋<sup>(13)</sup>、酒商<sup>(12)</sup>が続く。職業構成については類似傾向があり、芝教会を中心とした地域性がそこから認められる。
- <sup>(24)</sup> 「彙報」『令徳』第一巻第一編、令徳会本部、明治三二（一九一九）年、八三―八四頁。
- <sup>(25)</sup> 「令徳会会則」では、会員が千人を充たすことで雑誌を発行する旨が記載されている。また、会費を納入した会員の地域分布は、東京六四七名、大阪三〇〇名、神奈川八八名といった都市部に多い傾向が見られる（同右、八四―一六頁参照）。
- <sup>(26)</sup> 芝支所、八木栄太郎、和泉嘉右衛門をはじめとした、東京・横浜・近畿における布教者の名前が多数を占め、『令徳』の執筆者の名が若干名見られる（同右、一一八―二〇頁）。
- <sup>(27)</sup> 畑徳三郎「令徳会趣旨」『令徳』第一巻第一編、令徳会本部、明治三二（一九一九）年、巻頭頁。
- <sup>(28)</sup> 前掲「彙報」『令徳』第一巻第一編、一一七頁参照。
- <sup>(29)</sup> 中寫邦「近代日本における婦人雑誌、その周辺―『婦人雑誌の夜明け』によせて―」近代女性文化史研究会「婦人雑誌の夜明け」大空社、平成元（一九九〇）年、四―五頁参照。
- <sup>(30)</sup> 小山静子「良妻賢母という規範」勁草書房、平成三（一九九二）年、四一―四三頁参照。
- <sup>(31)</sup> 前掲「近代日本における婦人雑誌、その周辺―『婦人雑誌の夜明け』によせて―」『婦人雑誌の夜明け』八―九頁参照。
- <sup>(32)</sup> 例えば、島地黙雷の「今知会雑誌」、あるいは「同志社文学」・『女学雑誌』では、一夫一婦制や性道德に注目した記事が掲載されている。吉田久一「日本の近代社会と仏教―日本人の行動と思想6―」評論社、昭和四五（一九七〇）年、一三三頁参照。
- <sup>(33)</sup> 佐藤範雄「金光中学校改築大講演」明治三六（一九〇三）年、神徳書院資料一七一―八。
- <sup>(34)</sup> ちなみに、明治三一（一九〇〇）年には、金光中学校友会誌として「ほつま」が発刊された。
- <sup>(35)</sup> 佐藤は、仏教界から各宗派何十人という従軍布教師を派遣したが、神道界からは三名のみの参加に止まり、なおかつ大失態が生起し、金光教会からの派遣の相談が神道界で生じたため、「範雄の如き畑徳三郎の如き、革靴を履けば直ぐ足の裏に豆の

であるような弱い者が慰問使となり、満州の山路を往来して、漸く金光教会否神道界の面目を保ったような始末で、誠に神道界の物知らず腰抜けには、この時実に憤慨に堪えなかった」と、前掲「金光中学校改築大講演」の中で回顧している。

③⑥ 「発刊の趣旨」「令徳」第一巻第一編、令徳会本部、明治三三（二八九）年、四一五頁。

③⑦ 例えば、第一巻第一編の目次は、次のようである。

勅語 題字 趣旨 規則 祝辞六章 祝歌四首／令徳 発刊の趣旨／論説 令徳の発行につきて（野田晋磨、家庭の教育につきて（宮地巖夫、女学校教育の一斑（指原乙子）／史伝 宮比神御伝／叢談 女子教育の説話（南摩綱紀）、いもの説（村岡良麿、見聞のまま、師岡素鷲）／家庭 ○小児と母親との性質 ○嬰兒の養育法 ○徳育を發達する心得 ○体育を發達する心得 ○学校と家庭との関係 ○竹蜻蛉／家政 家事経済の心得（百万女史）／住居、時間、労働と衛生 ○裁縫（松原亨子、台所（石井泰次郎）／礼儀 女礼（中島一無、結物（同）／文苑 清けなる物は（村岡良麿、短歌二〇首／雜録 ○両皇女の御避暑 ○日本礼式の配膳 ○上杉子爵母堂の名譽 ○比志島少将夫人の德行 ○とく女の堅忍、かつ女の貞操 ○師岡素鷲子の希望 ○親の心得 ○子の心得／彙報 ○発会式の記事 ○講演 佐藤範雄、下田義夫類、奥山照子 ○賛襄、協賛及び會員氏名、会費、寄付金等の報告／口絵 島崎柳鳩

③⑧ 尾道市在住であった飯塚辰太郎の個人事業である金光教の月刊新聞として、明治三三（一九〇〇）年五月に創刊していた。金光教徒社編・刊『文書布教九十年』昭和三八（一九六三）年、九頁参照。

③⑨ ちなみに、『令徳』分析を行ったものについては、森本正美「婦人雜誌『令徳』―その誕生と終焉―」金光図書館報『土』第一二三号（金光図書館、平成四（一九九二）年）がある。

④① 佐藤範雄「講演『令徳』第一巻第一編、令徳会本部、明治三二（二八九）年、六七〜六九頁。

④② 同右、七〇〜七一頁。

④③ 師岡素鷲「見聞のまま『令徳』第一巻第一編、令徳会本部、明治三二（二八九）年、二二六〜二二七頁。

④④ 同右、二七頁。

④⑤ それは、次の言説に見られる。「鉄砲を担いで、戦争に出て君の馬前に死するという忠義者を作り立て、養い上げるが、婦人の御役目であります」（前掲「講演『令徳』第一巻第一編、七〇頁。

④⑥ 詳細は不明だが、横浜山田町にて、芸妓置屋を経営し、知人貝増利兵衛に手引きされ入信し、以後、横浜布教に尽力した（上野教会信徒会「近藤伊三郎先生」金光教上野教会、昭和三五（一九六〇）年、一六七頁参照。また、『独立以前教師名簿』によると、明治二五（一八九二）年に教導職を取得している。

④⑦ 例えば、明治三八（一九〇五）年六月公布された「芸妓営業取

締規則」警視庁令第二号の第二条、第三条の要旨には次のようにある。

第二条（申請）芸妓営業をしようとする者は族籍、住所、氏名、生年月日、芸名、従来の職業及び寄寓する予定の芸妓屋の住所、氏名、屋号を記し、所轄警察官署に申請して許可を受けなければならない。

第三条（寄寓）芸妓は芸妓屋内に寄寓しなければならない。

山本俊一『日本公娼史』中央法規出版株式会社、昭和五八（一九八三）年、四一五頁参照。

④7 大芝居の新富座をはじめ、中橋座、中村座、薩摩座が火災を受け、閉鎖か休業を余儀なくされた（明治九（一八七六）年）のを機に、春木座は、「純然たる歌舞伎なれど、出勤の俳優は大方二流三流にて所謂中芝居」と位置づけられていたが、市川団十郎輩下の新堀座の一派により「春木座に地盤をかため一軒芝居を興行」することを目的として、翌一〇年から幕が開けられた。

入場料も大芝居に比べて格安で、中堅の人気俳優の熱演が見られたこともあり人気を得るに至った経緯を持つ座であった（小本新造『東京庶民生活史研究』日本放送出版協会、昭和五四（一九七九）年、三八頁参照）。

④8 「春木座繁昌記」と題した明治二七（一八九四）年四月一二日付『都新聞』には、春木座員の人数について次のように書かれている。「春木座の表方楽屋の人数は、一昨日の現在にて俳優

名題、相中、下廻り、子役突つくるめて六八人、作者八人、頭取一人、副頭取、手代二人、囃子方一四人、衣装方七人、縫師三人、仕立屋一〇人、小道具三人、床山六人、大道具二五人、出方二五人、下足一三人、夜番一六人、楽屋番二人、湯殿番一人、掃除番六人、表方小使五人、俳優男衆二五人、義太夫二人、三味線二人にして、合計二五四人の大数なり」（中山泰昌編著『新聞集成 明治編年史 第九卷』本邦書籍株式会社、昭和五七（一九八二）年、五一頁）。

④9 「あづまの道のいしすゑ」あづまの道のいしすゑ 同刊行委員会、昭和六三（一九八八）年、三一頁。

⑤0 「東京布教に功ありし人々」東風 一四号、東風発行所、昭和二（一九二七）年、一四頁。

⑤1 前掲「私の知っている松本先生」梅の実 七九頁。

⑤2 前掲「あづまの道のいしすゑ」あづまの道のいしすゑ 二二六〇頁。

⑤3 「二代教会長一年祭偈草 亀子姫を偲びて」金光教本中野教会、平成八（一九九六）年、七六頁。

⑤4 前掲「老先生」の面影 五四〜五五頁。

⑤5 佐藤範雄発・長谷川まつ宛書簡、明治三一（一八九九）年三月一七日。「長谷川まつ関係書簡」神徳書院資料二二二九一三一。

⑤6 佐藤範雄発・長谷川まつ宛書簡（日付不明）。「長谷川まつ関係書簡」神徳書院資料二二二九一〇。

⑤7 「布教七十年」金光教麹町教会、昭和五六（一九八二）年、二頁。

⑤8 『長谷川まつ姫』金光教麴町教会、昭和六〇（一九八五年）、一二頁。

⑤9 前掲『老先生』の面影』二六頁。

⑥0 中村鴈次郎は、一九才の時入信し、教祖にまみえた経験があった。その中村の生活と信仰との関係は、「宅でも劇場でも金光様をお祀りして、一日中幾遍となくお祈りをしていますので、私は十歳ぐらいからそれを見習って、お師匠さんのなざる如く、今も尚金光様を信心しています」〔芸道知名の人々の御信心くらべ〕主婦之友』一月号、昭和四二（一九二九年、一六〇頁）と、当時弟子だった林長二郎（長谷川一志）が伝えている。このような中村の日常の姿勢からは、信仰が座内の弟子等、周辺者へ波及していたであろうことを想起させる。

⑥1 大浦孝秋（主婦之友記者）「成駒屋を訪うの記『金光教青年』」二月号、金光教青年会総合本部、昭和三二（一九二八年、二〇頁）。

⑥2 長谷川の新築移転に際し、畑がその祝いとして送った賞詞とされている（前掲『長谷川まつ姫』巻頭頁参照。また、この経緯については、「長谷川まつ氏の室祝祭『新光』」四号、金光教青年会、明治三九（一九〇六年、二一九頁参照）。

## 普通選挙実施前夜の社会運動家達と金光教

—「社交桜心会」から問われる本教信仰の意義—

佐藤武志

はじめに

大正一四（一九二五）年、普通選挙法（以下普選法と略記）・治安維持法（以下治維法と略記）が公布されたこの年、大阪市内の金光教の教会所（難波教会所、玉水教会所、真砂教会所）を会場に労働運動、農民運動、社会主義運動、水平運動、国家社会主義運動、在日朝鮮人運動等の運動家達を招いて、「社交桜心会」と称される懇談会が三回にわたって催された。これは、大阪府知事・中川望の協力を得、佐藤範雄が彼等社会運動家達の「思想上の緩和」を目的に、国家社会主義運動家の永井義尚・大西黒洋といった人物等と計画した懇談会である。

これまで、「社交桜心会」の性格については、渡辺順一「佐藤範雄の感化救済活動—両大戦間期における大逆事件連座者及び無政府主義者達との交渉を中心に—」〔紀要「金光教学」第二七号、一九八七年〕で、概略的に把握されている。ここでは懇談会を、佐藤個人の取り組みの意義から、本教としての信仰実践の可能性と問題を浮き彫りにしたものになっている。即ち、佐藤の活動について、国家神道体制における教派神道の救済行為として、一定の歴史的限界性の問題があったとし、しかし、自らの人間救済を実現しようとしたことからすれば、「思想犯」に対する社会的排斥の観念が根強い風潮の中で、その社会観念を大きく越え出た地平で運動家達と関わるものとなり得たというものである。このような個人的取り組みとする注目の仕方には、教団史の認識枠組みとして、所謂「教団第二世代」と呼ばれる青年教師層の

教団運営面における台頭があり、教務・教政的在り方に直接つながらず、教団内の佐藤の位置づけが個人的なものとならざるを得なかったことが背景にあるだろう。本稿も、同懇談会の意義の究明にあたっては、教務・教政的レベルでの意義づけとしては不確定なものとならざるを得ないが、渡辺論文が明らかにした成果の上に立って、さらに、この懇談会が個人的な信仰営為を通じての、いかなる本教信仰全体への「教え」や「道」の意義として確認できるのかを考察していきたい。

このように述べるのは、佐藤が、懇談会開催に向けて「余は、金光教祖の教えを奉じ、敬神尊皇の道を説くこと茲に五十年」<sup>②</sup>と確認しており、この懇談会が、佐藤に「教祖の教え」「敬神尊皇の道」といった、「教え」や「道」の意義を確認せしめていたからである。では、佐藤個人に還元される問題ではなく、「教え」や「道」として、本教信仰の意義に向けて語られる、この懇談会の場とは何であつたのか。本稿は、この懇談会の開催の意図や内容、参加者の問題意識を窺い、本教信仰に投げかけられた経験の意味として究明していく。

以下、まず一章で「社交核心会」開催の概略と、関東大震災（大正一二年九月）以後の社会状況や、普選法公布（大正一四年四月）を受けての無産政党组出に関連して、主催者の問題意識や懇談会開催の思惑を見る。二章では、三回にわたる懇談内容を窺うと共に、無産政党组出運動の推進者達にとっての懇談会の意味を考察する。三章では、無産政党组出運動には関与していなかったと考えられる、無政府主義者の大申孝之助（ギロチン社加盟）と、元市民運動家の木本凡人という、内務省警保局から「特別要視察人」に指定されていた二名の参加者を取り上げ、彼等にとっての懇談会の意味を考察する。

なお、資料の引用に際しては、旧漢字は新漢字に、歴史的仮名遣いは現代仮名遣いに、片仮名表記は平仮名表記に改め、適宜、句読点、送り仮名を付した。また、稿末に「資料 社交核心会関係者の略歴」として、懇談会参加者の活動内容を纏めている。

## 一章 懇談会開催の意図

## 1 佐藤の危機意識と当時の社会背景

明治御維新以来、未だ曾て今日ほど国家危急存亡の秋はあらず。更に未だ曾て今日ほど我が国民が我儘放埒になりたる事をも聞かざるなり。国を憂うる者の実に寢食を安んぜざるの秋なり。老いたる余も亦其の一人なり。今年新年を迎うるも心常ならず。<sup>③</sup>

右は、大正一四（一九二五）年の元旦、七〇歳を迎える佐藤の心情である。佐藤の「憂国」の想いは、普選法施行を目前に控え、ロシアの革命に呼応する「危険」思想の蔓延や労働運動・農民運動等、無産運動の活発化が、一層の政治不安をもたらすという危険性に向けられていた。民意と国政の媒介に宗教の役割を認める佐藤は、右のような問題意識から、普通選挙（以下普選と略記）体制に見合う、各種運動家達の「思想の緩和」を強く求めていたと考えられる。そこでまず、佐藤が問題にした第一次世界大戦（大正三―七年）後から大正末に至る社会背景を、懇談会参加者達の顔ぶれに関わらせて確認しておきたい。

第一次世界大戦後の日本は、資本主義の急速な発展、農業国から工業国への転化、人口の都市集中、労働者階級や新中間層の生成といった社会構造の変化と、食糧問題、失業問題など、その変化に伴う様々な矛盾が顕在化していた。また同時に、「大正デモクラシー」と呼ばれる社会風潮が生起し、社会運動では、労働・農民・部落解放・女性解放・自主的青年団運動など、様々な大衆運動が活発となり、それらの全国組織が生み出された。労働運動では日本労働総同盟（大正一〇年）、農民運動では日本農民組合（同一一年）、水平運動では全国水平社（同一一年）、在日朝鮮人労働運動では在日朝鮮労働総同盟（同一四年）といった具合にある。また思想運動では、無政府主義運動、共産主義運動が興隆すると共に、革命後のロシア認識をめぐって双方の対立が激化する（所謂「アナ・ボル対立」）。そこで、これら運動の動向

を懇談会参加者に聞わせて見ていきたい。

まず各種社会運動に影響を与える思想運動を見ると、懇談会参加者では、武田伝次郎、大串孝之助、丹吉三郎等が含まれる無政府主義運動は、大正一二（一九二三）年九月、関東大震災時の軍部による大杉栄暗殺、同年一二月、難波大介が摂政宮裕仁を狙撃した「虎ノ門事件」による無政府主義者の全国一斉検挙、さらに秘密結社ギロチン社による恐喝・強盗・殺人・脱獄計画等の事件（ギロチン団事件）で、警察当局の無政府主義者に対する弾圧が徹底化され、大正末には彼等は全く身動きがとれない状態になっていた。従って、大正末からは、共産主義思想（ボルシェヴィズム）が労働・農民運動をはじめとする各種大衆運動の中で影響力を伸ばしていった。懇談会参加者の中では、日本共産党党员の花岡潔をはじめ、難波英夫、野田律太等がボルシェヴィキ派の代表的人物である。

労働運動では、大正一三（一九二四）年に入り、前年秋以降、普選実施声明・労働組合互選によるILO労働代表選出方法採用など政府の労働政策転換を受け、日本労働総同盟（以下総同盟と略記）が普選・ILOなども利用するとした「方向転換」を宣言。翌一四年五月、普選法が公布されると、議会政策利用路線は総同盟に留まらず労働運動の大勢となり、単一無産政党组出の気運が急速に高まっていった。他面、労働運動内では対立抗争が絶えず、総同盟の中央集権論と日本労働組合連合（以下組合連合と略記）の自由連合論が対立し、またそのようなアナルコ・サンジカリズムとボルシェヴィズムの思想的対立や、人間関係による確執などもあって、労働組合の分裂が頻繁に起きたが、懇談会には、総同盟・組合連合双方の運動家参加している。また大正一四年には、総同盟内で先の「方向転換」論をめぐり、政府の協調的労働政策に応じる右派と、山川均の「方向転換」論を受けた左派（ボル派）との対立が激化、第一回懇談会の翌五月、除名された左派が日本労働組合評議会（以下評議会と略記）を結成し、総同盟は分裂している。また、組合連合内でも、同年初頭から、懇談会参加者の八木信一、坂本孝三郎兩名と後藤田正毅の三名の指導者間で、国際労働代表の選出をめぐる意見の相違から確執が生じ、第一回懇談会の三日後、後藤田が除名され、後藤田は同名の連合体、日本労働組合連合（通称道頓堀派。以下道頓堀派と略記）を組織し、八木、坂本等に対抗していた。

## 懇談会出席者一覧

第一回 後藤田正毅（日本労働組合連合常務理事・日本建築労働協会長）、野田律太（日本労働総同盟大阪連合会）、大矢省三（日本労働総同盟・大阪機械労働組合常務）、植松一三（警鐘新聞社）、丹羽市太郎（日本労働組合連合・純向上会相談役）、八木信一（日本労働組合連合常務理事・労働組合純向上会会長）、坂本孝三郎（日本労働組合連合主事・関西労働連合会会長）、大西黒洋（勤王烈士党理事）、西松謙次（同党）、木本凡人（青十字社長）、主催者側 佐藤範雄、永井義尚、近藤明道（会場主）、吉田新太郎（会場幹旋者）、井上鍵之助（佐藤随行者）（以上一五名）。

第二回 李 銅喆（朝鮮人協会所属）、李 善洪（朝鮮人協会会長）、坂本孝三郎（大阪鉄工組合長）、生島 繁（全国印刷工連合会加盟大阪印刷工組合員）、丹羽市太郎（日本労働組合連合・純向上会相談役）、八木信一（日本労働組合連合・純向上会会長）、野田律太（日本労働組合評議会中央委員長）、松井憲次郎（水平社同人）、佐野大三郎（立憲労働党総務・日本建築労働協会主事）、杉浦市太郎（反総同盟・大阪鏡加工組合主事）、後藤田正毅（反総同盟・日本労働組合連合常務理事）、武田伝次郎

大正一四年、単一無産政党創出の気運が高まりつつも、組合間の対立により具体的に動きの現れない労働団体に対し、農民運動の側では、日本農民組合（以下日農と略記）が六月、会員一、〇〇〇人以上の組合員を持つ組合に無産政党組織準備委員会（以下準備委員会と略記）の設置を提唱し、八月に第一回準備委員会が開かれることになる。そうした状況下で、懇談会には組合長の杉山元治郎が参加している。

また、在日朝鮮人においても、在日朝鮮労働総同盟に代表される、日本人労働団体と提携した階級的・民族的性格を持った運動が興隆する。在日朝鮮人の激増、その運動の発展に警戒心を抱いた治安当局は、在日朝鮮人労働者への治安対策として、大正九（一九二〇）年に東京で結成された相救会や、李善洪が大正一一（一九二二）年に大阪で結成した大阪朝鮮人協会など、融和団体を朝鮮人指導者層につくらせ、在日朝鮮人労働運動を抑制しようとした。懇談会では、階級的・民族的運動の指導者として知られる高順欽と、融和団体指導者の李善洪という、対立する在日朝鮮人同士が同席している。

一方、労働運動をはじめとする左翼運動の興隆は、国家社会主義運動の勃興を招く。国民思想が混乱し、天皇制国家の動揺を感じ取った政府は、関東大震災を契機に、支配秩序の再編を図り、

（幸徳秋水事件連座の武田九平弟、植松一三）反総同盟・元大阪鉄工組合理事・警鐘団長同新聞発行、本木凡人（青十字社長、大西黒洋（勤王烈士党）、西松謙次（同党）、岡崎玄洋（同党）、主催者側 佐藤範雄、永井義尚、湯川安太郎（会場主）、今岡 清（佐藤随行者）以上二一名。

第三回 本木凡人（青十字社長、野田律太（評議会中央委員長）、後藤田正毅（大阪労働連合会主事）、松井憲次郎（水平社）、李 善洪（朝鮮人協会会長）、武田伝次郎（労働運動社）、植松一三（警鐘団長）、大西黒洋（勤王烈士党）、岡崎玄洋（同党）、北島元一郎（煙草労働組合、藤岡房一（自由連合会）、花岡 潔（官業労働組合）、矢野準三郎（印刷工組合）、杉浦市太郎（鏡加工組合）、生野益太郎（電気技工組合）、丹 吉三郎（文明批評社）、平井美人（日本労働総同盟）、大串 孝（文明批評社）、高 順欽（朝鮮全無産運動者）、丹羽市太郎（純向上会）、杉山元治郎（日本農民組合長）、坂本孝三郎（大阪鉄工組合長）、堀田 篤（勤王烈士党）、難波英夫（開放新聞社・無産政党）、主催者側 佐藤範雄、永井義尚、福嶋輝明（会場主）、井上鍵之助（佐藤随行者）以上二八名。

※順序、肩書は佐藤範雄著『信仰回顧六十五年』下巻に從った。

思想統制・治安対策を強化し、大正一四年には、普選法と抱き合せて治維法を公布したのであった。

次に、懇談会の各回毎の出席者と、その前後の活動状況を纏めておきたい。

上記の懇談会出席者一覽を概観すると、まず、労働組合の代表的全国組織総同盟の大矢省三、反総同盟系ボルシェヴィキ派の合法組織評議会中央委員長の野田をはじめ、非総同盟系組合連合常務理事八木など、労働組合運動家が大半を占めている。労働組合以外の大衆運動では、農民組合の代表的全国組織日農組合長杉山元治郎、水平社松井憲次郎、大阪朝鮮人協会展会長李善洪など、また、思想運動関係では、非合法組織日本共産党員の花岡潔、「大逆事件」(幸徳事件)連座者武田九平の実弟で無政府主義者の武田伝次郎をはじめ、無政府主義、共産主義、国家社会主義等、多様な思想的立場の者達が一同に会したことが分かる。

〈第一回 日時、大正一四年四月一四日 会場、難波教会所〉

参加者一〇名、主催者側五名、計一五名が出席。参加者は、次節で述べる勤王烈士党の大西黒洋・西松謙次と青十字社の本木凡人を除けば、七名が労働運動家であった。参加者の大半は労働運動家であったが、懇談会名簿<sup>⑧</sup>に記された「不参者」の氏名には、社会主義雑誌『進め』発行人の福田狂二、無政府主義者で農村運動同盟の逸

見吉三、水平社同人の米田讓・下坂正英等の名前が記されており、主催者としては幅広い社会運動家の参加を考えていたことが窺える。また、逸見と下坂については「希望者」と記されていることから、懇談会参加者は、主催者側の一方的な人選によつて集められたというだけでなく、懇談会開催が運動家達の間で知られており、運動家側からの懇談会へのアプローチもあつたことが窺える。次に、参加した労働運動家を組織別に見ると、総同盟と、反総同盟系の組合連合の二派に大別される。総同盟からは野田・大矢が参加し、組合連合からは八木・坂本・後藤田・丹羽・植松が参加している。つまり、総同盟と反総同盟系連合という対立し合っていた組織の代表者達が一同に会しているのである。加えて大正一四年当時は、前述の通り、双方の組合組織の内部でも対立が激化していた。総同盟内では、前年から議会議策利用の方向性をめぐつて、左右の対立が表面化しており、また、組合連合内でも同年初頭から、八木・坂本派と後藤田派の間で、国際労働会議代表選出をめぐつて対立していた。総同盟からは、その後の分裂で袂を分かつことになる野田と大矢が懇談会に参加している。組合連合でも対立中の八木・坂本と後藤田や、懇談会の直前、後藤田に同調して理事会で脱退勧告を受け組合連合を脱退していた植松、佐野（第二回）、杉浦（第一、三回）等が懇談会に同席している（植松は正確にはこの時は組合連合には属していない）。

〈第二回 日時、大正一四年六月二七日午前一〇時から午後五時 会場、玉水教会所〉

参加者一七名、主催者側四名、計二一名が出席。第一回に比べ参加者が七名増え、その運動の分野も幅が広がり、在日朝鮮人運動家、水平運動家、無政府主義者が新たに加わっている。ただ、不参加者も多く、一一名が不参加となっている。⑩  
 前述の通り総同盟が分裂し、評議会が結成された直後に開催されたこの回は、総同盟からの参加は見られない。但し、総同盟中央委員長の西尾末広をはじめ、大矢・瀬野久司の名前が不参加として記されている。懇談会には反総同盟系労働運動家が多く参加し、無政府主義者、共産主義者の名も見られる。また、懇談会は、日農が準備委員会の設置を提唱した六日後で、労働組合は勿論、水平社などでも普選の利用を具体的に意識しはじめた時期である。

〈第三回 日時、大正一四年一〇月三日午前一〇時から午後九時 会場、真砂教会所〉

参加者二四名、主催者側四名、計二八名が出席。新たに官業労働総同盟が参加し、また前回参加のなかつた総同盟からも参加があつたことから、評議会、組合連合、道頓堀派と合わせ在阪の主な労働組合の連合組織に属する代表的な運動家達が一堂に会したことになる。さらに、日農からも委員長の杉山が参加し、第二回以上に多彩な運動家達の集まりになつた。また、前述の通り六月、日農が準備委員会の設置を提唱し、日農・総同盟・評議会・組合連合等の一三団体に加え、政治研究会・全国水平社（以下全水と略記）・全水青年同盟が参加して八月に準備委員会が創られたが、九月の綱領・規約を話し合う委員会で、評議会・政治研究会など左派とそれを排除しようとする総同盟が激しく対立し、準備委員会の動きは暗礁に乗り上げていた。そのような時期に開催された第三回懇談会には、無産政党創出運動の提唱者である日農の杉山と、その路線をめぐって対立し合つていた評議会の野田と総同盟の平井をはじめ、準備委員会の委員や関係者が数多く参加している。<sup>④</sup>

## 2 懇談会開催の意図

それでは、右のような状況下開催された三回の懇談会は、主催者達のどの様な意図で開催されたのであろうか。佐藤は、懇談会開催に至る経緯を次のように記録している。

露西亞革命の影響を受け、今や我が国民の思想は混乱し、左傾と呼び右傾と称し、赤化を宣伝するあれば、又、之が防止の運動起こり、人心不安に陥り危険甚だし。国を憂うるの士、寢食を安んぜざるの秋なり。余は、金光教祖の教えを奉じ、敬神尊皇の道を説くこと茲に五十年。実に今昔の感に堪えず。偶々昨夏、旧知永井義尚君と会談の期を得て思想上の緩和を図らんとし、今は各運動団体の中心殆ど大阪にあるを以て、曾て左傾の最たりし大西黒洋君を通じ、各其の幹部の人々を招じたるに皆悦んで会す。<sup>⑤</sup>

この引用からは、既に確認したように、佐藤が各種社会運動の発展と、それら運動内部で対立抗争が激化する状況を、ロシア革命の影響として捉え、共産主義の伝播に「赤化」の危機感を抱いている様子が窺える。加えて、左翼運動の発展に対し右翼系反動団体の結成が相次ぎ、両者間の暴力的抗争が生起している状況も問題にしている。彼にすれば、革命という暴力的手段によって、いかなる社会の実現をなしても、そこで生ずる人間の確執は拭えないという信念が大きくあったからであろう。「教祖の教え」こそ「平和」の道を説くものという確信に根差しており、それが普選実施を目前にして、「今や経済上にも外交上にも思想上にも国家危急存亡の秋なる事を国民が理解せずんば、社会主義者も愛国主義者も共に苦痛をなめねばならぬ」<sup>⑦</sup>との、家族国家観の見地からの問題意識となったと言える。ここで言う各種運動団体の幹部に対する「思想上の緩和」とは、一つには、国家的危機打開へ協力するべく、「臣民翼賛精神」に基づく普選利用を無産政党創出運動に携わる運動家達に促す意図があったと考えられる。また、「国体の変革」私有財産制の否認」を目的とする結社に関わる一切の行為（組織・加入・協議・煽動）を処罰対象にした治維法下で、共産主義・無政府主義を標榜する代表的人物達をも招いていることからは、彼等に対する「思想的矯化」を以て、治維法による処罰者続出を未然に防止する目的もあつたと考えられる。そして、それが自らの「教え」への自覚から導かれているのである。ここでの「敬神尊皇の道」は、極めて「国体」論的立場を鮮明にしているが、国民の政治参加を制度的に保証する上に必要な観念として佐藤が主張し続けてきたことからすれば、その立場こそ、国家が解体しないための同一化の要請として見られるべきものである。とするならば、そうした働きを担うべきものとした宗教的自覚の、時代的な影響を受けた表現とも見なし得るものである。

さて、今見た佐藤の引用によると、大正一三（一九二四）年夏、たまたま会談した永井義尚と懇談会開催の企画が持ち上がり、各種運動家の招集に当たっては大西黒洋という人物が協力したということであるが、では、この二人はどのような人物で、何故懇談会開催に協力したのだろうか。

永井と大西の両名は、国家社会主義の立場に立つ政治団体の幹部である。永井は勤皇議会の主唱者、大西は勤王烈士

党の理事である。両団体の「宣言」「主義綱領」「会則」等からなるピラを見ると、双方とも、「普天の下率土の浜、悉く是勤皇の民に非ざるはなし。而も、吾人をして今日、特に勤皇を叫ばしむるもの、是果たして誰の罪ぞや」と、国民の「勤皇」精神を、なぜ今更強調しなければならないのかと嘆く文章に始まり、続いて、国費膨張・物価高騰・失業問題・輸入超過・米国での排日移民法制定等、第一次大戦後の日本国内外における具体的諸問題を取り上げている。さらに、そうした状況は、「政党は徒に職業政治家の巢窟と化し、日夜汲々として党利、否、自利の為に鬭争搏撃、是事とし、毫も国家の是制斯民の福利を顧みず、朝に迎合し夕に反目」する政党指導者等の腐敗によるものと厳しく指摘している。さらに、無産階級運動が社会主義的傾向をも帯びながら発展する状況に、その指導者達が「忠君愛国質実謙讓の美風を棄て放縱浮華に流れ」、民衆も天皇に対する「徳義」を忘れ、私利私欲に夢中であるとの見解を示す。そして団体の目的には、「皇室を尊奉して国体を擁護」することを冒頭に掲げ、「産業の発達・貿易の進展」「危険思想の絶滅」「国防の充実」「国利民福の増進」「政治思想の普及」「人格者の養成」等を期す、としている。

大正中期から、国内改造により社会矛盾を克服して革新日本を建設し、以て外来思想の流入を防ごうとする日本主義革新運動が台頭し始め、大正一三年五月には「虎ノ門事件」の「不祥事」に刺激された時の閣僚、平沼騏一郎による国民精神作興を目的とする国本社が各地に支部を設けて活動するなど、大正末にはこうした団体が数多く創出されており、<sup>②</sup>先の主張からは、永井・大西の団体もその潮流の中に位置づけられるであろう。しかしながら、右の内容に窺えるように、彼等の問題意識は、政党政治の成立を支えるべき指導者達の主張は、「党利」や「自利」のものでしかないというものであり、「我儘放埒」さに、普選実施を控えての国民意識の問題を見た佐藤との共通性が認められよう。<sup>③</sup>

ところで、大西は、「曾て左傾の最たりし」と佐藤が記しているように、大正一一（一九二二）年頃まで当局から「荒畑勝三（寒村）の一派」として「特別要視察人」に指定されていた人物であった。<sup>④</sup>大正二二（一九二三）年前後の大西を取り巻く運動の状況を見ると、大正一一年九月、主義・理論の枠を越えた労働組合の大同団結を目指す、全国労働組合総連合結成の試みが、結局、理論や幹部同士の感情的確執を越えられず失敗し、却って、この試みが労働運動の戦線分

裂を明確化させることになった。大西も同総連合結成の準備懇談会（所謂「春乃屋会合」）<sup>②</sup>に参加している。また、大西がその系統に属したとされる荒畑勝三等の結成した日本共産党が、大正一二年六月、一斉検挙を受け機能停止、さらに九月、大震災の間に、警察や軍部による暗殺をも伴う社会主義者への徹底的弾圧が行われ、日本共産党も翌年三月、解党を決める。

こうした状況と、先のピラや機関誌『勤王』<sup>③</sup>に記される危機感を併せ考えると、大正一二年前後の大西は、政治や社会主義運動、労働運動への失望、社会主義運動自体の行き詰まりを感じる中で、当時台頭してきた日本主義革新運動の潮流に出合い、その潮流にこそ各運動家の確執を越えた国家改革の基盤を見たのではなからうか。「皇室の尊奉」「国体擁護」「大和魂の振作」「国粹的殉国の風を鼓吹」など日本主義的内容を謳いつつ、大西が問題にしているのは、「政治家」であれ「運動家」であれ、各々の主張を先鋭化させればさせる程、国家・社会の「安寧秩序を攪乱」するほかないという事柄であり、そういう事態を招くかも知れない国家危機状況下で、「浮華軽佻安逸」な新中間層を中心とする現状に無関心な者達である。このような大西にとつては、左翼的活動を行っていた時と、勤王烈士党での右翼的活動を行うその問題意識は基本的に一貫しているものであり、主義や思想は、国家の安泰、国民の福利の実現に向けられてこそ意義があり、それ以上のものではないと観念されていたのであろう。その大西にとつて、「今や経済上にも外交上にも思想上にも国家危急存亡の秋なる事を国民が理解せずんば、社会主義者も愛国主義者も共に苦痛をなめねばならぬ」との、普選を前にした佐藤の問題意識は容易に共有できたのである。彼は懇談会の運営において、主催側と運動家とのパイプ役を引き受け、懇談会の記録整理等、懇談会の事務局的な働きを積極的に行っているのである。

こうして右の二名と佐藤との間で、懇談会開催の企画が持ち上がるのであるが、左翼運動への取り締まりがいよいよ厳しくなっていたこの時期、各種各派の運動家達が会しての懇談会を実現させるのに重要な役割を果たしたのは、大阪府知事の中川望であった。中川は、佐藤とは、日露戦後期に内務官僚として地方改良運動を推進していた頃からの旧知の間柄で、関東大震災後に大阪へ赴任していた。彼が、「思想犯人矯化」について佐藤と話し合い、再び協力関係を持つ

ようになったと言うのであるが、そこにはどのような問題意識の共通性があったのだろうか。

中川は、「当時（震災後―筆者）大阪は東京に代わって全国の中心都市としての機能をつとめて居り、従ってあらゆる方面の人士が大阪に集まり、特に思想方面の注意人物と目される大物は悉く大阪を中心として活動しました」と回顧している。ここには府知事となった中川が、大阪に集結してきた「思想方面の注意人物」達の動勢に対して、治安維持の立場から関心を抱いていたことが示されている。また、普選法成立に伴い無産政党創出の気運が高まる中で、かねてから、政党政治の腐敗に対して批判的認識を抱いていた内務官僚達の間では、逆に無産勢力の政治進出による政界浄化を期待するような議論も浮上していた。内務官僚の中には、階級的不満を議会に導入させることでその不満を昇華させようとの目論見もあり、そのための無産勢力の秩序化が課題となっていた。中川も政党政治への批判的見解を有しており、普選実施が決定的となった以上、政界進出を図る無産勢力の有効的なコントロールこそ、彼にとっても重要な課題となっていた筈である。普選実施を前にした無産階級運動の指導者達と佐藤との懇談は、その動静を探る上での好材料となっていたことも考えられる。

政界の腐敗については、佐藤も早くから問題にしており、普選法公布後は、「大成会」<sup>⑪</sup>を組織し普選精神の普及活動に精力的に携わっていた。そこでの佐藤の意識は、「世を指導する教師教育家」つまりは、社会において「教え」をなすべき宗教家としての立場からの問題意識であり、さらには、「教祖の教えを奉じ」る者としての自覚による問題意識であった。佐藤は、教内外の有権者に「臣民翼賛」精神を説く一方で、「普通選挙は、これ等（内閣の政党内閣、選挙違反等―筆者）を矯正するのに最もよいものである」と、内務官僚達の無産政党への期待論や、そのための政治的課題ともつながる認識を表明していたのである。<sup>⑫</sup>

このように見ると、佐藤と中川は、一つには、かつて感化救済事業を推進していた問題意識の延長線上での、あるいは治安維持の立場からの「思想犯人矯化」への関心、いま一つは、現下の政党政治に対する不信を基盤とした無産政党への関心において共通するものを持つていたことが窺える。

ここまでの内容から、懇談会の開催は、政界への不信感と国内思想の混乱に国体破壊の危機感を抱く佐藤・永井・大西の意識に加えて、中川の政党政治への批判的課題意識、並びに中心都市大阪の治安維持を任される府知事としての問題意識が結びつき、佐藤と中川の間では、対立・抗争を繰り返す運動家達への「思想緩和」と共に、無産政党創出を担う運動家達に国家公共性を如何に發揮するか、そして、政界改善への効果的利用を如何に促すかという目的において相通じつつ実現したものであったと考えられる。

## 二章 懇談内容と参加者の問題意識

本章では、各懇談会で実際に話し合われた内容を明らかにし、そこから参加者達の問題意識と、彼等にとつての懇談会の意味を窺うことにする。そこで、後掲資料に見るように、懇談会参加者の過半数が無産政党創出運動に関係する運動家であることと、主催者側もまた無産政党創出に多大な関心を抱いていたことに注目し、まずは無産政党創出運動に関与していた参加者達を中心に、彼等にとつての懇談会の意味を問うことにする。

第一回の懇談内容は直接の記録がないので、六月二七日に開かれた第二回懇談会の内容から窺っていく。記録には次のように記されている。

一同席定まるや八木信一氏曰く、漫然として会合するは面白からず。本日は普選に関する談話を佐藤先生より拝聴すべく参りしなり、と言えるに就き、主催者より、

一、斯の会合を継続すべきか如何

二、斯の会合を継続するとせば、会名を付しては如何

と提示せしに、八木氏「社交核心会」と名づけては如何にと列座に議るや、皆拍手す。即ち茲に、本会を社交核心会と名づくることとせり。

次いで、一同会食し、各自筆を揮い撮影をもち、和氣藹々たる裡に午後五時散会す。<sup>33)</sup>

これによると、純向上会の八木信一が佐藤の普選談話を希望している。八木は会名の発案もしており、懇談会に積極的な姿勢を見せているのである。それでは、彼は懇談会に何を期待して参加したのだろうか。

八木は、第一回懇談会の寄せ書きにも「我は皇室中心主義者也」と認め、「皇室中心主義」による労働運動を唱えていた。<sup>34)</sup>当局からも、「愛国精神に基づき労働問題の根本的解決を図るを趣旨とし」、「会長は同廠職工八木信一にして従来の思想行動穩健なり」とされ、警戒はあまり受けていなかった。但し、彼は「大正八(一九一九)年の末、同じく懇談会参加者の坂本孝三郎等と、全国に先駆けて普選期成関西労働連盟を中之島公会堂で旗揚げしており、この選挙権を求める運動は、原敬内閣に「社会を破壊する企み」として弾圧されていた。その後の労働運動はアナルコ・サンジカリズムが影響力を伸ばし、大正一三(一九二四)年、山本内閣が普選断行を声明するまで議会政治否定の傾向となったが、しかし、その動向の中で八木は、アナルコ系の直接行動論を批判し、坂本等と共に粘り強く普選要求運動を続けていたのである。社会運動家としての八木の特徴は、普選運動を一貫して続けたということと共に、彼が結成した純向上会が大正一三年に、川北電気との間で日本最初のユニオン・シヨップ制<sup>35)</sup>を確立したことに現されるように、労資協調主義を採ったところにある。

さて、粘り強く漸進的な普選運動を続けた八木にとっては、普選法公布は五年越しの課題であった。多くの労働団体幹部が集まる懇談会で、早速話題にしたい彼の心境が想像できる。しかも、第二回懇談会が開催されたのは、日農が在阪の主要労働団体へ準備委員会設置を提唱した六日後であり、参加者間でも無産政党组出への関心は高まっていたと考えられる。第二回懇談会で見られる八木の積極的な姿勢は、「関西普選運動の最古の主張者」と呼ばれる彼にとって、当局から黙認のまま各種団体の幹部が一堂に会することが許され、しかも政府筋や官僚とも繋がりを持つ佐藤が主催する同懇談会に対して、労働者階級にとつての普選の意義と無産政党组出への一同団結をアピールする上で、相当の期待を寄せていたのであろう。ただ、実際に佐藤の普選についての談話がなされたかどうかは定かではない。八木は、この

懇談会を政党創出のために、各運動の主義・主張の共通確認をなす場として期待していたのではあるまいか。しかし、佐藤や永井、大西等の意図は、既に見てきたように、主義・主張の共通性の確認ではなく、普選体制実施にあたっての地盤をいかに創出するか、階級対立の激化が直接国家運営に持ち込まれないために、いかに国家公共性を発現させていくかであった。

そして、そうした意図が窺われるのが第三回の懇談内容である。この回は、準備委員会の設置後で、二四名の参加者の内、準備委員会各団体代表者として参加した杉山（日農）・花岡（官業労働総同盟）・野田（評議会）・後藤田（道頓堀派）・丹羽・生野（共に組合連合）をはじめ、それらの団体の関係者を含めると一三名が無産政党創出運動に関係する者達であった。次に、その懇談内容を佐藤の記録から窺う。

二八名席定まるや、今日は何の故に斯く時間を後れしやと問いしに、昨夜天王寺公会堂にて失業者問題演説会のため検束されたる者あり。其を警察署に貰いに行きしなどにて後れたりと云う。然らば昨夜如何なる事を言わんとせしか、其を縮尺して此席にて皆述べては如何にやと云いしに、各々所信を述ぶる所あり。余静かに聴取し、各自の意見に就いては考えあり。今述べたる所を今夜より明夜までに記録して、大西黒洋氏の手許まで送られよ、と。然して、余も亦他日後述する予備として一言述べ、例により一同所感を録し、午後九時次回を期して会を終りたり。<sup>④</sup>

前夜に開かれたという演説会は、「失業者大会並びに大演説会」の名称で開催されており、主催は大阪失業者対策協議会（以下失業協議会と略記）で、各労働団体の代表が弁士になっている。<sup>⑤</sup>失業協議会とは、同年七月、評議会が提唱し大阪全労働団体並びに日農、全水青年同盟、大阪朝鮮労働組合などで組織したもので、何度も演説会を催している。第三回懇談会前夜の大会では五、〇〇〇人もの群衆を集めた。当局はこの運動に対し厳しい弾圧を加えた。<sup>⑥</sup>失業協議会は在阪のほぼ全ての無産運動団体で組織されていることから、懇談会参加者の多くは前夜の大会に関係していたと思われる。佐藤は、彼等に演説会での演説内容を話すことを提案し、参加者達もそれに応じている。そして、彼等の主張を聞いた佐藤は、失業問題に関わるそれぞれの見解を文章化して、後日提出するよう参加者に要請したのである。そこで、彼

等の提出した文書からその見解を窺い、そこから彼等にとつて、この懇談会がどのような意味を持っていたのかを見ていく。

次の三名の意見書<sup>④</sup>は、その失業問題の原因をそれぞれの思想的立場から解説したものである。

○資本主義的生産は、党利本位である。従つて、如何に必要な物質もそれが党利をともなわざる場合は決して着手しない。又、此の反対に、人類生活に不必要な事でも、その需要を見込めば全力を傾注して不生産的事業に骨身を惜しまぬ有様である。一定の計画なく生産を続ける故に、そこに産業上の無政府状態があり生産過剰をきたす結果は不景気を招き、失業者の群を大にする（野田律太）。

○一度財界不況の旋風が起れば、忽ち私達は失業の渦に巻き込まれなければならない。此も自由生産組織の社会に於いては当然すぎる当然である。又、彼等資本家自身のもつた損害の責任をも、私達労働者に負わすんだ、そこに失業者が続出します（植松二三）。

○「私有財産」という物を持つようになつて、有産者と無産者、貴族と奴隷等々の階級が生まれ、その貴族＝有産者が自己の階級を護り、奴隷＝無産者を完全に壓迫し搾取る為に、「国家」という一つの機関を組織し、「警察」という制度をも創つたのである。「失業者」は此の時から此の世の中に現れたのである（難波英夫）。

評議会の野田、警鐘団の植松は、失業問題は「資本主義」「自由生産」制度がもたらしたものであると述べ、解放新聞社の難波は、「私有財産」制を失業問題の根本的な原因としてあげ、「国家」を有産者階級が無産者階級を搾取る為の機関であるとしている。これらの見解を明言することは、私有財産制度の否認を目的とした協議を含め、体制変革・国体破壊に関わる一切の行為を処罰の対象とする治維法下では、それ自体が、彼等にとつて危険性を持つものであった。彼等の意見書に共通して見られるのは、資本主義体制を失業問題の根本的要因と見る一方で、社会革命の早期実現は困難で現実的でないという現実認識である。そこから、彼等は一様に、焦眉の問題として、時々刻々と増え続けている失業者の窮状、つまり経済問題の早期解決の必要性をまずは説いているのである。<sup>⑤</sup>

ところで、彼等のこうした運動の立場は、次のような問題意識に由来していることも分かる。同じ意見書に記されたものである。

○寝る家もない人等は公園のベンチへ眠っているが、毎夜毎夜、巡査に追いまくられて少しも休まらない故、三人位一組となり、僅かの金を出しあいて漸く一人分の共同宿泊所の宿泊料を作り交代に寝ている。また十八人位で組を作り、朝早く職業紹介所へ殺到し、其内二人か三人職につけば、あふれた人等はベンチに待ちつつ職を得た仲間と帰るのを待っている。(「略」)一日の給料を持って帰り、喜こんで是を迎え、飯屋へ走る青黒く疲れ果てた顔と顔。盛上た一ぜん飯を見ての歓喜。その光景は涙なくしてみられ得ないのである。(「略」)日比谷署に検束中、一青年は二十日の拘留をされていたが、彼の語る所に依れば、「失業で困るから無心に入つてやられた」と、平気で居った。そして彼は、「私も失業問題の犠牲です。自由をうばわれてもここにおれば喰う心配はありませんよ」と、何と言う声であろう(野田)。

○或日三人の労働者が某職業紹介所を訪れて曰く、「職業紹介の話より何より私に先づ飯を御馳走して下さい。私は三日間を職業を求めて歩いたが何もなく、三日間一椀の飯も食わず最早足が進まないのです」との事であった。それで職業紹介所の主任は御飯を御馳走してから曰く、「日本と云う国は妙な国だ、一寸悪いことをすれば飯が食える。また病気にでもなり市中に倒れば病院に入れてくれる様設備が出来ている。併し健康で、仕事をしたいと意志を以て求め廻わる者は諸君の様に飢える。私は諸君にまさか盗人になれと云うわけにも、亦病人になれとも勧めるわけには行かない(後略)〔杉山元次郎〕。

○私は、今、肌寒のこの頃を、天王寺公園や、中之島公園のベンチの上で夜を明かす人々のこと(「略」)、一種の失業者である私自身の家族の窮状等を思う時、私は、此宏壮華麗な建物の中で、山海の珍味を前にして座っていることが、(「略」)又自分等丈が、此様なことをして居る事が、之れ等の失業者諸君に対して、非常にすまない様な、心苦しい心持ちにさせる。一杯のうどん、一個の握飯を与えられてさえ、涙を流して喜ぶ失業者に比べて、我々

は今、余りに御馳走の前に置かれて居る（難波）。

このような彼等の言葉は、失業によつて苦しんでいる人々の、現実の痛苦から発せられており、それぞれの運動的立場を越えて、個々が問われた情景からの主張であることが分かる。一方、佐藤においては、改めてその現実を「宗教」の問題としても受け止めることになつたであろう。その意味で、実際に開かれた「社交桜心会」は、おそらく少なからぬ参加者が期待したような、無産政党創出への意見統合の場とならなかつたと同時に、主催者側の意図をも越えて、「緩和」する筈であつた「思想」から、民衆救済への立場や姿勢を問い返されるといふ様相も見せていくのである。

また、「社交桜心会」という会名に関わる彼等の心情の表出からも、この会の性格の一端が窺える。会名が定まつた経緯については、次のようにも記されている。

桜心会とは大和心のため悩まされたるを意味し、単に桜心会と名付けんとせしも、李善洪氏、「吾々は大和心云々」甚だ面白からざるやにて、遂に社交の二字を加え、社交桜心会と名付けたるものなり。

彼等は寄せ書きに、「咲くも花なら散るも花なり」〔丹羽〕、「惜しもうが惜しまれようが桜花」〔野田〕、「解放戦線に猛進せよ」〔後藤田〕、「親の日に精進するな魚喰へ 地獄へ行つても鬼に負けるな」〔杉浦〕、「鉄窓の前の桜」〔武田〕というように、自らの社会運動に向ける意気込みや心境を各々の重みから書き綴つてゐる。彼等にとつてこの懇談会は、所属する組織の論理や思想的立場の相違から、実際の運動の場では相互に対立せざるを得ない者同士が、「桜心」を抱く者同士、つまり、日本の行く末を憂う国民同士として、素直に共感し合えるような無為の場であつたのではないかと推察される。唯、在日朝鮮人の李善洪にとつては、その民族意識から、「大和心」と言うよりも共に社会の底辺で運動を続ける者同士としての共感であつたことも見逃せない。

このように、参加者達にとつて、普選や無産政党創出に直接関係せずとも問題にすべき社会状況があつたことが認められるのであるが、それが顕著に現れたのが第三回での失業問題であり、彼等は思想的立場も越え、各々の根差す無産者としての問題意識を披瀝しているのである。佐藤自身も、普選体制に向かう中で、無産政党創出により、階級的不満

を議会の場で昇華させようとの意図に加え、その為の社会秩序の安定を目指そうとした様子を示している。つまり、八木のように、懇談会に無産政党组出の足場としての期待を寄せた者もいたが、実際の懇談会では、主催者・参加者共に、普選を許容していく社会の安定の問題にこそ重点を置いたのである。

また、第三回において、治維法<sup>下</sup>にありながら、彼等は明らかに社会主義的な社会改造を訴えた内容にも拘らず、違法事実の状況証拠ともなりかねないその意見書を佐藤に提出したのであった。このことは一章で述べたように、当局の監視下でもなお開催が許された懇談会の性格を考えれば、その意見書に記された訴えが、政府・資本家側に届くという期待が幾許かでも持ち得た可能性も考えられるが、むしろこの懇談会を通じて、基本的な彼等の主張が互いに許容され、それによって自らを危うくする意見でさえも述べ得ることになったということである。また、主催する佐藤の姿に、彼等が思い描いていた「宗教」の役割を認めることにもなっていたのであろうか。佐藤や中川が、三回にわたる懇談会の内容や彼等の意見書をどのように受け止めたかは明確ではない。ただ、佐藤は一〇月二四、二五日に内務省において、各種教化団体の代表者、加藤首相、若槻内相、岡田文相等、政界最高幹部も出席して開かれる第二回全国教化団体代表者大会に出席予定であった。佐藤は、同大会に「重要参考書類」として提出する為に、彼等の意見書を取り纏めていたのである。<sup>④</sup>このような佐藤の行動がどう影響したかは定かではないが、政府は、「社交桜心会」の開催に前後して、八月、内務・大蔵両省の協議によって失業救済事業の創設を決定し、同年一月一日には日本最初の失業統計調査を実施したのであった。

### 三章 無産政党组出運動に関わらなかった運動家達にとつての「社交桜心会」

前章では、主に普選法公布後の無産階級運動の大勢であった議会政策利用路線を中心に懇談会の実情を見てきたが、本章では、この動向とは直接関わりを持たず、普選体制の外側で、独自の活動を続けた運動家が少数ながら懇談会に参

加していることに注目したい。そこで、そうした人物の中から、大串孝之助と木本凡人の二名を取り上げ、当時の社会状況にどのような問題意識を持ち、どのような運動を行っていたのか、そして、懇談会が彼等にとつてどのような経験となっていたのかを問うて行く。

## 1 文明批評社・大串孝之助

大串は、大杉栄系の無政府主義者として当局から「特別要視察人」に指定されていた。大正一一（一九二二）年、彼は自身も加わっている秘密結社ギロチン社に属する仲間達が、岡山、仙台、金沢、新潟の兵営に向かつて反軍ピラを撒いた事件で逮捕された。所謂「過激思想軍隊宣伝事件」として当時全国的な騒動になった事件である。右事件で大串と共に逮捕された後藤謙太郎が、大正一四（一九二五）年一月、獄中で首を吊って自殺した。ピラ頒布を持ちかけたのは大串であり、ピラも彼が書いたものであった。後藤は大正一二（一九二三）年の関東大震災時は在監中で、その混乱の中で思想上の師、大杉栄が妻と甥と共に憲兵隊に虐殺されたことを聞かされた。続いて大正一三（一九二四）年、和田久太郎、村木源次郎等、大杉直系の運動家達が、大杉虐殺の報復を意図して、震災時の戒厳司令官福田雅太郎の暗殺未遂事件を起こし、さらに「ギロチン団事件」で古田大次郎、中浜鉄等、親しかった仲間達が次々と捕えられていくのをなす術もなく聞かされたのである。大串もまた後藤と同様、獄中で身動きのとれない間に次々と同志達の悲報に遭うのである。

ところで、震災前後から無政府主義者の間では、資本家を恐喝してテロのための資金を強奪する「掠<sup>りやく</sup>」がしばしば行われるようになってきていた。大串も『文明批評』を発行し、「合法的掠」として会社を回り広告料購読料を集めていた。しかし、この「掠」の行為が彼等の生活を荒廃させていった。仲間内で「掠の卑小化」が進み、革命意識を失い頽廢していく姿に、組織崩壊の危機感を覚えたギロチン社の中心人物達は、格別の目的や時間的制限はなかったが、一

挙に大金を強奪し新たな局面を開きようとし、当局から「ギロチン団事件」として採り上げられた一連の事件を起し、組織は壊滅していく。

大串が、「過激思想軍隊宣伝事件」で二年の刑期を終えたのは、丁度古田や和田等が逮捕された前後である。彼が入獄した当時の無政府主義勢力は、大杉栄の指導のもと直接行動論及びアナルコ・サンジカリズムが労働運動に対して相対に影響力を延ばし、無政府主義運動の最盛期であった。それが前述のように、大串の在監中に無政府主義運動は一挙に凋落し、それに伴って労働運動もアナルコ・サンジカリズムから離れ、ボルシェヴィズムに傾斜していた。ギロチン社の仲間達は悉く捕まり、他の無政府主義者達も検束を逃れるため活動を休止。後藤は獄中で自殺。そうした無政府主義運動のおかれた状況に、大正一四年、出獄直後の大串は、自分だけ取り残されたような寂しさと戸惑いを感じていたのであろう。そこへ来て五月、大阪地裁は中浜他六名に対し無期懲役の判決を、九月東京地裁は古田に死刑、和田に無期懲役の判決を言い渡した。実際の犯行は古田が誤って行員を刺殺した以外は全て未遂事件であったにも拘らず、異例といえる厳しい判決が下った。それでも検察側は、その判決を不服として控訴し、翌年三月、中浜には死刑、他の者にもさらなる重刑が言い渡された。当局が彼等の存在を極度に恐れた結果である。

しかし大串は、無政府主義運動が壊滅状態で、当局からも厳重に警戒される中でも、さらなる活動を開始した。八月、第三回懇談会に参加する済州島出身の高順欽が朝鮮大水害救済事業を開始し、救援演説会の開催を企画していることを聞知した大串は、高等、在阪朝鮮人労働団体幹部を文明批評社に招致し、水害救援事業の応援を申し込み、さらに日本人団体もこれに引き込むことを約束した。そして、高等と、八、九月に一回ずつ朝鮮水害罹災同胞救済演説会を開催した。これは、当時在日朝鮮人の労働運動が盛り上がりを見せており、また日朝労働組合連帯の動きが始めていることから、大串としても低迷する無政府主義運動の再興に、在日朝鮮人運動を利用したいという思惑があったようである。中でも、高が在阪朝鮮人の無政府主義運動の先駆者で、また阪済航路の開設で済州島出身者が多く、彼の勢力は伸張していた。大串は好機と見て水害救援事業の応援を申し出たのであろう。

また、大串はこれと併行して、九月、『祖国と自由』第二号を「大杉栄追悼号」として刊行（發禁）、一二月には刑死を目前にした中浜が執筆した『中浜鉄著作集・黒パン』を刊行（發禁）する。当局がギロチン社の存在を極度に警戒する中でこの出版活動は、五月の大阪地裁、九月の東京地裁での、一連の「ギロチン団事件」連座者に対する異常に厳しい判決が下されたことを受けて、彼等と入れ替わるように出獄した大串にとり、その危険性を伴う活動を担うことに、俗世界に取り残された自分と彼等との同志としての絆を再確認しようという思いと、共に革命を信じて命をかけてきた同志達が世の中から消されようとする時、彼等の存在を自分が引き受け、打ち出すことで、もう一度自分達の存在の意味を確認しようという決意が込められていたのではないだろうか。

さて、大串が第三回懇談会に参加した当時は、そうした無政府主義運動の再起に向けて動き出した時期であった。彼はどのような思いで懇談会に参加したのだろうか。彼の懇談会での発言を見ていく。

先に、失業問題の意見書を見たが、大串もそこで意見書を提出している。それを見ると、代表的組合の幹部達が失業問題対策について順々に訴える中、大串は組合運動に対して、また組合幹部に対して痛烈な批判を述べているのである。大串は意見書を、演説会に行かなかつたA、演説会に行つて来たB・C三人の架空の対談形式で書いている。<sup>46</sup>

B 大体は新聞に出ている様なものだ。要するに失業者の大会でもなけりや、演説会でもなかつたよ。ありや君、組合の偉い人々の売名運動の一つさ。これ以上は云うにしのびないよ、組合の偉い人々の為にな。

C 失業者の大会とか演説会てなものは、あんなものであつてはうそだね。ボロを着た失業者自身が全身を演壇になげつけて、聴衆と一つになつて奴等に戦う心でなけりや駄目さ。組合の幹部連中の売名的演説なんか百万べん聞いたつてピリツとも魂に来やしないよ。

二人は、前夜の演説会を組合幹部の「売名運動」だと罵倒し、そして失業対策協議会についても、「毎日対策の相談ばかりして、この不景気に遊んで煙草の煙を柴に吹かして口ひげをひねて御座るよ」、「今までじゃ何にもやらないじゃないか。二、三回演説会を開いたり委員会を開いたりしているばかりで、一人の失業者だつて助われやしないね」と、

失業対策に実践的活動が伴わず、失業者の現実的救済の機能を果たせていないことを批判している。

続いて、三人の批判は、政党政治や労働運動の現状にも向けられる。

C 組合は組合勢拡張に、政党は党勢拡張に、偉い奴等は自分の勢力の拡張に、失業者は餓えて渴いて、しんじやえばいいんだらう。

B なんと云ったって腹の空<sup>ぶく</sup>った者はパンさ。百の名論よりパンの一切れだよ。

極東連盟（右翼団体―筆者）の（―略―）腹の空<sup>ぶく</sup>いて居る者に与えた「うどん」一杯が、その人達に与えた心理状態を考えると恐ろしくなるよ。生意気に社会運動だやれ労働運動だ、貧乏人の味方だ、なんてはざいてる奴等より、彼等の方がずーと人心を視る目があるよ。

A 無産政党とか革命とか云って内輪<sup>うちわ</sup>けんかに血眼<sup>ちま</sup>になっている内に、時代は転がるだ。  
アナの黒旗ならで国粹の黒旗が天下をふうびする時代が来るよ。

ここからは、政党政治に対する批判だけでなく、労働運動や無産政党創出運動に対しても、無産者達の現実問題からかけ離れ、組織者の権力争いと化しているという大串の見解が窺える。そして、組織よりも実際の失業者の飢えに対する直接的救済活動の重要性が訴えられている。また、震災以降、労働運動の中で無政府主義の影響力が弱くなったとはいえ、懇談会参加者の中には杉浦、植松、生野等無政府主義派であった組合運動家も少なくないが、彼等も無産政党創出運動に関わっており、「アナの黒旗ならで国粹の黒旗」云々の一文からは、大串の在監中に、労働運動全体として、以前の罷業など直接行動を中心とした運動から議会政策利用に風潮が変わったことへの苛立ちが窺える。

右のように大串は、労働運動、組合幹部に対して痛烈に批判をしながらも、一方で次のようにも書いている。

C もうその話はよそうよ！僕等だつて偉そうな口をきいたつて何にも出来やしなんだからねー。近頃の事に期待や、希望や熱を持つ事、それ自身が間違っているのさ。恐るべき反動さ……。

これは、直接行動派として労働運動や無産政党創出運動を批判しつつも、自分の活動自体にも限界が生じている現実を

記したものである。そうすると、彼の労働運動や無産政党創出運動への批判は、ただ単にそれを否定しようというだけではなく、何とかしなければならぬ問題を抱えながら、共に解決の糸口を持ち得ない者同士としての悲哀と焦燥から発せられた言葉とも受けとめられる。

これら懇談会における大串の言葉からは、出獄後、無政府主義運動の再起を目指して活動を始めた彼であるが、その心底には、震災以降の当局の徹底的弾圧になす術なく自分達の運動が崩壊させられたことや、正しいと信じて活動してきた自分達が「虎ノ門事件」、「ギロチン団事件」等を通して世論から逆に忌諱の対象とされてしまった現実から、世の中に対する絶望的意識も拭い払えずに存在していることも感じ取れるのである。

大串が懇談会に参加した理由は定かでない。ただ、右の意見書には、ギロチン社の同志達の思いを背負い再出発を期しつつも、一方で出獄後の世の中に対するやるせなさが同居する彼の心理状態が窺え、彼にとってこの懇談会が、普選体制により益々やり場を失った、非常に微妙で複雑な無政府主義者の想いを吐露することのできる場であったことが推察される。しかも、各種社会運動の代表的人物が顔を揃え、政治家や官僚層と繋がりを持つ佐藤による、府知事の協力も得ての開催であったことは、物理的にも精神的にも追い詰められた大串にとって、現実社会との関係を取り戻し、新たな活動への可能性を感じさせたであろう。そのことは、その後の大串が、翌一五（一九二六）年から昭和二（一九二七）年の間に、大阪黒旗連盟、関西自由労組、大阪皮革工組合を結成あるいはこれらに参与するなど、大阪における無政府主義系の運動の中心格となっていく、その運動の路線が以前の直接行動と比較すると、労働組合を利用したより現実的と言える路線になっていることから窺えるのではなからうか。

## 2 青十字社・木本凡人

木本は、三回を通じて懇談会に参加し、佐藤が「思想緩和事業」を中止した昭和二（一九二七）年以後も、武田九平

の出獄請願運動のため武田、大西と共に佐藤の許を訪れ、その後も佐藤と関係が続いている。<sup>50</sup>

大正年間、人道主義的な観点から種々の市民運動や全水創立運動に従事してきた木本は、労働団体や社会主義団体などの特定の組織には所属しておらず、組織間の対立関係からは一步離れた立場にあった。彼の運動経歴は、当時の社会運動家達の中でも一風変わっている。彼は「征露丸」(クレオソート丸薬)の製造販売の傍ら青物屋も営み、経済的に比較余裕があり家も広かったことから、そこに頼って来た者達と相互扶助会をつくり、職のない活動家達に征露丸・青物の行商をさせたり、宿泊や食事の世話をするなど、思想的な立場に囚われず、在阪の数多くの社会運動家達に対して、その活動や生活の援助を行い、極めて幅広い活動と人間関係が見られる。<sup>51</sup>

木本が行った運動の中でも、特に力を注いだのは部落解放運動であった。もともと彼が社会運動を始めたのも、『万朝報』の部落排斥記事を読んで水平運動に目覚めたからであった。木本は大正一〇(一九二一)年、青十字社を結成し、『青十字』の発行や演説会を開催した。彼は、その中で部落問題を積極的に取り上げ、「真の開放運動は部落民自身の自覚を第一とし、而も部落民自身によってなされるべきものにして、初めて達成されるものである」との信条で青十字運動を起こしたと述べた。<sup>52</sup> こうした運動を行う木本の家は、全水創立を準備する青年達の集まる重要な集会所となり、彼は全水創立のために助力を惜しまなかったが、大正一一(一九二二)年に全水創立が成ると、部落解放の運動主体は被差別部落民自身であるとの信条から、水平運動から撤退することを表明した。<sup>53</sup> その後は、時々の全水の大会などで傍聴席に顔を出していたということであるが、懇談会が開かれるまでの間、木本の運動の様子は窺うことが出来ない。それでは、彼が懇談会で認めた寄せ書きと、第一回懇談会翌日に佐藤宛てた書簡の内容から、彼が懇談会で何を感じたのかを窺ってみる。木本は第一回懇談会の寄せ書きに、佐藤の印象について、「喰うて初めて味を知る、大海の如き大腹、光火の如き情熱」<sup>54</sup>と認めている。彼は、懇談会の翌日(四月一五日)には、あらためて佐藤に対し、前夜の金光教本部の大教会所火災についての見舞い状を送付しているが、その中で彼は、「その大海の如き御心を以て、益々濁世に迷遊せる神の子、人の子等を救い出し給わん事を只管に希うに堪えず」と述べている。また、懇談会の記録には、

木本が「遅参」したことが記されている。<sup>54</sup> 寄せ書きに佐藤との出会いについて、「喰うて初めて味を知る」と表現していることも考え合わせて、これらは何を意味しているのであろうか。

木本は大分の寺の生まれで「正胤」という僧名を持つている。<sup>55</sup> 彼によると、『万朝報』の部落排斥記事を読んで、「心に叛逆の焰、燃えながらも、学生の分際では親のすねかじりに止まり、どうする事も出来なかつた」ことから、大阪歯科医専門学校を中退し、「征露丸」の製造販売を生計費と運動資金に当てながら、水平運動に没頭する。彼が寺を出、また、歯科医師への道をも擲つて、水平運動に専念するようになったことには、僧侶や歯科医師の道に進むことでは部落問題を解決し得ないと感じたからだろうか。木本は『青十字』の「綱紀」に、「本誌は何れの政党政派及宗新（宗旨か―筆者）にも絶対に交渉を有せず」としている。これらは、寺で育つた彼が、宗教に対して、不信心乃至は批判的な認識を有していたということを表してはいないだろうか。彼が佐藤との出会いを、「喰うて初めて味を知る」と表現したのは、そうした宗教に対する認識から、教派神道の教師佐藤に対しても、批判的先入観を持って懇談会に出席していたことを窺わせる。木本が、懇談会に「遅参」したのも、そうした佐藤が主催する懇談会への出席には、やはり消極的であつたからであろうか。しかし、懇談会に出席した彼は、第一回の寄せ書きに見る通り、佐藤に対する認識を変化させている。

彼は、翌日佐藤に宛てた書簡に、「不佞も人の世に出て初めて人を見もし、人と語り得たる心地致し候」、「漸く燃え出づべき途を求め得候」と認めている。<sup>56</sup> これを読むと、人道的運動を行つてきた彼であるが、その心の中には非常に寂しいものを抱えていたことが感じられる。懇談会の記録には、木本の肩書きが「青十字社長（虚無主義者）」と書かれている。当時、虚無主義者と言われる者達の自殺行為が頻発し、世の中に何らの希望も持てなくなつた者達が、死を以て自分達が生きられない世の中に抵抗を示した。<sup>57</sup> 木本が、そのような思想を抱いていたかどうかは定かでない。ただ書簡に、「初めて人を見もし、人と語り得たる心地致し」、「人間味を覚えたる」、「漸く燃え出づべき途を求め得候」と、当時彼が、何らかの行き詰まつた状態から、漸く出口を見つけたという心境が綴られている。青十字運動で『世のため』人

のため』を趣旨として人道的救済活動を行ってきた彼の行き詰まりとは、やはり社会や人に対しての行き詰まりということであろう。木本の運動は、ある意味で人に利用されるだけされてきた運動とも言える。自身の境遇を改善するための運動ではなかった。水平運動から身を引いたことは、彼にとって社会運動における柱を失ったともいえる。懇談会当時は、そうした中で、新たに『世のため』『人のため』といっても、何か虚しさを感じ、生き甲斐を失っている状態だったのかもしれない。

宮本三郎の著書によると、「大正の終わりか昭和の初め頃には『青十字社』もなくなった」とされ、丁度懇談会前後の時期に相当する。そしてその後、「恵飛須交差点の北側の戎警察署の裏に引越されて（一略）戦線同盟の役割を」<sup>⑤⑥</sup>していたという。この引越しについて木本は、佐藤に書簡を送っている。五月二三日付で、「不佞凡人、遂に経済戦に惨敗致し、去月末、表記の所へ転居致し候」とある。この「経済戦に惨敗し」というのは、木本の妻が営む征露丸の製造販売業・岡部薬舗の経営難のことで、木本にとっては自身の運動資金の供給源が思わしくない状態だということである。木本は大正一四（一九二五）年のいつ頃か、戦線同盟大阪支部（以下戦線同盟と略記）の看板を掲げたということ、定期的にこの引越しの後に始めたのではないかと思われる。戦線同盟では、自宅を運動家に開放したり、戎署に検束・留置された活動家の身元引受人になり、その家族の面倒も見ると、思想的立場を問わず、若い活動家達を陰で支えていたということである。<sup>⑤⑥</sup>

木本は、青十字社創立の時、「一般社会の弱者」「強者」の「中間に介在して四海同胞主義所謂情熱主義を主張す」、<sup>⑤⑥</sup>としていたが、「中間に介在」したことが、ともすれば自身の向かうべき方向を見失わせる結果に繋がったのかもしれない。寄せ書きに「光火の如き情熱」と認めたのは、「情熱主義」を謳い人道的活動を行っていた自分が、忘れていたものを思い出させられたからではないだろうか。第一回懇談会での佐藤との交渉の中で、精神的な活力を得たことが、彼の次のような活動に現れていったのではないだろうか。まず、先述の通り、家業でもあり運動資金源でもあった岡部薬舗が経営難にありながらも、戦線同盟の活動を始めた。その他、失業者相互扶助会を組織し、失業者に征露丸や青物

の行商をさせるなど、失業者への現実的救済活動を行っており、彼は佐藤に第三回失業者相互扶助会（大正一四年一〇月四日）の記念写真を送付している。また、同年夏、懇談会参加者の杉浦、高、大串等と共に、朝鮮水害罹災同胞救済演説会開催に参画し弁士として演壇に立った。その後、幼稚園の経営も始めており、佐藤から資金援助を受けている。

木本は、「その大海の如き御心を以て、益々濁世に迷遊せる神の子、人の子等を救い出し給わん事を只管に希うに堪えず」と「神の子、人の子」との人間観を持って自分を包み込んだ佐藤の信仰や人間味に、宗教への批判的認識も越えさせられ、民衆救済への期待を表明している。第一回懇談会でそのような経験をした木本は、翌日早速、金光教本部火災の見舞いも兼ね、懇談会場であった難波教会所へ、妻の岡部よし子を伴い参拝した。彼は差出人名にも、「夫婦をあげて、凡人こと木本正胤・夜詩子」と認め、夫婦揃って佐藤と親交を持つことを求めたのである。彼にとっては、懇談会での佐藤との出会いは、彼の運動における一つの転機となったようである。

## おわりに

ここまで佐藤が開催した「社交核心会」について、開催の意図や懇談内容、参加者の反応等を窺ってきた。この佐藤を通じた懇談会の経験が、「教え」や「道」という本教信仰の意義の上で、いかなる経験であったと言えるのかを考察して結びとしたい。

二章でも窺ったように、第三回懇談会で佐藤は、参加者の失業問題に関わる見解を文章化して提出させた。佐藤は、彼等の意見に何を感じ、何を意図してそうさせたのであろうか。

この懇談会で杉山元治郎は、「現在のお寺は靈魂のことを引受けるが人間のことは困ると云う。教会も精神上のことは相談相手になって呉るが、肉やパンのことは何にもならぬ。人道を説き、救済を口癖の様に云うている宗教家諸君は何うする積りだ」と、宗教家の救済活動が現実の社会救済になっていないとの批判を述べていた。クリスチャンで元

牧師でもありながら、教会を離れ農民達と共に階級闘争の現場に起っている杉山の発言であることを思うとき、この言葉は、佐藤に対して、信仰者としての現実社会との向き合い方を問うものとなったと考えられる。さらに杉山は、

宗教家に望みたい。教壇で教を説くよりも飢えたる者にパンを与えることを第一にして貰いたい。教会より街頭へと云う様にして貰いたい。我等は今日の如き美食にあづかることを心地良しとしない。寧ろ斯る金を失業者の群、パンなきものに与えら(れ)るべきである。宗教家の実社会へ接触することを望むと共に佐藤先生の大奮発を希望する。<sup>⑧</sup>

と、懇談会の在り方にまで及んで批判した。難波も、「今、肌寒のこの頃を、天王寺公園や中之島公園のベンチの上で夜を明かす人々のことを思う」と、「非常にすまない様な、心苦しい気持ちにさせる」と膳を前に飲食しながら失業問題について懇談することを取り上げ、それを資本主義社会における貧富の矛盾と結びつける様に批判している。<sup>⑨</sup>そして彼は、その場で共に矛盾した行いをした者として、「昼飯代と、それから、各々の財布にある金の中から電車賃位残した余分の金を」失業者救済事業に寄付することを提案している。彼等にとり、自分達が身の危険さえ顧みず無産階級救済の為に活動しているのに対し、佐藤の設定した懇談会は、酒や「山海の珍味」を飲食しながらの「富裕」の場となり、無産階級・失業者など窮民の生活と余りにも格差のある場として映り、そして、佐藤のそうした場で失業問題を議論するとの提案は、日々国家の弾圧に耐えながら失業者救済を訴える彼等にとって、失業問題に対する意識の上にも落差を感じさせるものだったのではなからうか。しかし、彼等は批判だけでなく佐藤の活動に期待する言葉も述べている。前述したように丹羽は、宗教家が「天職」として「社会全般」を失業者救済の動きへ導く必要があるとし、「斯かる問題に最も理解ある佐藤先生がその際率先して範を示し、他宗教家を指導すべき」だと訴え、杉山も、「佐藤先生の大奮発を希望する」と締め括っている。また、木本は先に見たように、「益々濁世に迷遊せる神の子、人の子等を救い出し給わん事を只管に希うに堪えず」との言葉を認めている。

前述の通り、右のような参加者達の声や、二章、三章で窺った失業者の現状を訴える声など、彼等の真摯な訴えを受

けた佐藤は、彼等の意見内容の筆記を、第二回全国教化団体代表者大会に提出する為に取り纏めている。佐藤が同大会へ、彼等の宗教家や現社会制度に対する批判を持ち込もうとしたことには、彼等の意見に直視すべき内容を認めていたことが窺えよう。佐藤は、「失業者の無い世の中こそは、われわれの理想世界である」と、失業者が生まれない社会を望み、失業者の窮状を考え自分達の懇談のあり方を悔やむ彼等に、社会的「難儀」に対する敏感さや、その救済に向ける積極的で極めて真剣な姿を見た。彼等の訴えは、宗教家としての佐藤の在り方を問い、さらには、「宗教」界全般に向けて、その社会的「難儀」との向き合い方を問うていたと言えよう。そして、このことを角度を変えて述べるならば、こうした具体的「難儀」と向き合い、その救済を実現していくものとして、彼等が「宗教」というものの社会的な存在意義を認めていたともいえるのである。その意味で、懇談会は本教に、社会的「難儀」への向き合い方を通じて、自らが把持している「信仰」や「宗教」の社会的存在性を改めて確認させ得るものであり、そこからさらに、「教祖の教え」や「道」が有した意味が確認されるものだったのではないだろうか。

(教学研究所所員)

## 注

① 教祖から直接教えを受けた直信達の次の世代で、教祖から直接教えを受けることなく、直信達から教えを受けた者達。和泉乙三、佐藤一夫、高橋正雄等があげられる。

彼等、教祖に直接見えることのなかった世代の人々が、対社会的活動に精力を注ぐ教監佐藤を批判し、教祖像の闡明こそ急務であるとの問題意識を持ちつつ、教政運営の中核的立場に立っていくのが、大正六年以降である。そして、その動向の中にこそ「教団」本来の意義やありようを認める認識が、今日までの教団史把握にあつたと言えよう。本稿ではそれに対し、教団の公職を離れ「一信者」となった佐藤の活動から、「教団」のよって立つ使命がいかに確認されるかを見ようとするとするものである。

② 「桜心の辞」『桜古々路、一』神徳書院資料（以下神徳と略記）一五五五。佐藤が第一回懇談会の九日後に認めたもの。

③ 佐藤範雄『国家の現状と近き将来』神徳書院、一九二五年、一頁。

④ ギロチン社には明確な組織の形や規則はなく、大杉系の無政府主義者中浜鉄や古田大次郎等を中心に、テロによる革命の実現を目指す者達の集団であつた。ギロチン社の究極の目的は摂政宮裕仁親王の暗殺にあつたと言われる。彼等は「大正二二（一九三三）年以降、東京から関西に活動の拠点を移した。そのメン

バー構成は、関西労働者グループの小西武夫、山田正一（武田伝次郎の愛弟子）や関西自由労働者組合連合グループの大串孝之助、石田正治（過激思想軍隊宣伝事件）で八ヶ月の懲役、山田三造、逸見吉三（以上後藤謙太郎系、また、総同盟の除名組で結集した関西紡織労働組合グループなど）。

ギロチン社の中心的人物達は、大杉栄暗殺（大正二年九月）の報を受けて復讐を計画し、中学に通う甘粕五郎の殺害を企て、一〇月四日、田中勇之進がそれを決行したが、失敗し逮捕。続いて活動資金調達（彼等の間では「振（リヤク）と呼んでいた）のため、一〇月一六日、古田、小西次郎、小川義雄の三人は十五銀行玉造支店小坂出張所の行員を襲うが、これも失敗。この「小坂事件」の直後、逮捕者が続出し、逃げ延びた者達もしばらく地下に潜伏しなければならなくなった。その様な中で、二月二七日、「虎ノ門事件」が発生し、政府が無政府主義者の一斉検挙を全国的に始めたことにより、ギロチン社をはじめ無政府主義者達は全く動きがとれなくなった。ギロチン社が起こしたこの一連の事件は、警察当局によつて、同じ大杉系の無政府主義グループ労働運動社が起こした「福田大將暗殺未遂事件」や、「虎ノ門事件」に関連づけられ、「大逆事件」なみに「ギロチン団事件」として取り扱われた（逸見吉三『墓標なきアナキスト像』三二書房、一九七六年、八五―一六六頁、及び、板垣哲夫『近代日本のアナキズム思想』吉川弘文館、一九九六年、一一三―一六六頁参照）。

⑤ この機関は、ヴェルサイユ条約に基づき大正八（一九一九）年国際連盟の一機構として設立。ヴェルサイユ条約第四二七条に掲げられたILOの指導原則では、最低賃金の保障、一週四八時間労働、一週一日の休日、児童労働の廃止、男女同一労働同一賃金などが規定されている。

⑥ 山川均は、大正一一（一九三三）年、『前衛』七・八合併号に「無産階級運動の方向転換」と題する論文を発表。山川は同論文で、社会主義思想の面で純化した前衛が、本隊である大衆の中に引き返し大衆を動かすことを学ぶ重要性を説いた。これは、コミンテルン第三回大会の「大衆の中へ」というスローガンに照応するものであった。同時に、政治運動を否定する潮流に対して、ブルジョア政治に対する政治的対抗の必要性を主張した。論文は、結成されたばかりの共産党の指針となり、労働運動におけるサンジカリズム克服の理論的支柱となった（法政大学学友社社会問題研究所編『社会・労働運動大年表』第一巻、労働旬報社、一九八六年、二一六―二一七頁参照）。

⑦ 相救会は、大正九（一九二〇）年、内務官僚丸山鶴吉とつながる「親日派」の朴春琴が結成し、翌年、相愛会と改称。職業紹介、簡易宿泊所及び実費診療所の設立、日用品の廉売などの事業を看板に、職業斡旋料を徴収するほか、労働運動の切り崩しや暴力的介入により、資本家からの報酬を受け取るといった反労働組合運動を敢行した（梁永厚『戦後・大阪の朝鮮人運動』未来社、一

九九四年、二九―三〇頁参照）。

⑧ 「社交核心会第一回会合名簿」神徳一五九八。

⑨ 佐藤範雄『信仰回顧六十五年』下巻（一九七一年、一九六頁）によると、大三郎と記されているが、肩書き等から判断して、太三郎が正しいと考えられる。

⑩ 野田と大矢の決裂については、宮本三郎『大正・昭和期の大阪に於ける社会運動家群像』私家版、五九―六四頁参照。

⑪ 前掲『信仰回顧六十五年』下巻（一九五頁）によると、一七日被されているが、開催当時の記録類は全て二七日とされている。また、佐藤範雄『実感録』神徳書院、一九二五年）によると、一七日は福山市で上杉慎吉等と会合しており、懇談会は二七日の項に記されていることから、『信仰回顧六十五年』下巻の記述が誤りであると考えられる。

⑫ 前掲『社交核心会第一回会合名簿』神徳一五九八。

⑬ 大正一三（一九二四）年六月、普選実施を前に、合法無産政党組織準備のために結成された機関。創立委員は、安部磯雄・大山郁夫・賀川豊彦・高橋亀吉・三輪寿壮等で、総同盟や日農に呼びかけたが協力を得られず、知識人中心の組織となった。大正一四（一九二五）年以降、政研に評議会や青年同盟が入り込み、次第にボルシェヴィキの傾向が強くなっていった（荒木傳『天阪社会運動の源流』東方出版、一九八九年、二三―二三五頁参照）。

⑭ 八月一〇日の協議会に各団体の代表として、杉山・花岡・野

田・後藤田・丹羽・生野の六名が出席している。そして、それらの団体に加盟している松井・植松・北島・杉浦・平井・坂本・難波(政治研究会)の七名を含めれば一三名、第三回懇談会参加者の過半数が同準備委員会に関わっていたことになる(大阪社会労働運動史編集委員会編『大阪社会労働運動史(第一巻)戦前篇・上、有斐閣、一九八六年、一〇二二頁参照)。

⑮ 前掲「桜心の辞」神徳一五五五。

⑯ ここで言うのは、大正赤心団、縦横倶楽部、大日本国粋会、大日本赤化防止団、大日本正義団、建国会等、国家主義により西洋流のデモクラシー、社会主義思想を排撃し、現状維持の消極的運動に堕し、往々にして既成政党の「御用団体」や資本家の「用心棒」として活動したものである。日本主義的運動でも、積極的国内改造を以て、外来思想の流入を防ごうとする永井・大西等の日本主義革新運動とは、一応区別する必要があるだろう。

⑰ 佐藤範雄『普選準備臣民翼賛の道』神徳書院、一九二五年、九〇頁。

⑱ 例えば、無政府主義では、関西における「武田一派」「大串一派」として内務当局におさえられている武田伝次郎・大串孝之助が、共産主義では、共産党員の花岡潔が参加している。

⑲ 「勤皇義会宣言・主義綱領・会則・申込書」神徳一六〇一。「勤王烈士党九州本部宣言・主義綱領・党則・入党申込書」神

徳一五七二。

⑳ 『現代史資料四 国家主義運動一』みすず書房、一九六三年、三四九〜三五〇頁参照。

㉑ 勤王烈士党の機関誌『勤皇』(第一巻第二号、一九二五年六月一日発行、編集・発行兼印刷人大西黒洋、神徳一五七〇)には、佐藤範雄「我が国家の現状と近き将来」が掲載されている。佐藤はその中で、「平和の士気」作興、つまりは「忠君愛国の大精神」、「武士気質」による「日本の元氣」の復活を訴えている。さらに、佐藤は第一回懇談会后、参加者達へ「勤皇」を寄贈し、運動家達にその内容を訴えていた。こうしたことから、佐藤と大西や永井の間で、国家・国民の現状に対する問題意識の交流があったことを窺わせている。

㉒ 内務省警保局「特別要視察人ノ近状及其ノ取締ノ状況 大正十年一月十五日調」『続・現代史資料二 社会主義沿革二』みすず書房、一九八六年、四八〜四九頁。

㉓ 「春乃屋会合」とは、大正一一(一九三二)年二月、大杉栄が唱えたアナ・ボル共同戦線の話し合いが暗礁に乗り上げる中で、当座の打開策として、労働組合の大同団結を目指した全国労働組合総連合の基盤をつくるため、大阪の旅館春乃家で、大杉を囲んで開催された懇談会。そこで大杉は、主義・理論の枠を越え、労働者のために団結する必要性を訴えたという(前掲『大阪社会労働運動史(第一巻)』七一八頁、及び、前掲『墓標なきアナキスト像』一七九

一八二頁参照。

②4 『勤皇』の「巻頭言」には次のようにある。

「民心が如何なる刺戟にも感応せぬ様になつた時が国家の最も危機に瀕した時である。(略)。今や我国の現状を觀るに風教全く地に落ち、義に固(き)筆者者は是を頑迷宇遠の徒となし、人身命を賭してするの勇者も殆どなく、官吏も実業家も教育家も宗教家も悉く自己の安泰のみを謀りて、毫も社会を憂い国家を思うの念慮なく、国家の干城を以て任ず軍人すら近来意氣の揚がらざる事夥しい。唯、科学方能なる外来思想にとらわれ皆自己本位の思潮のみが社会を風靡して居る。こんな事でも果たして有色人を代表し、世界の列強と伍して完全に国家の獨立を維持する事が出来るであろうか？噫、二度の大震災、為替下落、輸入超過、米価騰機、支那大暴動、噫々日本は危機に立つて居る。醒めよ、国民よ、醒めよ、同胞よ！」

ここでは特に、国民の精神力、所謂大和魂の衰勢に対する指摘と、国内外の状況に対する国家存亡の危機感から、精神力の作興の必要性を強調している。

- ②5 大西の左翼運動時の人脈は、例えば、前掲『大正・昭和期の大阪に於ける社会運動家群像』(一九二二頁参照)によると、大西は借家人同盟の逸見直造と知遇を得ていた。この同盟は多くの運動家の宿泊や食事、会合の場の便宜を図っており、懇談会参加者の中でも、武田・木本・平井・大矢・野田・八木・後藤田

・坂本・杉浦・植松・生野・藤岡・生島・矢野・大串等、全参加者の過半数がこの同盟と関わりを持っていたことから、ここで面識を得た者も少なくないだろう。また、「春乃屋会合」では、野田、大矢、花岡、生野、杉浦、植松、武田等懇談会参加者を含め、アナ、ボル問わず在阪の主要活動家(岩出金次郎、鍋山貞親、逸見直造、和田久太郎、倉地啓司等)と共に大西も参加している。そうした彼の人脈が、運動家達と主催者との連絡に生かされたようである。

- ②6 「社交桜心会に関する福嶋輝明師よりの聴取記録」(一九七二年六月)真砂教会資料。

②7 中川望「交友三十年」第七三号(前金光中学校校長佐藤範雄先生追悼号、一九四三年、五四頁)の中には、次のようにある。「一日長官室に私を訪ねられ、思想家矯化の方策を述べられ共に相謀る所がありました。佐藤師はこれ等の人士を集めて『社交桜心会』を組織し、金光教大阪支部を集会所として、毎月一回は必ず来阪して親しく指導に当たられました。而して其都度経過の報告があり、此事業は全く師と唯二人の間の秘密の関係で行われたのであります」。

- ②8 前掲『ほつま』第七三号、五三頁。

②9 例えば、有権者数の量的拡大が買収等による投票組織化を困難にすることや、無産政党の議会進出が既成政党に社会問題に対する政策の表明を促させ、政党再編のきっかけになることな

どが期待された。内務省地方局行政課長安井英二、政治教育運動や選挙粛正運動を内務官僚と連携しながら指導した田沢義鋪等がそうした論の代表的人物である（河島真「戦前期内務官僚の政党政治構想」源川真希「普選体制確立期における政治と社会」『日本史研究』三九二号、一九九五年四月号参照）。

- ③⑩ 中川の政党政治に対する批判的認識が窺えるものとして、明治末から大正初期、床次竹次郎から、「原」憲さんが政党人として内務大臣になった。そして政党的なものに内務省もなってしまった。そこに立って私の位置というものはよほど考えなければならぬ。やはり政党以外のものになって原さんに政党をよくしてくれということよりも、自分も政党員になって、こうなつた以上は、みんな政党的になつておるのだから、その中に入つて政党の弊害を防ぐということよりほかないのではないかと思うが、そういう覚悟をした。それでどうだろうか」と聞かれた中川は、「そこまでお考えになればあなたとしても十分にご決心があるのだからと思うから、それならば、私は、ご主旨は大変いいと思う。政府の仕事を政党化してはいかんとすることを、ご決心としておされるのならばそれでよろしいと思います」と答えたというエピソードがある（内政史研究会編『内政史研究会 第一回座談会 中川肇・香坂昌康・千葉』一九六三年、三七頁参照）。
- ③⑪ 普選法公布の翌々月にあたる七月、有松英義（枢密顧問官）を会長に、神道諸団体・教派幹部や学者・政治家五一名を本部

委員に、井上哲治郎・平沼騏一郎等、天皇制イデオログ五二名を本部指導員に迎える。明治欽定憲法精神に基づく普選精神啓蒙のための組織。同会の組織化にあたっては、内務・文部両省や神道各教派・諸団体、国学院と運動して大々的になされており、本教においても、畑徳三郎・長谷川雄次郎が本部常任委員に名を連ね、大成会金光教支部が設置されるなど、教団規模での社会対応の態勢確立が図られた（渡辺順一「佐藤範雄の感化救済活動」両大戦間期における大逆事件連座者及び無政府主義者達との交渉を中心に「紀要『金光教学』」第二十七号、一九八七年、四八頁参照）。

③⑫ 前掲『普選準備臣民翼賛の道』六二―七八頁参照。

③⑬ 「社交桜心会第二回会合名簿」神徳一六〇〇。

③⑭ 向上会の綱領では、「愛国精神にもとづき」「わが国産業界に貢献」と謳っている。また、大正一一（一九二二）年に結成した純向上会では、「皇室を中心として我等は労働運動を行う」という立場を採った（宇原清一郎「八木信一氏についての記憶」八木朝子「八木信一伝」東方出版、一九八四年、二六三頁参照）。

③⑮ 内務省警保局『労働団体概況』（一九三三年一月）二六五頁、前掲『八木信一伝』二八六頁。八木の方針は、労資間の闘争状況が激化していた当時の労働運動の中で、「愛国・漸進・協調・皇室」主義という非常に「穏健」な立場であり、その穏健さの故か、八木は労働運動家でありながら統の所持も許可されており、純向上会事務所が他の労働団体のデモ隊から襲撃を受けた際、

その銃で威嚇し難を逃れたが、その行為に対しても警察の取り締まりはなかったというのである。

③⑥ 前掲『大阪社会運動の源流』一九一頁参照。

③⑦ 八木は、「今日までの資本家が横暴であるからといってこれに対して復讐的行為まであえてして目的の貫徹に焦り立つということは決して健全なる思想とはいえない」と直接行動論者を厳しく批判し、普選実施による帝国議会改革のビジョンを説いた（前掲『八木信二伝』二九五頁）。

③⑧ ショップ制（労働組合の組合員資格と雇用の制限との関係についての労使間の協定）の一つ。使用者が雇い入れた労働者は、必ず労働組合に加入しなければならず、また、組合を除名されれば当然使用者から解雇されるという労働協約上の規定。

③⑨ 「社交核心会第二回会合録」神徳一五九四。

④⑩ 警察が会場を警備してはいたが、懇談会への解散命令や参加者に対する検束等は一切なかったようである（前掲『社交核心会に關する福岡輝明師よりの聴取記録』参照）。

④① 「第一回〜三回、社交核心会核心の辞及び寄せ書き」神徳一五八七。

④② 「失業者大会並びに大演説会開催通知」広告 神徳一五七五。

④③ 野田も、「政府はこの運動が往年の米騒動のごとくにまで展開して大問題となることを恐怖し、急に弾圧を加え始め、演説会は中止、解散、檄文の押収、闘士の検束、拘留！」（岩村登志夫

『在日朝鮮人と日本労働者階級』校倉書房、一九八七年、一三二頁）と回顧している。

④④ 「失業問題についての意見書」神徳一五七七、同一五八〇、同一五八六。なお、これらの意見書については、野田は「失業問題に就て」、灘波は「失業者無き二つの世界」と題を付している。

④⑤ 例えば、右の意見書には次のようにある。「けれども、今直ぐに理想の実現は夢を見る如くして、あまりに非現実的であっても、目前の失業者を救う一助ともなりはしない。今は何と云うても、切迫した当面の問題（失業者の住宅問題、食糧問題）筆者を考へねばならない」野田。「現制度下に於いて失業の徹底的防止の不可能なる事は何人も説く通りです。焦眉の飢えに対する救済に対し（「略」）各階級の有志提携して最善を尽くすべきであります（丹羽市太郎「失業救済策に就て」神徳一五八二）。「何と云ったって、腹の空つた者（「」）はパンさ、百の名論よりパンの一切れだよ」（大串孝之助「或る夜の対話」A・B・C「失業問題」神徳一五八二）。また、本分引用の杉山は「農民組合」と題している（神徳一五八四）。

④⑥ 前掲『社交核心会第二回会合名簿』神徳一六〇〇。

④⑦ 『金光教徒』記事（無産運動の只中に飛び込み多艱なる国家の対策を講じる佐藤宿老）大正一四年一〇月一六日号）に、社交核心会における佐藤の活動が紹介されている中で、「先生は（佐藤範雄）筆者、今、此（参加者の意見書）筆者）を纏めていられるが、来る二十四・

五両日は、内務省に於て教化団体代表者の会合があり、それに出席されることになっているから、重要な参考書類として携帯される筈である。その上改めて要路の大官に対し、当面せる国家の大問題について種々協議建言されるものの如くであると記されているが、実際に大会に提出したかどうかは不明である。

④⑧ 前掲『墓標なきアナキスト像』九四〜九五頁参照。

④⑨ 前掲『失業問題についての意見書』神徳一五八二。

⑤① 佐藤が思想緩和事業を中止（前掲『信仰回顧六十五年』下巻、二〇八頁参照）した後も佐藤との関係が確認できるのは、大西、武田、

木本、植松の四名である（『神徳書院日誌』昭和二年〜八年、神徳二二二七年〜二三八年）。

⑤② 木本が行った代表的運動に「茶臼山住友別荘解放運動」があり、住友家の屋敷があつた茶臼山一帯を「大阪市民に開放せよ」と、演説会を開くなどとして呼び続けた。この運動には、借家人同盟の逸見直造や労働組合の幹部達も協力し大々的に行われ、ついに大正中期、住友家は茶臼山丘陵を大阪市に寄贈した。また彼は、朝鮮水害罹災同胞救済演説会（大正一四年）、部落問題演説会（大正一二年の全水創立まで）、失業問題演説会（大正一四年）などでも弁士として活動している。また、木本の人間関係の幅広さや、人望の深さが象徴的に現れるのが、逸見直造の葬儀の時である。木本は大正二二（一九三三）年一〇月、当時大阪の社会運動家達

の中心的存在であつた借家人同盟の逸見直造の葬儀委員長を務めた。葬儀は大阪の全労働団体と各種社会主義者達による合同葬儀として行われ、五〇〇人を超える運動家達が集まつた。この時期は、社会主義運動ではアナトボルが、労働運動では総同盟と自由連合系が激しく対立していた時で、対立する思想団体・労働団体の代表者を取り纏め、無事に葬儀を執り行った。この時のことを、逸見の息子宮本三郎は、木本の「人徳の表れ」であつたと回顧している（前掲『大正・昭和初期の大阪に於ける社会運動家群像』二〇頁参照）。

⑤③ 部落問題研究所編『部落史の研究 近代篇』部落問題研究所出版部、一九八四年、二七七〜二八一頁参照。

⑤④ 上田音市、西光万吉、泉野利喜蔵、刀祢信重、高橋善広、平野小剣等（同右、二七七〜二八一頁参照）。

⑤⑤ 「水平社という力強い、真の部落民自身の自覚開放運動が完全に起こつた以上、尚も青十字が、この運動を継続する事は返つて純真なる部落民自身の聖く尊き運動を傷つけ、ほんとうの目的に到達し得ない」として、水平運動からの撤退を表明した（同右二八〇〜二八一頁参照）。

⑤⑥ 前掲『第一回〜三回、社交核心会核心の辞及び寄せ書き』神徳一五八七。

⑤⑦ 前掲『社交核心会第一回会合名簿』神徳一五九八。

⑤⑧ 前掲『大阪社会運動の源流』三二七頁参照。

- ⑤8 木本凡人「水平社とは！」部落問題資料文献叢書第八巻『水平運動論叢』世界文庫、一九七一年、一三頁。
- ⑤9 「書簡」神徳一五六八。
- ⑥0 金泰燁著『抗日朝鮮人の証言 回想の金突破』不二出版、一九八四年、一六三〜一六六頁参照。
- ⑥1 前掲『部落史の研究 近代篇』二七八頁参照。
- ⑥2 前掲『大正・昭和初期の大阪に於ける社会運動家群像』二二頁。
- ⑥3 「移転の御挨拶」(五月一日)神徳一五六九。
- ⑥4 近代日本社会運動史人物大辞典編纂委員会編『近代日本社会運動史人物大辞典』三巻、日外アソシエーツ、三〇五頁、及び、前掲『大正・昭和初期の大阪に於ける社会運動家群像』二二頁参照。
- ⑥5 前掲『部落史の研究 近代篇』二七八頁。
- ⑥6 「第三回失業者相互扶助会記念写真」神徳一五八八。
- ⑥7 「湯川安太郎発佐藤範雄宛書簡」(昭和四年五月二〇日)豊岡教会資料一三八、「木本正胤発佐藤範雄宛書簡」(昭和四年五月二四日)同三一、「武田伝次郎発井上鍵之助宛書簡」(年月日不明)同四。
- ⑥8 無産婦人運動家で水平運動にも深く関わったが、全水創立後は岡部薬舗の経営に専念した。
- ⑥9 前掲「失業問題に就ての意見書」神徳一五八四。
- ⑦0 前掲「失業問題に就ての意見書」神徳一五八六。
- ⑦1 大阪失業対策協議会、失業防止後援会、木本の行う失業者相互扶助会などに寄付することを提案している。同上。

## 資料 社交核心会関係者の略歴（五〇音順）

## ●生島 繁

新聞印刷工として大正八年六月、革進会、ついで一二月、正進会の結成に参加。同一〇年、吉田一等の労働社に正進会員として同人となった。同一五年六月、関西黒旗連盟の結成に参加。昭和四年、同連盟の動きに批判的な久保讓、逸見吉三等に対抗し、関西労働組合自由協議会の結成に協力、自宅を事務所にしたり、その遊説にも参加した。

## ●生野益太郎

元、大阪鉄工組合で自由連合系活動家やアナ系運動家とも交流があった。同組合の活動家と連れ立って逸見直造の許へ足を運んでいた。同組合の先輩坂本孝三郎を師と仰いでいたという。戦闘的行動で知られ、演説や司会の能力にも長けていた。大正一二年七月、東京の自由連合系組合、アナ系運動家と共に大杉栄の統一の運動を目指す集會に、大阪を代表して逸見吉三等と出席した。同一四年、久保讓、中尾正義等の関西黒旗連盟に加わって活動。後、坂本の下で、普選運動を展開した。

## ●植松 一三

坂本孝三郎の大阪鉄工組合に加盟し、常に杉浦市太郎と行動を共にしていた戦闘的な活動家。借家人同盟の逸見直造とも親しかった。

大正九年九月、同組合の代議員改選で南支部から選出。同一一

年二月の普選上程を前にして、大阪の労働団体を代表し坂本等と共に上京。同月、野武士組の「春乃家会合」に参加した。同一二年一月、同組合熱血団の創立協議に自宅を提供し、その一員に加わった。同一三年八月、日本労働組合連合関西連合会結成大会で副会長に選出、森万鏡製造所に大阪鏡加工組合を組織した。同一四年三月、同連合の分裂で後藤田正毅に同調し脱退、杉浦と共に鉄工労働組合を結成、大阪鏡加工組合、朝鮮人労働組合、鉄器瑛瑯組合を合わせて日本労働組合連盟を結成。同一五年六月、大阪労働組合会議主催の全国協議会に同連盟から参加した。昭和二年六月、後藤田の提唱による戦線統一の呼び掛けに応じたが、後藤田が自らの日本労働組合連合（遺囑編派）を解体しないと表明したため、これに反発して後藤田を除く関西労働組合同盟、皮革工総連盟の三者で日本労働組合協同会を結成、その委員長となった。

## ●大串 孝（孝之助）

本名は大串孝之助。大杉系無政府主義者。大正一一、二年頃迄、内務省刑保局から「特別要視察人」に指定されていた。逸見直造の借家人同盟の仕事を手伝い、生活の糧を得、逸見の人脈で知り合った鍋山貞親、山田正一、小西武夫、花岡潔等と、同七年四月、関西労働者同盟を、また、同一二年一月、関西組合同盟を結成。関東大震災後、山田や逸見吉三等と岡山、仙台、金沢、新潟で兵営に向かつて反軍ピラを撒いた事件で起訴され懲役一年の刑を受けた。

同一四年九月、『文明批判』を『祖国と自由』と改題。その二号を「大杉栄追悼特別号」として刊行（発禁）。二月『中浜鉄著作集・黒パン』を刊行（発禁）。同一五年（昭和二年、大阪黒旗連盟、関西自由労組、大阪皮革工組合の結成に参与し、当時の運動の中心格だった。

●大西黒洋（昌）

内務省刑保局作成「特別要視察人ノ近状及其ノ取締ノ概況大正十年一月十五日調」には、荒畑勝三（寒村）の主張に基づく革命的労働組合主義の「荒畑勝三、岩出金次郎ノ一派」に属すとされ、大正初期、同じ荒畑派の三野敬逸と二人で逸見直造の許を訪れていた。詳細は不明。

●大矢省三

第一次大戦中、友愛会に入り、大正一〇年、大阪機械労働組合の結成に参画。この前年、荒畑勝三を中心とするしし会に属し、同一〇年には野田律太等と日本労働総同盟傘下組合の青年活動家を結集した野武士組の首領格となる。同一一年の共産党結成には参加しなかったが、その外廓団体として野武士組を再編した同総同盟前衛隊に所属していた。このころ山本宣治を助けて産児制限運動に尽力。同総同盟第一次分裂に際し西尾末広に従って同総同盟に留まり、同一四年より四年間大阪金属労働組合主事を務め、また昭和二年、大阪連合会争議部長を経て、同三年、同連合会主事となった。この間、同二年には同総同盟中央委員に選出され、

また同四年には普選初の大阪市会議員選挙に社会民衆党より立候補し当選した。戦後は代議士として活躍した。

●岡崎玄洋

不明。

●北島元一郎

昭和二年三月、大阪煙草労組大会で主事に選出。三・一五事件で検挙され、釈放されたが、理事長辻井安太郎等の慰留を振り切り組合を脱退したとされる。詳細は不明。

●木本凡人（正胤）

大分の寺に生まれ、僧名は正胤。早くから大阪へ出、征露丸の製造・販売を稼業とし、比較的経済的余裕もあり大阪天王寺の自宅では、多くの社会運動関係の人々に宿泊・食事の世話をしていった。ここには全水創立を準備する上田音市、西光万吉等青年達が集まっていた。大正九年一二月、自らが社長となり『青十字報』なる新聞を創刊、積極的に部落問題を取り上げた。同一一年、全国水平社が創立されると、水平運動からの撤退を表明した。

同一〇年、大阪で借家人同盟の活動をしていたアナーキストの逸見直造の勧誘で、幅広い思想傾向を持つ広義の社会主義団体の統一組織、日本社会主義同盟に加入。征露丸製造の傍ら青物屋も営み、頼って来た者等と相互扶助会を作り、失業者に征露丸・青物の行商をさせたり、アナ・ボル、自由連合系・日本労働総同盟系の若い活動家の中で戦線同盟的な役割に尽力し、検束・留置さ

れた活動家の身元引受人としても尽力するなど、思想的立場に因われず幅広い交際で知られ、アナ・ボル双方の人間から人望があったという。

### ●高 順欽

大正九年四月、ソウルで初めての労働団体である労働共済会結成に参加し、活動を展開する中、同一一年八月に逮捕、共済会も指導者の派閥争いから一〇月、解体する。釈放後、同一三年三月に大阪に渡り崔善鳴等が組織した南興黎明社に関係、六月には崔善鳴、金泰燁等と共に朝鮮無産者社会連盟を組織、八月、大阪朝鮮労働同盟会、三一青年会、南興黎明社等と共同で朝鮮人言論集会庄迫弾劾大会等を開催した。同一四年に入り、朝鮮女子保護会を組織し、特に済州島出身の女工の待遇改善を求めるなど、紛争問題に関与、自由労働団堺市第一連盟等の組織化にも参与した。大阪府堺市で朝鮮日報堺支局長も兼ねる。同年夏の朝鮮水害罹災民救済運動では、救済義捐金募集のために在阪の各労働団体に働きかけ朝鮮大水災罹災同胞救済団を組織、九月には文明批評社の大串孝之助等と共に救援演説会を開催した。同一五年には朝鮮新進会の尹赫済と共に亞細亞民族大会反対運動を提唱し、在日本労働総同盟大阪連合会と提携して運動を進める。戦後は初期の在日本朝鮮居留民団の幹部として活動。

### ●後藤田正毅

大正九年八月、友愛会大阪連合会支部（小野造船所）を独立させ、

立憲造船工労働組合を結成、その組合長となり、同一一年八月、日本土工組合を結成し、その組合長となった。翌年六月、両組合を合わせて立憲労働党を結成。同一二年九月、普選断行が表明されたのを機に、八木信一の純向上会と接近、関西労働組合同盟会はアナキズム派を排除して、日本労働組合連合会を結成し常任幹事となったが、同一四年、国際労働代表選出をめぐる八木、坂本孝三郎との対立で再びアナ系と接触し、同名の日本労働組合連合会（頓堀派）を結成。同年一〇月、大阪府が設けた失業防止委員会の労働者側委員に西尾末広、坂本等と共に選任された。

### ●坂本孝三郎

別名・幸三郎。大正五年西尾末広等と職工組合期成同志会を結成し、機関誌『工場生活』を発行。同六年末、同志会解散以後、労働問題研究会をつくって組合結成を目指し、同八年、大阪鉄工組合を組織した。同一二年、同組合を中心に八木信一等の純向上会、後藤田正毅等の立憲労働党など反総同盟系を糾合して日本労働組合連合会を結成して常任委員となった。八木、後藤田等の分裂後、同一五年一月、東京を中心とした機械労働組合連合会と合同して日本労働組合連合会を結成、初代執行委員長となり、同関西連合会会長を兼ね、日本労働組合同盟（後、全国労働組合同盟）と並ぶ中間派労働運動の一方の旗頭として活躍。昭和八年にはILO第七回総会に労働代表として出席。この間、大正一四年より無産政党組織準備委員会に日本労働組合連合・日本労働組合総連合を代

表して出席、農民労働党結成に参画して中央執行委員、同一五年労働農民党で執行委員となったが、左右分裂で日本労働党に参加、中央執行委員、昭和四年、日本大衆党から大阪市会議員選挙に当選、同党・全国大衆党・全国労働大衆党でも中央執行委員を務めた。国家主義的潮流が強まる中で、同六年末、全国労働大衆党を離党し、同七年、日本労働組合総連合を率いて新日本国民同盟の結成に参加、常任中央委員。

#### ●佐野太三郎

大正一三年八月に開催された日本労働組合連合関西連合会大会で、北大阪連合会から主事に選ばれた。一〇月、浪花可鍛鑄鉄争議で杉浦市太郎、生野益太郎等と共に治安警察法違反で逮捕された。同一四年三月、同連合の分裂で後藤田正毅に同調、脱退し、大阪合同労働組を率いて立憲労働党に加盟した。詳細は不明。

#### ●杉浦市太郎

大阪鉄工組合に加盟し、同組合はもとより他の労働組合活動家やアナ系運動家とも交流があった。植松一三と共に行動し、戦間的な活動家で、関西黒旗連盟の運動家とも交流が深い。同一〇年代、失業中に木本凡人の青十字社で征露丸の販売をしていたという。

同一二年二月、大杉栄を囲む「春乃家会合」に参加、翌年二月、日本労働組合連合の創立大会に大阪鉄工組合の理事として参加。同一三年八月、同連合関西連合会大会で会長代理に選出。同

月、浪花可鍛鑄鉄会社に組織を設立。同一四年三月、後藤田正毅の除名をめぐる同連合の分裂時に脱退勧告を受け、同連合を脱退した。植松一三と共に鉄工労働組を設立、組合長となった。その後、アナキズムに転じ、同一五年、大阪機械技工組合を松村伊兵衛、逸見吉三と共に率いて関西労働組合自由連合会に加盟したが、黒色青年連盟と一線を画し、昭和二年一月、除名された。

#### ●杉山元治郎

明治三五年、在学中に受洗してキリスト教徒になった。大正二年、福島県相馬郡小高国民高等学校を開設して人材育成と農事知識の普及に努める中、農民解放運動の必要性を痛感し、同九年一〇月、大阪に移って賀川豊彦を訪れ、協力して農民運動を開始する。大正一一年一月、機関紙『土と自由』を刊行、同年四月、最初の農民組合の全国組織として日本農民組合創立大会を開き、組合長となった。同一四年三月、普通選挙法の成立後、一二月、農民労働党結党大会を開くが、即日禁止。同一五年二月、左翼団体を除外して労働農民党を創立、中央執行委員長に就任した。一〇月、労働農民党が左右分裂を引き起こしたため、委員長を辞任。その後、日本労働党に入党。また、全日本農民組合の組合長に就任した。

#### ●武田伝次郎

「大逆事件」(明治四四年)連座者武田九平の弟。門人に「ギロチン団事件」で獄死した山田正一をはじめ幾人かの活動家がいる。

武田(伝)は大杉派無政府主義者の関西に於ける中心人物として知られ、「特別要視察人」としてその行動は内務省刑務局に報告されていた。大杉栄の労働運動社関西支部を家に置き、機関誌『労働運動』の販売・配布、東京から来た活動家の世話等をしていた。また、大正五年頃、逸見直造と共に大阪に労働者無料法律相談所を設立した。逸見とは親しく、借家人同盟主催の演説会が開かれる度に弁士として参加した。

●丹吉三郎

不明。

●難波英夫

大阪時事新報記者の時、西光万吉、坂本清一郎等の全国水平社創立を支援。その影響を受け部落解放と社会主義を主張する『ワシラノシンブン』を創刊(後、『解放新聞』と改題)。大正一三年、政治研究会に加入、また産業労働調査所大阪支所責任者となった。同一五年、東京毎夕新聞編集局長となり、また日本俸給生活者組合連盟に参加し委員長となった。昭和二年、労働農民党中央常任委員。同三年一月、共産党に入党。二月、第一回普通選挙に岡山二区で労働農民党から立候補したが落選。三・一五事件の弾圧を逃れて日本を脱出。モスクワの片山潜の援助を受け、モツブル(国際赤色救援会)運動について研究した。一〇月、帰国後地下活動に入り、市川正一の指導下に『無産者新聞』の編集発行、再刊『マルクス主義』の発行に携わると共に救援運動組織を担当した。同

四年、「解放運動犠牲者救援運動の意義と任務」を熊谷丑太の筆名で『マルクス主義』誌に発表、救援運動の基礎的論文となった。以後、解放運動犠牲者救援の事に献身。三月に検挙され、治安維持法違反で第一審で懲役七年の判決を受け、第二審で懲役三年執行猶予五年となった。敗戦直後、解放運動犠牲者救援会(後、日本国民救援会)の再建に従事。同二年一月、共産党に再入党。日本国民救援会副委員長・会長、部落解放同盟東京都連合会委員長、東京部落問題研究会会長等を歴任した。

●西松謙次

不明。

●丹羽市太郎

大阪砲兵工廠で大正八年、八木信一等と向上会創設に参加、同一〇年、官業労働総同盟結成大会に出席、当時、向上会常務理事。八木と行動を共にし、向上会・純向上会・大阪官業労働組合幹部として労働運動に専念した。同一五年一月、関西民衆結党で執行委員・対議会部長、昭和四年、同党より大阪市会議員選挙に立候補したが落選。同六年五月、日本労働総連合の創立で常務理事・政治部長、後、副会長、同九年一〇月、組合会議評議員となり、それぞれ死去まで務めた。この間、同七年、第一六回I.L.O.総会労働代表顧問、同四年創立の山陽無煙炭鉱労働組合、同七年創立の大嶺合同労働組合の組合長を務めた。

## ●野田律太

大正六年、吉田鉄工所で友愛会に参加し、友愛会九条支部を結成、翌年、神戸の橋本造船所で友愛会苅り藻支部を結成、同八年、野田造船所で友愛会支部を結成して八時間労働制を要求、その実現をみる。同九年八月、友愛会大阪連合会のオルグに任命され、藤永田造船所に入り大阪造船労働組合を結成。大矢省三等と野武士組の指導者として活躍し、逸見直造の借家人同盟にも加入、西支部長となった。同一二年には日本労働総同盟大阪連合会の常任となり、大阪機械労働組合の創立委員（後、常任理事）となる。また、山本宣治を指導者に三田村夫妻、大矢と共に、妻君子を会長に産児制限研究会を組織、『産児調節評論』を刊行した。大正一四年、同総同盟内の左右対立が激化する中で、五月、大阪造船労働組合を結成、組合長となる。同年の日本労働組合評議会結成に参画、中央常任執行委員長に就任、昭和三年の解散まで務めた。大正一四年八月、無産政党組織準備委員会に同評議会代表として出席。

## ●花岡 潔

大正八年、岩出金次郎等の『日本労働新聞』発行に協力。荒畑勝三や鍋山貞親と接触、同九年のしし会結成にも加わり、他方、同一〇年秋、『関西労働者』にも鍋山等と共に執筆した。同一一年七月の共産党大阪支部創立会議に出席、同年末のレフト結成にも参画、その中央委員となり、また共産党農民部合法機関紙『農民運動』大阪支部長も務めた。共産党の指令で官業労働総同盟に

接近、同一二年五月、全日本煙草労働組合主事に就任、八月、金子忠吉と共に官業労働総同盟関西同盟会の相談役となる。同一三年二月、同総同盟中央委員。同一四年一月の同総同盟政治部の発足に際して委員となった。同年、大阪煙草労働組合の主事を兼ね、八月、荒畑のコミユニストグループ関西オルグ就任と共に、これに協力、その大阪地方責任者となった。同月の無産政党組織準備協議会には、川村保太郎、細迫兼光等と共に同総同盟を代表して参加した。一月、コミユニストグループを離脱、同一五年二月には同総同盟中央委員も辞任した。後、野田律太の主宰する雑誌『工場世界』の記者となった。以後不詳。

## ●平井美人

友愛会に入り野武士組に参加。大正一一年一〇月、日本労働総同盟大阪連合会長、同一二年春のレフト創立協議会にも出席、中央委員となった。大阪機械労働組合理事を務め、四月、同総同盟関西労働同盟会副会長に選出。同年三月、二月、機関紙『労働者新聞』発行。その後、全国労働大衆党中央委員、全労大阪連合会幹部となったが、大矢省三、藤岡文六等と共に離脱。昭和七年八月、日本国家社会党系労働組合を糾合して日本国家社会労働同盟大阪連合会（会長・藤岡、主事・大矢）組織部長となり、一月、日本労働同盟大阪連合会と改称されると、参加の大阪金属産業労働組合（組合員二〇〇人）組合長となった。敗戦後、故郷山口県大島郡橋町町長として町政民主化に尽くした。

## ●藤岡房一

大正一四年五月、大阪で『黒』を発行したが、詳細は不明。

## ●堀田 篤

不明。

## ●松井憲次郎

不明。

## ●八木信一

大正八年一月、陸軍造兵廠大阪工廠で労働組合向上会を結成、副会長に選出。同九年二月、普選期成関西労働連盟実行委員として上京し、東京工廠の小石川労働会との提携を図った。三月、向上会会長に選ばれる。同一年一月、会長辞任を申し出て、新たに純向上会を設立、会長となった。同一年七月の川北電気争議で日本労働総同盟支部を崩壊に追い込んだ後、九月経営者と純向上会との間にユニオン・ショップ制を確立した。この間、同一年一月、大阪鉄工組合などと日本労働組合連合を組織し、坂本孝三郎と共に常務理事になったが、同一年一月解散、単独団体に戻った。一〇月、純向上会を母体に関西民衆党を結成、執行委員長に就任。昭和六年、日本労働総連盟を結成して会長。同七年、日本労働組合会議加盟で執行委員。同一年、ILO第一九回総会に労働代表として出席。同一年八月、向上会との再統一による大阪官業労働組合結成にあたって顧問に推された。

## ●矢野準三郎

元、日本労働総同盟の印刷工組合に加盟。大正一〇年前後から大阪印刷工組合の活動家と交流が出来、逸見直造の借家人同盟やその子息逸見吉三の自由連合系組合等の演説会で度々演壇に立った。関東大震災前後より大阪鉄工組合、大阪技工組合、自由連合系労働の活動家、アナ系思想家と交流を持つようになり、大阪印刷工組合活動家として大演説会、反対デモ、メーデーに参加、戦闘的活動家として知られる。

同九年一〇月、関西労働組合連合会創立協議会に大阪印刷工革新同志会から三宅春次郎と共に出席。同一年一月、大阪印刷工組合を率いて関西労働組合自由連合結成大会に参加、役員となった。

## ●李 善洪

大正六年に渡日、大阪で漢方薬商を営む。同一年七月、大阪における最初の「親日融和」団体・大阪朝鮮人協会を設立し会長となる。昭和七年の第一八回から同一七年の第二一回まで、四回連続で衆議院議員選挙に出馬するがいずれも落選。

## ●李 銅喆

不明。

〔不参者の氏名と経歴（肩書は資料に従う）〕

第一回不参者

進め社

福田狂二

水平社

米田 讓

水平社（希望者）

下坂正英

農村運動同盟（希望者）

逸見吉三

第二回不参者

農民組合（北陸地方旅行中）

安藤國松

同右（同 右）

大西

水平社

米田

進め社（上京中）

福田狂二

自由人（病氣）

加藤一夫

奈良県（住所不明）

松井

総同盟

大矢省三

総同盟中央委員長

西尾末広

総同盟野武士組

瀬野久司

黒色労働組合

逸見吉三

共産党主義者

高橋松南

右の人物内、経歴が分かる者を以下紹介する。

●安藤國松

大正七、八年頃、労働問題研究会（新進会）をつくり、これを労働組合へと発展させる。同一年五月、賀川豊彦の指導を受けて、賀川を組合長とする横断組合（伸銅工組合）を組織して日本労働総同盟に加入させ、組合員三、〇〇〇人を数える関西最大の組合に成長させた。同一年、賀川の推挙で日本農民組合に入り書記兼会計となる。昭和二年、同組合第二次分裂により全日本農民組合が創立された際、杉山元治郎と共にこれに参加し、同三年五月、全国農民組合が結成されると農民運動の第一線を退き、大阪で農村消費組合協会の事業に専心した。同五年の衆議院議員選挙には大阪五区から立候補した杉山の選挙事務長を務め、同七年、社会大衆党大阪連合会結成で常任書記となり、同九年、同書記長に就任、同党中央委員を務めた。

●加藤一夫

明治四四年、内ヶ崎作三郎の統一教会の『六合雜誌』の編集に従い、同誌に詩などを発表。大正四年九月、大石誠之助の甥西村伊作の後援を受け、雑誌『科学と文芸』を創刊、トルストイの社会思想を基調とする発言を行ない、特に民衆芸術の出現を強く主張した。同八年三月、『労働文学』を創刊。同九年五月、自由人連盟を結成、『自由人』を刊行（同九年十二月、自由連合派の労働組合と行動を共にした）。十二月、日本社会主義同盟執行委員。関東大震災後、芦屋に移住し、出版社の顧問になり、東京に戻って

からは半農生活を送り、昭和六年、農本主義を提唱。この間、『原始』『農民』『大地に立つ』等アナキズム系の雑誌に關係した。

#### ●瀬野久司

大正一〇年五月から六月にかけて、安藤國松、西尾末広等と共に幾つかの争議を指導している。野田律太、大矢省三、平井美人等と共に野武士組で活動していた。また、労働者対象の自立的な教育機関である大阪労働学校の専従事務員を務めた。

#### ●西尾末広

大正三年、友愛会に入会。同五年九月に友愛会の活動に飽き足らず坂本孝三郎等と職工組合期成同志会をつくった。同会は知識階級指導者の加わらない労働者のみの組合であることを謳い、機関誌『工場生活』を發行。同六年末に自然消滅した。同八年に友愛会が戦闘化してきたことと、友愛会大阪主務の松岡駒吉のすすめもあって、坂本と別れて友愛会に再入会。友愛会が日本労働総同盟へと変化しつつあった同九年六月、大阪連合会で指導性を發揮、「東の松岡、西の末広」といわれる。この頃、荒畑勝三を中心とするL・L会に出席したり、大原社会問題研究所の労働講座を聴講した。同十三年六月、ジュネーブで開催された第六回I・L・O総会に鈴木文治労働代表の随員として出席し、十月帰国。折から関東同盟会の左右の対立が激化しており、中央委員の内紛問題処理の小委員会の委員となつてその解決にあたった。一二月の中央委員会で加藤勤十に代わつて同総同盟の主事選ばれた。その後、

関東地方評議会の結成があり、同一四年五月の左派除名には主事として除名断行の立場をとつた。六月以降の無産政党组织化の動きが具体化すると、同総同盟政治部長として無産政党组织準備委員会の委員となり、左翼排除を強硬に主張した。同一五年、同総同盟の労働農民党から脱退、一二月の社会民衆党の結成などに指導者的役割を果たした。昭和二三年の芦田内閣で副総理となつた。

#### ●福田狂二

大正三年一月の普選同盟会再興に参加。五月、日本労働党を結成して幹事長となつたが、六月、結社禁止を命じられたため、直ちに日本平民党を結成したが、これも翌月禁止となつた。同七年二月に普選請願デモを企画して検束。同一二年初め、進め社を設立し機関誌『進め』を發行。同一四年、大庭柯公の死をめぐる共産党批判を展開、『戦へ』(二号まで)を刊行。日本労働党を経て日本大衆党に入党、昭和四年一月、同党の内紛が激化、福田は除名された。この間、日刊『社会運動通信』を刊行。その後、右翼に転向、昭和一〇年頃、神道の教師となり素顔と改名した。同年、日刊『進め』を改題して『皇道日報』を發行した。敗戦後は『防共新聞』を發行し、反共運動を展開した。

#### ●逸見吉三

大正三年の第三次『平民新聞』創刊の際、大阪の新世界でその立売りをした。米騒動にも大杉栄、父直造等と市中を歩き廻つた。同一一年には後藤謙太郎と共に岡山連隊に反軍ピラを撒き検束。

同一二年六月、中浜哲、古田大次郎等のギロチン社が大阪に移ると共に、これに参加。同一二年七月、大杉の帰国を生島繁等と共に神戸港に迎え、八月に上京して大杉等の自由連合同盟の結成の企てに加わった。同一三年八月、大阪機械技工組合を結成して幹事となり、一月、同組合等によって生島等と関西労働組合自由連合会を結成。同月末、「福田大将狙撃事件」で検挙。昭和二年五月の漢口の汎太平洋労働組合会議に全国労働組合自由連合会から歌川伸、大沼渉等と共に派遣されたが、台湾で逮捕、強制送還された。

父直造の借家人同盟の世話になった社会主義者・労働運動家は多く、「社交桜心会」参加者の中にも、武田、大西、木本、西尾、平井、安藤、大矢、野田、八木、後藤田、坂本、杉浦、植松、生野、生島、矢野、大串といったアナ・ボル、日本労働総同盟系・自由連合系に拘らず、殆どの者が何等かの形で関係している。その為、息子の吉三もこれ等の者と交流があった。ただ、吉三は自由連合派であった為、大正一二年に直造が死ぬと、同総同盟系の活動家とは交流が無くなり、逆に対立することになった。「社交桜心会」当時は、武田と同じく「ギロチン団事件」の關係で身動きが取れない状況にあった。

以上、資料作成にあたっては、以下の文献を参考にした。

○近代日本社会運動史人物大辞典編纂委員会編『近代日本社会運

動史人物大辞典』日外アソシエーツ株式会社、一九九七年。

○『日本社会運動人名辞典』青木書店、一九八六年。

○大阪社会労働運動史編纂委員会編『大阪社会労働運動史』戦前篇・上、有斐閣、一九八六年。

○『続・現代史資料二社会主義沿革二』みすず書房、一九八六年。

○朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第一卷、三一書房、一九七五年。

○宮本三郎著『大正・昭和期の大阪に於ける社会運動家群像』私家版。

○部落問題研究所編『部落史の研究 近代篇』部落問題研究所出版部、一九八四年。

○白井新平、玉川しんめい著『住民運動の原像 借家人同盟と逸見直造伝』JCA出版、一九七八年。

○荒木傳著『大阪社会運動の源流』東方出版、一九八九年。

○梁永厚著『戦後・大阪の朝鮮人運動』未来社、一九九四年。

○渡辺順一「佐藤範雄の感化救済活動―両大戦間期における大逆事件連座者及び無政府主義者達との交渉を中心に―」『紀要「金光教学」』第二十七号、一九八七年。

## 国家体制と「宗教」

### —金光教における「近代」の経験—

\*この発表は、一九九九年八月一七〜二〇日に、済州大学校で開催された日韓宗教フォーラムでの発表に加筆したものである。

佐藤光俊

#### I

今回私に与えられたテーマについては、これまでのシンポジウムでの報告、議論に学びながら、また、我々の場合は金光教の立場に限定しての発表となることを予めお断りしておきたい。

とは言え、この「教学の立場」なるものが、一体どのような立場かという点は、若干の説明を要するかと思われる。金光教では、戦後信教自由の時代を迎え、戦後再出発に当たって、教団の首脳は教祖金光大神の手記である「金光大神御覚書」の講読を始め、改めてその生涯と信仰、教義の再把握に努める中で、ある気づきを与えられている。それは、教祖、直信先覚の信心はあくまで体認体得によるものではあったが、その信仰態度は極めて探求的であり、無批判的盲目的では決してなく、それは教祖の信心の在り方に由来するものであったこと。従って、金光教における教義探求の営

みは、金光教の根本を常に確認し、本教自体の絶えざる自己批判によって、延いては現状の適正化に寄与する働きが、教団の必要欠くべからざる本質的内容として生まれて来なければならぬ、というものであった。もとより、この確認が生まれるについては、そこに戦前までの教団の在り方への自己批判があつてのことであるのは明らかである。教学研究もこのような目的や性格のもとに活動を進めて来ているが、どこまでも「本教の信心に基づく」という態度と、「客観的に学問研究として」という要素との葛藤、対立はいつも意識させられるところである。

この点を、私は次のように理解させられている。つまり、一方では教団内の信仰的関心に応えようとするものでなくてはならないし、他方では、教外の一般諸学との相互批判を可能とし得る内容をバランスよく兼ね備えたものでありたい、と考える。その理由は、一方で教内の信仰的要求のみを満たそうとすると、単なる信念の一方的表明と選ぶところがなくなり、しばしば独善性を帯びたものとなり兼ねないからであり、また逆に、学問的関心の追究にのみ傾く時には、教団の現実的信仰実態からは遊離して、教学的史料をもって学的議論の論証の具とし、学問的議論の明証のために用立てることとなり、信仰的事実はその素材に過ぎなくなつて、教学者としての信仰的主体や責任も危うくなり兼ねないと思ふからである。このように言うのも、信仰の諸事象や営みといえども、他面では人間や国家国民の歴史の一部分でもあり、またその信仰を成立させる内容も人間の思想的営みと捉へることも可能であるからであり、その意味では常に歴史学、宗教学、民俗学等の隣接諸学とは密接に関係しつゝ、緊張関係にあるべきだと考えるところからである。この点で、今回の発表がアカデミズムでの議論とどうリンクし得ているかは不安がない訳ではないが、この点も今回の発表を通じて考えて行きたい。

## II

さて、「国家体制と『宗教』というテーマへのアプローチについてであるが、宗教に括弧がつけられた意味を考える

と、どうしても近年の国民国家論との関わりにおける「宗教」の在り様が課題として意識され、そうした枠組みでの議論が要請されていると思われるし、ここでの「国家体制」という場合も、そうした「宗教」の創出に関わつての国家体制、つまり近代国民国家の具体的性格を論じるという限定が設けられているように思われる。つまり、「近代以降における宗教政策や宗教統制と『宗教』の近代的変容」というテーマと言ひ直してもよいだろう。

この点での大方の議論は、次の点にある。例えば西川長夫によれば、社会のあらゆる領域で人は国家に回収されて来たとされ、「人は宗教によつて国家に回収され」とも言われる。ここでは、宗教が時に強烈な反国家性を示すことは認めつつも、「だが国民国家の枠内で考えれば、国家は概して宗教を飼い慣らしてきました。このことは戦時総動員体制下の宗教の役割を観察すれば明らかでしょう」(西川「国民国家論から見た『戦後』国民国家論の射程」二七一頁)とされる。

また、土屋健治は「二〇世紀はナショナリズムと国民国家の時代であつた」と言う。その意味は、植民地領土が次々と消え、国民国家(nation-state)という政治共同体が次々と生まれ、現代の世界地図を区分するに至つたからであり、またこの国民国家は国際社会で承認されている規範原理だからである、としている。つまり、一つの国民が一つの国家を持ち、国境線を区画して領土を排他的に専有し、国家主権の所在を主張する。そうした規範原理の実現を目指して、その達成に努め、いまでもより高度な達成を目指してその努力が進められているからである。アジアの二〇世紀は、世界のどの地域にも増して、とりわけて国民国家という規範原理をめぐつて展開されてきたことは疑いないだろう。その殆どの地域は、西欧と日本の植民地支配下か半ば植民地的状況におかれていたから、それからの解放と新しい国民国家の創出を目指す営み、つまりナショナリズムがこの世紀の前半のもつとも重要な出来事であつた(土屋健治「ナショナリズムと国民国家の時代」講座現代アジア「ナショナリズムと国民国家」三―六頁)。そうした意味で、近代という時代の理解にとつては、国民国家論の視点のもつ有効性は外せないものであることに違ひはないだろう。

しかし、仔細に考えると、こうした見方は、国家による「国民」の創出と統合がいかにして可能であつたのかという

極めて政治的な二元論、つまり支配—被支配、抑圧（差別、排除）—解放、という観点を強く内包した立場を示している、国民や国民意識がどのようにして形成されたのかという関心から「国民拘束の歴史」として近代の歩みを描こうとするのであり、また逆に、それにどう抵抗したのかを明らかにしようとするのであるが、それ自体、恰も人間の歴史が「国家」や「国民」の歴史として構想され、描かれる傾向にありがちなことと、どこかで重なっていると思われるのである。

このような議論の中で、個々の宗教それ自体が、これらの近代の政治過程と、どう交渉し、どう関係したのか。そして、その政治過程との交渉によって、宗教それ自体はどのような変容を余儀なくされ、また近代化とどう対峙するものであったのかという問題は、殊に宗教それ自身の立場からも、改めて議論されるべき課題を含んでいるように思われる。個々の宗教自身にとつて「近代」「近代化」の経験とは何であったのか、という視点である。従つて、宗教教団であれ、教育機関であれ、民間組織であれ、すべての社会集団は、それ自身政治的手段や目的を持たないという主観的確認が、常に政治的作用から自由であるという保障とはならないとする議論は、それ自体正しい。しかしながら、人間のあらゆる営みが、何らかの意味で政治的性格を免れるものでないとしても、また、あらゆる組織や集団が政治的性格を強く帯びる歴史的局面はあるとしても、その政治的性格や社会的影響力の大小や多寡においてのみ、常に「宗教」の意義が評価されるべきであるとは考えにくいのである。

例えば安丸良夫の言うように、「民衆の生活と精神が国家の支配とはべつの次元を構成しており、そこにある確実な固有性が存立していた」のである。けれども、同時に「民衆の生活と精神の国家支配との異次元性、異質性にもかかわらず、国家は公的正統性を独占し、そのようなものとして民衆に迫り、民衆の内的世界をもこの公的正統性にあわせて整序するように求めることができた」（安丸良夫『日本ナショナリズムの前後』i—ii頁）のである。

こうした意味で、個人についても、教団、宗教についても、その社会的存在性格は多様であり、どこまで個別的で多元性を持ち得ていたのかは、慎重な検討を待たなければならないだろう。

つまり、これまでのシンポジウムの議論の中で疑問に思つて来たのは、民族の解放にとつて宗教や「宗教」とは何であつたか、ナシヨナリズムにとつて宗教や「宗教」とは何であつたのか、という議論の一方で、それだけではなく、宗教や「宗教」自体にとつて、民族主義やナシヨナリズム、国民国家は何であつたか、という議論が要るのではないかという点である。民族主義やナシヨナリズム、国民国家は、宗教それ自体に対していかなる作用をもたらし、固有の宗教的性格にいかなる歪みや変化をもたらしたのか、という点である。宗教や信仰それ自体の展開から、それらはどうみられるのかという点での議論が余りにも少ないと思えることである。

こうした議論が少ないのは、もとより、教団人や教学者側の怠慢ではあるが、私が敢えてこうした問題提起を試みるのは、以下のような金光教祖・金光大神（一八一四〜一八八三）の信仰事蹟と教学の見解によつてゐる。

### III

言うまでもなく、近世から近代にかけての日本の民衆世界での信仰は、葬送儀礼には主として仏教や民俗宗教が関与し、日常生活の困難や願ひ事は一部の既成宗教や習合的な民間宗教、民衆宗教（新宗教）が、その受け皿となつていた。幕末維新时期に誕生した天理、金光、黒住などの創唱者を持つ新宗教は、病氣・怪我、家内・身上安全、普請、家業出精、商売繁盛、妊娠出産、縁談縁組などを主たる祈願内容として、民衆の個人的要求に応える形で人々を捉えてきたと言つてよからう。

いま、金光教の例を挙げると、一八六九（明治二）年から一八八〇（明治一三）年までの、丁度、近代国家成立期に相当する一〇年間の参拝者の願ひ事の記録（「広前歳書帳」但し明治六年分は欠本）がある。全体で約一〇万六〇〇〇件の記載件数の中から、一八七二（明治五）年一月から三月までに限つての願ひ事の内容分類に過ぎないが、全体的傾向を示していると思われるので紹介すると、①一家の無事息災を願う者は全体の約46%、②病氣・怪我の回復平癒を願う者は

約26%、以下、5%前後を占めるのが、③普請成就約7%、④家業（商売繁盛、海上安全、五穀成就）約5%、⑤妊娠出産約5%、⑥開運・諸難放免・寿命長久約5%、⑦縁談縁組約3%、⑧その他約3%となっている（小関照雄、紀要27号、一三七～一四一頁）。一般に、「禁厭」と呼ばれる治病行為が淫祠邪教視され、「全ク人民ヲ愚弄シ蒙昧ニ導クノ所業」として問題化されることが多かったとされ、また「治病」行為こそ、その宗教活動の本質的部分であった民衆宗教（桂島宣弘『思想史の十九世紀』三〇～三五頁）などとみられていることからすれば、聊かその趣を異にしていると言わねばならないだろうが、いずれにせよ、当時の民衆がこれらの宗教に期待した願望の内容は、こうした極めて私的、個人的な願ひ事で占められていたと言つてよいと思われる。

殊に、一家の無事息災を願う者が全体の約半数近くを占めていることは、顕著な特質と言つてよからう。それが、「家内安全」「内輪安全」「安全」「身上安全」「身上」などと記された、未来志向的な生活万般に対する平穩無事を願うものである点からすれば、他宗教との比較検討も必要だが、幕末維新の変革期における世上不安が背景にあると言えるかも知れない。旧来の生活規範や社会倫理の崩壊がみられ、それによつて多くの民衆は常に最大の関心事である日常生活への危機を感じ取り、漠然たる不安を抱えていたのである。そうした社会不安が看取され、それを原因とした「安全」祈願である点では、全く私的、個人的であるとは必ずしも言えず、絶えず社会や「公」の領域の浸透と干渉に晒されつつある他はない、そういうものとしての「私」的領域でもあつたらう。しかし、それだけにそうした「私」的領域の確保と保全には、彼らなりの懸命な努力が払われてもいたのである。「家内」「内輪」「身上」という限りでは、「公」への期待よりは、むしろ、「私」的に祈願の対象とされざるを得なかつたものと考えられる。いわば、極めて個人的、私的領域での救いや福利を願ひ、追求するものであつたと思われる。

金光大神とその広前の周辺にあつては、明治の維新変革による多様な影響が生まれ、屢々その布教は困難に見舞われて行くのも、そうした観点から改めて踏まえらるのである。それは、概括的に言えば、明治政府にあつては、版籍奉還（一八六九〈明治二〉年六月）から廢藩置県（一八七二〈明治四〉年七月）を経て、神社制度、地方行政制度が漸次整備さ

れ、地方における人民統治機構が整えられて行くに従つて、金光大神の布教活動に与える影響も、次第に圧力の度を加えるものとして作用したことは言うまでもない。

## IV

一八六九（明治二年）には第二次太政官制の改革がなされ、この官制下で天皇の神権的絶対性を根拠に強力な集権国家を確立し、国民への徹底的な神道教化が図られ、神道国教化政策が打ち出される。この祭政一致の天皇絶対主義体制の確立は、まず神仏分離を達して伊勢神宮を頂点とする神社制度の統階構造の創出と中央集権的な土地人民把握機構の整備へと向けられて行く。こうして、神社制度や地方行政制度の整備を進めた政府は、当初の神仏分離や祭政一致など復古色を後退させて、天皇制思想を浸透させるべく、仏教各派を含めての組織的な宣教体制を整え、他方では国民に対する啓蒙教化の一施策として、雑宗を廃し呪詛祈禱行為を禁ずる措置を強化する一連の法令を相次いで布告して行く。

「切支丹宗及び其他の邪宗門禁制」（一八六八（明治元年）四月）、「修験道、盲僧、竈祓等非定着下級宗教者の活動禁止」（同年一月）、「祈禱呪詛ヲ以テ諸人誑惑スルノ類堅ク禁止ノ事」（一八六九（明治二年）六月）、「邪宗門ハ勿論怪異ノ教法一切嚴禁タリ」（同年七月）などの禁令を始めとして、廃藩置県後に至ると、県政レベルでの雑宗廃止措置が強行されるようになり、民衆の啓蒙教化の意図とも相俟つて、「廻国修行の六十六部禁止」（一八七一（明治四年）一月）、「曆本上に歳徳、金神、日の善悪等の不稽の説を記載出版することの禁止」（同年一月）、「梓巫、市子、憑祈禱、狐下ケ等の所業禁止」（一八七三（明治六年）一月）など、一連の雑宗廃止令がそれである。

このような制度の整備と変革に伴い、金光大神の周辺にもその影響は次第に及んで来ることとなる。①一八六九（明治二年）六月、浅尾藩の版籍奉還に伴い、領主対領民、領主対藩士の主従関係も喪失し、金光大神やその周辺者が取り結んでいた制度的、行政的関係が失われたが、このことは白川家の失墜とも相俟つて、それまで保証されて来た金光大

神の布教活動も後ろ盾を失い、ともすれば以後の布教活動を不安定なものとした。その表れが、一八七〇（明治三）年九月の浅尾藩からの出社信者への神号授与の禁止であり、金光大神と弟子達の信仰関係への制限である。②次いで、一八七一（明治四）年七月、廢藩置県によって浅尾藩は浅尾県となり新たな役人が赴任するに及んで、同年一〇月、金光大神は「但シ神勤ノ儀ハ是迄ノ通タルベシ」との条件のもとに「神職ヲ廃候」と神職が停止される旨の沙汰を受け、一八六七（慶応三）年以來の神主職を失うこととなり、全くの無資格の立場での布教者となる。③加えて、一八七二（明治五）年二月の戸籍法の施行に伴い、戸籍編成が進められたが、それまで白川家との間で既成事実化され、浅尾藩へも届け出られていた「金神社神主金光河内」の名目的神社とその山林の取り扱いをめぐって「金神社」という架空の社名だけが地方官僚の前で明るみになることは、既に神主職を失っていた立場からすれば、その布教行為を大きな危険に晒すことともなったのである。

こうした維新时期以後の制度変革を通して、新たに金光大神の身边に迫った圧力は、神官身分の喪失と神職停止の沙汰や戸籍編成など、そのへ身分的規制に關わるものその他、神仏分離、国民の啓蒙教化、雜宗廢止、呪詛祈禱行為の禁止、改曆などにより、一般に「金神信仰」と受け止められた金光大神の布教行為自体が、「天地金乃神」「生神金光大神」などの神名や「金神社」の社号と共に、もはや規制の対象とされる状況に置かれつつあり、それはへ教義的規制とみてよい。この他、一八七一（明治四）年の「社寺領上知令」の公布によって境内地を除いて国有化され、末端の無格社などは統廃合されたが、これによって金神社社地としての山林の取り扱いが戸籍編成に伴って問題化し、「社殿モ無之如何敷」きものであるとされ、へ宗教制度からの規制も加えられたのである（早川公明、紀要18号、四七〜四九頁）。

## V

では、こうした明治政府による「国民」の創出と主権国家の確立に当たっての、様々なレベルでの制度変革が、多く

の民衆達にもたらした桎梏と生活意識の変容は、とりわけ、民衆宗教の教祖達にどのような影響を与え、信仰自体にいかなる変容をもたらしたのか。金光教の「近代的変容」なるものが、明治の「国民国家」や民俗的宗教伝統が「宗教」へと再編されて行くこととの対峙で生み出されたとしても、それを必ずしも淫祠の文明化としてとか、民俗的宗教伝統の近代的「宗教」への変容過程としてとかではなく、金光大神自身の信仰展開の内発的展開過程やその延長としてみてとり、そこに民衆に独自の「近代の経験」を読みとることも可能なのではないだろうか。「文明（衛生、医学、科学）の立場からの淫祠邪教視に反駁（回避）したり、またそれを避ける為に自らを文明化し、文明の立場に立つのでもなく、いかに独自の神観念（宗教的治病）を保持し得たかということこそ重要な問題であろう。

そこで、これまでに見た明治政府の宗教政策と、これに対して金光大神が具体的に採った対応の代表例をみて行く。なお、『金光教教典』からの引用に際しては、「金光大神御覚書」は、「覚書」と、「お知らせ事覚帳」は「覚帳」と略記し、その他には、教典略号表に基づいて典拠を示した。

※以下、◇は金光大神に及んだ具体的法的規制。◆はそれへの対応と研究者の言及。

◇権現、牛頭天王の類の他、仏語による神号の廃止、仏像を神体とすることの禁止、仏具の社前からの撤去などを命じる「神仏分離令」（一八六八〈明治元〉年三月）とその影響。

◆「金光大神現」（一八六四〈元治元〉年一〇月二四日―一八六八〈明治元〉年九月二四日）の神号の改変を迫られる。

それまでは信仰内実の進展に応じて神からの命によって改められていたが、ここでは初めて外的圧力の原因として改変を余儀なくされ、九月に至って、神はその名を「生神金光大神」と改めた。権現号は、元来仏や菩薩が衆生を救うため仮の姿をとって現れたものの意味で、一般には人間が偉大な働きをすることや人を神と祭る習俗の中でも最高の境位を指す称号とされていた。「生神金光大神」も生きながらの神という意味では人として至り得た最高の神格を示そうとしたものようである。この神号改変の指示のあった日に「天下太平、諸国成就祈念、総氏子身上安全」（覚書）16―9―3の幟を染め立て、日々祈念をするようにとの指示が併せてなされたことからすれば、神に救いを願う者総てを救

済しようとする神の意志の現れ、と解釈されている（瀬戸美喜雄『金光教祖の生涯』一九四頁）。

◇一八七〇（明治三年九月一日、金光大神は浅尾藩から出社信者への「神号授与」を禁止される。「神号帳」の末尾に「明治三庚午九月朔日、浅尾御めし。二日俸木（婦）宅。社寺御奉行所、出社神号御さし留二相成候」と記されている。神仏判然令において、権現、菩薩などの仏号に因んだ神号の廃止を命ぜられたことが、その法的根拠と考えられる。◆それによって金光大神が出社との間に結んだ大元社―出社の信仰的関係に制限が加えられ、布教活動を組織立てることを困難にした（前掲早川、四五頁）。

◇「社寺領上知令」の公布（一八七一年一月五日）によって境内地を除いて社領地は国有化され、末端の無格社などは統廃合される見通しとなり、これによって金神社社地としての山林の取り扱いが戸籍編成に伴って問題化し、「社殿モ無之如何敷」きものであるとされ、「郷社定則」（一八七一年七月四日）によって、白川家への神主職補任申請の際に名乗った金神社神主の地位が、名目上も存在しないこととなり、その予定地であった山林までも官地とされた（前掲早川、四八頁）。

◆この際、広く神社などで祈念に用いられていた六角畳も取り除かれているが、神社形態も正統な由緒も社格もない、農家の一室に神を祀っただけの広前では、それも控えなければならなかった（前掲瀬戸、一九六頁）。

◇明治初年に神社制度と地方行政制度の整備を進めた政府は、やがて天皇制思想の普及徹底を目指した組織的な宣教体制を整え、他方では国民に対する啓蒙教化の一施策として、雑宗を廃し呪詛祈祷行為を禁ずる措置を強化する一連の法令を相次いで布告するが、これらの影響は有形無形の形で民間の宗教者の上に及んだ。

◆金光大神は、一八七一（明治四年四月）には、「出社中組み合うて、押しかけ（強盗）に行った」（『覚書』19―2）との

噂を立てられ、参拝者も減って「まいり人も少なし」(「覚書」19―3―4)と書いている。これに對して、浅尾藩から社寺司補の寺尾只一が事実の内偵を行うという出来事が發生している。

こうした出来事の中で、金光大神の広前の変化の様子について、参拝者の願い事が毎日記された「広前歳書帳」によつて、その全体の記載件数から一日平均の参拝者数の動向を概観すると、一八六九(明治二)年を通じての一日平均は四五人、明治三年は四八人、四年は三五人、五年は三〇人、七年は二四人、八年は二四人、九年は二三人、一〇年は一九人、一一年は二一人、一二年は二五人、一三年は二九人となる。つまり、四年以降減り始め、一〇年が一番減少し、それ以降また回復傾向にはあるが、二、三年の状態には戻らない。

一年間の数字で言えば、一八六九(明治二)年から一八七二(明治四)年までは一万人から一万五〇〇〇人の参拝者であつたのが、一八七二(明治五)年以降は一万人を割り込み、一八七七(明治一〇)年には六五七七人まで減っているのである。最盛期の半数以下である。

政府の淫祠邪教の取り締まりや、神道国教化政策の推進によつて、いわば「雑宗」の扱いとされつつあつた金光大神の広前と布教は、人々の冷淡視や意図的な浮評に晒されて行く。その背景には、「梓巫、市子、憑祈祷、狐下ゲ」禁止など、国家からの雑宗廃止方針(「宗教」の確立、「淫祠邪教」視があつたが、そのみならず、世間からの「邪教」視がこれに加わり、さらに既成宗教者からの「淫祠邪教」視の眼にも晒されて行つたのである。しかし、金光大神の場合、これに先だつて神は、一八七一(明治四)年二月、「今までたびたびの不時(予期しない災い)、難受け。またもどのようにな不時あつても苦世話(心配し苦しむこと)にすな」(「覚書」19―1―2)と、予期される外圧を受け止める態度を示していた(福嶋義次「金光大神論」『変革期の宗教』二〇九頁)。一人の民間宗教者が、全く世俗的な後ろ盾のないままに、国家の禁令措置の前に立たされるのであるから、そこで取り得る態度は凡そ限られたものであつた。信仰を放棄し布教を断念するか、それとも對抗して取り締まりに出合うか、そのいずれかしか考えられない。そうした状況の中で、そのいずれの道も選ばず、「辛抱」という態度を貫き「世は変わりもの」と信じ、辛うじて許される時の到来を待機せしめられ

ているのである。

◇「神宮以下神社の世襲神職廃止、精選補任」(一八七一(明治四)年五月)、「神宮職員規則」(同)等によって、神宮の世襲、神社の私有が禁止され、金光大神は白川家から得ていた神職の資格(一八六七(慶応三)年二月二〇日に金神社神主金光河内、それ以前は一八六四(元治元)年四月九日、初入門神拝式許状)を四年余りで失うこととなり、一八七二(明治五)年一月からは全くの無資格の身分となり、一八八三(明治一六)年一〇月までの生涯を無資格の布教者として過ごすことになるのである(前掲瀬戸、一九六頁)。

一八七三(明治六)年二月一七日には、「小田県の触書」で神職廃止の情報が家族からもたらされ、家族が動揺する様子が示されている。「神宮職員規則」の県レベルでの施行である。翌二月一八日には村の戸長からの呼び出しがあり、神棚、厨子、三宝、神酒徳利、賽銭箱、絵馬、提灯など、神前の撤去を求められる。

◆これに対して、神は「家内中、神のこと忘れな。何事あつても人を頼むことすな。良し悪ししことも、神任せにいたせい。心配すな。世は変わりもの、五年の辛抱いたし」(覚書 21-1-3、4)と知らせたが、それは「苦難に出会つても、神に心を託す生き方を中心にして、人や世俗の力を頼まず、人間の目先で判断して思い煩うのでなく、神の計りに任せること」を指示したもので、「世は変わるのが常で、五年間の辛抱を覚悟するように」との対処を示したのである。襲い来る外圧や苦難もさることながら、それに対処する人間の態度と信仰の姿勢、指針を示すものと、解釈されている。

神前撤去の命に対しては、「すぐにお広前かたづけ」とのみ記し、それに続けて「荒れの亡所に相成り」と心境を記し、心の空洞感とさんだ様を表現しているが、「五年の辛抱」を望みとして、何時再開できるとも知れない宗教者の生活から撤退させられる。これに対して、神は「力落とさず、(私に)休息いたせ」と指示し、その態度を「休息」と表現したことに注目点がある(前掲瀬戸、二〇九〜二一〇頁)。それから二〇日余りを経た三月二三日、神は「金光、生ま

れ変わり、十年ぶりに風呂へ入り」と伝えている(「覚書」21―3―4)。これらは、死と再生のモチーフで解釈されることも多いが、国家の宗教統制が明確になるに及んで、これに対抗して自らを「宗教」者の道へと転身するでなく、挫折せしめられるのでもなく、「辛抱」の言葉が示すように力をもつての強制には、これを回避して「休息」の姿勢で臨み、自らの信仰姿勢や布教方途をも再編成するべく待機した、と解釈されてきた。

この神前撤去と神勤の自粛は、ひと月余り続き、三月二〇日、戸長から内々での神勤再開が促されたが、内済措置を快しとしないで断ると、戸長は「あんまり、金光、丁寧すぎてどうならん。とめたもわし、拝めいと言うもわし。おはじめは厳しゅう申しつけられ候。小宮どもはとり払いにならうかと思ひ。また、少しはごゆう(ゆるやか)になり…：金神様も、人がまいりても拜んでやらんと、みな力落として帰ると聞き。悪いことせんのじゃから、人の助かること」(「覚書」21―6―4―7)と重ねて説得したので、金光大神も納得し、翌日から再開するのである。以来、一八八三(明治一六)年に亡くなるまで、羅卒が取り調べに来るなど、幾度かの危機的状況はみられたが、晩年まで無資格布教者のままで、少なくとも一日に二―三〇人の参拝者を数えるという流行神的な発行現象を呈していたのである。その意味では、地域の共同体社会に生きた人々には、「内済処遇」という互助的慣行が有効に機能する側面が残されていたのである。

## VI

殊に、一八七一(明治四)年五月の「神宮以下神社の世襲神職廃止、精選補任」や「神官職員規則」等によって、神官の世襲、神社の私有が禁止され、金光大神は神職の資格を失うこととなるが、次いで一八七三(明治六)年二月一八日には、村の戸長からの呼び出しがあり、神前の撤去を求められた点は右に見たとおりである。

神前撤去の命に対しては、「すぐにお広前かたづけ」とのみ記し、何時再開できるとも知れない宗教者の生活から撤

退させられるが、これに対して、神は「力落とさず、（私に）休息いたせ」と指示し、その「休息」の生活の中から、「生神金光大神 天地金乃神 一心に願え おかげは和賀心にあり」とする信心の要諦を明確にした。ここで、神名と共に記された「一心」「和賀心」という、心の在り様への集中を促した信仰の実践方法は、必ずしも神社制度や雑宗廃止、啓蒙教化などによって排除されようとした内容やその諸施策に抵触するものではなく、信仰を制度慣習的形式から解放して、むしろより個人的で私的領域における実践へと導くもので、世の風圧を回避しつつ、人々に残されたわずかな任意の領域を極限まで拡大するものであったが、それは神と信仰とが世俗権力の干渉から辛うじて免れ得る「場」の確保であったろう。

その弟子の一人である近藤藤守は、布教上の行き詰まりの中で神徳を得たいと願ひ、金光大神に「しばらくの間、山に入って修行させていただきとうございます」と願ひ出たのに対して、「それは結構である。しかし近藤さん、何もわざわざそんな不自由な山に行かなくても、心の中に山をこしらえて、その中で修行をしたら、それでよい。自分が山に入った心になっていれば、どんなに不自由なことがあっても、また家内のこしらえたものがますぐても、けっして不足を言うことはないであろう」(理Ⅱ近藤20)と教えたという。ここにみる「心の中の山」は、最も象徴的に「信心の息づく場」の所在とその性格を示している。

この他、一八七一(明治四)年七月二四日、神は「運氣、運勢、普請、作事、方角、縁談、宅がえのこと、理解でよし」(「覚書」19―5)と指示を与え、また、翌年七月二八日、「金光大神、拝むと言うな、お願ひ届けいたしてあげましよう」と申してよし。願う氏子の心で頼めいと申して聞かせい(「覚書」20―7―2)と知らせている。これらは、当時祈祷占いの対象となっていたものの代表的祈願内容であり、金光大神広前でも運氣、運勢についての願ひ出に依って祈祷が施されていたことに対する神の指示であり、「拝んで助かる神」としての性格を払拭する動きの現れで、「話を聞いて助かる神」への信仰営為への変化、変容の促しであった(福嶋義次、紀要15号、三四頁)。「拝む」という行為が、一般の加持祈祷を意味する類語である点からすれば、そうした民間祈祷者と類似の慣習的信仰の形態を脱却しようとしたも

のではある。こうした動きは、「雑宗廃止令」との関わりでの対抗や回避の態度を容易に予想させるが、同時に、次のような既成信仰習俗への批判を通じた信仰の展開相であるとの評価もなされて来ている。すなわち、「従来の法者（修験者）祈禱者は、人より依頼され、祈禱してあげる、あるいは、拝みてあげると言いて、自分が祈禱するのみ。信心のわけを人に教えず」（理Ⅲ教理50）という伝承から、専門的、職業的祈禱者とその宗教行為から、信仰を個々人に回復せしめ、自立的で個人的な、私的領域における実践へと導く方向への模索が把握されようとしている（前掲福嶋、紀要15号、三一頁）。ここにも、公的領域での規則が入り込む余地のない、人々に残された僅かな任意の私的領域が極限まで拡大されつつ、神と信仰とが世俗権力の干渉から免れる「場」の確保が意図されようとしたことが窺われる。

この他、簡単に列挙するだけでも、「金神広前では京都ご法どおりのことはできませんと申してくれ」（「覚書」15-1-4、慶応三）、「木札、守り出すな。小の、こまい氏が助からん」（「覚書」22-34-1、明治一一）、「世が開けるといふけれども、開けるのではなし。めげるのぞ」（理Ⅰ市一-17）、「吾は天地の大真理は伝ふれども人の書きし物（三条の教則）の講義（説教）は致さぬ」（佐藤範雄『天地の大道理』一八頁。前掲瀬戸、一九九頁）、「祈念祈禱に出歩くなど、不見識なことはするな。隣同士でも拌みに行つてはならない」（理Ⅱ高富8）、「何事も法どおりにはさせず、神の指図いたす」（「覚書」20-1-1、明治五）、「二月六日暮れ六つ、地震いり。天地乃神氣ざわり、世の狂いに相成り」（「覚書」20-1-3、明治五）、「教導ではいけん。教導にまぎらわしきことせず、まじないもせず、説教も。出て歩く道でもなし。内で説論とも理解とも話をして聞かせ」（「覚書」24-1-5-5-6、明治一三）、「神の理解どおり願いて、願いどおりおかげを受けて、ありがたしと申してお礼にあげます物は、神も喜ぶ。末の繁盛守り。札の、守りの代、初穂、益を取るのといふ神とは、此方は神がちがう」（「覚書」23-1-3-4、明治二二）、「（明治二二年七月、美濃南宮神社の金山彦命の分霊を勧請し布教合法化を勧めるのに対し）此方のは神様が違う。そのとおりにではできませんと言ってくれ」（理Ⅲ内伝7-23）など、一見、明治政府の文明開化政策や「雑宗廃止令」への対応や対抗を予想させるかのような理解が多い。祈念祈禱や札の発行、供物の受け取りなどを拒否する姿は、自らが他の民間祈禱者達とは明確な区別を設け、それが恰も政府の進める合理化、開明化とも

連動して、雑宗の取り締まりから回避を図りつつ、その意味では国家に回収される近代宗教への道筋を辿っているかのようでもある。それは、金光大神自らの近代化（近代的変化、変容）ともみられるのである。

しかし、これらから政府の期待した路線へと信仰を合理化し、自ら「宗教」化を図り、国家に回収される方向を辿ったとは見做せない内容も同時に顕著であることは重要な論点である。そうした背景の推移や時代状況の変化の中にあつて、それに応じて自らも一見近代的変容ともみられ兼ねない変化を遂げつつ、文明や開化、天皇への信仰に一元化される宗教制度からも身をかやしなうが、しかも独自の信仰の世界を確保したとみられるのである。「利れる刃は毀れるぞ。此方は利れず曲らずで立つて行くのぞ」〔佐藤範雄『信仰回顧六十五年』上巻、五〇頁〕とか、「此方においても、この道のためにはいろいろの困難に遭うて、これまでに、はや、いろいろにしてみたが何の効もなかったから、たとえいかようなことを言うて来る者があるうと、そこを何となりと言うて滑つて（ごまかして）おつてくれ、ここには神も考えのあることじゃから。たとえ顔に泥を塗られるようなことがあるとも堪忍しておつてくれ、やがて、神が顔を洗うてやるから。ほかの者の組下になつたら、神のひれいは立たぬぞ」〔理Ⅲ尋求Ⅲ―2、4〕などは、その態度を示す代表的言説である。

いわば、民衆自身が啓蒙され、近代の洗礼を浴びつつ、近代的なるものを内面化して、変化を余儀なくされ続けたのであるから、それに連動するかのようには、金光大神とその信仰、布教も当然変化し、民衆自身の生に即しつつも、決して文明や近代国家に回収され尽くさない信仰の世界と「場」を、「利れず曲らず」何となりと言うて滑る」という姿勢をもつて確保して行くものでもあつたとみられるのである。

## VII

ではその弟子達の中に、こうした信仰の在り方がどう継承されただろうか。尤も、金光大神の時代や在所とは様相を

異にした弟子達の布教状況で、それがいかに可能であったかは、単純な比較は控えられねばならないだろう。

金光大神の晩年の弟子の一人である佐藤範雄は、その没後に神道金光教会の創設に尽力した人物として知られるが、彼は次のようにその教えを伝承している。

ある時には白川流の神道のお話がある時もあり、ある時は仏教流のお言葉がある時もある。お祭り日をご縁日と申されたり、あるいは線香もたかれておるので、ある日、私参りたる時、他に参詣者のなき時、「金光様、あなたの教えなざる道は唯一神道でありますか、両部神道でありますか」と伺い奉った。金光様は、「そうじゃのう」と仰せられ、御領辰の年の氏子（佐藤範雄）参詣の旨お届けあり、「御領辰の年の氏子、此方は唯一神道も両部神道も知らぬ。ただ、天地の道理を説いて聞かせておる」との御裁伝あり、いたく感じた。ご祈念すみて、ご理解となり、「此方は何も知らないでも、神様はあのように教えてくださる」と仰せられた。このご裁伝の時、身がぶるぶる奮い立ち、言語に尽くせぬ森厳なものであった。……このご裁伝、ご理解を拝するまでは、不徳にして、お道の本体についてもいろいろ疑うところがあつた。どこを本体として向かつたらよいかと。ところが、これとともいっさい万事晴れてしまつて、さつと心中が晴れてしまつた。うれしいとも申しようがなかつた。……その時の感じ、この道は、まったく世に伝えのなき天下無類の神の伝えをお開きなざる神聖なる道であるという気がした。それ以来は寸分も迷いが起こらぬようになり、一段階、神の方へと進ませていただいた。（理Ⅲ内伝5―2、4・6―7）

いみじくも、ここで「唯一神道」「両部神道」等と、他の先行宗教との比較、類推で金光大神の信仰、内容を推し量ろうと試みたのであるが、こうした問題の仕方に対して、決して金光大神は対応する形では応じてはいないことに注目させられる。このような問題の仕方、信仰の捉え方そのものが、金光大神によって拒否され、乗り越えられてさえていることは示唆深いものがある。「此方は唯一神道も両部神道も知らぬ。ただ、天地の道理を説いて聞かせておる」という全く超然とした態度であるという他はない。その応答から、佐藤は、神、仏という境も、宗教という制度的な枠組みにさ

え拘らない「まったく世に伝えのなき天下無類の神の伝えをお聞きなざる神聖なる道」と、了解し得たのである。ここには「宗教」でもないというほどの内容把握がみられると言つてよいかも知れない。

教団自らが本来「宗教」であるかどうかの根本への問いを忘れる時、国法の指定する席に甘んじて座るだけの「制度宗教」に自らを貶める結果ともなり兼ねないことの危険を、常に意識せしめられた者の言葉である。

こうした歴史的歩みを経て、一九〇〇（明治三三）年六月一六日、公認宗教として神道からの独立を果たすのであるが、その独立運動を担った弟子達の神観念をみると、「奉教主神が我が国神典中の御名ならずして天地金乃神なる一神教の体を立て給ひしにより世人容易に之を理解せず」（佐藤範雄「教祖立教と制度の沿革史要」昭和七年）との回顧と神把握がみられ、国典にもない天地金乃神という主神の固有性に、他の何にも譲れない本教の存立意義が見定められていたのである。そこには、神道との祭神、教義の相違点を具体的に挙げ、その検束下に置かれることの屈辱、不満、不面目を述べ、「独立」意志と準備の周到なる計画性を主張し、独立の必然性が披瀝されている。それまでの神道傘下での布教は仮の姿に過ぎず、やがて真の独立を果たす上での第一歩であつたとされるのである。

信仰者にとつて奉斎神の名前をどのように表記し、社会に表明できるかということとは、自らの信仰を表明することにおいて布教を成立させようとし、そのために教団としての公認を得ようとした当時の教団人にとっては、教団独立運動の意義の成否を賭けた争点であつたに違いない。「全く教義祭神に於ける自由を剥奪せられ、甘んじて教義の根本を異にせる本局の下に屈辱せざるべからざるに至れり」（「金光教別派独立請願理由書」明治三二年）とする筆致には、問題意識の先鋭さが認められよう。しかし、そこには同時に国家施策に協調する側面も多々みられることも、明確にしておかねばならない。

佐藤範雄が教団設立の願いを立て、或る神道家にその方策を尋ねた時のことである。これに対して「教義の大綱を示すべき『信条』があるか」とただされ、佐藤は「信条とは、なんでありませうか」と尋ねた。信条とは教義を箇条書きにしたものであるとの説明を得て、翌日金光大神の許に詣で、ことの次第を述べると、金光大神は、「この方は、人がた

すかることさえできれば、それで結構である。これまで、ほかからも、道が、上につらくないようにいたしたい、とねごとうたものがなんぼうもあった」と応えているのである(『金光大神』二六〇頁)。教団組織を企てる程の意欲を持つ者が「信条とは、なんでありませうか」と尋ねたには、それまでの金光大神の信仰内容に「信条」「教条」というものが予定されていないで、国家や制度の求める信仰、宗教との相違点が裏書きされているようにも思えるのであり、また、それを佐藤自身が今日に伝えていることの意味は大きい。この教団の組織化を願ひ出た佐藤に対して、その願ひ出である組織化をめぐって、肯定したとも否定したとも判別出来ない、いわば両義的な、組織化する、しないは二の次であると言わんばかりの回答を示した点には極めて重要な意味が含まれていると思われるのである。

また、その佐藤範雄の愛弟子である高橋正雄は、教団の独立から十数年の後に、次のように記している。

広前の取次は斯道の魂である。従ってこれは教会教派以上のものである事を知らねばならぬ。……取次は教会があるから取次をするのではない。取次の方が本で教会は末である。その証拠には教祖の神が立教の神宣を受けられて、斯道をお立てになる始めには、教会と云ふものも無ければ、教派と云ふものもない。唯広前のお取次と云ふ事があつたばかりである。広前のお取次は斯道の立つ最初からあつた。否、広前のお取次と立たせられたので斯道が始まつた。

取次が斯道と云うてよい。……夫れ故教会教派はどこ迄も広前取次に従うて行かねばならぬもので、教会教派の都合で取次の神聖を犯すやうな事があつてはならぬ。(高橋正雄「広前の奉仕」『新光』第一三六号、大正六年六月一八日)

生神金光大神さま……私らの、心の中に常に感じます事は、あなたのおひかりの輝かしさと、私らの作つております団体が、あなたの思召しに添う事ができているであろうかという事であります。どうしたら、あなたご一にんの、そのままの現れのように、この団体がなることができるかという事を忘れる暇がないのであります。あなたには、お要りようがなかったものを、私らが私らのために作らして頂いたものであります故に、どうしてもこの事を忘れることができないのであります。……私らは、はじめ団体を作ります時に、あなたの思召しに添わぬところはありませんでしたろうか。あなたの思召しの一部分には添い奉つていたとしても、思召しのうち、私らのよう汲み奉らな

んだところが多く残りはしませんでしたらうか。どうもそうらしく思われてなりません。が、どんなところを、ようお受けせずに残してしまいましたでしょうか。……どうぞ、私らを、おひかりでお照らし下さいまして、出来る限りの素直さで、あなたに従わせて下さるよう、お願い申し上げます。私らは、ここに改めて、あなたに従いますために、何事につきても、これだけはこういたしますと、予めとっておきのものは、ひとつも持ちませず、ただ、あなたを信じ奉る心持ちだけに立ち返りまして、謹んでお祈り申し上げます。

(高橋正雄「いのり」『道を求めて』一九二〇頁、大正八年十月)

## VIII

このように、「この方は、人がたすかることさえできれば、それで結構である」教会教派の都合で取次の神聖を犯すやうな事があつてはならぬ」あなたには、お要りようがなかったものを、私らが私らのために作らして頂いたものとあります」というこれらの言葉は、教団組織に対する信仰の絶対的優越を説いたものであり、一方には、こうした信仰の本来性に対する教団の意義を根柢から糺して行く「問い」が、教団の中核にあり、教団当局者自身がその問いを問うことを、最も重大な課題として問うべく課せられていることは、金光大神の信仰の根柢に向けての探求が、教団自身の第一課題であるという性格を現していると思われるのである。一旦この問いが忘却される時、組織、制度に対する信仰の立場ゆえに持たざるを得ない緊張関係の両義性が見失われ、安易に「宗教」への道を辿ることともなり、教団は教祖を離れて自己目的化の道を辿るしかないと思われるのである。

(教学研究所所長)

## 平成一〇年度研究論文概要

一〇年度に提出された研究報告のうち、本号に論文として掲載されたもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等を、ここに掲げる。

### 第一部

#### 金光大神の呼称について

小坂 真 弓(所員)

「覚書」「覚帳」において、金光大神が自己を記す際に、指示代名詞の「此方」「其方」、自身の生まれ年の干支である「戊の年」、また神から与えられた神号である「金子大明神」「生神金光大神」その他様々な呼称を使っている。本年度は、「覚書」「覚帳」に記された、それら金光大神を指す呼称に付与された意味を考察した。

一章では、金光大神や信者の神号の変遷と神号授与行為の実際を窺うと共に、神号や神号授与行為に関する先行成果の問題点を指摘した。考察を通じて、信者も金光大神と同様の神号が授与され、中には神号授与を行い、神号を戸籍名にする者が現れるなど、

金光大神の神号授与に関する一連の行為と同様のことが信者間で行われていたことから、金光大神はもとより信者らも各神号の意味や、神号授与行為の意義について何らかの共通確認がなされていたと推察した。そのようなことから、各神号の意味を統合的に捉える従来の解釈に対して、改めて個々の神号の意味について確認する要を示した。

二章では、「覚書」「覚帳」から金光大神を指す各呼称表現が記された文章を構造的に分析し、どのような文脈の中で呼称が使われているのかを窺うことよって、各呼称に付与された意味を考察した。分析の結果、信仰段階に応じた役割存在としての在り様を確認することができた。中でも「金光大神」と「生神金光大神」の意味的差異、また「生神金光大神」が「存在者」及び「働き」の両側面から捉えられていることを指摘した。

三章では、前章の考察の中で浮上した問題点を纏めた。「氏子あつての神、神あつての氏子」といった神・人関係が説かれている神伝には、必ず金光大神の呼称が記されるなど、その他これらの神伝に、幾つかの類似点が認められることから、各神伝間の特徴や、関係について追究することの必要性を述べた。

## くらと彦助の事蹟の關係について

荻野 理喜之助(助手)

本稿では、「覺書」安政六年の金光大神の次女くらの病氣の事蹟と文久二年の実弟香取彦助のかん立ちの事蹟を取り上げ、解釈を試みた。特に二つの事蹟を通して、くらと彦助が死に瀕する状態の中で、「験」を約束するお知らせを受けながら、くらは回復し、彦助は死に至るといふ正反対の結果になっていること、またその過程で金光大神が「験」をどのようなものとして捉えたのかということに注目した。

第一章、第二章では、この二つの事蹟についての先行成果をまとめ、問題点を述べた。先行成果では、金光大神にとつてくらの事蹟は「金子大明神」の誕生過程の中で、救済の原理(取次)を発見する契機として、彦助の事蹟は「金光大神」の誕生過程の中で、金神を世に出すことが可能となった出来事として解釈しており、この二事蹟を金光大神の神号の変遷過程の中で捉えている。しかし、これらの解釈は、神号変遷過程を前提にした事蹟への注視となっており、事蹟ごとの性格、その固有な意味に立脚した視点確保の厳密性が改めて求められる、と指摘した。

第三章では、前章で指摘した視点から以下のように解釈した。くらに関しては、治癒の過程の中で二度の瀕死の状態を経験し、その度ごとに「験」が受けられるという「お知らせ」を受け、結

果的に助かる。これに対して、彦助は、益坂の惣左衛門が「験」のお知らせを受けながら、その日に死んでいく事蹟を挟んで、彦助も「験」のおかげを受け、かん立ちは一旦は回復するものの、その直後に変死する。これらの体験と、以後「験」といふ言葉が「覺書」において使われなくなることを加味して、今まで「験」を受けることを「おかげ」としていた金光大神の認識が変わったと推測し、「験」ではない「おかげ」に気づかされていく過程ではなかったか、と考察した。また、今後「験」の問題を、金光大神の神認識の問題と関連させて論究する必要があることを確認した。

### 人間の本来的自己への探究をめぐって

—「信心して神になる」を考えるために—

兒 山 陽 子(助手)

本稿では、「参ってくるあなたが神である」「生神になる」などの人間の本来性を指摘した言葉であると思われる「神」の内容を考える為に、一章で、禅宗などの「覚」の立場から、二章で、G・バタイユの『宗教の理論』から、それぞれ人間の本来性について提示している内容を考察した。この考察の意図は、人間が共同体の論理から成る価値規準の下に置かれ疎外されている状況の中で、宗教は人間の生の論理をどのように開いていくのか、とい

う関心からである。そして、その生の論理は、人間存在の本来の意味、「人間の本来的自己」の探究に繋がっていると仮定し考察を進めた。

「覚」の立場では、「本来的自己」とは神や仏という言葉で表現されている内容そのものであり、それに目覚めるのは、神や祖仏などを対象として信仰することの限界性に気付くことによつてであると述べている。そのことから、人間の理性的分別能力、即ち、自分や他人、世界を客体化する能力によつて、人間自身が疎外されている状態を越えることを、「本来的自己」に目覚めることとして捉えた。一方、バタイユは、そのように修行を通して「本来的自己」の目覚めを求める神秘主義的宗教を批判している。その理由は、今生きていることを、将来でのさらに大きな利益、即ち「いつか来るはずの救済」を獲得することに隷属させる構造がそこにあるからである。そして、そのような生の先送り自体が、有用性を重視した共同体の利益追求の秩序の下に人間を隷属させる構造と同じであることを明らかにしていると纏めた。

考察を通じて、人間が、有用性を重視した秩序の下に隷属し、道徳、ましてや宗教までもその秩序の下に置かれている状況の中で、その秩序自体を問わない限り、人間の生の論理を宗教に見出すことは出来ないことを指摘した。

## 第二部

経験の意味と神の意志―その受容と疑いの間

―金光大神の信仰における

「差し向け」の意味を考えるために―

竹部 弘(所員)

昭和五十年前後、「実意丁寧神信心」を中核とする教祖像の相対化がなされ、新たに明治六年十月十日の神伝中の「生神金光大神差し向け」という一句に依拠して、神から遣わされた救済者という教祖像が示された。また、そうした教祖像の見直しに伴って、「差し向け」という言葉においても、様々な出来事を神の計らいとして受けとめるという受容的局面での意味に対して、金光大神の社会救済に向かう使命感が強調されつつある。

本稿では、そうした教祖像の拠り所となる「差し向け」の解釈について、例えば「何事もみな天地乃神の差し向け」と言われるような、「差し向け」の語が持つ多様な意味の中での位置を検証すべく、首標のテーマを考察した。そのために、金光大神の経験レベルに立ち返って、時々神からお知らせを受けつつも、偶然とも見える出来事が織りなす模様の中で、果たして「救済者の自覚」が試されるような経験に出会うことはなかったのか、またそうした経験において、どのように「差し向け」を感受し得たのか

ということの吟味を行った。

具体的には、「お知らせ事覚帳」の記述から、神の意志・感情が計り難いものとして当面させられたであろう場面を取り上げて検討し、それらの出来事がどのように経験されるか、何を以て「差し向け」の意と把握しうるかを、特に明治十四年に起こった金光大神の孫桜丸の死という出来事をめぐって考察した。更に十四年以降の、桜丸の死と関連する幾つかのお知らせに注目し、その死をめぐる意味は、各お知らせにおいて幾重にも交錯し変転する様相を示していること、相異なる「差し向け」相互の間での角逐が見られることから、「差し向け」の意志とその意味づけが將來に及ぶ射程にも、幾つかの異なった流れが浮かび上がる様を窺った。

## 民俗信仰の禁忌観念と金光大神

— 金光大神前半生における

日柄方角の禁忌との関わりをめぐって—

加藤 実(所員)

金光大神は、「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生」など、当時の人々が共有していた民俗信仰の観念を越えて、神と人間との新たな関係の意味を汲み出し、教示してきたと既に論究されている。このような教えが語り出される背景には、金光大神の具体

的な生活の場面における、民俗信仰の諸観念との関わりがあると思われる。そこで、そもそも金光大神がどのように民俗信仰の禁忌に対処していき、如何なる神との関係が醸成されたのかを追究し、その意味を考察していく必要があると考えた。

本稿では、日柄方角の禁忌に苦悩したといわれている金光大神前半生における門納屋、母屋などの普請と、その間に相次いで起こった所謂「金神七殺」の不幸に注目し、金光大神が民俗信仰の諸観念と如何に対峙し、それを越えて独自の信仰へと歩み出す契機が何処にあったのかを探ることに努めた。これまで、金光大神は、金神崇りへの恐怖を次第に募らせ、日柄方角の侵犯を恐れて、その法則性を遵守したと解釈されてきた。だが、これらの建築の背後には、金神崇りへの畏怖よりも、それを乗り越えて建築を遂行する強い意志が窺われ、家存統のためのぎりぎりの対応であったと指摘した。また相次ぐ不幸の中で、三・四男の疱瘡罹患時の厄守神事を、二男の死穢を避けて仕え、その結果二人が助かるという経験も味わう中で、神仏の加護を願うあり方や、そして三十七歳の母家改築時に初めて金神祭祀を行い、「凡夫相わからず」と独自の祈願を行い、崇りを避けるより加護を引き出す信仰姿勢への展開がみられる点から、既にその前半生において、民俗信仰による禁忌からの逸脱や克服の跡が窺われると指摘した。

## 天地（身を任せるべき）について

水野 照雄（助手）

本稿では、「天地」がどのように捉えられているのかを、金光大神の信仰体験に基づいて、具体的場面に即して明らかにすることを目指し、「一つ、書付やるを見合わせ。書くことは兩人に書かせ、ためおき。ほか守り札、無理から言う者には金光明神に出させ。萩の所へ行けと申し。此方には、氏子の身信心の話だけいたし、聞かせ。天地へ身を任せば、難なく安心のこと。」（「覚帳」25―36）という明治十四年十二月二日のお知らせの解釈を試みた。

第一章では、このお知らせが発せられた背景を知るために、その内容とも関わる社殿建築の動きを押さえ、守り札の類と天地書附の配布状況を「覚帳」に見た。また、その信仰的意味づけについては、天地書附を實踐されるべき信仰の要として説いているのに対し、札の類を出すということ自体について、またそのようなものに依存する危うさについて金光大神が問題指摘していることを、「理解」から読み取った。

第二章では、「天地へ身を任せば、難なく安心のこと」の内容把握に資すべく、「天地」については、金光大神が自然現象をどのようなものとして体験し書き記しているかを「覚帳」に、「難」については金光大神の祈念の内容から窺うべく「祈念詞」

に、それぞれ見ていった。「覚帳」によると、安政年間までは天候についてお知らせを頂き都合よくいったという記述であったのに対し、慶応年間以降には台風について、またそれによる被害についての記述など、必ずしも都合よいとはいえない自然現象が見られるようになるが、金光大神は、いずれの場合も、そのような天地の在り様に対し何らかの働きかけをなすというより、受動的な態度で対していたことが窺えた。「難」については、「祈念詞」に見る限り、その内容は「火難、中天、災難、毒害、悪事」といういわば社会の中の災難であり、また、難が無くなることではなく、難はあるものとしつつ、逃れられることが祈られている点に注目した。

最後に、全体を通じてのまとめと問題提起を試み、終章とした。このお知らせは、天地書附の配布中止、守り札については条件付きながら下付容認という内容になっており、一章で見た「理解」の内容からすると、天地書附と札について金光大神が説く信仰的意味合いからは逆向きと言えること、そして、「覚帳」に見る限り、そうせざるを得なくなるような、状況からの迫りは見当たらないことを指摘した。そのような指示がなされたこのお知らせにおいて、「天地へ身を任せば、難なく安心」といわれることの意味は、人為を超えた「天地」を指し示すことにより、金光大神の「難」に対する姿勢の転回・展開を促すところにあったと推察した。

## 「覚帳」における金光大神の人間性検証の可能性

山 本 美 紀 (助手)

金光大神の信仰内実追究の端緒として、「覚帳」の記述を軸に、金光大神の心の動きが窺える部分から、金光大神の内面に沈潜して、容易に表現できない意識に接近しようとして試みた。

第一章では、金光大神は、良好な関係を築くことができなかった他者との関係を、どの様に把握していたかを、具体的には川崎元右衛門と藤井きよの二人に注目し、「覚帳」「覚書」の記述から考察した。川崎に対する金光大神の記述からは、世話方達と比較し、川崎の呼び方に見られることから、その相違の意味を、金光大神の人間理解に、身分制度を背景とする当時の歴史的価値観の制約を受けた側面が見られるのではと推測した。また、川崎・藤井両者と、金光大神の関係について、「気障り」「立腹」などの神の意思や感情に仮託して、金光大神個人の意に沿わない者に対する感情を記述する姿が窺えた。

第二章では、金光大神の信仰者としての自発性の有無を、「覚帳」の安政六年までの取次者としての役割を課されることになった記述から考察した。その記述からは、難儀な人を助ける道を歩むことに積極的意思を有していなかった金光大神の姿が浮上した。また「覚書」を見ても、「お知らせ」という神の意のままに、取次者としての道を歩みはじめた信仰者金光大神の姿しか見出せず、

金光大神の個人の意思、具体的な人間的感情の動きは追究できなかった。

第三章では、「覚帳」晩年に見られる、金光大神自身の健康状態についての叙述を、金光大神が自己に向き合う姿と捉え、信仰内実が窺えないかを検討した。金光大神には、自身の健康状態について、お知らせを受けながら、客観的に病状を記し、その病状を受け止める記述をしつつ、個人の苦しみを吐露する意図があったのではと推察した。

## 第三部

## 戦前期朝鮮布教をめぐる諸問題

—「差異の構造」を把握する為の資料整理ノート—

渡 辺 順 一 (所員)

今年度は、京城教会主管者善積順蔵、羅津教会主管者幸田タマ、京城教会朝鮮人布教の協力者である金俊龍、西大門教会主管者李元珪に関わる、未発表資料の解説を行い、研究の課題性と視点の明確化に努めた。なお、「差異の構造」の把握ということが今回の作業のねらいに置かれた理由は、次のような問題意識からである。

先ず第一に、戦前期日本が朝鮮植民地支配の統治理念とした同

化主義が、皇国日本（人）と植民地朝鮮（人）との関係を、朝鮮人にとっては永遠に乗り越えられない差異性として固定化しつつ、日本（人）との同一化への努力を朝鮮（人）に対して強いるものであったからである。特に、日中戦時下の皇民化政策期に叫ばれた「内鮮一体」は、「日鮮同祖論」に基づいて、朝鮮人を不完全な日本人と見なし、彼等に日本人であることの証を具体的行動において求め、戦争遂行の為の人的資源を確保しようとしたものであった。このような両民族の関係構造の中で、本教の布教がどう位置づけられ、また日本人と朝鮮人の信仰者達がお互いをどのように理解し合うことが可能であったのか、を考えてみたいということである。

そして第二に、信仰概念の理解・共有ということに関わる「差異の構造」の問題である。朝鮮と日本は、共に儒教文化圏の中で自らの固有な文化を育んできたが、しかしそれらの儒教認識のあり方には、近似性と同時に明らかな差異性も認められる。そのような異民族である朝鮮人が日本の儒教文化を基盤に形成されてきた本教信仰概念を受容していく段階での、認識上のズレを問題化しつつ、信仰概念の共通認識がどう可能であったか、を問う必要があると思われる。

## 昭和九・十年事件を読み直す

大林 浩 治（所員）

昭和九・十年事件は、戦後「教団自覚運動」といわれ、「取次教団」の認識を得るに至った事件とされている。これは、戦後に価値付けられた事件の表明であるが、本稿では、その評価に繋げられる以前、当時の事件の渦中で、教団に向けていかなる認識が生起していたかを把握することにとめた。そこにある問題意識は、教団への価値付け方として、事件における当時の認識が、今日の状況にいかなる意味を投げかけるものであるか、である。

まず、事件当時の「有志盟約」や当局者の対抗の諸相を窺った。さらに、当時、盟約―非盟約の構図から相対的な立場にあったとされる高橋正雄の問題意識の把握を試みた。

事件当時の「有志盟約」は、「教祖立教以来の神業」の確守を主張し、「管長自決」という解決方途をとっていた。しかし「管長自決」は、自らの主張である教義的正当性の上で論理化されておらず、主張と活動との乖離が認められた。また、盟約に関わらない「非盟約」等の主張には、その乖離を指弾するものもあり、単に「立教」の教義認識の違いや深淺の問題ではないことも認められた。一方、「超盟約」といわれ、事件に対して何らの立場を表明していない高橋は、事件自体への問題性に触れて、管長と共に盟約の立場にも、自己の立場や主張に終始する自己保身の

「欲」の問題を提示していた。

事件は、「管長自決」ではなく、「神前奉仕の絶対不可侵」を定める制度化によって、その終息をみる。その終息に至る局面から、教団を介する当事者らの認識の相違を次のように確認した。

すなわち、盟約側の「取次」の根本性を教団に定置させようという方策は、その正当性を「立教神伝」に依拠する。しかしむしろ方策に力点を置くものであり、そこでの教義認識は方策の正当性を支えるものとしての様相であった。一方高橋は、取次が「誰の考えでもやめることが出来ない」という絶対的な事実があつて教団があると主張する。教団の所以を訊ねるあり方を「立教神伝」に見、教団に対する方策を示すものではなかった。何ゆえに教団があり得ているかという構えであり、その主張は、教義と教団の原理的な認識の地平の有無を問うものであった。

### 高度成長期の教団とその課題

—「二課題」設定をめぐる—

三 矢 田 光 (所員)

本報告では、多河内局の辞任を受けて発足する第三次高橋内局（昭和三八年四月～四〇年五月）と、その高橋の教監現職中の死によって成立する竹部内局（昭和四〇年七月～四四年五月）時期の教政動向を対象として、「二課題」に象徴される教団再編への

志向とその問題を究明することにより、高度成長という近代化とその亀裂の時代を教団がどのように経験したかを考えていくこととした。

第一章では、高橋内局時期の教政動向を概観し、一、会議開催を主導していく人々の立場と問題意識はどのようなものであったか、二、それに対する高橋内局の認識はどのようなものであったか、三、両者の対話の中で、どのような葛藤や方向性が生まれたのか、との論点を導き、以下の各章で考察を試みた。

第二章では、戦後思想状況を視野に入れながら、教団人会議（昭和三三年～）、分けても池川聡雄と安田好三に焦点を当て、若手教務人たちの問題意識を探った。そして、彼らが、時代対応としての教団の近代化を掲げ、都市部での布教や計画的布教によって教勢の伸展を図ったこと、また、そうした体制を創出するために、教務と信仰を分離し、機能性・実効性を追究しようとしたことを明らかにした。

第三章では、全教会議の準備として当局が池川、畑、安田の三者を招いて行った「教内懇談会」（昭和四〇年二月）に焦点を当て、彼ら若手教務者に代表される「社会」性獲得への欲求と当局の対峙の様相を捉えた。ここでは、具体的な制度・施策の限りで教団を運用し、社会存在としての教団の位置・役割を明確化していくこととする立場と、高橋正雄に代表される、それに携わる個人の姿勢や、生き方から教政を問う立場の対立が見られた。

第四章では、竹部内局時期、全教会議で「二課題」（本教の信

心と運動、今日の社会と本教（教会）が設定される（昭和四三年八月）経緯を捉え、また、その具体化である「政治・社会問題等に関する研究会」「現代社会に布教する教会委員会」の内容を見た。そして「二課題」が、直接の目的とした教団としての社会問題への態度表明や具体的活動を生み出すこともなく、また、それを通じて目指された、救済への使命感や無私の精神に教師が復していくという成果にも繋がらなかったことを示した。そして、そこには、近代化を志向した制度や活動の上でしか「教団」像を追究し得なかった問題があり、むしろ先人の「生き方」に共鳴できるものを求め、実践していく中に、目指されるべき教団改革や現代的問題超克への手がかりが示されていたのではないかと、この見解を述べた。

### 明治期本教教団における天地金乃神像表明の諸問題

北 林 秀 生（所員）

本稿では、神道金光教会設立時点（明治一八年）と、教団独立（明治三三年）以降での教団主祭神の表明の仕方が変遷を遂げていくことに注目し、その理由を金光教の近代的「宗教」創出過程との関わりで論を進めた。

一章では、佐藤が明治一六年に編纂した「慎誠神訓」中、「神訓」での多神教的、一神教的記述が併存している主祭神について

の記述のあり様に注目して考察した。佐藤が「神訓」でそのような主祭神像を描き出した理由を、教団独立への志向性と国内において変革期にあった宗教行政との関わりで論じた。

二章では、教団が作成した教義テキスト、「金乃神靈續考」「慎誠正伝之弁」の内容と各地の布教現場での「神訓」の位置づけについて検討した。これらテキストでは、国家神道の中にも自らの信仰を位置付ける記述がなされる一方で、「神訓」の教条が示されることによつて、国家神道に包摂されない内容も含まれていた。このことから、「神訓」の内容が教団設立以降も、当時の佐藤をはじめとする教政者にとつて信仰の枢要を占めるものとして把握されていたことを示した。しかし、「神訓」を基にした、信仰実践が、各地の布教と社会との軋轢を生じさせた為、それに伴つて、「神訓」自体の位置づけを再考しなければならない局面に立ち至つた教政者の状況を窺つた。

三章では、金光教会学問所設立（明治二七年）から教団独立、「天地の大理」発刊（同三八年）へと至る中で、改めて打ち出された天地金乃神像について考察した。独立請願運動の開始後（同三三年）、仏教やキリスト教に比肩できる「宗教」たらしめるべく、天地金乃神を天地の主祭神、ひいては宇宙の主祭神、万物の創造神として一神教的に把握し、近代的かつ普遍的な神性を表明するに至る過程を示し、その意味合いについて論じた。

## ハンセン病者が抱える問題と信仰

—「太田垣書簡」を中心として—

兒山真生(助手)

本稿では、ハンセン病者にとつての本教信仰の意味、「助かり」の内実を窺うに当たり、大島青松園求信会長であった太田垣益一が高橋正雄に宛てた書簡を中心資料として、ハンセン病者が抱えていた問題の実相を把握すべく努めた。なお本論では、大正一三年四月三日の書簡に、多くのハンセン病者が問題にしていた「疾病観」へ身体へ「家族」へ「死」に関する事柄が記載されていることから、これらを視角として課題の究明を試みた。

一章では、「疾病観」へ「身体」に注目した。そこでは不治の病といわれるハンセン病に罹患した太田垣が、本教信仰による治療を願つて入信する状況と、数年後治らないことを自覚することによって問い直されることになる信仰の意義を、求信会結成と関わらせながら窺った。

二章では、「家族」に注目した。そこでは、ハンセン病が人から嫌われる病気であるために、太田垣が家族や周辺との関係に窮している状況と、高橋の勧めによって大島青松園に入所するまでの軌跡を示した。また、家を離れてもなお家族にまつわる問題が解消されることはなかったことにも論究した。

三章では、「死」に注目した。ハンセン病者が死を望む理由を

一般状況において押さえ、それでもなお「死にきれない」という病者の告白に注目することから、求信会における弔いの意味、そしてハンセン病者における生きる意味を窺うことに努めた。

## ○河合 信 一(第二部助手)

教典用語解説辞典(仮称)編纂の一環として作成した、教祖事蹟、歴史、民俗などに関する用語の草稿原案の中から、以下の二〇語を研究報告として提出し、検討を受けた。

告げる、天の鏡、天のことを三日言わずば長者になる、天文者、同行、とうじ、同姓、とうとうしい、とうない田、大新田、堂、東、当病、道力、科、とがめ・とがめる、とぎ、得度、徒刑、土佐、年切り、日切り、年玉、年玉、年回り・年の回り、年病み、年寄、判頭、保頭、土手根の田、向淵土手根みぞべり、札場西、戸手村、土橋、難波、叶橋、立売堀、大阪立売堀、南詰、四丁目、扉、どぶくる、富、富岡、とめのこ、留場、鞆、保命酒、豊葦原、とらげ・とらげる、鳥居、酉の年生まれ一歳、生まれ日改め、取りぎり、とりこし、取り払い、払い取り、取り実、名改め、隠居、名切りかえ、苗にも稗にも、中境、上の間、長崎、中山下、稲川内、岡山中山下稲川内、中庄、中新田、中野、中屋敷、東中屋敷、中山、中利旅館、永牢、中六、西六、六条院

中村、六条院西村、曇屋、撫川、夏大豆、夏物、夏づけ、夏病み、  
 七日、一回り、二回り、一流れ、三日一流れ、なるたけ、なるめ、  
 縄、泥棒をつかまえて縄をなう、糸の引き初め、正月・正月ごし  
 らえ、難舟、南北を回り、二天作の五、においを放す、  
 仁王町、備中屋、にがり、苦る、二氣の時節、干支、十干、肉食、  
 西阿曾、西阿知、西川、京屋敷、西宮、西原、二十二日、二十  
 一日、二十四日、二十三日、九日十日、十日、祭り日、縁日

## 紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、研究の内容、方法及び成果などについて、所外からの批判・検討を受け、今後の研究活動に資することを願ひ、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年度は、平成一〇年一月二六日に、第三〇回の検討会を開催した。

検討の対象となつたのは、紀要第三八号に掲載された、渡辺順一「諸人救済の視座―差別・暴力を視点とした『生神の宮』試論―」、竹部弘「近世農民の世界観と金光大神の信仰」の二編の論文である。また、その他、論文以外の掲載内容、研究動向等についても意見交換がなされた。

出席者は、所外から福島栄寿（光華女子大学、短期大学真宗文化研究所職員、姫野教善（寓託・北九州大学名誉教授、和泉正一（白金、松沢光明（圓、高橋浩一郎（学院教授・岡山）の各氏、所内からは各論文執筆者と佐藤光俊、金光和道、加藤実、金光清治（司舎、兒山真生（記録）であった。以下、検討会の概要を掲げる。

### 〈渡辺論文〉

○ 本研究において、明治期の金光大神の信仰展開の究明を、「差別」暴力」を視点として試みたことは、現代社会の問題意識から金光大神を解釈する新しい観点の提示となっている。但し、こうした視点導入の意義に関わっては、教学としての「差別」暴力」

の課題性に言及する要がある。この意義究明によって、本研究の趣意をはじめ方法上の意義も一層明らかになるであろうし、時状況の差異を越えて視点として導入したことの意義が保証されるのではなからうか。

○ 本論では、金光大神にとつての「生まれ変わり」の内実について、「穢」賤」の区別に囚われない主体へと金光大神が転回することであったと解釈している。しかしながら、金光大神に転回させた根拠については、時代状況の変化に預けられており、金光大神の内的な契機・要因からその理由は明らかにされていない。生活状況の変化と連動した金光大神の信仰展開は、説得的に論じられているが、「生まれ変わり」という金光大神の信仰の本質に関わる内容も論じられなければならないのではないか。

○ また、「生神の宮」を新秩序創建の拠点とし、その実現が幕末状況下にある自らの実存状況の打開から要請されていたとする論述は、従来の家制度や家観念をはじめとする既成の意味規定を解体し、前提化した認識枠組みの再考を促すことになっている。ただこの論理が、従来の金光大神像の否定をも射程に収めていることから、金光大神像の解体を招来した後の展望と意義に踏み込む論述が必要であった。

## 〈竹部論文〉

○ これまでの金光大神像は、前半生を「実意丁寧神信心」と性格付けてきた。本研究では、金光大神が記した「実意」に焦点を定め、その内実が、後半生も含め金光大神の信仰展開と歩調を同じくしているとの観点から、後半生における「実意」の意味の追究を行い、改めて金光大神の信仰全体と「実意」の関係を究明したものである。このことは、これまで不分明であった信仰の実意と通俗道徳的実意の差異化の試みとしても評価できる。

○ 本研究では、金光大神の信仰全体に関わる「実意」の意味追究を目指しつつも、前半生を「実意丁寧神信心」と捉える従来の研究的枠組みが踏襲されている点については、これまでの研究的枠組みに対する見定めと共に、本研究の課題性と研究的枠組みの関係の吟味が求められる。また、「実意」に注目する理由の一つとして、「金光大神にあって、『実意』という在り方が主題化された」ことを挙げているが、これについては課題性に関わることから、「主題化」の内容を論述する要があった。

○ 本研究が、金光大神における「実意」の展開把握を目指すことからすれば、「実意」の用法や語義自体への説明的配慮も求められる。例えば「実意いたし」と「実意にいたし」とでは信仰の意味の違いがあるのかないか。あるいは、「実意」に関する事蹟間の相違、相関についても論究される要があったのではないか。

○ これまで通俗道徳的実意など、近代的価値観に沿って読み解かれてきた金光大神の信仰を再考するにあたり、方法的には、いわば近世的な「百姓的世界観」の中での金光大神の状況に注目し、それによって近代化状況のみを視野に取めたものではない信仰世界のあり様が論証されたといえる。今後は近代化論的文脈に抛らず信仰を表述する方法の具体化と共に、それに基づく金光大神の信仰の今日的意義を明らかにしていくことが望まれる。

## 〈紀要全般、近年の研究動向について〉

○ 第三六回教学研究会の講演記録は、現在の教学に対する提言として、興味深い。また、質疑応答を掲載したことは、講演の理解を助けると共に、教学と関連諸学との学際的対話の場をも提供していると思われる。

○ 「覚帳」が出て以降、金光大神の信仰究明が求められてきた。そして、現在では新しい教祖像の確立が願われるようになってきている。こうした動向とも相俟って、新しい教祖像を確立することの今日的意味やその欲求の由来の究明が今後求められるのではなからうか。

彙報

—平成一〇・四・一〜平成一一・三・三一—

平成一〇年度の業務概要……………191頁  
 研究題目の認定……………192頁  
 研究講座……………192頁  
 研究発表会……………193頁  
 教典に関する基礎資料の編纂……………193頁  
 資料の収集・管理……………194頁  
 教学研究会……………196頁  
 教団史に関する懇談会……………197頁  
 日韓宗教研究者交流シンポジウム……………198頁  
 各種会合への出席……………199頁  
 囑託・研究員……………199頁  
 評議員……………200頁  
 研究生……………201頁  
 通信の発行……………202頁  
 人事異動……………202頁  
 学院との関係・その他……………203頁

平成一〇年度の業務概要

本所は、本教における教学研究機関として、その基本的な性格に根ざしつつ諸般の業務の円滑な遂行を願ひ、適宜その体制に検討を加え今日までの歩みを進めてきている。具体的には、平成七年度の教祖・教義研究の領域を統合する試みに続き、平成八年度からは、全所的な指導による助手育成、研究者の自律的な取り組みを促すべく所員・助手の個別的指導関係を解放してきている。また、平成七年度から、教学研究会において個々の研究内容を発表すると共に、公募による所外参加者の発表も求め、広く全教との対話の中での課題の明確化に努めてきた。加えて、平成五年度以来の日韓宗教研究者交流シンポジウムは、異文化を視野に入れた学問的交流から教学の方法や立場を照らし返す試みとなり、さらに同年からの「金光教教典用語解説辞典(仮称)」の編集作業は、過去の研究史の捉え直しや、教祖・教義研究を包括する形での新たな方法についての議論を促すものとなるなど、研究活動の充実・展開を求めてきている。

平成一〇年度は、これまでの取り組みを踏まえ、引き続き(1)本教における教義的課題の明確化及び研究の促進、(2)『金光教教典』に関する基礎資料の編纂、(3)本所諸資料の全体的確認・整理などを中心にして、諸般の営みを進めた。

(1)については、教学研究会を開催し、研究の発表・討議を通じて、今日の教団状況の推移との関連等から個々の研究の意味を、

また、日韓宗教研究者交流シンポジウムへの参画、教団史に関する懇談会等を通じ、教学の意義・課題の追求に努めた。(2)については、「金光教典用語解説辞典(仮称)」の草稿の執筆、検討を進めた。(3)については、既存・新収資料の複写、目録作成作業を行う等、本所の全資料の総合的な把握に努め、また多様な研究的要求に即応するべく、データバンク充実の為の作業を進めた。

### 研究題目の認定

四月二十二日、一〇名の所員による本年度(平成一〇年)の研究題目が、以下の通りそれぞれ認定された。

へ第一部

○大谷村と赤沢文治

金光 和道

○「覚書」「覚帳」における呼称表現について

小坂 真弓

へ第二部

○金光大神における「差し向け」の意味

竹部 弘

○「あいよかけよ」の教義解釈の歴史について

加藤 実

へ第三部

○戦前期朝鮮布教の諸問題

渡辺 順一

○「二課題」設定に見る教団論の変容

三矢田 光

○昭和九：十年事件を読み直す

大林 浩治

―教団の「転換」の視角に關わって―

大林 浩治

○明治期本教団における天地金乃神像表明の諸問題

北林 秀生

○戦時下北米における本教とその経験

金光 清治

なお、加藤実は、平成一一年一月一〇日付にて、題目変更願を提出し、「民俗信仰の禁忌観念と金光大神」との題目で認定された。

### 研究講座

五月一日、本年度(平成一〇年)の研究講座を発送せしめ、以下の通り実施した。

一、原典ゼミ―担当者、金光和

「お知らせ事覚帳」の影印本をテキストとしたゼミを、一〇

回、教祖関係の史跡調査を目的とした野外ゼミを、一回実施

した。

二、教義ゼミ―担当者、竹部

『聖書学方法論』の講読会を、三回、研究課題・方法につい

ての討議を、三回実施した。

三、教団史資料ゼミ―担当者、渡辺

「教団史に関する懇談会」の準備作業として、資料講読・討

議を、一二回実施した。

四、文献・資料講読会―担当者、水野

今村仁司他著『現代思想の源流』をテキストとした講読会を、

四回実施した。

## 研究発表会

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進することを願って、以下の通り実施した。

○金光大神の信仰における人間の「悪」性観の研究の前に

—折口信夫『道徳の発生』を読む— 小谷 陽子(10・6・25)

○「金光大神事蹟集」から窺う金光大神広前の様子とそこから窺える意味  
荻野理喜之助(10・6・25)

○明治期東京布教について

—学習ノートその1— 高橋 晴江(10・6・26)

○高度経済成長と教団の近代化 三矢田 光(10・10・27)

○「あいよかけよ」の教義解釈の歴史について

加藤 実(10・11・6)

○金光大神の神勳形態について

—「慣習世界と信仰形式」の解題を中心に—

荻野理喜之助(10・11・6)

○ハンセン病者の「問い」とその意味をめぐって

兒山 真生(10・11・18)

○天地と神について

水野 照雄(10・11・19)

○在日朝鮮人運動と社交核心会に参加した在日朝鮮人運動家について  
佐藤 武志(10・11・20)

○金光大神の把握した世界とそこから表明される「人間が本来あるべき姿」について

—紀要一七号「神の怒りと負け手」明治六年十月十日の神伝をめぐって—  
兒山 陽子(10・11・20)

○明治期東京布教について 学習ノートその2

—歌舞伎役者・花柳界関係者の信仰について—

高橋 晴江(10・11・30)

○「あいよかけよ」解釈の可能性とその限界

—高橋正雄の「立教神伝」解釈の視点移動をめぐって—

加藤 実(10・12・16)

## 教典に関する基礎資料の編纂

本年度は以下の通り実施した。

一、「金光教典用語解説辞典(仮巻)」草稿検討会

(1)教義用語

①昨年度に引き続き、所内検討会を一四回実施し、改稿を進めた。また、検討の効率化を図るべく、教義用語部会を適宜実施した。

②所内で検討、改稿の終了した用語について、教内有識者の意見を聴取すべく、編集会議(10・10・14、15)を開催した。

③昨年度編集会議での検討及び所内での再改稿を経た用語について、最終的な草稿を得るべく、嘱託一名を招き、草稿作成

会議(10・12・3・4)を行った。

(2) 教祖事蹟・民俗用語等

昨年度に引き続き、草稿第三稿を踏まえ、採用語を見直し、検討、改稿を進めた。なお、これらの検討会は四一回実施した。

## 二、御理解関係資料検討会

収集資料「御遺訓収集の達示に対する回答」(明治二十七年)に教典への追加が考えられる「御理解」が含まれていることから、当該資料の解読の確認及び、教内誌から教典に未収録の「御理解」収集に努めた。

## 資料の収集・管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

### 一、資料調査・収集

- (1) 布教史に関する資料(ポルトランド教会初代教会長平山文次郎先生のみ教え)の收受(10・4・10)／蛸谷美智子氏より
- (2) 芸備教会神徳書院資料の整理収集(10・4・17) 出張者四名
- (3) 教団史に関する資料二点の移管(10・4・21)／金光図書館より
- (4) 芸備教会神徳書院資料の整理収集(10・5・19) 出張者四名
- (5) 教団史に関する資料(救らいに関する綴、四冊、所長会議に関する綴四冊 一八志)の借用(10・6・2)／総務部より
- (6) 綾部教会所蔵資料の借用(10・6・10)／綾部教会より
- (7) 芸備教会神徳書院資料の整理収集(10・6・16) 出張者四名
- (8) 歴代教会長一覧表收受(10・7・2)／教会部より
- (9) 学院廃棄図書類收受(10・7・2)／金光教学院より
- (10) 芸備教会神徳書院資料の整理収集(10・7・14) 出張者四名
- (11) 教団史に関する資料(制度審議会審議経過等について)の借用(10・7・18)／総務部より
- (12) 教団史に関する資料(戦後「生の会」関係雑誌他)の收受(10・7・22)／高橋行地郎氏より
- (13) 教団史に関する資料(制度審議会記録)の收受(10・7・23)／総務部より
- (14) 教団史に関する資料(戦前「生の会」関係雑誌)の收受(10・8・1)／高橋行地郎氏より
- (15) 教団史に関する調査(明治期東京府下の変遷発達に関する資料収集(10・8・4) 出張者二名 複写資料二点收受)／岡山大学付属図書館より
- (16) 神名書付類(冊軸二本)の收受(金光図書館へ移管)(10・8・6)／本郷教会関係者より
- (17) 教団史に関する調査(大阪社会運動史に関する資料調査)(10・8・19) 出張者二名 新聞記事等複写資料收受／世界人権問題研究センター、大阪府立中之島図書館、大阪府立中央図書館より
- (18) 芸備教会神徳書院資料の整理収集(10・8・27) 出張者五名
- (19) 教団史に関する調査(鏡町教会長並びに菊池恵楓園金光教束信会に関する

聴取調査（10・9・4、5） 出張者二名資料九点收受／鏡町教会より

(20) 芸備教会神徳書院資料の整理収集（10・9・29） 出張者四名

(21) 民間信仰に関する調査（高梁川下流域に於ける神道金光教会設立期の講社実態及び金神信仰を中心とした民間信仰に関する調査）（10・10・2） 出張者七名資料三点借用／難波貞子氏より

(22) 芸備教会神徳書院資料の整理収集（10・10・26） 出張者四名

(23) 教祖直筆天地書附他の收受（10・11・18）／石原康義氏より

(24) 芸備教会神徳書院資料の整理収集（10・11・21） 出張者五名

(25) 民間信仰に関する調査（妙見様 妙見社 に関する聴取調査）（10・12・2） 出張者二名

(26) 民間信仰に関する調査（妙見様 妙見社 に関する追加聴取調査）（10・12・5） 出張者二名

(27) 布教史資料（久居、姫路、亀山、銀山、竹野、南紀、勝浦、伊丹各教会資料 三八点の收受（10・12・10）／近畿布教史編纂委員会より

(28) 教団史に関する調査（戦前期大阪の遊廓布教並びに部落布教に関する聴取調査（10・12・12、13） 出張者三名

(29) 教団史に関する調査（台湾布教に関する聴取調査（10・12・14、15） 出張者二名 資料一〇点借用／赤木繁子氏、篠田基男氏より

(30) コメンタリーに関する調査（民俗学者佐藤米司氏からの聴取調査（10・12・18） 出張者二名

(31) 教団史に関する資料（台湾布教に関する資料二点）の收受（11・1・6）／赤木繁子氏より

二、資料管理・運用

(1) 資料の登録

教団史資料目録追加分（四〇一八点）、管長家資料（二四四九点）、新収図書（五〇〇点）、教団書庫目録紀要（五九点）、金光大神関係資料目録（二三点）、布教史資料目録（九点）、教義資料（二五）をコンピュータへ登録した。

(2) 資料の複写

(イ) 神徳書院資料 四七三八〇枚 六九七点

(ロ) 教団史資料（追加分） 一五四九七枚 二六六点

(ハ) 布教史資料 二六四五枚 五五五点

(ニ) 教内図書 九七三枚 三三点

(ホ) 教外図書 九一〇枚 一〇〇点

(ヘ) 教団史資料（戦後） 五八七枚 七点

(ト) 教団史資料（天正） 三一四枚 四点点

(チ) 教団史資料（戦前） 二四二枚 五点点

(リ) 金光大神関係資料 二三一枚 八点点

(3) 資料の整理

(イ) 神徳書院資料 二二七点を整理し目録を作成した。

(ロ) 教団史資料

○ 教団史資料（追加分）

資料四五点を整理し目録を作成した。

○ 教団史資料（戦前）

総務課資料の編入作業及び目録を作成した。

○教団史資料（大正）

追加資料の目録を作成した。

(イ) 布教史資料

資料九点を整理し目録を作成した。

(ニ) 金光大神関係資料

資料五点を整理し目録を作成した。

(ホ) 教義資料

資料三点を整理し目録を作成した。

(4) 圖書の整理・保管

新取圖書五〇〇点の受入、破損圖書の補修、所在不明圖書の

確認・補充及び整理を行った。

(5) 雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、平成

一〇年のものについて廃棄処分した。

三、資料編纂

(1) 「金光教人名索引」について、中国教区教会出版物一〇一冊

の人名抽出作業を行った。

教 学 研 究 会

第三七回教学研究会（10・7・10、11）

一、日 程

第一日

(1) 課題発表・討議

(イ) 統一テーマ「本教における教典の意義

——テキストの創出と受容をめぐる——」

「『慎識神訓』の編纂とその受容について」 北林 秀生

「教典解釈と信仰形式

——旧教典の形成過程と体験主義的信仰——」

福嶋 信吉

「高橋正雄における『教典』の意味

——立教神伝に対する言説に注目して——」

加藤 実

(ロ) グループ討議

(イ) 全体討議 松本光明、岡成敏正、大林浩治（以上発題）、坂本

忠次（総評）、竹部弘（司会）

(2) 研究発表・討議

第二日

〈第一分科会〉

① 人類・自然・技術と宗教

② 「金光大神」から「生神金光大神を現代へ」

③ 明治期東京布教について

④ 昭和九・十年事件を読み直す

⑤ 戦時下北米布教とその問題

⑥ 私見 学院教育における現状と課題

荒木美智雄

高橋 寛志

高橋 晴江

大林 浩治

金光 清治

大久保信道

- ⑦戦後「救らい活動」の様相
- ⑧「二課題」と教団論
- ⑨戦後教団の社会認識と社会活動

兒山 真生  
三矢田 光  
坂本 忠次

- 〔第二分科会〕
- ①金光大神の信仰における「悪」

小谷 陽子

- ②金光大神の神勳形態と広前の様相

荻野理喜之助

- ③教典用語解説辞典（仮巻）編纂から浮かんだ問題点

- ④「神観」―その歴史と教義体系への位置づけ―

河合 信一  
津田 政宏

- ⑤神名にみる金光大神の神性把握について

- ⑥教義の運命 ―「実意丁寧神信心」について―

水野 照雄

- ⑦「生神金光大神」と「金光大神」

- ―作者と物語の登場人物との関係を視点にして―

小坂 真弓  
宮本要太郎

- ⑧生神から教祖へ
- ⑨「教祖」像をめぐる問題

- ―「日常の実践」の読解による現代的思考批判―

渡辺 順一

二、出席者

土居浩（前橋）、津田政宏（小金井）、岩崎道与（静岡）、浅野 弓（今池）、天野康治（加茂川）、石河道明（新在家）、高橋寛志（岡東）、

森定光治（玉遷）、行徳真一郎（鹿見島）、高橋行地郎（図書館）、上坂隆雄、谷村仁史（以上、学務課）、小林 互、藤井喜代秀、大久保信道、坂口光正（以上、学院）  
坂本忠次、荒木美智雄、山崎達彦、福嶋信吉、宮本要太郎（以上、囑託）

松本光明、岡成敏正、古瀬真一（以上、研究員）  
本所職員、研究生

教団史に関する懇談会

本所では、教団史資料収集の一環として、教団史に関する懇談会を随時開催し、聴取内容を資料化してきている。

第一〇回教団史に関する懇談会は、佐藤博敏内局（昭和四八年）から第一次安田内局（昭和五三年）までの教政動向を中心に、教団各面の状況、とりわけ昭和五五年の教規改正に至る経緯について、当時、教政教務の立場にあった人々を招き、以下の通り開催した。

一、期 日 平成一〇年九月二十五日～二十六日

二、会 場 本所会議室

三、テーマ 「戦後教団の動向について」

四、出席者 大徳道人、田淵徳行、宮尾肇

本所職員九名

## 日韓宗教研究者交流シンポジウム

第六回日韓宗教研究者交流シンポジウム

立正佼成会本部（98・8・18～19）

日本と韓国における諸学問（宗教学、歴史学等）の研究者、および各宗教の教学・宗学の研究者との交流・相互理解を通じて、両国における宗教研究の比較、検討と、問題意識の交流を図ると共に、  
「教学研究上の研究視点の深化と拡大を培うべく同シンポジウムに参加した。また、運営委員会に参画した。」

今回は、「（近代）東アジアにおける『民族』と宗教―使命観をめぐって―」の共通テーマのもと、植民地期以前、植民地期、解放以降の三期について、両国一名ずつ研究発表を行い、コメント、討議を行った。

なお、閉会式では、本所所長が、来年度の準備会をもって一層充実したシンポジウムが再来年韓国で開催されることをアピールし、閉会した。

本所参加者のうち五名は、シンポジウム終了後、二〇、二二日の両日、他宗教施設を訪問した。

## 一、日程

## 第一日

## (1) 基調発表

小澤 浩（富山大学教授）

「民族の解放と『民族』からの解放」

## (2) 研究発表

〈植民地期以前〉

① 宇野田尚哉（日本学術振興会特別研究員）

「宗教意識と帝国意識―日清・日露戦間期の海老名弾

正を中心に」

② 朴承吉（大邱暎星カトリック大学校教授）

「中華的世界観の崩壊と民族宗教運動」

〈植民地期〉

③ 西山 茂（東洋大学教授）

「日蓮主義的天皇神話の形成と変容―田中智学から石

原完爾へ」

④ 尹聖旻（韓神大学校助教授）

「日帝強占期の韓国宗教と民族主義」

〈解放以降〉

⑤ ロバート・キサラ（南山大学助教授）

「戦後日本の使命観と宗教―世界平和建設とその問題

点」

⑥ 尹承容（ソウル大学校講師）

「韓国の民族主義と現代宗教―維新時代（一九七四―二九

七九）を中心に」

## (3) コメント

○ 黄弼昊（江南神学大学校教授） ○ 澤井啓一（惠泉女学園大学教

授 ○福島栄寿（光華女子短期大学）○崔永鎬（靈山国際大学校専任講師）○薄井篤子（神田外語大学非常勤講師）○趙誠允（済州大学校教授）

第二日

(4) 総括討論

問題提起

- ① 桂島宣弘（立命館大学教授）
- ② 張錫萬（ソウル大学校講師）
- 総評
- ③ 鄭鎮弘（ソウル大学校教授）
- ④ 佐藤光俊（金光教教学研究所長）

一、参加者

- (1) 日本側参加者 教団関係者 二七名、学界関係者 八九名、本教関係者 四名、本所参加者 一〇名
  - (2) 韓国側参加者 教団関係者 八名、学界関係者 三四名
- 計一一三名

なお、本所参加者は、佐藤光俊（所長）、渡辺順一、竹部弘（以上部長）、大林浩治、北林秀生、金光清治、小坂真弓（以上、所員）、河合信一、水野照雄、小谷陽子（以上、助手）であった。

三、調査見学旅行（八月二〇～二二日）

以下の教団等を訪問した。

真如苑、高尾山薬王院、世界救世教、思親会

各種会合への出席

一、学会

- 岡山民俗学会（10・4・26）二名
- 歴史学研究会（10・5・23～24）二名
- 日本民族学会（10・5・23～24）二名
- 「宗教と社会」学会（10・7・12）二名
- 日本宗教学会（10・9・13～15）三名
- 日本民俗学会（10・10・3～4）三名
- 日本史研究会（10・11・21～22）三名
- 日本社会学会（10・11・22～23）四名

二、その他

- 天理教「教祖御誕生二〇〇年」記念フォーラムズ（10・4・17）一名
- NCC宗教研究所ゼミナール（10・10・21～22）二名
- 岡山民俗学会創立五十周年記念講演会（10・11・23）三名
- 民衆思想研究会（10・12・19）三名
- 現代における宗教の役割研究会（10・12・26～27）一名

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、「金光教教典用語解説辞典（仮称）」編集会議、

第三七回教学研究会、第三〇回紀要掲載論文検討会、第六回日韓宗教研究者交流シンポジウムへの出席・参加、及び教学論総論への出講を通じて、本所の業務に参画した。

本年度は、第二一回研究員集會を、以下の通り開催した。

一、期 日 平成一〇年二月一〇日～一一日

二、会 場 本所会議室

三、議 題 「近年の動向と教学の課題」

四、内 容 まず、松本光明研究員が、「第三七回教学研究会、研究発表についての所感」と題し、教学研究会で議論された「教典の意義」に触れ、教典には、信仰が問い返されるように、「教典」としての完結性、自律性と、逆に、信仰からの問いかけが、「教典」のあり方を左右するような非自律性があるとし、この二面性を視点にした研究的課題について述べた。次に、野中修研究員が、「教学課題への提言、布教史研究から」と題し、かつての布教者達の信仰内容を表現した言葉が、今日、容易に通用しなくなっているという事実を踏まえ、「布教を支えた言葉」（「おかげ」「めぐり」「まこと」などや、その言葉が語られた信仰背景が述べられた。そして現在の信仰状況との隔たりがもつ問題点が示された。この二つの発表を手掛かりとして、布教者の言葉と教義展開の関係、また現教典刊行後十五年を経ての教典をめぐる教義研究の課題や、独立百年を目指す今日に

において、改めての教団論の展開の必要性、必然性等、教団史研究の展望について意見交換が行われた。

五、出席者 山根正威、松本光明、岡成敏正、野中修、古瀬真

一（以上研究員）、本所職員七名

#### 評 議 員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

一、第六六回（10・9・11、12）

議 題 (1)平成一一年度の方針並びに計画案及び

経費予定案について

(2)その他

二、第六七回（11・3・12）

議 題 (1)平成一〇年度研究報告について

(2)その他

第六六回の審議の主な点は、(1)「金光教教典用語解説辞典（仮称）編纂の進捗状況等について、(2)日韓宗教研究者交流シンポジウムの成果と今後の課題等について、(3)研究者の指導の在り方について、(4)研究課題について、(5)研究報告の体裁等、(6)『概説金光教』及び伝記『金光大神』の改訂について、(7)資料室の今後の課題及び事務室との連携について、等であった。これらの諸点に併せ、経費についても質疑応答がなされ、平成一一年度の方

針並びに計画案及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は、小林互、岩崎礼昭、中川八良、澤田重信、早川公明、多河巖の各評議員と所長以下六名の職員であった。

第六七回では、平成一〇年度研究報告並びに業務報告の概要について報告ののち、以下の諸点について審議を行った。(1)研究課題への取り組み方について、(2)新教規施行後の教義研究について、(3)「覚書」「覚帳」研究の今後の課題等について、(4)戦前戦後の教団の歩み及び今後の研究課題について、(5)「金光教典用語解説辞典(仮称)」の刊行時期等について、であった。

なお、出席者は澤田重信、早川公明、熊田信道、松村真治、道願正道(欠席 中川八良)の各評議員と所長以下六名の職員であった。

## 研 究 生

本年度は、左の三名に、五月一日から六か月間研究生を委嘱し、実習を行った。

松本早古(広町教会)、山本美紀(千里山教会)、矢野道代(木山教会)  
実習内容は以下の通りである。

一、レポート

(1)文献解題・資料解題

研究生の研究関心に応じて文献・資料を選択し、解題レポートを三回提出した。

(2)実習報告

実習期間を総括して、以下の内容の実習報告を一〇月に提出した。

○松本早古

福田美亮の抑留生活の分析を通じて、福田の信仰展開について考察した。

○山本美紀

「覚帳」の初代白神新一郎の死についての記述内容の分析を通じて、金光大神の信仰における「犠牲」の意味を考察した。

○矢野道代

神道金光教会時代における金光四神の神前奉仕をめぐる問題の分析を通じて、信仰継承の意味について考察した。

二、講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、「教学論総論」「教学論各論」の各講座に参加した。

(1)教学論総論―担当者、所長・部長・幹事・嘱託・教務一部長  
教学の基本理念・歴史、金光大神研究・教義研究・教団史研究の各方法論、及び本所の活動内容についての講義を実施した。

また、教学の問題関心・課題意識についての講義を、嘱託  
宮本要太郎(10・7・9)、研究員岡成敏正(10・9・17)により、  
教団動向についての講義を、教務一部長鈴木甫(10・6・16)

により、それぞれ実施した。

(2) 教学論各論

(イ) 原典講読——担当者、加藤、小坂

「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」の影印本、「御理解集」の直筆資料をテキストに、通読、討議を中心に三回実施した。

(ロ) 原典講読——担当者、三矢田、北林、金光清

「佐藤範雄『信仰回顧六十五年』『青年会雑誌』」をテキストとして、通読、討議を、三回実施した。

(ハ) 紀要論文講読——担当者、北林

瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の大事の事蹟について——金神・神々と教祖との関わり——」、福嶋義次「金神、その神性開示について——金光大神理解研究ノート——」、早川公明「『金之神社』考」、渡辺順一「日本植民地統治下での東アジア布教——台湾・朝鮮・満州での布教の軌跡とその問題——」、久保田紘二「『新光』にみられる教義化の諸問題——とくに高橋正雄を中心として——」の各論文をテキストとして、講読会を五回実施した。

(3) 資料実習——担当者、北林

資料の意味を把握し、本所における資料の収集整理・保管の技術および取り扱い方法について理解を深めるべく、資料室ガイダンスを一回、資料解説を三回、資料整理を二回、調査実習を一回行った。また、図書整理、資料庫保管資料の所

在確認をそれぞれ一回ずつ行った。

(4) 方法論ゼミ——担当者、北林

研究動向への理解・関心を深めるべく、研究者・研究生相互に教学の問題意識・課題意識等についての討議を二回実施した。

(5) その他

所内各種会合に出席、傍聴した。また、儀式事務御用奉仕に従事した。

通信の発行

通信「聖ヶ丘」第一八号を以下の通り発行した。

一、期日 平成一〇年六月一〇日

二、内容 巻頭言、所内の動き、投稿、研究報告検討会座談会、

他

三、部数 三二〇部(B5判、八頁)

人事異動

一、職員

○所員大林浩治、四月一日付で幹事就任。○所員坂口光正、四月一五日付で辞任、翌日付で学院へ異動。○新教規施行に伴い七月二二日付、本所職員は、教団職員に任命された。○教師山

本美紀、一月一日付で教団職員に任命され助手に就任。○書記宮内真美子（教団職員）・同小玉舞（レ）、一月一日付で主事に就任。○事務長堤光昭（教団職員）、一月二日付で本部教庁教会部典儀室へ異動。○佐藤和貴（教団職員）、一月二日付で事務長に就任。○主事小玉舞（教団職員）、一月二日付で退職。○主事宮内真美子、一月二日付で資料室員の指名を解く。○渡辺順一、三月一八日付で部長辞任により第三部長並びに所長職務代行の指名を解く。○幹事大林浩治、三月一八日付で辞任。後任には加藤実、三月一九日付で任命。○所員大林浩治、三月一九日付で部長に就任。同日付で第三部長に指名。○部長竹部弘、三月一八日付所長職務代行に指名。

## 二、嘱託

○輔教宮本要太郎、四月一日付で嘱託を委嘱。○嘱託高橋一邦、四月二二日付で常勤を解く。○新教規施行に伴い（任期四年）教師高橋一邦、教徒坂本忠次、教徒荒木美智雄、教師姫野教善、教徒山崎達彦、教師藤尾節昭、教徒前田祝一、教師早川公明、教師福岡義次、教徒福岡信吉、輔教宮本要太郎、七月二二日付で嘱託を委嘱。

## 三、研究生

○教師松本早古・教徒山本美紀・同矢野道代、五月一日付で研究生を委嘱。一〇月三一日付で委嘱期間満了。

## 四、評議員

○評議員宮田真喜男、六月一九日付で任期満了により辞任。後

任には教師早川公明、六月二〇日付就任。○評議員押木広太、八月三一日付で任期満了により辞任。後任には教師多河巖、九月一日付就任。○評議員中川八良、八月三一日付で任期満了。翌日付で再任。○評議員小林互、一〇月二九日付で辞任。後任には教師熊田信道、一二月二二日付就任。○評議員岩崎礼昭、一二月二〇日付で辞任。後任には教師松村真治、一二月二二日付就任。○評議員多河巖、二月九日付で辞任。後任には教師道願正道、二月一〇日付就任。

## 五、本所関係者

職員二三名（所長1・部長3・幹事1・所員5・助手8・事務長1・主事4）  
嘱託一名、研究員五名、評議員六名

## 学院との関係・その他

一、学院前期基礎課程の講義に、以下の職員が出講した。

### (1) 教祖特別講義

所員・金光和道、同・小坂真弓（10・10・27）

### (2) 教義特別講義

所員・竹部弘（10・10・19、11・2、28）

### (3) 教団史特別講義

所員・渡辺順一、同・三矢田光、同・大林浩治（10・7・21、10

・19、23、11・4、27）

二、学院後期研修・実習課程の講義に、以下の職員が出講した。

紀要『金光教学』三十八号正誤表

頁	行	誤	正
38	上段△9	『新約聖書に	『新約聖書解釈に
39	下段△10	吉野祐子	吉野裕子
45	下段△3	前掲	初出
143	上段△9	(9・3・11)	(10・3・1)
143	上段△7	(9・3・19)	(10・3・19)

紀要『金光教学』三十三号正誤表

7	3	理Ⅲ御案	理Ⅲ道案
8	8	生きる得る	生き得る
10	7	理Ⅲ御案	理Ⅲ道案
28	1	理Ⅲ御案	理Ⅲ道案
47	下段△10	理Ⅲ御案	理Ⅲ道案
47	下段△9	理Ⅲ御案	理Ⅲ道案

紀要『金光教学』三十号正誤表

2	金光教学研究紀要第21、30号 掲載論文・資料等一覧表 7	感化救済運動	感化救済活動
---	-------------------------------------	--------	--------

紀要『金光教学』二十六号正誤表

73	2	旧十一月八日	申十一月八日
----	---	--------	--------

- 「教学論」所長・佐藤光俊(11・3・5)
- 三、学院の助手教育の一環として、「教学論総論3」(所員・竹部弘)、「教学論総論6」(研究員・岡成敏正)に、以下の学院助手が聴講した。
- 十亀美樹、牟田晴江
- 四、学院と教学研究所との懇談を実施した。(11・3・10)

金光図書館と教学研究所との懇談を実施した(11・3・13)

本年度中に本所を訪れた学界関係者等は、以下の通りである。

- ジョン・ブリーン(ロンドン大学東洋アフリカ研究学院助教授(10・4・4)
- セシリア・ヨハネソン(ストックホルム大学在籍宗教学専攻(10・4・9)
- 小松原基弘、木下浩(岡山県立博物館学芸員)(10・6・23)
- 深沢博昭、小見夏生(文化庁文化庁文化部宗務課宗教学法人室)(10・7・28)
- 大島宏之(立正佼成会教学委員会委員長)(10・8・24)
- 渡辺雅子(明治学院大学教授)(10・9・10)
- 福尾美夜(岡山民俗学会)(10・9・14)
- 大和昌平(東京基督教大学共立基督教研究所)(10・10・13)



---

平成11年9月20日印刷  
平成11年9月25日発行

金光教学第39号

編集・金光教教学研究  
印刷・株式会社正文社印刷所  
発行・金光教教学研究

岡山県浅口郡金光町

---

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究  
までお送り下さい。

## 発 刊 に 当 っ て

このたび、当研究所紀要「金光教学」を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまわって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究所が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に「金光教学」の名を冠するゆえんは、かつて、金光学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究部長 大淵千仞)

# JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by  
Konkokyo Research Institute  
Konko, Okayama, Japan  
1999  
No.39

---

## CONTENTS

KONKO, KAZUMICHI	
On the Situations and Expenses for building an Annex and a Shrine of Konko Daijin's Hiromae around 1859 .....	1
KONKO, KIYOJI	
An Analysis on the Issei Believers' Experiences at the Internment during the World War the Second .....	36
TAKAHASHI, HARUE	
The Transfiguration of "Ie System" and "Family business" in Meiji Period and Hasegawa, Matsu's Faith and her Missionary Works in Tokyo .....	73
SATO, TAKESHI	
Konkokyo's Attitude to the Campaigners' Activities on putting the General Election into Effect .....	110
<hr/>	
SATO, MITSUTOSHI	
Religious Organizations and the Political System of Japan — Focused on Konkokyo and its Modernization — .....	158
<hr/>	
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff of Konkokyo Research Institute for the Year 1998 .....	178
The Summary of the Records for the Meeting about the Critique of Papers Contributed to the Previous Edition .....	189
A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 1998 .....	191